

令和4年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

社会福祉推進事業

**災害福祉支援ネットワーク、DWAT の実態把握、課題分析
及び運営の標準化に関する調査研究事業**

**報 告 書
(データ版)**

令和5（2023）年3月

株式会社 富士通総研

災害福祉支援ネットワーク、DWAT の実態把握、課題分析
及び運営の標準化に関する調査研究事業報告書
(データ版)

目 次

1. アンケート調査について	1
(1) 調査の目的	1
(2) アンケート調査の設問構成	1
(3) 調査方法及び調査期間	2
(4) 回収結果	2
(5) 報告書を見る際の注意事項	3
2. 都道府県別回答	4
(1) 北海道	4
(2) 青森県	7
(3) 岩手県	11
(4) 宮城県	17
(5) 秋田県	20
(6) 山形県	24
(7) 福島県	28
(8) 茨城県	32
(9) 栃木県	36
(10) 群馬県	40
(11) 埼玉県	44
(12) 千葉県	47
(13) 東京都	51
(14) 神奈川県	55
(15) 新潟県	59
(16) 富山県	62
(17) 石川県	66
(18) 福井県	69
(19) 山梨県	74
(20) 長野県	77
(21) 岐阜県	82
(22) 静岡県	86
(23) 愛知県	90
(24) 三重県	94
(25) 滋賀県	98
(26) 京都府	103
(27) 大阪府	108

(28)	兵庫県	112
(29)	奈良県	116
(30)	和歌山県	120
(31)	鳥取県	123
(32)	島根県	128
(33)	岡山県	131
(34)	広島県	135
(35)	山口県	139
(36)	徳島県	142
(37)	香川県	146
(38)	愛媛県	150
(39)	高知県	154
(40)	福岡県	158
(41)	佐賀県	162
(42)	長崎県	166
(43)	熊本県	170
(44)	大分県	173
(45)	宮崎県	177
(46)	鹿児島県	181
(47)	沖縄県	185
資料		189
	災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力のお願い(依頼状)	190
	災害時の福祉支援体制の構築についての調査(調査票)	193

令和4年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
 災害福祉支援ネットワーク、DWAT の実態把握、課題分析及び運営の標準化に関する調査研究事業
 (データ版)
<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2022saigaifukushi.html>

1. アンケート調査について

(1) 調査の目的

本調査は、全国の各都道府県における、災害時の福祉支援体制の構築とその実施に係る人材育成の状況等について把握することを目的とする。

今年度は47団体全てから回答があった。

(2) アンケート調査の設問構成

問	設問	内容	備考		
I 都道府県内における災害時の福祉支援体制の構築状況					
問1	都道府県内における災害時の福祉支援体制の構築状況				
問2-1	「1.既に構築している」「2.現在構築中である」都道府県のみ回答				
①	自都道府県内で活動する名称・内容				
②	体制の稼動開始時期(協議会や検討会の立ち上げ等)、予定時期				
③	体制構築に関わっている団体				
④	現在の協議会、協定等への参加団体以外で連携を想定している団体				
⑤	支援の対象				
⑤-1	支援の主な対象先				
⑤-2	支援の主な対象者				
⑥	対応を想定している「災害」				
⑦	体制の担当部署				
⑧	体制に関する担当部署以外の部署との連携や検討状況				
⑨	体制の事務局				
⑩	事務局の担当者数				
⑪	事務局の運営費用				
⑫	災害時の事務局のバックアップ機能				
⑬	派遣人員の確保や育成状況				
⑬-1	人員確保の方法				
⑬-2	人材層、人材像の育成策				
⑬-3	コーディネーターの配置状況				
⑬-4	研修や訓練の実施状況				
⑬-5	チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方				
⑬-6	平時におけるチーム員としての活動状況				
⑬-7	平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり				
⑭	活動に際しての資機材等の確保状況				
⑮	災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて				
⑮-1	本部の体制や立ち上げ手順				
⑮-2	災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等				
⑮-3	災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集				
⑮-4	災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法				
⑮-5	災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法				
⑯	都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況				
⑯-1	「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係				
⑯-2	災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動				
⑯-3	平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動				

設問			備考	
問	内容			
	(16)	(16)-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み		
	(17)	都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		
	(18)	体制に関する各市区町村への働きかけ状況		
	(19)	災害時の福祉支援に対する住民への啓発・周知等の取り組み状況		
問 2-2	「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」「4.未定」都道府県のみ回答			
	①	自都道府県内で活動する体制構築検討の開始予定時期		
	②	その時期とした理由		
	③	体制の事務局に想定する者		
	④	都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況		
	④-1	「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係		
	④-2	災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		
	⑤	都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		
	⑥	現時点で大規模災害が発生した場合に他都道府県災害派遣福祉チームが派遣された場合の接続先		
問 2-3	「5.予定はない」都道府県のみ回答 ※該当する自治体なし			
	①	自都道府県内で活動する体制の構築を予定していない理由		
	②	現時点で貴都道府県に大規模災害が発生した場合、他都道府県から派遣された災害派遣福祉チームが接続できるような体制の有無、名称、担当部門		
Ⅱ 他都道府県との災害時の福祉支援体制の構築状況(広域)				
問 3	自都道府県内で災害が発生した場合に、他県の災害派遣福祉チームを受け入れる可能性(受援)を想定しているか			
	①	「1.想定している」のみ回答 連携方法、活動時の情報共有策の検討状況		
	②	「1.想定している」のみ回答 受け入れる際の課題		
	③	「2.想定していない」のみ回答 その理由		
問 4	他県で災害が発生した場合、自都道府県から災害派遣福祉チームを派遣する可能性(応援)を想定しているか			
	①	「1.想定している」のみ回答 他県への災害派遣福祉チームの派遣に向けた手順等の検討状況		
	②	「1.想定している」のみ回答 派遣する際の課題		
	③	「2.想定していない」のみ回答 その理由		
問 5	広域派遣の可能性を想定し、実施したこと			
Ⅲ 災害時の福祉支援体制全般について				
問 6	災害時の福祉支援体制を平時の地域包括ケアシステム/地域共生社会構築の活動と連動させるために心がけている、取り組んでいること			
問 7	災害時の福祉支援体制の構築に関するご意見等			

(3) 調査方法及び調査期間

調査対象	47 都道府県
配布と回収	メールによる調査票の配布及び回収
調査期間	2022（令和4）年2月13日～3月7日

(4) 回収結果

回収数	47 団体
回収率	100.0%

(5) 報告書を見る際の注意事項

- 本資料は、都道府県から回答のあった内容のうち、都道府県の構築実態を示す問2を個別に整理し、掲載したものである。他の回答内容等については報告書本編に記載しているため、あわせて確認頂きたい。
- 本文や図表中の選択肢表記は、場合によって語句を短縮・簡略化している場合がある。
- 都道府県からの回答において「別添参考」等の記載があった箇所については、回答票と合わせて提出があった別添資料等から、事務局が回答に該当する箇所を転載した。
- 協議会に参加している団体等の並びについては、他県との整合を取るため、事務局において並び替えを行っている場合がある。
- 自由回答については、明らかな誤字を除き、原文のまま記載した。

なお、令和4年度においては全都道府県が「1.既に構築している」「2.現在構築中である」との回答であったことから、問2-2、問2-3の回答者はいない。

2. 都道府県別回答

(1) 北海道

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答					
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。					
	協定等名称	北海道災害福祉支援ネットワーク会議				
	内容	別添設置要綱のとおり				
②体制の立ち上げ(予定)時期	2020年2月に開始した。					
③協議会に参加している団体もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人北海道社会福祉協議会			
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	一般社団法人北海道老人保健施設協議会、公益社団法人日本認知症グループホーム協会北海道支部、一般社団法人北海道認知症グループホーム協会、北海道ホームヘルプサービス協議会、一般社団法人全国介護事業所連盟北海道支部			
		障害児・者等	一般社団法人北海道知的障がい福祉協会			
		児童・母子	—			
		その他	—			
	③-3.職能団体	専門職の団体	公益社団法人北海道社会福祉士会、一般社団法人北海道介護福祉士会、一般社団法人北海道介護支援専門員協会、公益社団法人北海道理学療法士会、公益社団法人北海道作業療法士会			
	③-4.その他	他職種の団体他(三師会、保健師、看護師等の団体含)	公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟			
④今後の参加・連携予定団体	—					
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	<input type="radio"/>	2. 福祉避難所 (福祉施設で開設)	—	
		3. 福祉避難所(福祉施設で開設するもの以外)	—	4. 公民館等自主避難所	—	
		5. 車中泊	—	6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)	—	
		7. 福祉施設等事業所	—	8. その他	—	
		9. 未定・検討中	—	【理由】主な活動内容が、直接的な支援ではなく、福祉ニーズの把握や要配慮者のスクリーニング、相談対応などを行うこととしているため。		
		1. 高齢者	<input type="radio"/>	2. 障害者・児	<input type="radio"/>	
		3. 乳幼児	<input type="radio"/>	4. その他	—	
		5. 未定・検討中	—	【理由】国のガイドラインに沿った内容としている。		
		1. 暴風	<input type="radio"/>	2. 豪雨	<input type="radio"/>	
⑥対応を想定している「災害」		3. 豪雪	<input type="radio"/>	4. 洪水	—	
		5. 高潮	—	6. 地震	<input type="radio"/>	
		7. 津波	<input type="radio"/>	8. 噴火	<input type="radio"/>	
		9. 原子力災害	<input type="radio"/>	災害救助法が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害		
		10. その他	<input type="radio"/>			
保健福祉部総務課、福祉局 地域福祉課			※複数部署の 場合の主担当	保健福祉部福祉局地域福祉課		

⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		防災部局と連携し、市町村に対する避難行動要支援者の個別避難計画作成の働きかけや支援等を行っている。																														
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局		都道府県が担う。																														
⑩事務局 担当者の数	専任	—																														
	兼任	4名																														
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）																														
⑫事務局のバック アップ機能の確 保	確保有無	確保していない。																														
	バックアップ の方法	—																														
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。																														
⑯-1 派遣人員確 保の方法	確保の方法②	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）																														
	協定の締結先	団体、法人、登録者個人（職能団体所属者）																														
	確保した人員	90名																														
	登録条件	<ul style="list-style-type: none"> 「北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱」第3条別表に掲げる資格を有し、又は職種に就いている者であって、実務経験が3年以上 ※事務局追記）別表（第3条関係） 資格：社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士等 職種：ホームヘルパー、相談支援専門員、介護職員、生活支援員、生活相談員等 その他：必要と認められるもの 																														
⑯-2 人材層、人材像の育成策		特に人材の層や人材像は設定していない。																														
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置していない。																														
⑯-4研修・訓練の実施状況		<p>今年度実施した。</p> <p>(1) 「導入研修」を用いて実施した。</p> <table border="1"> <tr> <td>研修1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>北海道防災総合訓練（厳冬期）</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>チーム員登録者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2022年12月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所設営訓練、防災講話、環境アセスメントなど </td> </tr> <tr> <td>研修2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>チーム員登録研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>協力法人等から届出のあったチーム員候補者 福祉関係職能団体から届出のあったチーム協力会員</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2023年2月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の支援と DWAT の機能 ・避難所における被災者支援 など </td> </tr> <tr> <td>研修3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>リーダー研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>チーム員登録者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2023年3月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・実践報告 ・避難所における DWAT の活動と視点 ・DWAT リーダーの役割 </td> </tr> </table>	研修1		1)名称	北海道防災総合訓練（厳冬期）	2)対象者	チーム員登録者	3)実施時期	2022年12月	4)内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所設営訓練、防災講話、環境アセスメントなど 	研修2		1)名称	チーム員登録研修	2)対象者	協力法人等から届出のあったチーム員候補者 福祉関係職能団体から届出のあったチーム協力会員	3)実施時期	2023年2月	4)内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の支援と DWAT の機能 ・避難所における被災者支援 など 	研修3		1)名称	リーダー研修	2)対象者	チーム員登録者	3)実施時期	2023年3月	4)内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実践報告 ・避難所における DWAT の活動と視点 ・DWAT リーダーの役割
研修1																																
1)名称	北海道防災総合訓練（厳冬期）																															
2)対象者	チーム員登録者																															
3)実施時期	2022年12月																															
4)内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所設営訓練、防災講話、環境アセスメントなど 																															
研修2																																
1)名称	チーム員登録研修																															
2)対象者	協力法人等から届出のあったチーム員候補者 福祉関係職能団体から届出のあったチーム協力会員																															
3)実施時期	2023年2月																															
4)内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の支援と DWAT の機能 ・避難所における被災者支援 など 																															
研修3																																
1)名称	リーダー研修																															
2)対象者	チーム員登録者																															
3)実施時期	2023年3月																															
4)内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実践報告 ・避難所における DWAT の活動と視点 ・DWAT リーダーの役割 																															
⑯-5チーム員の平時の活動に 対する都道府県の考え方		促してはいるが、各チーム員に任せている																														

⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況	特になし。
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし。
⑭ 資機材等の確保状況	確保している。 確実な資機材 1. ビス <input checked="" type="radio"/> 2. モバイルパソコン <input checked="" type="radio"/> 3. プリンタ <input type="checkbox"/> 4. 携帯電話 <input type="checkbox"/> 5. 衛星電話 <input type="checkbox"/> 6. トランシーバ <input type="checkbox"/> 7. デジタルカメラ <input checked="" type="radio"/> 8. 車両 <input type="checkbox"/> 9. 自家発電機 <input type="checkbox"/> 10. 感染症物品 <input type="checkbox"/> 11. その他 <input type="checkbox"/>
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて	
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	既に大規模災害時の保健医療福祉活動として整理されている。 【名称・内容】北海道保健医療福祉調整本部（設置要綱は別添のとおり）
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている。 連携方法、活動時の情報共有策について 今後の検討である
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	特になし。
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特になし。
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	各市町村に周知文書を送付。
⑲ 住民への啓発等	北海道庁広報ツイッターに掲載。
⑳ 発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	想定していない 【理由】都道府県において独自の研修等を実施している状況であり、受援側の意図する活動内容とならないことや統一した活動内容とならないこと等が想定される。それに伴い混乱が生じ、被災市町村等の負担となる可能性があるため。
㉑ 他県での発災時にチーム派遣の想定（応援）	想定していない 【理由】チームが発足してから日が浅いため
㉒ 広域派遣を想定して実施したこと	—
㉓ 災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地共生社会の構築との連動	—
㉔ その他	—

(2) 青森県

(問11.既に構築している)

設問	回答						
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。						
	協議会等名称	青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会					
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県災害福祉広域支援ネットワークの構築に 関すること。 ・大規模災害時における要配慮者支援の調整に 関すること。 ・大規模災害に備えたチーム員の養成及び青森 DCATの編成に 関すること。 等 					
②体制の立ち上げ（予定）時期	2018年9月に開始した。						
③協議会に参 加している 団体、もし くは協定の 締結先団体	③-1.社会福祉 協議会等	<table border="1"> <tr> <td>社会福祉協議会</td><td>社会福祉法人青森県社会福祉協議会</td></tr> <tr> <td>経営者協議会等</td><td>青森県社会福祉法人経営者協議会</td></tr> </table>	社会福祉協議会	社会福祉法人青森県社会福祉協議会	経営者協議会等	青森県社会福祉法人経営者協議会	
	社会福祉協議会	社会福祉法人青森県社会福祉協議会					
	経営者協議会等	青森県社会福祉法人経営者協議会					
	③-2.種別協 (事業者団体)	高齢者福祉等	<table border="1"> <tr> <td>公益社団法人青森県老人福祉協会</td></tr> <tr> <td>公益社団法人青森県老人保健施設協会</td></tr> <tr> <td>公益社団法人日本認知症グループホーム協会青森県 支部</td></tr> <tr> <td>青森県地域包括・在宅介護支援センター協議会</td></tr> </table>	公益社団法人青森県老人福祉協会	公益社団法人青森県老人保健施設協会	公益社団法人日本認知症グループホーム協会青森県 支部	青森県地域包括・在宅介護支援センター協議会
		公益社団法人青森県老人福祉協会					
		公益社団法人青森県老人保健施設協会					
		公益社団法人日本認知症グループホーム協会青森県 支部					
	青森県地域包括・在宅介護支援センター協議会						
	障害児・者等	青森県身体障害者施設協議会					
	児童・母子	一般社団法人青森県保育連合会 青森県児童養護施設協議会					
その他	青森県社会就労センター協議会						
③-3.職能団体	専門職の団体	公益社団法人青森県社会福祉士会 青森県精神保健福祉士協会					
		公益社団法人青森県介護支援専門員協会					
		青森県ホームヘルパー連絡協議会 一般社団法人青森県介護福祉士会					
③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、 看護師等の団体含)	青森県健康福祉部健康福祉政策課					
④今後の参加・連携予定団体	—						
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	<input type="radio"/>	2. 福祉避難所 (福祉施設で開設)	—		
		3. 福祉避難所（福祉施 設で開設するもの以外）	<input type="radio"/>	4. 公民館等自主避難所	—		
		5. 車中泊	—	6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)	—		
		7. 福祉施設等事業所	—	8. その他	<input type="radio"/>	その他災害の発生時に要配慮者を受け入 れる施設	
		9. 未定・検討中	—				
				【理由】被災者支援の充実に資するため。			
				1. 高齢者	<input type="radio"/>	2. 障害者・児	<input type="radio"/>
				3. 乳幼児	<input type="radio"/>		
				4. その他	<input type="radio"/>	難病等疾患がある方、アレルギーがある 方、妊産婦、子ども（児童・中高生）、 精神的に不安定な方	
			5. 未定・検討中	—			
				【理由】被災者支援の充実に資するため。			
⑥対応を想定している「災害」	1. 暴風	<input type="radio"/>	2. 豪雨	<input type="radio"/>			

	3. 豪雪 5. 高潮 7. 津波 9. 原子力災害 10. その他	<input type="radio"/> 4. 洪水 <input type="radio"/> 6. 地震 <input type="radio"/> 8. 噴火 <input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑦福祉支援体制の担当部署	健康福祉部健康福祉政策課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	訓練、研修への参加		
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局 団体が担う場合の団体名	都道府県と団体が共に担う。 社会福祉法人青森県社会福祉協議会	
⑩事務局 担当者の数	専任 兼任	— 4名	
⑪事務局の運営費用		<input type="radio"/> 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請） <input type="radio"/> 都道府県による独自予算	
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無 バックアップ の方法	確保していない。 —	
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。		
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、 確保している。（※個人を特定している）	
	協定の締結先	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、 確保している。（※個人を特定している）	
	確保した人員	122名	
	登録条件	・ 資格（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員、ヘルパー） ・ 職種（相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、保育士、保育教諭、地域包括支援センター職員） ・ 業務経験3年以上 ・ 青森DCATの派遣に協力する施設又は法人の長の推薦を受け、原則としてDCAT登録時研修を修了した者	
	確保の方法(3)	個人による応募も受け付けている。	
	確保した人員	1名	
	登録条件	・ 資格（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員、ヘルパー） ・ 職種（相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、保育士、保育教諭、地域包括支援センター職員） ・ 業務経験3年以上 青森DCATの派遣に協力する施設又は法人の長の推薦を受け、原則としてDCAT登録時研修を修了した者	
⑯-2 人材層、人材像の育成策	特に人材の層や人材像は設定していない。		
⑯-3 コーディネーターの配置状況	配置していない。		

⑬-4 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。 (1)「導入研修」を用いて実施した。																								
	研修1																								
	1)名称	青森県災害福祉支援チーム員登録時研修																							
	2)対象者	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員、ホームヘルパー等で当該業務経験が3年以上の者																							
	3)実施時期	2022年7月																							
	4)内容	講義、シミュレーション																							
	研修2																								
	1)名称	青森県災害福祉支援チーム員スキルアップ研修 I																							
	2)対象者	登録時研修の修了者																							
	3)実施時期	2022年9月																							
	4)内容	講義、シミュレーション																							
	研修3																								
	1)名称	青森県災害福祉支援チーム員フォローアップ研修																							
	2)対象者	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員、ホームヘルパー等で当該業務経験が3年以上の者																							
	3)実施時期	2023年3月																							
	4)内容	リモートによる講義																							
⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。																								
⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況	<input type="radio"/> 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している。																								
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	<input type="radio"/> その他 ・養成研修やスキルアップ研修、フォローアップ研修の案内を法人本部、施設・事業所、個人へそれぞれメール送信している。 ・医療や保健関係の研修等について、受講を促している。																								
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table> <tr><td>1. ピラス</td><td><input type="radio"/></td><td>2. モバイルパソコン</td><td><input type="radio"/></td></tr> <tr><td>3. プリンタ</td><td><input type="radio"/></td><td>4. 携帯電話</td><td><input type="radio"/></td></tr> <tr><td>5. 衛星電話</td><td>—</td><td>6. トランシーバ</td><td>—</td></tr> <tr><td>7. デジタルカメラ</td><td><input type="radio"/></td><td>8. 車両</td><td>—</td></tr> <tr><td>9. 自家発電機</td><td>—</td><td>10. 感染症物品</td><td><input type="radio"/></td></tr> <tr><td>11. その他</td><td><input type="radio"/></td><td>シガーソケットケーブル、ガソリン携行缶、LEDランタン、多機能ライト、救急セット、簡易トイレ用テント、簡易組立トイレ、便袋セット、ボックス型コンテナ、ブルーシート、カーインバーター、ポリタンク、保護メガネ、寝袋、毛布等</td><td></td></tr> </table>	1. ピラス	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input type="radio"/>	3. プリンタ	<input type="radio"/>	4. 携帯電話	<input type="radio"/>	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	<input type="radio"/>	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	<input type="radio"/>	11. その他	<input type="radio"/>	シガーソケットケーブル、ガソリン携行缶、LEDランタン、多機能ライト、救急セット、簡易トイレ用テント、簡易組立トイレ、便袋セット、ボックス型コンテナ、ブルーシート、カーインバーター、ポリタンク、保護メガネ、寝袋、毛布等
1. ピラス	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input type="radio"/>																						
3. プリンタ	<input type="radio"/>	4. 携帯電話	<input type="radio"/>																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	<input type="radio"/>	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	<input type="radio"/>																						
11. その他	<input type="radio"/>	シガーソケットケーブル、ガソリン携行缶、LEDランタン、多機能ライト、救急セット、簡易トイレ用テント、簡易組立トイレ、便袋セット、ボックス型コンテナ、ブルーシート、カーインバーター、ポリタンク、保護メガネ、寝袋、毛布等																							
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】青森県災害対策本部運営マニュアル（健康福祉部編）																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【内容】青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会運営要綱により、協議会構成団体は、青森DCATのチーム員派遣に係る会員等の調整に関すること、その他、青森DCATのチーム員派遣に関して必要な事項に関するを行うとしている。																								
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。																								

否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	
⑯-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。 【その根拠等】青森県災害対策本部運営マニュアル（健康福祉部編）
⑯-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】災害福祉支援チーム活動マニュアル（総論編・活動編）
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	既に大規模災害時の保健医療福祉活動として整理されている。 【名称・内容】青森県保健医療調整本部の中にDCAT調整本部が位置付けられている。
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている。 連携方法、活動時の情報共有策について 概要は決まっている
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健・医療のチームと合同で研修や訓練を行う。 ○ 保健・医療のチームと福祉のチームが意見交換や情報交換等を行う。 ○ 災害派遣福祉チームの活動を、保健・医療のチーム員等に紹介する。 ○ 保健・医療のチームの活動等を、災害派遣福祉チームのチーム員に紹介する。
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特ない。
⑯ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑯ 体制に関する各市区町村との関係	市町村健康福祉主管課長会議での説明。
⑯ 住民への啓発等	—
⑯ 発災時に他県チーム受け入れの想定（支援）	想定している 【連携方法】検討済である 【支援時の課題】各都道府県で活動マニュアルが違うため、意思統一を図ってチームとして活動していくか。
⑯ 他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】検討済である 【派遣時の課題】人員の確保
⑯ 広域派遣を想定して実施したこと	他県との情報交換会・意見交換会の実施
⑯ 災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	—
⑯ その他	—

(3) 岩手県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答	
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
	協議会等名称	岩手県災害福祉広域支援推進機構
	内容	大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うもの。
②体制の立ち上げ（予定）時期	2013年9月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等 社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 高齢者福祉協議会、一般社団法人 岩手県介護老人保健施設協会、岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会、いわて地域密着型サービス協会
		障害児・者等 社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 障がい者福祉協議会、岩手県知的障害者福祉協会
		児童・母子 社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 保育協議会 社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 岩手県児童館・放課後児童クラブ協議会
		その他 —
	③-3.職能団体	専門職の団体 一般社団法人 岩手県社会福祉士会 一般社団法人 岩手県介護福祉士会 岩手県精神保健福祉士会 岩手県介護支援専門員協会 岩手県ホームヘルパー協議会 岩手県医療ソーシャルワーカー協会
	③-4.その他	他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含） 一般社団法人 岩手県医師会 一般社団法人 岩手県歯科医師会 一般社団法人 岩手県薬剤師会 岩手県保健師長会 学校法人 岩手医科大学、公立大学法人 岩手県立大学、岩手県市長会、岩手県町村会、岩手県
④今後の参加・連携予定団体	—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 <input type="radio"/> 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設) <input type="radio"/> 3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外） <input type="radio"/> 4. 公民館等自主避難所 <input type="radio"/> 5. 車中泊 <input type="radio"/> 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難) <input type="radio"/> 7. 福祉施設等事業所 <input type="radio"/> 8. その他 <input type="radio"/> 9. 未定・検討中 <input type="radio"/>
		【理由】主に1次的な避難所（一般避難所）を想定している。状況によっては、2次的な避難所（福祉避難所等）、他の要配慮者を受け入れる施設（避難所等）でも活動が想定される。
		1. 高齢者 <input type="radio"/> 2. 障害者・児 <input type="radio"/> 3. 乳幼児 <input type="radio"/>

		<p>4. その他</p> <p>○ 難病等疾患がある方、アレルギーがある方、女性・妊産婦、子ども（児童・中高生）、外国人・観光客、精神的に不安定な方、その他、生活環境の変化により支援が必要な方</p> <p>5. 未定・検討中</p> <p>【理由】一般避難所に避難する要配慮者を想定しているもの。</p>
⑥対応を想定している「災害」		<p>1. 暴風</p> <p>○ 2. 豪雨</p> <p>○ 3. 豪雪</p> <p>○ 4. 洪水</p> <p>— 5. 高潮</p> <p>— 6. 地震</p> <p>○ 7. 津波</p> <p>○ 8. 噴火</p> <p>○ 9. 原子力災害</p> <p>○ 10. その他</p> <p>○ 10. その他</p> <p>○ 11. 火災、テロ災害</p>
⑦福祉支援体制の担当部署		<p>保健福祉部地域福祉課</p> <p>※複数部署の場合の主担当</p>
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		岩手県災害福祉広域支援推進機構の県関係室課として、保健福祉部内の各室課及び復興防災部が参画している。
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	団体が担う。
	団体が担う場合の団体名	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会
⑩事務局 担当者の数	専任	—
	兼任	1名
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無	確保している。
	バックアップ の方法	県は、被害情報の収集、被災市町村（災害対策本部）等関係機関との連絡調整、チームの派遣の要否の判断、チームの設置、派遣等の指示・要請、費用負担に係る調整及びその他、チームの派遣に関して必要な事項に関する事務を行うこととしている。また、その他の構成団体は、チーム派遣に係る当該団体等の構成員の調整、県の要請により、必要に応じて人員を派遣し、チーム派遣に関する調整、その他、チームの派遣に関して必要な事項に関する事務を行うこととしている。
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）
	協定の締結先	チーム員が所属する法人・施設等
	確保した人員	283名
	登録条件	※「岩手県災害派遣福祉チーム設置運営要領」第2第1項のとおり ※上「確保した人員」は、当初の登録法人を離れており、登録継続の意向確認を要する者を含む。
	確保の方法(3)	個人による応募も受け付けている。
	確保した人員	4名
	登録条件	※「岩手県災害派遣福祉チーム設置運営要領」第2第1項のとおり ※上「確保した人員」は、当初の登録法人を離れており、登録継続の意向確認を要する者を含む。
⑯-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。 【例】リーダー、サブリーダー、コーディネーター、チーム員 ※ただし人材像及び特定の人材の層に係る育成策は設定していない。
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置している。

	<p>【設置時期・所属・人数・実施業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置時期：2023年3月・所属：【事務局に配置するコーディネーター（以下「事務局コーディネーター」という。）】事務局（県社協）、【各圏域に配置するコーディネーター（以下「圏域コーディネーター」という。）】チーム員（各法人・施設） ・人数：【事務局コーディネーター】1人、【圏域コーディネーター】盛岡圏域…2人/中部両磐胆江圏域…1人/宮古圏域…1人/二戸久慈圏域…1人/気仙釜石圏域…1人 ・実施業務：【共通】（目的）チーム員同士並びに保健医療関係チーム等との連携体制、継続的な研修機会及び受援体制を構築し、災害福祉支援に係る対応力向上を図り、チームの円滑な活動に資すること、【事務局コーディネーター】①岩手県災害福祉広域支援推進機構本部（岩手県）との連絡調整、②圏域コーディネーターの統括、調整及び支援、③チームの派遣リストの整備、チーム員養成研修等の企画・運営、④保健医療関係チーム等との連携及び調整、⑤社会福祉施設における事業継続計画（BCP）策定支援、【圏域コーディネーター】①担当圏域のチーム内の派遣及び連携体制の強化並びに地域の受援体制の強化、②先遣調査チームとしての派遣活動、③事務局コーディネーターとの連絡調整、④派遣先でのチーム及び保健医療関係チーム等との調整 <p>※圏域コーディネーターについては、未定の圏域も一部あること。また、段階的、試行的にコーディネーターの取組を進めているところであります、実施業務や役割等については、引き続き検討していくこと。</p>																														
<p>⑬-4 研修や訓練の実施状況</p>	<p>今年度実施した。</p> <p>(1)「導入研修」は用いなかった。</p> <table border="1" data-bbox="579 1057 1414 2037"> <tr> <td data-bbox="579 1057 774 1096">研修1</td><td data-bbox="774 1057 1414 1096"></td></tr> <tr> <td data-bbox="579 1096 774 1134">1)名称</td><td data-bbox="774 1096 1414 1134">令和4年度岩手県災害派遣福祉チーム員登録研修</td></tr> <tr> <td data-bbox="579 1134 774 1208">2)対象者</td><td data-bbox="774 1134 1414 1208">所属する法人（施設）・団体等からチーム員派遣協力の申出があったチーム員予定者</td></tr> <tr> <td data-bbox="579 1208 774 1246">3)実施時期</td><td data-bbox="774 1208 1414 1246">2022年10月</td></tr> <tr> <td data-bbox="579 1246 774 1343">4)内容</td><td data-bbox="774 1246 1414 1343">「令和4年度岩手県災害派遣福祉チーム員登録研修実施要項」のとおり</td></tr> <tr> <td data-bbox="579 1343 774 1381">研修2</td><td data-bbox="774 1343 1414 1381"></td></tr> <tr> <td data-bbox="579 1381 774 1419">1)名称</td><td data-bbox="774 1381 1414 1419">令和4年度岩手県災害派遣福祉チーム員「スキルアップ研修1」</td></tr> <tr> <td data-bbox="579 1419 774 1545">2)対象者</td><td data-bbox="774 1419 1414 1545">岩手県災害派遣福祉チーム員登録研修修了者（スキルアップ研修未修了者）であって、登録の日からおおむね2年以内の者</td></tr> <tr> <td data-bbox="579 1545 774 1583">3)実施時期</td><td data-bbox="774 1545 1414 1583">2022年9月</td></tr> <tr> <td data-bbox="579 1583 774 1680">4)内容</td><td data-bbox="774 1583 1414 1680">「令和4年度岩手県災害派遣福祉チーム員「スキルアップ研修1」実施要項」のとおり</td></tr> <tr> <td data-bbox="579 1680 774 1718">研修3</td><td data-bbox="774 1680 1414 1718"></td></tr> <tr> <td data-bbox="579 1718 774 1756">1)名称</td><td data-bbox="774 1718 1414 1756">令和4年度岩手県災害派遣福祉チーム員「スキルアップ研修2」</td></tr> <tr> <td data-bbox="579 1756 774 1971">2)対象者</td><td data-bbox="774 1756 1414 1971">「スキルアップ研修1」（平成26年度及び令和元年度「スキルアップ研修」を含む。）修了者及び「スキルアップ研修2」修了者※既に「スキルアップ研修2」を修了しているチーム員についても、定期的に研修を受講する機会とする観点から、本研修の対象とするもの。</td></tr> <tr> <td data-bbox="579 1971 774 2010">3)実施時期</td><td data-bbox="774 1971 1414 2010">2022年11月</td></tr> <tr> <td data-bbox="579 2010 774 2037">4)内容</td><td data-bbox="774 2010 1414 2037">「令和4年度岩手県災害派遣福祉チーム員「スキ</td></tr> </table>	研修1		1)名称	令和4年度岩手県災害派遣福祉チーム員登録研修	2)対象者	所属する法人（施設）・団体等からチーム員派遣協力の申出があったチーム員予定者	3)実施時期	2022年10月	4)内容	「令和4年度岩手県災害派遣福祉チーム員登録研修実施要項」のとおり	研修2		1)名称	令和4年度岩手県災害派遣福祉チーム員「スキルアップ研修1」	2)対象者	岩手県災害派遣福祉チーム員登録研修修了者（スキルアップ研修未修了者）であって、登録の日からおおむね2年以内の者	3)実施時期	2022年9月	4)内容	「令和4年度岩手県災害派遣福祉チーム員「スキルアップ研修1」実施要項」のとおり	研修3		1)名称	令和4年度岩手県災害派遣福祉チーム員「スキルアップ研修2」	2)対象者	「スキルアップ研修1」（平成26年度及び令和元年度「スキルアップ研修」を含む。）修了者及び「スキルアップ研修2」修了者※既に「スキルアップ研修2」を修了しているチーム員についても、定期的に研修を受講する機会とする観点から、本研修の対象とするもの。	3)実施時期	2022年11月	4)内容	「令和4年度岩手県災害派遣福祉チーム員「スキ
研修1																															
1)名称	令和4年度岩手県災害派遣福祉チーム員登録研修																														
2)対象者	所属する法人（施設）・団体等からチーム員派遣協力の申出があったチーム員予定者																														
3)実施時期	2022年10月																														
4)内容	「令和4年度岩手県災害派遣福祉チーム員登録研修実施要項」のとおり																														
研修2																															
1)名称	令和4年度岩手県災害派遣福祉チーム員「スキルアップ研修1」																														
2)対象者	岩手県災害派遣福祉チーム員登録研修修了者（スキルアップ研修未修了者）であって、登録の日からおおむね2年以内の者																														
3)実施時期	2022年9月																														
4)内容	「令和4年度岩手県災害派遣福祉チーム員「スキルアップ研修1」実施要項」のとおり																														
研修3																															
1)名称	令和4年度岩手県災害派遣福祉チーム員「スキルアップ研修2」																														
2)対象者	「スキルアップ研修1」（平成26年度及び令和元年度「スキルアップ研修」を含む。）修了者及び「スキルアップ研修2」修了者※既に「スキルアップ研修2」を修了しているチーム員についても、定期的に研修を受講する機会とする観点から、本研修の対象とするもの。																														
3)実施時期	2022年11月																														
4)内容	「令和4年度岩手県災害派遣福祉チーム員「スキ																														

		「ルアッピ研修2」実施要項」のとおり																								
⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方		特に促してはいない。																								
⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況		<p><input type="radio"/> 災害派遣福祉チーム員として住民らへの啓発活動や意見交換等を行っている。</p> <p><input type="radio"/> その他 県の総合防災訓練に参画している。また、依頼に応じ、市町村、他機関及び他県の災害派遣福祉チーム員研修における講師等を担当していただいている。</p>																								
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり		<p><input type="radio"/> 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている。</p> <p><input type="radio"/> その他 主要なチーム員に関しては、研修や訓練へ参画いただいたり、県及び事務局との意見交換等を行っている。</p>																								
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																								
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビデオ</td><td><input type="radio"/></td> <td>2. モバイルパソコン</td><td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td><td><input type="radio"/></td> <td>4. 携帯電話</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td><td>—</td> <td>6. トランシーバ</td><td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td><td><input type="radio"/></td> <td>8. 車両</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td><td><input type="radio"/></td> <td>10. 感染症物品</td><td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>11. その他</td><td><input type="radio"/></td> <td colspan="2" rowspan="2">「岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル【活動編】」19、20ページのとおり</td></tr> </table>		1. ビデオ	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input type="radio"/>	3. プリンタ	<input type="radio"/>	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	<input type="radio"/>	7. デジタルカメラ	<input type="radio"/>	8. 車両	—	9. 自家発電機	<input type="radio"/>	10. 感染症物品	<input type="radio"/>	11. その他	<input type="radio"/>	「岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル【活動編】」19、20ページのとおり
1. ビデオ	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input type="radio"/>																							
3. プリンタ	<input type="radio"/>	4. 携帯電話	—																							
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	<input type="radio"/>																							
7. デジタルカメラ	<input type="radio"/>	8. 車両	—																							
9. 自家発電機	<input type="radio"/>	10. 感染症物品	<input type="radio"/>																							
11. その他	<input type="radio"/>	「岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル【活動編】」19、20ページのとおり																								
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																										
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順		<p>概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。</p> <p>【その際の課題】「岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル【活動編】」18ページのとおり、概要は成文化しているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については、過去の派遣実績の棚卸しをする必要がある。</p>																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等		<p>役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。</p> <p>【内容】県以外の構成団体は、チーム派遣に係る当該団体等の構成員の調整、県の要請により、必要に応じて人員を派遣し、チーム派遣に関する調整、その他、チームの派遣に関して必要な事項に関する事務を行うこととしている。</p>																								
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣を否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集		<p>実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている。</p> <p>【その根拠等】岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル【活動編】</p>																								
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法		<p>検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。</p> <p>【その根拠等】「岩手県災害派遣福祉チーム派遣要件について」(内規)及び「岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル【活動編】」</p>																								
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法		<p>チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。</p> <p>【その根拠等】岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル【活動編】</p>																								
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療・福祉の連携状況																										
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係		<p>既に大規模災害時の保健医療福祉活動として整理されている。</p> <p>【名称・内容】岩手県災害対策本部 保健福祉部 県の地域防災計画に基づき、岩手県災害対策本部内に設置される「保健福祉部」が、保健・医療・福祉関連の各種支援及び調整の役割を担っている。</p>																								

<p>⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動</p>	<p>連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている。</p> <table border="1" data-bbox="576 242 1433 316"> <tr> <td data-bbox="576 242 1433 280">連携方法、活動時の情報共有策について</td></tr> <tr> <td data-bbox="576 280 1433 316">概要は決まっている</td></tr> </table>	連携方法、活動時の情報共有策について	概要は決まっている
連携方法、活動時の情報共有策について			
概要は決まっている			
<p>⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健・医療のチームと合同で研修や訓練を行う。 ○ 保健・医療のチームの活動等を、災害派遣福祉チームのチーム員に紹介する。 		
<p>⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み</p>	<p>特にない。</p>		
<p>⑰都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ</p>	<p>位置付けられている。</p>		
<p>⑱体制に関する各市区町村との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法等事務担当者研修会での説明の実施 ・紹介パンフレットを県及び県社協のホームページに掲載 (https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/chiiki/fukushisuishin/1003513.html) ・県政広報を活用し、県民等に広報 ・防災訓練への参加を通じて周知 		
<p>⑲住民への啓発等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・紹介パンフレットを県及び県社協のホームページに掲載。 (https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/chiiki/fukushisuishin/1003513.html) ・県政広報を活用し、県民等に広報。 ・防災訓練への参加を通じて周知。 		
<p>⑳発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）</p>	<p>想定している</p> <p>【連携方法】検討中である</p> <p>【受援時の課題】発災直後に被災自治体において福祉・介護等のニーズを把握し、チーム派遣の必要性を迅速に判断することは困難であることから、チーム派遣を円滑に行うため、都道府県単位のチームの制度化やDMATのような全国レベルで派遣調整を行うシステムの構築が必要と考えており、令和4年度に設置された災害福祉支援ネットワーク中央センターには、発災時のDWAT派遣に関する支援・調整事務に期待をしている。</p>		
<p>㉑他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）</p>	<p>想定している</p> <p>【派遣手順】検討中である</p> <p>【派遣時の課題】発災直後に被災自治体において福祉・介護等のニーズを把握し、チーム派遣の必要性を迅速に判断することは困難であることから、チーム派遣を円滑に行うため、都道府県単位のチームの制度化やDMATのような全国レベルで派遣調整を行うシステムの構築が必要と考えており、令和4年度に設置された災害福祉支援ネットワーク中央センターには、発災時のDWAT派遣に関する支援・調整事務に期待をしている。</p>		
<p>㉒広域化を想定して実施したこと</p>	<p>応援・受援等の活動手順の共通化に向けた具体的な検討</p>		
<p>㉓災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動</p>	<p>—</p>		
<p>㉔その他</p>	<p>広域的な連携体制を構築するための意見交換や合同研修等の機会を継続的に設けていただきたい。また、中央センターの取組等、国でも一定の動きがみられるため、そちらに対する働きかけもお願いしたい。</p>		

(参考)

岩手県災害派遣福祉チーム活動マニュアル【活動編】 ver.2 (平成30年3月版)

P19、P20

岩手県災害派遣福祉チーム資機材一覧 (10チーム分)				【別表1-3】※H26~29年度購入分		
【別表1-1】※H24年度購入分				【別表1-3】※H26~29年度購入分		
品名	個数	品名	個数	血圧計	10	使い捨てマスク(箱)
車両用マグネットシート(5枚1セット)	10	多機能ライト(ラジオ付)	60	iPad用防水ケース	10	電工ドラム30m4口
デジカメ(16GBSD)	10	ヘッドライト	60	延長コード10m6口	30	メッシュタイプビブス(黄色)
メンテナンスキット(工具)	10	リュック	60	トランシーバー用イヤホンマイク	60	
腕章(スクリーニング用)	600	防塵メガネ	60			
投光機	10	カッター	60			
ガソリン携行缶(20L)	20	万能はさみ	60			
小型発電機(ガソリンタイプ)	10	スケッチブック	100			
小型発電機(ガスタイプ)	2	ヘルメット	60			
ランタン	10	防寒着(上のみ、名入り)	60			
ダンボール(箱型10枚1セット)	10	ユニフォーム(上下、名入り)	60			
ブルーシート	30	ベスト(名入り)	60			
カセットコンロ	20	安全長靴	60			
ガスマッチ(チャッカマン)	20	内履き	60			
テント(四方幕付き)	10	雨具	60			
PCタブレット(iPad)	10	筆記用具セット	60			
スコップ等機材セット	10	クリップボード(A3)	60			
保冷ボックス	20	寝袋	60			
バケツ	30	エアークッション	60			
大型救急箱(50人用)	10	毛布	120			
ゴム手袋(100枚入)M、L	100	トランシーバー	60			
ビニール手袋(100枚入)M、L	100	ボリタンク	60			
タオル(30枚入り)	10	ポータブルトイレ	30			
ボリ袋(2種1セット)	10	ポータブルトイレ消耗品(100回分)	30			
保溫アルミシート	100	プライバシースクリーン	20			
【別表1-2】※H25年度購入分				【別表1-3】※H26~29年度購入分		
USBメモリー	10	フラットファイル	100	血圧計	10	使い捨てマスク(箱)
2穴パンチ	10	乾電池単三	500	iPad用防水ケース	10	電工ドラム30m4口
ボスカ	10	乾電池単四	500	延長コード10m6口	30	メッシュタイプビブス(黄色)
ゼロテープ	50	バイブ式ファイル5cm幅	10	トランシーバー用イヤホンマイク	60	
やかん	10	バイブ式ファイル10cm幅	10			
鍋	10	ボリ袋45リットル10枚入り	50			
ガムテープ(紙)	50	ボリ袋90リットル10枚入り	50			
ガムテープ(布)	50	エンジンオイル0W-40(1L)	12			
ガスピンベ	48					

【別表2】初動時に手配する資機材等の例

物品等	数量	手配担当	
現金	概ね5万円	事務局	
チーム用名刺、緊急通行車両証	チーム(員)数十事務局	県	
優先船着所、給油所(携行缶用ガソリン等)		県(事務局)	
公用携帯電話(可能であれば衛星電話)	チーム数×2+事務局	事務局(県)	
モバイル機器(iPad等)	チーム数	事務局(県)	
ノートPC、PC用プリンター	チーム数	事務局	
事務用品(A4用紙、標造紙、ホチキス、電卓等)	必要数	事務局・チーム員	
飲料水・生活用水、食糧、トイレットペーパー	必要量	チーム員	
冬	反射式ストーブ、灯油	必要数	事務局
要	扇風機	必要数	事務局

【別表3】状況に応じて手配する資機材等の例

- 派遣チームと事務局等が調整のうえ手配する。
- 自己完結型活動を基本とするが、市町村の備蓄、支援物資等で調達できるものについては、現地災害対策本部(又は避難所代表者)と連絡を取り、必要な物資を提供してもらう。
- 避難所の運営のため必要であれば、購入して対応することができる場合があるので、現地災害対策本部と相談する。
- 現地での調達が困難で、広域的な調整を要する場合は、事務局が関連業者・団体等へ調整を図る。

物品等	手配先
衛生用品(オムツ・生理用品等)	協力施設・業者等
ベッド・寝具	協力施設・業者等
トイレ・入浴、歩行等補助具	業者等
ストーマ装置	日本オストミー協会岩手支部・業者等
吸引器・ネブライザー等医療機器	現地救護班・医療チーム・業者等

【災害救助法による救助費の対象経費の例】

避難所設置のためのカーペット、パーテーション、仮設スロープ、仮設トイレ(洋式)等

(4) 宮城県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答		
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
	協議会等名称	宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	
	内容	災害発生時における高齢者、障害者などに対する緊急的に福祉的な対応を行うための、県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係機関・団体等による広域的な福祉支援ネットワークの構築	
②体制の立ち上げ（予定）時期	2017年7月に開始した。		
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等 宮城県社会福祉協議会 宮城県社会福祉法人経営者協議会	
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等 宮城県老人福祉施設協議会 宮城県認知症グループホーム協議会 日本認知症グループホーム協会宮城県支部 宮城県老人保健施設連絡協議会 仙台市老人福祉施設協議会	
		障害児・者等 宮城県知的障害者福祉協会 宮城県身体障害者施設協議会 宮城県障害者小規模施設連絡会	
		児童・母子 宮城県保育協議会 宮城県児童養護施設協議会 宮城県母子生活支援施設連絡協議会	
		その他 宮城県社会就労センター協議会	
	③-3.職能団体	専門職の団体 宮城県社会福祉士会 宮城県介護福祉士会 宮城県ケアマネジャー協会	
	③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、看護師等の団体含) 東北福祉大学 県内全市町村	
④今後の参加・連携予定団体	—		
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設) — 3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外） — 4. 公民館等自主避難所 — 5. 車中泊 — 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難) — 7. 福祉施設等事業所 — 8. その他 — 9. 未定・検討中 — 【理由】避難所における福祉的な課題が最も重要な課題と考えているため。	
		1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○ 3. 乳幼児 ○ 4. その他 — 5. 未定・検討中 — 【理由】福祉的な支援を必要と思われるため。	
		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 — 10. その他 —	
		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 — 10. その他 —	
		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 — 10. その他 —	
		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 — 10. その他 —	
		1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○ 3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○ 5. 高潮 ○ 6. 地震 ○ 7. 津波 ○ 8. 噴火 ○ 9. 原子力災害 — 10. その他 —	
⑦福祉支援体制の担当部署	保健福祉部社会福祉課	※複数部署の場合の主担当	—

⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		宮城県地域防災計画において、災害派遣福祉チームを規定している。																				
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	団体が担う。																				
	団体が担う場合の団体名	宮城県社会福祉協議会																				
⑩事務局 担当者の数	専任	一																				
	兼任	2名																				
⑪事務局の運営費用		<input type="radio"/> 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請） <input type="radio"/> 都道府県による独自予算																				
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。																				
	バックアップの方法	—																				
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。																				
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）																				
	協定の締結先	団体、施設																				
	確保した人員	一名																				
	登録条件	●相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員等の福祉・介護の職に従事する者で当該業務の経験が3年以上のもの ●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援職員、保育士、ホームヘルパー等の福祉に関する資格を有するもので当該資格に基づく業務の経験が3年以上のもの ●上記と同程度の業務経験があると協議会が認めた者																				
⑯-2 人材層、人材像の育成策		特に人材の層や人材像は設定していない。																				
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置していない。																				
⑯-4 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 (1)「導入研修」は用いなかった。 <table border="1" data-bbox="579 1224 1421 1763"> <tr> <td colspan="2">研修1</td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>通信訓練</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>派遣協定を締結している法人・団体</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2022年6月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>メールの送受信の確認</td> </tr> <tr> <td colspan="2">研修2</td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>宮城県災害派遣福祉チーム員養成基礎研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー、社会福祉主任用資格取得者、相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、その他協議会が認めた者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2022年11月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>災害派遣福祉チームとして円滑な活動が行えるよう必要な知識及び技術の習得</td> </tr> </table>	研修1		1)名称	通信訓練	2)対象者	派遣協定を締結している法人・団体	3)実施時期	2022年6月	4)内容	メールの送受信の確認	研修2		1)名称	宮城県災害派遣福祉チーム員養成基礎研修	2)対象者	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー、社会福祉主任用資格取得者、相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、その他協議会が認めた者	3)実施時期	2022年11月	4)内容	災害派遣福祉チームとして円滑な活動が行えるよう必要な知識及び技術の習得
研修1																						
1)名称	通信訓練																					
2)対象者	派遣協定を締結している法人・団体																					
3)実施時期	2022年6月																					
4)内容	メールの送受信の確認																					
研修2																						
1)名称	宮城県災害派遣福祉チーム員養成基礎研修																					
2)対象者	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー、社会福祉主任用資格取得者、相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、その他協議会が認めた者																					
3)実施時期	2022年11月																					
4)内容	災害派遣福祉チームとして円滑な活動が行えるよう必要な知識及び技術の習得																					
⑯-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方		特に促してはいない。																				
⑯-6 平時におけるチーム員としての活動状況		特になし																				
⑯-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり		特になし																				
⑯-8 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																				

確保状況 確保済資機材	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○			
	3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—			
	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—			
	7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—			
	9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—			
	11. その他	○	ヘルメット、ヘッドライト、クリップボード、フェイスシールド、体温計				
	⑯ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて						
	⑯-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。					
	⑯-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。					
	⑯-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている。 【その根拠等】宮城県災害派遣福祉チーム設置運営要領、宮城県災害派遣福祉チーム活動マニュアル					
	⑯-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。					
	⑯-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。					
⑰ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況							
⑰-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	既に大規模災害時の保健医療福祉活動として整理されている。 【名称・内容】宮城県保健医療調整本部設置要綱						
⑰-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。						
⑰-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	現時点で実施予定はない						
⑰-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特にない。						
⑯-5 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。						
⑯-6 体制に関する各市区町村との関係	市町村職員を対象とした会議を開催し、DWAT の周知及び市区町村地域防災計画への反映を促している。						
⑯-7 住民への啓発等	—						
⑯-8 発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	想定している 【連携方法】未検討である 【受援時の課題】—						
⑯-9 他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】未検討である 【派遣時の課題】—						
⑯-10 地域防災計画を想定して実施したこと	—						
⑯-11 災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	—						
⑯-12 その他	—						

(5) 秋田県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答				
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。				
	協議会等名称	秋田県災害福祉広域支援ネットワーク協議会			
	内容	大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となって広域的な福祉支援ネットワークを構築することを目的に設置。			
②体制の立ち上げ（予定）時期	2018年4月に開始した。				
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	秋田県社会福祉協議会 秋田県社会福祉法人経営者協議会		
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	秋田県老人福祉施設協議会 秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会		
		障害児・者等	秋田県知的障害者福祉協会 秋田県社会就労センター協議会		
		児童・母子	秋田県児童養護施設協議会 秋田県母子福祉協議会 秋田県保育協議会		
		その他	—		
	③-3.職能団体	専門職の団体	—		
	③-4.その他	他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）	—		
④今後の参加・連携予定団体	特になし。				
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	<input type="radio"/>	2. 福祉避難所 (福祉施設で開設)	<input type="radio"/>
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外）	<input type="radio"/>	4. 公民館等自主避難所	—
		5. 車中泊	—	6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)	—
		7. 福祉施設等事業所	—	8. その他	—
		9. 未定・検討中	—	【理由】災害時要配慮者の避難先での長期間の生活で生じる問題に対応することを想定している。	
		1. 高齢者	<input type="radio"/>	2. 障害者・児	<input type="radio"/>
		3. 乳幼児	<input type="radio"/>	4. その他 妊産婦、病弱者等、災害時又は避難所での生活において特別な配慮を必要とする者	
		5. 未定・検討中	—	【理由】要配慮者とされる方々の支援を想定している。	
		10. その他	<input type="radio"/>	地滑り、崖崩れ、土石流、その他異常な自然現象、大規模火災もしくは爆発、その他の大規模な人為的な事故	
⑥対応を想定している「災害」	1. 暴風	<input type="radio"/>	2. 豪雨	<input type="radio"/>	
	3. 豪雪	<input type="radio"/>	4. 洪水	<input type="radio"/>	
	5. 高潮	<input type="radio"/>	6. 地震	<input type="radio"/>	
	7. 津波	<input type="radio"/>	8. 噴火	<input type="radio"/>	
	9. 原子力災害	<input type="radio"/>			
	10. その他	<input type="radio"/>			
⑦福祉支援体制の担当部署	健康福祉部 地域・家庭福	※複数部署の	総務総合防災課		

		社課	場合の主担当	
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		福祉避難所の指定・協定状況等について、高齢者福祉、障害児・者福祉、保健・医療の関係課と情報共有を図っている。		
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。		
	団体が担う場合の団体名	秋田県社会福祉協議会		
⑩事務局 担当者の数	専任	一		
	兼任	3名		
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）		
⑫事務局のバックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップ の方法	一		
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。		
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）		
	協定の締結先	法人		
	確保した人員	125名		
	登録条件	<p>次に掲げる者の中うち当該実務経験が3年以上の者であって、協力施設等の長の承認または協議会の構成団体の推薦を受け、原則として別に定めている研修を修了した者</p> <ol style="list-style-type: none"> 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパーの有する者 相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員 特に知事が認めた者 		
⑯-2 人材層、人材像の育成策		<p>人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。</p> <p>【人材の層の例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 要配慮者のスクリーニング及びニーズ把握を行い、対象となる要配慮者の各種相談に応じることができる者 介護等の支援の他、避難所等の環境の調整または整備について福祉的な視点で助言等を行う事ができる者 連絡調整及び情報収集を行い、中長期支援への橋渡しを担うことができる者 		
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置していない。		

⑬-4 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。 (1)「導入研修」を用いなかった。																								
	研修1																								
	1)名称	秋田県災害派遣福祉チーム基礎登録研修																							
	2)対象者	①高齢・障害・児童の各分野の福祉施設に従事しております、経験が3年以上である者 ②各社会福祉法人または福祉事業所の長から参加を認められている者 ③社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士等の資格を有している者が望ましい。																							
	3)実施時期	2022年6月																							
	4)内容	秋田県災害派遣福祉チームの構成員となることを希望する者が、チーム員登録のために必要な基礎的知識及び技術等を習得することを目的に実施する。 2022/6/17、18で実施。																							
	研修2																								
	1)名称	秋田県災害派遣福祉チーム員スキルアップ研修Ⅰ																							
	2)対象者	秋田県災害派遣福祉チーム員登録基礎研修修了者																							
	3)実施時期	2022年11月																							
	4)内容	「秋田県災害派遣福祉チーム員養成研修実施及びチーム員登録要領」に基づき、秋田県災害派遣福祉チーム員の技術向上を図ることを目的に実施します。 2022/11/4、5で実施。																							
	研修3																								
	1)名称	秋田県災害派遣福祉チーム員スキルアップ研修Ⅱ																							
	2)対象者	秋田県災害派遣福祉チーム員スキルアップ研修Ⅰ修了者																							
	3)実施時期	2023年1月																							
	4)内容	「秋田県災害派遣福祉チーム員養成研修実施及びチーム員登録要領」に基づき、秋田県災害派遣福祉チーム員の更なる技術向上を図ることを目的に実施する。 2023/1/19-21で実施。																							
⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。																								
⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況	<input type="radio"/> その他 (災害派遣福祉チーム員として秋田県総合防災訓練に参加している)																								
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし。																								
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table> <tr> <td>1. ビブス</td><td><input type="radio"/></td> <td>2. モバイルパソコン</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td><td>—</td> <td>4. 携帯電話</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td><td>—</td> <td>6. トランシーバ</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td><td><input type="radio"/></td> <td>8. 車両</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td><td>—</td> <td>10. 感染症物品</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>11. その他</td><td><input type="radio"/></td> <td>車両マグネット、ガソリン携行缶、ヘルメット、救急箱、ポリタンク</td><td></td> </tr> </table>	1. ビブス	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	—	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	<input type="radio"/>	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—	11. その他	<input type="radio"/>	車両マグネット、ガソリン携行缶、ヘルメット、救急箱、ポリタンク
1. ビブス	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	—																						
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	<input type="radio"/>	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—																						
11. その他	<input type="radio"/>	車両マグネット、ガソリン携行缶、ヘルメット、救急箱、ポリタンク																							

⑯ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて	
⑯-1 本部の体制や立ち上げ手順	本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】秋田県災害派遣福祉チーム活動マニュアル
⑯-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【内容】当該団体におけるチーム員の派遣の調整に関する事項。その他、チームの派遣に関する事項。
⑯-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。
⑯-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑯-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】秋田県災害派遣福祉チーム活動マニュアル
⑰ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
⑰-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	検討中である。
⑰-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】災害派遣福祉チームについて、保健・医療の担当部署にその必要性などきちんと認知されていない。
⑰-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	【実施予定】 ○ 各チームの連携した活動に向けて、保健・医療のチームの事務局と福祉のチームの事務局が意見交換等。
⑰-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特にない。
⑯-5 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑯-6 体制に関する各市区町村との関係	秋田県総合防災訓練にて、災害派遣福祉チームの活動について説明している。
⑯-7 住民への啓発等	—
⑯-8 発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	想定していない 【連携方法】検討済である 【受援時の課題】派遣要請先などが定められていない。
⑯-9 他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】未検討である 【派遣時の課題】—
⑯-10 広域派遣を想定して実施したこと	—
⑯-11 災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	—
⑯-12 その他	—

(6) 山形県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答								
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。								
	<table border="1"> <tr> <td>協議会等名称</td><td colspan="2">山形県災害福祉支援ネットワーク協議会</td></tr> <tr> <td>内容</td><td colspan="2">大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行う仕組みづくりに関する協議・検討・啓発等を行うとともに、大規模災害発生時に一般避難所等において要配慮者を支援する「災害派遣福祉チーム」の人材育成・派遣調整を行う。</td></tr> </table>			協議会等名称	山形県災害福祉支援ネットワーク協議会		内容	大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行う仕組みづくりに関する協議・検討・啓発等を行うとともに、大規模災害発生時に一般避難所等において要配慮者を支援する「災害派遣福祉チーム」の人材育成・派遣調整を行う。	
協議会等名称	山形県災害福祉支援ネットワーク協議会								
内容	大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行う仕組みづくりに関する協議・検討・啓発等を行うとともに、大規模災害発生時に一般避難所等において要配慮者を支援する「災害派遣福祉チーム」の人材育成・派遣調整を行う。								
②体制の立ち上げ（予定）時期	2021年9月に開始した。								
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会	山形県社会福祉協議会						
		経営者協議会等	山形県社会福祉法人経営者協議会						
		高齢者福祉等	山形県老人福祉施設協議会 山形県老人保健施設協会 山形県介護支援専門員協会 山形県地域包括・在宅介護支援センター協議会						
		障害児・者等	山形県身体障害者福祉施設協議会 山形県知的障害者福祉協会 山形県精神保健福祉士協会 山形県社会就労センター協議会 山形県相談支援専門員協会						
		児童・母子	山形県保育協議会、やまがた育児サークルランド						
	③-2.種別協(事業者団体)	その他	—						
		③-3.職能団体	専門職の団体						
	③-4.その他	他職種の団体他(三師会、保健師、看護師等の団体含)	山形県市長会、山形県町村会						
		④今後の参加・連携予定団体	—						
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	<input checked="" type="radio"/> 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設)						
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外）	<input type="radio"/> 4. 公民館等自主避難所						
		5. 車中泊	<input type="radio"/> 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)						
		7. 福祉施設等事業所	<input type="radio"/> 8. その他						
		9. 未定・検討中	<input type="radio"/>						
		【理由】厚生労働省から平成30年度に示された「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」に基づき、主に一般避難所において災害時要配慮者等に対する福祉的支援を行い、災害時の被災者支援体制の充実強化を図るものであるため。							
		1. 高齢者	<input checked="" type="radio"/> 2. 障害者・児						
		3. 乳幼児	<input checked="" type="radio"/>						
		4. その他	<input type="radio"/>						
	⑤-2 主な対象者	5. 未定・検討中	<input type="radio"/>						
		【理由】災害時に要配慮者として福祉的な支援を必要とする可能性が高いため。							
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風	<input checked="" type="radio"/> 2. 豪雨						
		3. 豪雪	<input checked="" type="radio"/> 4. 洪水						
		5. 高潮	<input checked="" type="radio"/> 6. 地震						

	7. 津波	<input type="radio"/>	8. 噴火	<input type="radio"/>			
	9. 原子力災害	<input type="radio"/>					
	10. その他	—					
⑦福祉支援体制の担当部署	健康福祉部 地域福祉推進課	※複数部署の場合の主担当		—			
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	山形県災害福祉支援ネットワーク協議会の構成メンバーとして、防災、子育て、高齢者、障がい関係の各所管課が加わっており、災害時における福祉支援体制の整備について連携しながら進めている。						
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県が担う。					
	団体が担う場合の団体名	—					
⑩事務局 担当者の数	専任	—					
	兼任	2名					
⑪事務局の運営費用	<input type="radio"/> 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）						
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない。					
	バックアップ の方法	—					
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。						
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）					
	協定の締結先	施設					
	確保した人員	137名					
	登録条件	・社会福祉士、介護福祉士、相談支援専門員、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー等の資格・職種を有し、当該実務経験が3年以上の者					
⑯-2 人材層、人材像の育成策	特に人材の層や人材像は設定していない。						
⑯-3 コーディネーターの配置状況	配置していない。						
⑯-4 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。 (1)「導入研修」を用いて実施した。						
	研修1						
	1)名称	山形県災害派遣福祉チーム員養成基礎研修					
	2)対象者	山形県災害福祉支援ネットワーク協議会構成団体の会員施設の職員、福祉避難所に登録している施設の職員、その他災害時の要配慮者支援に関わる関係者、等					
	3)実施時期	2022年12月					
	4)内容	【1日目】災害派遣福祉チーム員として活動する際の知識を習得するための講義 【2日目】図上訓練（シミュレーション訓練）、グループ協議等及び演習					
	研修2						
	1)名称	山形県災害派遣福祉チーム員養成スキルアップ研修					
	2)対象者	山形県災害派遣福祉チーム員養成基礎研修の修了者					
	3)実施時期	2023年2月					
	4)内容	【1日目】災害派遣福祉チーム員としての技術向上のための講義 【2日目・3日目】図上訓練（シミュレーション訓練）、グループ協議等及び演習					

⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。						
⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況	特になし。						
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし。						
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。					
	確保済資機材	1. ビブス	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input type="radio"/>		
		3. プリンタ	<input type="radio"/>	4. 携帯電話	—		
		5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	<input type="radio"/>		
		7. デジタルカメラ	<input type="radio"/>	8. 車両	—		
		9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—		
		11. その他	<input type="radio"/>	車両掲示用マグネットシート、スクリーニング用腕章			
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて							
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。 【その際の課題】災害発生時に事務局業務に携わることができる職員をどの程度確保できるのかが不明瞭。また、事務局立ち上げに係るシミュレーションが十分に行われていない。						
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【内容】当該団体の傘下にある法人・施設におけるチーム員派遣の調整。						
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。						
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。 【その根拠等】山形県災害派遣福祉チーム設置運営要領						
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】山形県災害派遣福祉チーム設置運営要領、山形県災害派遣福祉チームマニュアル（※現時点では案の段階）						
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況							
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	検討中である。						
⑯-2 災害における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】どのような団体と連携していくのか、また、どのような連携が考えられるのかが未整理。						
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	特にない。						
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特にない。						
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。						
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	県が進めている災害派遣福祉チームの整備について市町村の福祉担当課及び防災担当課へ情報提供する等、災害時の福祉支援体制の周知を図っている。						

⑯住民への啓発等	災害派遣福祉チーム員養成研修の様子を、新聞記事で取り上げもらっている。
⑰発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	想定している 【連携方法】未検討である 【受援時の課題】受援の手順、受援後の災害対策本部との連携内容や方法が検討・整備されていない。
⑱他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】未検討である 【派遣時の課題】県内派遣であっても各施設から派遣できる人員・日数が限られている中、県外派遣の場合、現地への移動に時間要することも考えられ、1クール当たりのチーム実働日数がさらに制限されることが想定される。また、現地の状況について、事前に十分な情報収集及びチーム員への情報提供ができるのかが不明瞭。
⑲広域派遣を想定して実施したこと	—
⑳災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	—
㉑その他	広域的な連携体制を構築するための意見交換や合同研修等の機会を継続的に設けていただきたい。また、中央センターの取組など、国でも一定の動きがみられるため、そちらに対する働きかけもお願いしたい。

(7) 福島県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答				
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。				
	協議会等名称	福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会			
	内容	大規模災害発生時に備え、県及び福祉関係団体の協働により障がい者や高齢者等の要配慮者に対する避難所等での支援体制を整備し、福祉関係団体の特性や専門性を活かした福祉支援ネットワークの構築や災害時の情報共有、緊急時に福祉・介護を専門とする人材を派遣する体制を構築する。			
②体制の立ち上げ（予定）時期	2014年11月に開始した。				
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人福島県社会福祉協議会 福島県社会福祉法人経営者協議会		
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	一般社団法人福島県老人保健施設協会 特定非営利活動法人福島県認知症グループホーム協議会、福島県老人福祉施設協議会		
		障害児・者等	福島県障がい児者福祉施設協議会		
		児童・母子	—		
		その他	—		
	③-3.職能団体	専門職の団体	一般社団法人福島県社会福祉士会 一般社団法人福島県介護支援専門員協会 福島県医療ソーシャルワーカー協会 一般社団法人福島県理学療法士会 一般社団法人福島県作業療法士会 福島県精神保健福祉士会 一般社団法人福島県介護福祉士会		
			—		
			—		
			—		
			—		
④今後の参加・連携予定団体	—				
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	<input type="radio"/>	2. 福祉避難所 (福祉施設で開設)	—
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外）	—	4. 公民館等自主避難所	—
		5. 車中泊	—	6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)	—
		7. 福祉施設等事業所	—	8. その他	<input type="radio"/>
		8. その他	<input type="radio"/>	被災地の要請に応じて活動場所を追加することを検討。	
		9. 未定・検討中	—	【理由】要配慮者は、一般避難所以外の場所にもいる可能性があり、活動場所を一般避難所のみに限定することは適当ではないから。	
		【理由】要配慮者は、高齢者及び障がい者に限定されないから。			—
		1. 高齢者	<input type="radio"/>	2. 障害者・児	<input type="radio"/>
		3. 乳幼児	—	4. その他	<input type="radio"/>
	⑤-2 主な対象者	4. その他	<input type="radio"/>	その他支援を必要とする者	
		5. 未定・検討中	—	【理由】要配慮者は、高齢者及び障がい者に限定されないから。	
⑥対応を想定している「災害」	1. 暴風	—	2. 豪雨	—	
	3. 豪雪	—	4. 洪水	—	
	5. 高潮	—	6. 地震	—	

		7. 津波 9. 原子力災害 10. その他	— — ○ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、または適用される可能性があると認められる規模の災害（大規模災害）。	8. 噴火 —						
⑦福祉支援体制の担当部署		保健福祉部 社会福祉課	※複数部署の場合の主担当	—						
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		防災部局との間で、少し連携している。								
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県が担う。								
	団体が担う場合の団体名	—								
⑩事務局 担当者の数	専任	—								
	兼任	1名								
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請） ○ 都道府県による独自予算								
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。								
	バックアップの方法	—								
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。								
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）								
	協定の締結先	チーム派遣に協力する施設を所管する法人、福祉施設、事業所、または医療機関等								
	確保した人員	195名								
	登録条件	次に掲げる資格を有する者を「チーム員予定者」として登録した後、チーム員養成研修（登録研修）を修了した者を「チーム員」として登録する。 【資格】社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、医療ソーシャルワーカー、相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員等								
	確保の方法(3)	個人による応募も受け付けている。								
	確保した人員	1名								
	登録条件	<ul style="list-style-type: none"> 資格（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員、ヘルパー） 職種（相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、保育士、保育教諭、地域包括支援センター職員） 業務経験3年以上 青森DCATの派遣に協力する施設又は法人の長の推薦を受け、原則としてDCAT登録時研修を修了した者								
⑯-2 人材層、人材像の育成策		特に人材の層や人材像は設定していない。								
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置していない。								
⑯-4 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 (1)「導入研修」は用いなかった。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">研修1</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>令和4年度 福島県災害派遣福祉チーム員養成基礎研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>チーム員となろうとする者（チーム員予定者とし</td> </tr> </table>			研修1		1)名称	令和4年度 福島県災害派遣福祉チーム員養成基礎研修	2)対象者	チーム員となろうとする者（チーム員予定者とし
研修1										
1)名称	令和4年度 福島県災害派遣福祉チーム員養成基礎研修									
2)対象者	チーム員となろうとする者（チーム員予定者とし									

		て、県が作成する名簿に登録されている者)																							
	3)実施時期	2023年3月																							
	4)内容	災害派遣福祉チーム員として活動する際の知識を習得するための講義、図上訓練（シミュレーション訓練）、グループ協議等の演習																							
⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。																								
⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況	<input type="radio"/> 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している。																								
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし。																								
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table> <tr><td>1. ビブス</td><td><input type="radio"/></td><td>2. モバイルパソコン</td><td><input type="radio"/></td></tr> <tr><td>3. プリンタ</td><td><input type="radio"/></td><td>4. 携帯電話</td><td><input type="radio"/></td></tr> <tr><td>5. 衛星電話</td><td>—</td><td>6. トランシーバ</td><td>—</td></tr> <tr><td>7. デジタルカメラ</td><td>—</td><td>8. 車両</td><td>—</td></tr> <tr><td>9. 自家発電機</td><td>—</td><td>10. 感染症物品</td><td>—</td></tr> <tr><td>11. その他</td><td><input type="radio"/></td><td>工具セット、道路地図、救急箱、寝袋、ガソリン携行缶、多機能ランタン、ヘッドライト、カセットコンロ</td><td></td></tr> </table>	1. ビブス	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input type="radio"/>	3. プリンタ	<input type="radio"/>	4. 携帯電話	<input type="radio"/>	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—	11. その他	<input type="radio"/>	工具セット、道路地図、救急箱、寝袋、ガソリン携行缶、多機能ランタン、ヘッドライト、カセットコンロ
1. ビブス	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input type="radio"/>																						
3. プリンタ	<input type="radio"/>	4. 携帯電話	<input type="radio"/>																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—																						
11. その他	<input type="radio"/>	工具セット、道路地図、救急箱、寝袋、ガソリン携行缶、多機能ランタン、ヘッドライト、カセットコンロ																							
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	<p>概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。</p> <p>【その際の課題】本部体制や立ち上げ手順については、過去に当該事務に携わったことがある職員が不在であり、どのような手順で整理したらよいのか分からず。</p> <p>※災害派遣福祉チームの具体的な動きについては、「福島県災害派遣福祉チーム活動マニュアル」を策定し、具体的に手順を定めている。</p>																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	検討中である。																								
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	検討中である。																								
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討中である。																								
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																								
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																									
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	想定していない。																								
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	<p>連携した活動は特に想定していない。</p> <p>【理由】保健・医療チームと、災害派遣福祉チームが、具体的にどのように連携しながら活動するのかについて、事例等を持ち合わせておらず、検討が困難である。</p>																								
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	<input type="radio"/> 各チームの連携した活動に向けて、保健・医療のチームの事務局と福祉のチームの事務局が意見交換等を実施予定。																								

⑯-4その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特にない。
⑰都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられていないが、今後位置付ける予定。
⑱体制に関する各市区町村との関係	災害発生時において、災害派遣福祉チーム派遣要望について、必要に応じて被災市町村に確認を行う。
⑲住民への啓発等	実施していない。
⑳発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	想定している 【連携方法】未検討である 【受援時の課題】他県の災害派遣福祉チームとの役割分担や費用分担等について、予め決めておくことが必要と思われるが、具体的にどう決めるのかが課題である。
㉑他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】未検討である 【派遣時の課題】他県の災害派遣福祉チームとの役割分担や費用分担等について、予め決めておくことが必要と思われるが、具体的にどう決めるのかが課題である。
㉒広域派遣を想定して実施したこと	—
㉓災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	—
㉔その他	災害福祉支援に係る取組は、災害派遣福祉チームの運営や関係団体との連携（保健部局や災害対策担当部局も含む）、研修及び訓練の実施、他の都道府県との連携等、非常に重要であり、かつ多岐にわたる。だが、当県では人員不足により、他業務との兼務等で対応せざるを得ず、十分な取組を行うことができない状況である。そこで、地方交付税措置等により災害福祉支援に専従する職員を複数配置するなど、国による財政措置を含めた支援をお願いしたい。

(8) 茨城県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答		
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
	協議会等名称	茨城県災害福祉支援ネットワーク	
	内容	大規模災害の発生時に避難所等における要配慮者への福祉支援を円滑に実施するため、茨城県内の福祉関係団体等がネットワークを組織して必要な人的支援体制を整備・運営する。	
②体制の立ち上げ（予定）時期	2020年2月に開始した。		
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	茨城県社会福祉協議会
	③-2.種別協 (事業者団体)	高齢者福祉等	茨城県老人福祉施設協議会 茨城県介護老人保健施設協会
		障害児・者等	茨城県心身障害者福祉協会
		児童・母子	茨城県児童福祉協議会
	③-3.職能団体	その他	茨城県救護施設協議会 茨城県社会福祉法人経営者協議会
		専門職の団体	茨城県介護支援専門員協会 茨城県社会福祉士会、茨城県介護福祉士会 茨城県精神保健福祉士会 茨城県ソーシャルワーカー協会 茨城県リハビリテーション専門職協会 茨城県保育協議会
④今後の参加・連携予定団体	③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、看護師等の団体含)	日本医療救援機構、茨城NPOセンター・コモンズ
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外） 5. 車中泊 7. 福祉施設等事業所 9. 未定・検討中	○ ○ ○ ○ — — ○ ○ — —
		【理由】国通知に基づき、基本的に一般避難所への派遣を想定しているが、被災自治体の要請により福祉避難所または社会福祉施設等へ派遣することも考えている。	
⑥対応を想定している「災害」	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 3. 乳幼児 4. その他 5. 未定・検討中	○ ○ ○ ○ ○ ○ — —
		【理由】要配慮者に広く対応するため。	
⑦福祉支援体制の担当部署		福祉部福祉政策課	※複数部署の —

		場合の主担当																					
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		防災・危機管理部主催の避難力強化訓練にDWATが参加する																					
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県が担う。																					
	団体が担う場 合の団体名	—																					
⑩事務局 担当者の数	専任	—																					
	兼任	1名																					
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）																					
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない。																					
	バックアップ の方法	—																					
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。																					
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、 確保している。（※個人を特定している）																					
	協定の締結先	団体																					
	確保した人員	110名																					
	登録条件	<p>【資格】社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、看護師、相談支援専門員、理学療法士、作業療法士、ホームヘルパー等</p> <p>【職種】ソーシャルワーカー、介護職員、生活支援員、生活相談員、児童指導員、地域包括支援センター職員等</p> <p>【経験年数】実務経験3年以上</p>																					
⑯-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。 【人材の層の例】チームリーダー、チーム員																					
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置していない。																					
⑯-4 研修や訓練の実施状況		<p>今年度実施した。 (1)「導入研修」を用いて実施した。</p> <table border="1"> <tr> <td>研修1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>令和4年度茨城県・筑西市避難力強化訓練</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>茨城県、筑西市、下館河川事務所など</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2022年7月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>大型で猛烈な台風の影響による降雨量の増加及び河川の水位上昇を想定し、住民に対する迅速・的確な避難行動の普及啓発や避難所における新型コロナ感染症対策の確認等に避難力強化訓練を図る。</td> </tr> <tr> <td>研修2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>茨城県災害派遣福祉チーム リーダー養成研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>次の①～③に当てはまる者。 ①茨城県災害派遣福祉チーム員登録研修を受講している者 ②災害派遣福祉チームのチームリーダーとして活動する意欲がある者 ③勤務先施設・事業所等の施設長・管理者から本研修の参加及び災害派遣福祉チームのチームリーダーとしての活動について同意が得られる者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2022年8月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>災害派遣福祉チームが活動するにあたり、先遣隊</td> </tr> </table>		研修1		1)名称	令和4年度茨城県・筑西市避難力強化訓練	2)対象者	茨城県、筑西市、下館河川事務所など	3)実施時期	2022年7月	4)内容	大型で猛烈な台風の影響による降雨量の増加及び河川の水位上昇を想定し、住民に対する迅速・的確な避難行動の普及啓発や避難所における新型コロナ感染症対策の確認等に避難力強化訓練を図る。	研修2		1)名称	茨城県災害派遣福祉チーム リーダー養成研修	2)対象者	次の①～③に当てはまる者。 ①茨城県災害派遣福祉チーム員登録研修を受講している者 ②災害派遣福祉チームのチームリーダーとして活動する意欲がある者 ③勤務先施設・事業所等の施設長・管理者から本研修の参加及び災害派遣福祉チームのチームリーダーとしての活動について同意が得られる者	3)実施時期	2022年8月	4)内容	災害派遣福祉チームが活動するにあたり、先遣隊
研修1																							
1)名称	令和4年度茨城県・筑西市避難力強化訓練																						
2)対象者	茨城県、筑西市、下館河川事務所など																						
3)実施時期	2022年7月																						
4)内容	大型で猛烈な台風の影響による降雨量の増加及び河川の水位上昇を想定し、住民に対する迅速・的確な避難行動の普及啓発や避難所における新型コロナ感染症対策の確認等に避難力強化訓練を図る。																						
研修2																							
1)名称	茨城県災害派遣福祉チーム リーダー養成研修																						
2)対象者	次の①～③に当てはまる者。 ①茨城県災害派遣福祉チーム員登録研修を受講している者 ②災害派遣福祉チームのチームリーダーとして活動する意欲がある者 ③勤務先施設・事業所等の施設長・管理者から本研修の参加及び災害派遣福祉チームのチームリーダーとしての活動について同意が得られる者																						
3)実施時期	2022年8月																						
4)内容	災害派遣福祉チームが活動するにあたり、先遣隊																						

		<p>及び中心となるチームリーダーを養成するために、リーダーに求められる役割や、チーム活動の進め方に関する基礎的知識及び実践力を習得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣福祉チームについての基本事項 ・避難所における公衆衛生について ・避難所における福祉ニーズを考える ・災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動 ・被災地における福祉支援の基本 ・災害時の要配慮者について ・災害時の運営支援者の姿勢 																							
	研修3																								
1)名称	茨城県災害派遣福祉チーム員登録研修																								
2)対象者	茨城県災害派遣福祉チーム員候補者として、茨城県災害福祉支援ネットワーク構成団体から推薦及び届出のあった者																								
3)実施時期	2022年12月																								
4)内容	<p>要配慮者に対する福祉的支援を行う者としての資質向上を目的に、災害福祉支援ネットワークの仕組みや災害派遣福祉チームの活動、避難所で求められる支援に関する基礎的知識を習得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DWATのリーダー・サブリーダーの役割について ・避難所派遣シミュレーション ・ぐんまDWATの活動事例及びチーム活動の進め方について ・リーダー・サブリーダーに求められるもの 																								
⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	促してはいるが、各チーム員に任せている。																								
⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況	○ 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している。																								
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし。																								
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table> <tbody> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>○</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td>10. 感染症物品</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>11. その他</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—	11. その他	—	
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																						
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—																						
11. その他	—																								
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	<p>概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。</p> <p>【その際の課題】県災害対策本部と県災害福祉支援ネットワークの間の報告・連絡手順等の整理。</p>																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	<p>役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。</p> <p>【内容】災害派遣福祉チーム編成に向けた、登録員への派遣可否の確認。</p>																								
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	<p>概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。</p>																								
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可	<p>概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。</p>																								

否に係る判断や意思決定の方法	
⑯-5 災害が発生した場合の災害 派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】いばらきDWAT活動マニュアル
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
⑯-1 「大規模災害時の保健医療 活動に係る体制」と災害時の 福祉支援体制の関係	検討中である。
⑯-2 災害時における保健・医療 チームの活動と災害派遣福祉 チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】部災害対策マニュアルにおける保健医療福祉本部としての位置付けの検討が必要。
⑯-3 平時における保健・医療チ ームの活動と災害派遣福祉チ ームの活動	【実施している】 ○ 災害派遣福祉チームの活動を、保健・医療のチーム員等に紹介する。 ○ 保健・医療のチームの活動等を、災害派遣福祉チームのチーム員に紹介する。 【実施予定】 ○ その他（医療関係団体がネットワーク構成団体として参画しているため、研修や訓練においてDMATとの関わりを調整してもらうことを想定している。）
⑯-4 その他、保健・医療と連携 して活動するための工夫や取 り組み	ある 【内容】保健師の業務研修会に参加し、DWATの概要や活動内容を説明するなど、普及啓発を実施。
⑯ 都道府県の地域防災計画に対 する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑯ 体制に関する各市区町村との関係	災害救助法担当者会議での説明、防災訓練への参加の働きかけ。
⑯ 住民への啓発等	—
⑯ 発災時に他県チーム受け入れ の想定（受援）	想定している 【連携方法】検討中である 【受援時の課題】—
⑯ 他県での発生時にチーム派遣 の想定（応援）	想定している 【派遣手順】検討中である 【派遣時の課題】先遣隊のチーム員や活動現場でのコーディネーターの養成が必要。
⑯ 広域派遣を想定して実施した こと	—
⑯ 災害時の福祉支援体制と平時 の地域包括ケアシステム・地 域共生社会の構築との連動	DWATの認知を高めるため、地域福祉の推進に取り組む市町村社協や、保健医療活動を担う保健師への普及啓発に取り組んでいる。
⑯ その他	—

(9) 栃木県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答	
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
	協議会等名称	栃木県災害福祉広域支援協議会
	内容	<p>大規模災害時における要配慮者支援に関すること等</p> <p>栃木県内又は県外での大規模災害時における要配慮者の福祉ニーズの把握及び支援調整等を広域的に行なう仕組みを構築するため、県と民間団体を構成員とし、次に掲げる事項を所掌するものとする。</p> <p>(1) 大規模災害時における要配慮者支援に関すること</p> <p>(2) 大規模災害に備えたチーム員の養成及びチームの編成に関する事項</p> <p>(3) その他必要と認められる事項に関する事項</p>
②体制の立ち上げ（予定）時期	2018年6月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等
		※別添要綱の別表参照
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等 障害児・者等 児童・母子 その他
	③-3.職能団体	専門職の団体
	③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、看護師等の団体含)
		※別添要綱の別表参照
④今後の参加・連携予定団体	—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 <input type="radio"/> 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設)
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外） <input type="radio"/> 4. 公民館等自主避難所 <input type="radio"/>
		5. 車中泊 <input type="radio"/> 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)
		7. 福祉施設等事業所 <input type="radio"/> 8. その他 <input type="radio"/>
		9. 未定・検討中 <input type="radio"/>
		【理由】他県の状況等を参考。
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 <input type="radio"/> 2. 障害者・児 <input type="radio"/>
		3. 乳幼児 <input type="radio"/>
		4. その他 <input type="radio"/> 福祉的配慮が必要な者
		5. 未定・検討中 <input type="radio"/>
		【理由】国のガイドライン等を踏まえ決定。
⑥対応を想定している「災害」	<p>1. 暴風 <input type="radio"/> 2. 豪雨 <input type="radio"/> 3. 豪雪 <input type="radio"/> 4. 洪水 <input type="radio"/> 5. 高潮 <input type="radio"/> 6. 地震 <input type="radio"/> 7. 津波 <input type="radio"/> 8. 噴火 <input type="radio"/> 9. 原子力災害 <input type="radio"/> 10. その他 <input type="radio"/></p> <p>災害救助法が適用又は適用される可能性があると認められる規模の災害</p>	

⑦福祉支援体制の担当部署		保健福祉部保健福祉課	※複数部署の場合の主担当	—																													
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		災害時の情報収集やチーム派遣の流れ等について、府内の他の福祉部署と検討。																															
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。																															
	団体が担う場合の団体名	社会福祉法人栃木県社会福祉協議会																															
⑩事務局 担当者の数	専任	—																															
	兼任	2名																															
⑪事務局の運営費用		<input checked="" type="radio"/> 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）																															
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。																															
	バックアップの方法	—																															
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。																															
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）																															
	協定の締結先	社会福祉法人等の個別法人																															
	確保した人員	303名																															
	登録条件	原則として社会福祉士等の有資格者で実務経験3年以上、所属法人の了承を得た者 ※別添要領のとおり																															
⑯-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。【人材の層の例】チームリーダー、チーム員、ロジスティクス等																															
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置していない。																															
⑯-4 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 (1)「導入研修」を用いて実施した。																															
<table border="1"> <tr><th colspan="2">研修1</th></tr> <tr><td>1)名称</td><td>災害福祉支援チーム員登録研修</td></tr> <tr><td>2)対象者</td><td>チーム員候補者として届け出のあった者</td></tr> <tr><td>3)実施時期</td><td>2023年2月</td></tr> <tr><td>4)内容</td><td>・D W A T の基本事項と活動 ・D W A T の活動の実際と避難所での福祉ニーズを考える</td></tr> <tr><th colspan="2">研修2</th></tr> <tr><td>1)名称</td><td>災害福祉支援チーム員スキルアップ研修（予定）</td></tr> <tr><td>2)対象者</td><td>チーム員として登録されている者</td></tr> <tr><td>3)実施時期</td><td>2023年3月</td></tr> <tr><td>4)内容</td><td>・災害時における法的制度を理解する（予定） ・D W A T 活動の実際（予定）</td></tr> <tr><th colspan="2">研修3</th></tr> <tr><td>1)名称</td><td>災害福祉支援チーム員（保健・医療との連携）研修</td></tr> <tr><td>2)対象者</td><td>チーム員として登録されている者</td></tr> <tr><td>3)実施時期</td><td>2023年2月</td></tr> <tr><td>4)内容</td><td>災害時における保健医療の活動体制</td></tr> </table>				研修1		1)名称	災害福祉支援チーム員登録研修	2)対象者	チーム員候補者として届け出のあった者	3)実施時期	2023年2月	4)内容	・D W A T の基本事項と活動 ・D W A T の活動の実際と避難所での福祉ニーズを考える	研修2		1)名称	災害福祉支援チーム員スキルアップ研修（予定）	2)対象者	チーム員として登録されている者	3)実施時期	2023年3月	4)内容	・災害時における法的制度を理解する（予定） ・D W A T 活動の実際（予定）	研修3		1)名称	災害福祉支援チーム員（保健・医療との連携）研修	2)対象者	チーム員として登録されている者	3)実施時期	2023年2月	4)内容	災害時における保健医療の活動体制
研修1																																	
1)名称	災害福祉支援チーム員登録研修																																
2)対象者	チーム員候補者として届け出のあった者																																
3)実施時期	2023年2月																																
4)内容	・D W A T の基本事項と活動 ・D W A T の活動の実際と避難所での福祉ニーズを考える																																
研修2																																	
1)名称	災害福祉支援チーム員スキルアップ研修（予定）																																
2)対象者	チーム員として登録されている者																																
3)実施時期	2023年3月																																
4)内容	・災害時における法的制度を理解する（予定） ・D W A T 活動の実際（予定）																																
研修3																																	
1)名称	災害福祉支援チーム員（保健・医療との連携）研修																																
2)対象者	チーム員として登録されている者																																
3)実施時期	2023年2月																																
4)内容	災害時における保健医療の活動体制																																
⑯-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方		促してはいるが、各チーム員に任せている。																															
⑯-6 平時におけるチーム員としての活動状況		<input checked="" type="radio"/> 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している。																															

⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし			
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。		
	確保済資機材	1. ビデオ	○	2. モバイルパソコン ○
		3. プリンタ	○	4. 携帯電話 —
		5. 衛星電話	—	6. トランシーバ —
		7. デジタルカメラ	—	8. 車両 —
		9. 自家発電機	—	10. 感染症物品 —
		11. その他	—	
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて				
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】栃木県災害時保健医療福祉活動マニュアル			
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【内容】チーム員派遣の促進。			
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	検討中である。			
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。 【その根拠等】栃木県災害時保健医療福祉活動マニュアル			
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。			
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況				
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	既に大規模災害時の保健医療福祉活動として整理されている。 【名称・内容】保健医療調整本部			
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。			
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	○ 保健・医療のチームの活動等を、災害派遣福祉チームのチーム員に紹介する。 ○ 各チームの連携した活動に向けて、保健・医療のチームの事務局と福祉のチームの事務局が意見交換等を行う。			
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特になし。			
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。			
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	災害福祉支援体制構築フォーラム等の開催、市町向け民生主管課長会議での説明、県総合防災訓練の開催地自治体への参加支援			
⑲ 住民への啓発等	周知啓発パンフレットの作成			
⑳ 発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	想定している 【連携方法】未検討である 【受援時の課題】 <ul style="list-style-type: none">・役割分担（地域の行政や専門職、住民とのつながりがない中で、他県のチームに全てを任せるのは困難）・受援体制の整備（円滑な受援のためには、被災自治体が災害派遣福祉チームの役割等について理解していることが重要）。			

<p>㉑他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）</p>	<p>想定している 【派遣手順】未検討である 【派遣時の課題】 • 役割分担（地域の行政や専門職、住民とのつながりがない中で、他県のチームに全てを任せるのは困難） • 受援体制の整備（円滑な受援のためには、被災自治体が災害派遣福祉チームの役割等について理解していることが重要）</p>
<p>㉒広域派遣を想定して実施したこと</p>	<p>他県との連携に向けた会議の開催</p>
<p>㉓災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動</p>	<p>DWATについて、本県の地域福祉支援計画（第4期）に明記。</p>
<p>㉔その他</p>	<p>派遣費用の負担を明確化するなどのため災害救助法における救助への「福祉」を追加。</p>

(10) 群馬県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答				
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。				
	協議会等名称	群馬県災害福祉支援ネットワーク			
	内容	別添「設置要綱」のとおり			
②体制の立ち上げ（予定）時期	2014年4月に開始した。				
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	別添「設置要綱」のとおり		
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	別添「設置要綱」のとおり		
		障害児・者等	別添「設置要綱」のとおり		
		児童・母子	別添「設置要綱」のとおり		
		その他	別添「設置要綱」のとおり		
	③-3.職能団体	専門職の団体	別添「設置要綱」のとおり		
	③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、看護師等の団体含)	別添「設置要綱」のとおり		
④今後の参加・連携予定団体	—				
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	<input type="radio"/>	2. 福祉避難所 (福祉施設で開設)	<input type="radio"/>
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外）	<input type="radio"/>	4. 公民館等自主避難所	—
		5. 車中泊	—	6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)	—
		7. 福祉施設等事業所	—	8. その他	—
		9. 未定・検討中	—		
		【理由】支援の主な対象が要配慮者であるため。			
		1. 高齢者	<input type="radio"/>	2. 障害者・児	<input type="radio"/>
		3. 乳幼児	<input type="radio"/>		
		4. その他	—	難病等疾患がある方、アレルギーがある方、妊産婦、子ども（児童・中高生）、精神的に不安定な方	
		5. 未定・検討中	—		
	【理由】被災者支援の充実に資するため。				
⑥対応を想定している「災害」	⑥-1 主な対象者	1. 暴風	<input type="radio"/>	2. 豪雨	<input type="radio"/>
		3. 豪雪	<input type="radio"/>	4. 洪水	<input type="radio"/>
		5. 高潮	—	6. 地震	<input type="radio"/>
		7. 津波	—	8. 噴火	<input type="radio"/>
		9. 原子力災害	<input type="radio"/>		
		10. その他	—		
		【理由】被災者支援の充実に資するため。			
⑦福祉支援体制の担当部署	危機管理課、私学・子育て支援課、児童福祉・青少年課、健康福祉課、介護高齢課、障害政策課		※複数部署の場合の主担当	健康福祉課	
⑧担当部署以外との連携・検討状況	府内担当者に対して災害福祉支援ネットワークの取組を説明する機会を設けている。				
⑨災害時の福祉支援体制の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。			
	団体が担う場合の団体名	群馬県社会福祉協議会			

⑩事務局 担当者の数	専任 兼任	1名 4名																														
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請） ○ 都道府県による独自予算																														
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無 バックアップ の方法	確保していない。 —																														
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。																														
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2) 協定の締結先 確保した人員 登録条件	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、 確保している。（※個人を特定している） 団体 250名 福祉分野の専門職員等（3年以上の実務経験者で、登録研修を受講した者）																														
⑯-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てているが、実行は今後である。																														
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置している。 【設置時期・所属・人数・実施業務】令和3年4月より、災害福祉支援専門幹として専門性を有する人材を1名、県社協に配置し、平時からの保健・医療・福祉・防災との連携の体制づくりにかかる業務を所管。																														
⑯-4 研修や訓練の実施状況		<p>今年度実施した。</p> <p>(1) 「導入研修」は用いなかった。</p> <table border="1"> <tr> <td>研修1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>DWAT先遣隊プラッシュアップ研修VI</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>DWAT先遣隊、保健所・保健福祉事務所職員、市町村職員等</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2022年5月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>①被災地の支援活動に求められる大切なこと ②車中避難の可能性を探る～住民ニーズの高まりと多様な選択肢～ ③車中避難の課題を考える</td> </tr> <tr> <td>研修2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>DWAT先遣隊プラッシュアップ研修VII</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>DWAT先遣隊、保健所・保健福祉事務所職員等</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2022年9月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>①アルコール依存の方への関わり方 ②災害時の福祉支援を考える～福祉避難支援カードの活用について ③高齢者支援・障害者支援・子ども女性支援の研究会からの報告</td> </tr> <tr> <td>研修3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>DWAT養成研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>DWAT登録研修を修了した者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2022年6月～7月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>①災害福祉支援ネットワークの仕組みと災害派遣福祉チーム員の役割 ②避難所運営を考える～避難所で発生し得るリスクの理解と備え ③災害時要配慮者の視点で避難所運営を考える ④災害時の要配慮者支援の実際 ⑤運営支援者の姿勢について</td> </tr> </table>	研修1		1)名称	DWAT先遣隊プラッシュアップ研修VI	2)対象者	DWAT先遣隊、保健所・保健福祉事務所職員、市町村職員等	3)実施時期	2022年5月	4)内容	①被災地の支援活動に求められる大切なこと ②車中避難の可能性を探る～住民ニーズの高まりと多様な選択肢～ ③車中避難の課題を考える	研修2		1)名称	DWAT先遣隊プラッシュアップ研修VII	2)対象者	DWAT先遣隊、保健所・保健福祉事務所職員等	3)実施時期	2022年9月	4)内容	①アルコール依存の方への関わり方 ②災害時の福祉支援を考える～福祉避難支援カードの活用について ③高齢者支援・障害者支援・子ども女性支援の研究会からの報告	研修3		1)名称	DWAT養成研修	2)対象者	DWAT登録研修を修了した者	3)実施時期	2022年6月～7月	4)内容	①災害福祉支援ネットワークの仕組みと災害派遣福祉チーム員の役割 ②避難所運営を考える～避難所で発生し得るリスクの理解と備え ③災害時要配慮者の視点で避難所運営を考える ④災害時の要配慮者支援の実際 ⑤運営支援者の姿勢について
研修1																																
1)名称	DWAT先遣隊プラッシュアップ研修VI																															
2)対象者	DWAT先遣隊、保健所・保健福祉事務所職員、市町村職員等																															
3)実施時期	2022年5月																															
4)内容	①被災地の支援活動に求められる大切なこと ②車中避難の可能性を探る～住民ニーズの高まりと多様な選択肢～ ③車中避難の課題を考える																															
研修2																																
1)名称	DWAT先遣隊プラッシュアップ研修VII																															
2)対象者	DWAT先遣隊、保健所・保健福祉事務所職員等																															
3)実施時期	2022年9月																															
4)内容	①アルコール依存の方への関わり方 ②災害時の福祉支援を考える～福祉避難支援カードの活用について ③高齢者支援・障害者支援・子ども女性支援の研究会からの報告																															
研修3																																
1)名称	DWAT養成研修																															
2)対象者	DWAT登録研修を修了した者																															
3)実施時期	2022年6月～7月																															
4)内容	①災害福祉支援ネットワークの仕組みと災害派遣福祉チーム員の役割 ②避難所運営を考える～避難所で発生し得るリスクの理解と備え ③災害時要配慮者の視点で避難所運営を考える ④災害時の要配慮者支援の実際 ⑤運営支援者の姿勢について																															

⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	<input type="radio"/> 積極的に促しており、活動先の紹介や支援等も行っている。																									
⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況	<input type="radio"/> 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している。 <input type="radio"/> 災害派遣福祉チーム員として他の専門職との協議や意見交換等を行っている。																									
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	<input type="radio"/> 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている <input type="radio"/> 都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるような場を設定している <input type="radio"/> 都道府県・事務局やチーム員同士が情報交換等できるような場を設定している (SNS等)																									
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																								
	確保済資機材	<table> <tr> <td>1. ビブス</td> <td><input type="radio"/></td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td><input type="radio"/></td> <td>4. 携帯電話</td> <td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td><input type="radio"/></td> <td>6. トランシーバ</td> <td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td><input type="radio"/></td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td>10. 感染症物品</td> <td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>11. その他</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. ビブス	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input type="radio"/>	3. プリンタ	<input type="radio"/>	4. 携帯電話	<input type="radio"/>	5. 衛星電話	<input type="radio"/>	6. トランシーバ	<input type="radio"/>	7. デジタルカメラ	<input type="radio"/>	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	<input type="radio"/>	11. その他	—		
1. ビブス	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input type="radio"/>																							
3. プリンタ	<input type="radio"/>	4. 携帯電話	<input type="radio"/>																							
5. 衛星電話	<input type="radio"/>	6. トランシーバ	<input type="radio"/>																							
7. デジタルカメラ	<input type="radio"/>	8. 車両	—																							
9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	<input type="radio"/>																							
11. その他	—																									
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																										
⑯-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。 【その際の課題】県保健医療福祉調整本部、被災地域保健所で開催される保健医療福祉調整会議等の指揮系統で支援活動を展開していく際の具体的な流れについて整理が必要であり、市町村の地域防災計画や受援計画に位置付けていくことが必要。																									
⑯-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【内容】施設間相互応援に当たっての、連絡調整等。																									
⑯-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	検討中である。																									
⑯-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。 【その根拠等】協定																									
⑯-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】協定																									
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																										
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	既に大規模災害時の保健医療福祉活動として整理されている。 【名称・内容】群馬県災害時保健医療福祉活動指針																									
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている。 <table border="1"> <tr> <td>連携方法、活動時の情報共有策について</td> </tr> <tr> <td>概要は決まっている</td> </tr> </table>		連携方法、活動時の情報共有策について	概要は決まっている																						
連携方法、活動時の情報共有策について																										
概要は決まっている																										
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	<input type="radio"/> 保健・医療のチームと合同で研修や訓練を行う。 <input type="radio"/> 災害派遣福祉チームの活動を、保健・医療のチーム員等に紹介する。 <input type="radio"/> 保健・医療のチームの活動等を、災害派遣福祉チームのチーム員に紹介する。 <input type="radio"/> その他 (DMAT、DPAT、DHEAT、DWATの4D会議、4D事務局会議等を																									

	計画しながら、新型コロナウィルス感染拡大の影響を受け、延期となっている。)
⑯-4その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	ある 【内容】共同訓練の実施、情報交換会の実施等
⑰都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑱体制に関する各市区町村との関係	・危機管理課とともに、市町村に対して福祉避難所の指定や要援護者名簿の作成の働きかけ ・市町村の防災担当部局や福祉担当部局の担当者会議等で説明
⑲住民への啓発等	住民向けのリーフレットを作成
⑳発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	想定している 【連携方法】未検討である 【受援時の課題】DMAT等のように全国統一の仕組みとなっていない部分があるため、円滑な受け入れに課題がある 新型コロナウィルス感染症等の感染拡大防止策を十分に講じる必要がある。
㉑他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】検討済である 【派遣時の課題】DMAT等のように全国統一の仕組みとなっていない部分があるため、円滑な受け入れに課題がある。 新型コロナウィルス感染症等の感染拡大防止策を十分に講じる必要がある。
㉒広域派遣を想定して実施したこと	○ 他県との情報交換会・意見交換会の実施 ○ 他県との連携に向けた会議の開催
㉓災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	—
㉔その他	—

(11) 埼玉県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答	
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
	協議会等名称	埼玉県災害福祉支援ネットワーク
	内容	大規模災害時に要配慮者への福祉支援が円滑に実施できるよう、埼玉県内の福祉団体が連携して活動を行う。
②体制の立ち上げ（予定）時期	平成29年5月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等 障害児・者等 児童・母子 その他
	③-3.職能団体	専門職の団体
	③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、看護師等の団体含)
④今後の参加・連携予定団体	特になし	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 <input type="radio"/> 2. 福祉避難所 <input type="radio"/> (福祉施設で開設)
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外） <input type="radio"/> 4. 公民館等自主避難所 <input type="radio"/>
		5. 車中泊 <input type="radio"/> 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)
		7. 福祉施設等事業所 <input type="radio"/> 8. その他 <input type="radio"/> 9. 災害時に要配慮者を受け入れる施設 9. 未定・検討中 <input type="radio"/>
		【理由】他県の状況を参考にし、検討した結果による。
		1. 高齢者 <input type="radio"/> 2. 障害者・児 <input type="radio"/> 3. 乳幼児 <input type="radio"/> 4. その他 <input type="radio"/> 5. 災害時に特別な配慮を要する者 5. 未定・検討中 <input type="radio"/>
		【理由】他県の状況等、検討した結果による。
⑥対応を想定している「災害」	1. 暴風 <input type="radio"/> 2. 豪雨 <input type="radio"/> 3. 豪雪 <input type="radio"/> 4. 洪水 <input type="radio"/> 5. 高潮 <input type="radio"/> 6. 地震 <input type="radio"/> 7. 津波 <input type="radio"/> 8. 噴火 <input type="radio"/> 9. 原子力災害 <input type="radio"/> 10. その他 <input type="radio"/> 災害救助法が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害	
⑦福祉支援体制の担当部署	社会福祉課	※複数部署の場合の主担当
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	令和3年度からの埼玉県地域防災計画に位置付け 障害者支援計画、高齢者支援計画に位置付け	
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	団体が担う。
	団体が担う場合の団体名	災害派遣福祉ネットワーク事務局は社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

⑩事務局 担当者の数	専任 兼任	— 2名
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無 バックアップ の方法	確保していない。 —
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、 確保している。（※個人を特定している）
	協定の締結先	協力団体又は協力法人
	確保した人員	355名
	登録条件	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、 看護師、保育士、相談支援専門員、介護職員、生活支援員、 生活相談員、児童指導員等実務経験が3年以上の者
⑯-2 人材層、人材像の育成策	特に人材の層や人材像は設定していない。	
⑯-3 コーディネーターの配置状況	配置していない。	
⑯-4 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。 (1)「導入研修」を用いて実施した。	
	研修1	
	1)名称	埼玉県災害派遣福祉チーム員登録時研修（1日目 オンデマンド配信、2日目集合研修）
	2)対象者	所属する法人、団体から支援チーム員に推薦された者
	3)実施時期	2022年12月
	4)内容	・埼玉県災害派遣福祉チームの組織体制・活動内 容 ・避難所の開設・運営 ・災害派遣福祉チーム活動の実際
	研修2	
	1)名称	埼玉県災害派遣福祉チーム第1回スキルアップ研 修（オンデマンド配信）
	2)対象者	埼玉県災害派遣福祉チーム員として登録された者
	3)実施時期	2022年12月
	4)内容	・近年の動向 ・福祉支援対象者の理解
	研修3	
	1)名称	埼玉県災害派遣福祉チーム第2回スキルアップ研 修（オンデマンド配信）
	2)対象者	埼玉県災害派遣福祉チーム員として登録された者
	3)実施時期	2023年2月
	4)内容	・避難所での各種団体との連携のあり方 ・支援活動における記録の方法 ・災害派遣福祉チームの活動事例
⑯-5 チーム員の平時の活動に 対する都道府県の考え方	特に促してはいない。	
⑯-6 平時におけるチーム員と しての活動状況	○ その他（支援チーム員のスキルアップ研修等実施）	
⑯-7 平時における都道府県・ 事務局とチーム員との関わり	特になし	
⑯-8 資機材等の 確保状況	確保している。	

確保状況	確保済資機材	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—			
		3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—			
		5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—			
		7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—			
		9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—			
		11. その他	○	折りたたみ式ヘルメット、 多機能 LED ライト、リュックサック、 救急セット、雨具、寝袋、非常用蓄電池等				
		⑯ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて						
		⑯-1 本部の体制や立ち上げ手順	検討中である 【その際の課題】具体的な検討を実施するための、情報が不足しているため。					
		⑯-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。					
		⑯-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。					
		⑯-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討中である					
		⑯-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない					
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況								
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制と災害時の福祉支援の活動も連携するものとして整理している。							
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】令和4年7月22日の厚生労働省からの通知を受けて、保健医療チームとの連携について協議中である。							
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	○ 保健・医療のチームと合同で研修や訓練を行う。							
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特になし。							
⑯-5 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。							
⑯-6 体制に関する各市区町村との関係	障害者福祉推進課の実施する福祉避難所に係る市町村担当者会議での説明。							
⑯-7 住民への啓発等	災害派遣福祉ネットワークとしての取組はなし。							
⑯-8 発災時に他県チーム受け入れの想定（支援）	想定している 【連携方法】検討中である 【支援時の課題】役割分担、受け入れ環境の整備等							
⑯-9 他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】検討中である 【派遣時の課題】派遣先での役割分担、安全面での配慮等							
⑯-10 広域派遣を想定して実施したこと	—							
⑯-11 災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	特になし							
⑯-12 その他	特になし							

(12) 千葉県

(1. 既に構築している)

設問	回答				
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。				
	協議会等名称	千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会			
	内容	避難所等の要配慮者の福祉的課題にいち早く介入することで、二次被害の発生を減らし、一日でも早く安定的な日常生活に移行できるよう、協働で支援を行う。			
②体制の立ち上げ（予定）時期	2020年7月に開始した。				
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	別添資料のとおり		
		高齢者福祉等	別添資料のとおり		
		障害児・者等	別添資料のとおり		
		児童・母子	別添資料のとおり		
		その他	別添資料のとおり		
	③-3.職能団体	専門職の団体	別添資料のとおり		
	③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、看護師等の団体含)	別添資料のとおり		
④今後の参加・連携予定団体	—				
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	<input type="radio"/>	2. 福祉避難所 (福祉施設で開設)	<input type="radio"/>
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外）	<input type="radio"/>	4. 公民館等自主避難所	—
		5. 車中泊	—	6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)	—
		7. 福祉施設等事業所	—	8. その他	—
		9. 未定・検討中	—	【理由】厚生労働省のガイドライン及び他県の状況を参考にした。	
		1. 高齢者	<input type="radio"/>	2. 障害者・児	<input type="radio"/>
		3. 乳幼児	<input type="radio"/>	4. その他 避難所において特別な支援を必要とする者	
		5. 未定・検討中	—	【理由】避難所等の要配慮者の福祉的課題にいち早く介入することで、二次被害の発生を減らし、一日でも早く安定的な日常生活に移行できるようにするため。	
		6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)	—	7. 福祉施設等事業所	
⑥対応を想定している「災害」	1. 暴風 2. 豪雨 3. 豪雪 4. 洪水 5. 高潮 6. 地震 7. 津波 8. 噴火 9. 原子力災害 10. その他			— — — — — — — — — <input type="radio"/> 災害救助法が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害全て	
⑦福祉支援体制の担当部署	健康福祉部健康福祉指導課		※複数部署の場合の主担当	—	
⑧担当部署以外との連携・検討状況	今年度の防災訓練において、リハビリチーム（JRAT）と連携して訓練を行った。				

⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。																								
	団体が担う場 合の団体名	千葉県社会福祉協議会																								
⑩事務局 担当者の数	専任	一																								
	兼任	4名																								
⑪事務局の運営費用		<input type="radio"/> 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請） <input type="radio"/> その他 (一部研修にかかる費用を共同事務局となる千葉県社会福祉協議会が負担している。(令和5年度以降は全てネットワーク構築推進事業及び都道府県による独自予算で運営予定))																								
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無	確保している。																								
	バックアップ の方法	災害の規模等を踏まえ、「本部支援員」として協議会構成団体メンバー及びDWATチーム員に協力いただく場合がある。																								
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。																								
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）																								
	協定の締結先	団体																								
	確保した人員	394名																								
	登録条件	(国家資格又は公的資格等) 社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、介護職員初任者研修修了者、介護福祉士実務者研修修了者、相談支援専門員、精神保健福祉士、手話通訳士、保育士、看護師、リハビリ専門職、管理栄養士、臨床心理士 等 (職種) 生活相談員、生活支援員、独立型社会福祉士、介護職員、ケアマネジャー、訪問介護員、手話通訳者、要約筆記者、地域包括支援センター職員 等																								
⑯-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行している。 【人材の層の例】 ・ チームのリーダー、サブリーダーとなる人材 ・ 先遣チーム員として活動内容の見極め等を行う人材																								
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置していない。																								
⑯-4 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 (1) 「導入研修」を用いて実施した。 <table border="1"> <tr> <td>研修1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>登録時研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>県へ届け出のあったチーム員候補者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2022年11月・12月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>災害時の福祉支援に関する基礎的な知識を習得させる。</td> </tr> <tr> <td>研修2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>チームリーダー等養成研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>登録時研修修了者で、協定書締結団体から推薦され県が受講決定した者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2023年2月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>DWATのチーム員をまとめ、スケジュール管理及び安全管理を行うとともに、チームが効果的に活動できるよう他団体との調整を行う等、チーム全体の指揮を取る「リーダー」や「サブリーダー」に必要な知識を習得する。</td> </tr> <tr> <td>研修3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>先遣チーム員養成研修</td> </tr> </table>	研修1		1)名称	登録時研修	2)対象者	県へ届け出のあったチーム員候補者	3)実施時期	2022年11月・12月	4)内容	災害時の福祉支援に関する基礎的な知識を習得させる。	研修2		1)名称	チームリーダー等養成研修	2)対象者	登録時研修修了者で、協定書締結団体から推薦され県が受講決定した者	3)実施時期	2023年2月	4)内容	DWATのチーム員をまとめ、スケジュール管理及び安全管理を行うとともに、チームが効果的に活動できるよう他団体との調整を行う等、チーム全体の指揮を取る「リーダー」や「サブリーダー」に必要な知識を習得する。	研修3		1)名称	先遣チーム員養成研修
研修1																										
1)名称	登録時研修																									
2)対象者	県へ届け出のあったチーム員候補者																									
3)実施時期	2022年11月・12月																									
4)内容	災害時の福祉支援に関する基礎的な知識を習得させる。																									
研修2																										
1)名称	チームリーダー等養成研修																									
2)対象者	登録時研修修了者で、協定書締結団体から推薦され県が受講決定した者																									
3)実施時期	2023年2月																									
4)内容	DWATのチーム員をまとめ、スケジュール管理及び安全管理を行うとともに、チームが効果的に活動できるよう他団体との調整を行う等、チーム全体の指揮を取る「リーダー」や「サブリーダー」に必要な知識を習得する。																									
研修3																										
1)名称	先遣チーム員養成研修																									

	2) 対象者	令和3年度のチームリーダー等養成研修を修了した者又は令和2年度のステップアップ研修修了者で令和3年度の先遣チーム員養成研修を修了していない者で、協定書締結団体から推薦され県が受講決定した者																							
	3) 実施時期	2022年7月																							
	4) 内容	D W A T の活動内容の見極めや初期活動の整備を行う「先遣チーム員」に必要な知識を習得する。																							
⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。																								
⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況	—																								
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	<p>○ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成研修やスキルアップ研修、フォローアップ研修の案内を法人本部、施設・事業所、個人へそれぞれメール送信している。 ・医療や保健関係の研修等について、受講を促している。 																								
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table> <tbody> <tr> <td>1. ビブス</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>○</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>○</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>○</td> <td>10. 感染症物品</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>11. その他</td> <td>○</td> <td>ヘルメット・小型ラジオ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	○	4. 携帯電話	○	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—	9. 自家発電機	○	10. 感染症物品	○	11. その他	○	ヘルメット・小型ラジオ
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																						
3. プリンタ	○	4. 携帯電話	○																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	○	10. 感染症物品	○																						
11. その他	○	ヘルメット・小型ラジオ																							
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。 【その際の課題】本部設置の具体的な基準																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【その際の課題】—																								
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。																								
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																								
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																								
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																									
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	検討中である。																								
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。																								
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	<p>○ 災害派遣福祉チームの活動を、保健・医療のチーム員等に紹介する。</p> <p>○ 保健・医療のチームの活動等を、災害派遣福祉チームのチーム員に紹介する。</p>																								

⑯-4その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	ある 【内容】DWATの活動内容を紹介する保健師向けの動画を作成し、関係課へ周知を依頼した。 今後の連携に向けて、今年度、DWAT事務局担当者がDMATの研修に見学参加した。
⑰都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑱体制に関する各市区町村との関係	各市町村防災部署等に対し、個別にDWAT活動についての説明を順次行っている。 市町村・消防本部（局）防災担当課長会議における動画配信や市町村地域福祉担当課長・市町村社会福祉協議会事務局長合同会議におけるZOOM講義を行い、チームに関する周知を図っている。
⑲住民への啓発等	九都県市合同防災訓練におけるチラシ配布等の啓発活動の実施
⑳発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	想定している 【連携方法】未検討である 【受援時の課題】受援に関する手順を定める必要がある。
㉑他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】未検討である 【派遣時の課題】—
㉒広域派遣を想定して実施したこと	—
㉓災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	—
㉔その他	—

(13) 東京都

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答	
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
	協議会等名称	東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会
	内容	災害福祉支援体制の検討
②体制の立ち上げ（予定）時期	2017年4月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 東京都社会福祉協議会 経営者協議会等 区市町村社会福祉協議会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等 東京都社会福祉協議会東京都高齢者福祉施設協議会
		障害児・者等 東京都社会福祉協議会協知的発達障害部会 東京都社会福祉協議会身体障害者福祉部会
		児童・母子 一般社団法人青森県保育連合会 青森県児童養護施設協議会
		その他 東京都社会福祉協議会社会福祉法人経営者協議会
	③-3.職能団体	公益社団法人東京都社会福祉士会 公益社団法人東京都介護福祉士会
		一般社団法人東京都医療ソーシャルワーカー協会 特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会
	③-4.その他	一般社団法人東京精神保健福祉士協会 区市町村行政 東京ボランティア・市民活動センター
④今後の参加・連携予定団体	特になし。	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 <input type="radio"/> 2. 福祉避難所 <input type="radio"/> (福祉施設で開設)
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外） <input type="radio"/> 4. 公民館等自主避難所 <input type="radio"/>
		5. 車中泊 <input type="radio"/> 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)
		7. 福祉施設等事業所 <input type="radio"/> 8. その他 <input type="radio"/>
		9. 未定・検討中 <input type="radio"/>
		【理由】都内の社会福祉施設においては、発災時にそのサービス提供能力が低下することが判明している。そこで、一般避難所から要配慮者が移動する福祉避難所、社会福祉施設に対し主に派遣することで、その機能を担保する取組を進めてきた。令和4年度に「災害福祉支援ネットワーク中央センター」が設置され、都道府県間の派遣調整の制度化が進んだことを受けて、東京都災害派遣福祉チーム（東京DWAT）を設置し、派遣先に一般避難所も含めることとした。（1月末時点では未整備だが、回答時点では整備済のため反映する。）
		1. 高齢者 <input type="radio"/> 2. 障害者・児 <input type="radio"/> 3. 乳幼児 <input type="radio"/> 4. その他 <input type="radio"/>
		5. 未定・検討中 <input type="radio"/>
	【理由】主に想定される災害時用配慮者を対象としている。	
⑥対応を想定している「災害」	1. 暴風 <input type="radio"/> 2. 豪雨 <input type="radio"/> 3. 豪雪 <input type="radio"/> 4. 洪水 <input type="radio"/> 5. 高潮 <input type="radio"/> 6. 地震 <input type="radio"/> 7. 津波 <input type="radio"/> 8. 噴火 <input type="radio"/> 9. 原子力災害 <input type="radio"/> 10. その他 <input type="radio"/>	

⑦福祉支援体制の担当部署	福祉保健局総務部 高齢社会対策部 障害者施策推進部 少子社会対策部	※複数部署の場合の主担当	福祉保健局総務部										
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	総務局総合防災部は本委員会にオブザーバー参加している。												
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。											
	団体が担う場合の団体名	東京都社会福祉協議会											
⑩事務局 担当者の数	専任 兼任	— 1名											
⑪事務局の運営費用	○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）												
⑫事務局のバックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない。											
	バックアップ の方法	—											
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。												
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(4)	その他											
	協定の締結先	各種職能団体と職員派遣の協定を締結しているが、チームの登録制はとておらず、発災時に派遣可能な職員の名簿を提供していただくことになっている。（今後個人を特定した名簿を整備予定。）											
⑯-2 人材層、人材像の育成策	特に人材の層や人材像は設定していない。												
⑯-3 コーディネーターの配置状況	配置していない。												
⑯-4 研修や訓練の実施状況	<p>今年度実施した。</p> <p>(1) 「導入研修」を用いなかった。</p> <table border="1"> <tr> <td>研修1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>「災害時の福祉応援職員派遣について考える」研修会</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>1 東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会の部会及び専門職団体選出委員 2 東社協施設部会及び専門職団体の災害委員会等の委員 3 東社協施設部会及び専門職団体において災害派遣の経験者、その他災害派遣に興味がある方</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2022年11月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>1 説明：「災害時の福祉応援職員の登録制度の基本事項について」 2 事例報告： ① 東日本大震災における東社協知的発達障害部会の活動報告 ② 東日本大震災における東社協東京都高齢者施設福祉部会の活動報告 ③ ぐんまDWAATの一般避難所における活動報告 3 講義：「災害支援者の基本について」 講師：園崎秀治氏 4 情報交換 テーマ：「災害派遣の心構え、気を付けること、必要な知識など」 コーディネーター 園崎秀治氏</td> </tr> </table>			研修1		1)名称	「災害時の福祉応援職員派遣について考える」研修会	2)対象者	1 東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会の部会及び専門職団体選出委員 2 東社協施設部会及び専門職団体の災害委員会等の委員 3 東社協施設部会及び専門職団体において災害派遣の経験者、その他災害派遣に興味がある方	3)実施時期	2022年11月	4)内容	1 説明：「災害時の福祉応援職員の登録制度の基本事項について」 2 事例報告： ① 東日本大震災における東社協知的発達障害部会の活動報告 ② 東日本大震災における東社協東京都高齢者施設福祉部会の活動報告 ③ ぐんまDWAATの一般避難所における活動報告 3 講義：「災害支援者の基本について」 講師：園崎秀治氏 4 情報交換 テーマ：「災害派遣の心構え、気を付けること、必要な知識など」 コーディネーター 園崎秀治氏
研修1													
1)名称	「災害時の福祉応援職員派遣について考える」研修会												
2)対象者	1 東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会の部会及び専門職団体選出委員 2 東社協施設部会及び専門職団体の災害委員会等の委員 3 東社協施設部会及び専門職団体において災害派遣の経験者、その他災害派遣に興味がある方												
3)実施時期	2022年11月												
4)内容	1 説明：「災害時の福祉応援職員の登録制度の基本事項について」 2 事例報告： ① 東日本大震災における東社協知的発達障害部会の活動報告 ② 東日本大震災における東社協東京都高齢者施設福祉部会の活動報告 ③ ぐんまDWAATの一般避難所における活動報告 3 講義：「災害支援者の基本について」 講師：園崎秀治氏 4 情報交換 テーマ：「災害派遣の心構え、気を付けること、必要な知識など」 コーディネーター 園崎秀治氏												

		(収録した内容を 2023 年 2 月～3 月末配信)																							
	研修2																								
	1)名称	令和4年度 東京都災害福祉広域支援ネットワーク連携訓練																							
	2)対象者	東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会委員、20名程度																							
	3)実施時期	2022年12月																							
	4)内容	(1) 被害情報の収集と共有 (2) 被災した区市町村から応援派遣依頼を受けるシミュレーション (3) 応援派遣調整のシミュレーション ※2022年12月20日に実施。(収録した内容を2023年2月～配信中)																							
⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方		特に促してはいない。																							
⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況		特になし																							
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり		特になし																							
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table> <tbody> <tr> <td>1. ビデオ</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>○</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>○</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td>10. 感染症物品</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>11. その他</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	1. ビデオ	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—	11. その他	—	
1. ビデオ	○	2. モバイルパソコン	○																						
3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—																						
11. その他	—																								
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順		検討中である。 【その際の課題】今後、他道府県の活動マニュアル等を参考に整理して決める予定。都道府県間の派遣調整スキームについては、中央センターに整理していただくことが必要。																							
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等		概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。																							
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集		概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。																							
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法		概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																							
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法		概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																							
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																									
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係		大規模災害時の保健医療活動に係る体制と災害時の福祉支援の活動も連携するものとして整理している。																							
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。																							

⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	現時点では実施予定はない。
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特になし。
⑰都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑱体制に関する各市区町村との関係	区市町村の要配慮者対策関連部署の職員向け研修会において、当該ネットワークの取組みや訓練の実施状況を報告している。ネットワークの推進委員会にも区市から委員推薦をいただいており、委員には訓練にも参加してもらっている。
⑲住民への啓発等	現在取り組んでいない。
⑳発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	想定している 【連携方法】検討中である 【受援時の課題】国ガイドラインでは災害派遣福祉チームは一般避難所へ派遣されることが想定されているが、都では前述のとおり福祉避難所、社会福祉施設も派遣先として想定している。広域で応援派遣職員が来た際、都の仕組みとすり合わせつつその調整をどのように行うかをあらかじめ整理しておく必要がある。
㉑他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】検討中である 【派遣時の課題】—
㉒広域派遣を想定して実施したこと	○ 他県の研修や訓練等の視察 ○ 他県との連携に向けた会議の開催
㉓災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	特になし。
㉔その他	特になし。

(14) 神奈川県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答						
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>協議会等名称</th><th>かながわ災害福祉広域支援ネットワーク</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内容</td><td>(1) 大規模災害時における福祉支援の仕組みづくりに関すること。 (2) 大規模災害時における福祉専門職等による神奈川県災害派遣福祉チーム（以下「神奈川DWAT」という。）の派遣及び調整に関すること。 (3) 神奈川DWATチーム員の登録及び研修・訓練に関すること。 (4) 関係機関・団体等との連絡・情報共有に関すること。 (5) 神奈川DWATに関する周知・啓発に関すること。 (6) その他必要と認められる事項に関すること。</td></tr> </tbody> </table>			協議会等名称	かながわ災害福祉広域支援ネットワーク	内容	(1) 大規模災害時における福祉支援の仕組みづくりに関すること。 (2) 大規模災害時における福祉専門職等による神奈川県災害派遣福祉チーム（以下「神奈川DWAT」という。）の派遣及び調整に関すること。 (3) 神奈川DWATチーム員の登録及び研修・訓練に関すること。 (4) 関係機関・団体等との連絡・情報共有に関すること。 (5) 神奈川DWATに関する周知・啓発に関すること。 (6) その他必要と認められる事項に関すること。
協議会等名称	かながわ災害福祉広域支援ネットワーク						
内容	(1) 大規模災害時における福祉支援の仕組みづくりに関すること。 (2) 大規模災害時における福祉専門職等による神奈川県災害派遣福祉チーム（以下「神奈川DWAT」という。）の派遣及び調整に関すること。 (3) 神奈川DWATチーム員の登録及び研修・訓練に関すること。 (4) 関係機関・団体等との連絡・情報共有に関すること。 (5) 神奈川DWATに関する周知・啓発に関すること。 (6) その他必要と認められる事項に関すること。						
②体制の立ち上げ（予定）時期	2016年7月に開始した。						
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	(福) 神奈川県社会福祉協議会				
	③-2.種別協 (事業者団体)	高齢者福祉等	(一社) 神奈川県高齢者福祉施設協議会 (一社) 神奈川県老人保健施設協会 (一社) 相模原市高齢者福祉施設協議会				
		障害児・者等	神奈川県身体障害施設協会 (一社) 神奈川県知的障害施設団体連合会				
		児童・母子	—				
		その他	(公社) 横浜市福祉事業経営者会				
③-3.職能団体	専門職の団体		(一社) 神奈川県介護支援専門員協会 (公社) 神奈川県介護福祉士会 (公社) 神奈川県社会福祉士会 (一社) 神奈川県精神保健福祉士協会 (公社) 神奈川県理学療法士会				
			—				
			—				
④今後の参加・連携予定団体	児童・保育の団体						
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	○ 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設)				
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外）	— 4. 公民館等自主避難所				
		5. 車中泊	— 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)				
		7. 福祉施設等事業所	— 8. その他				
		9. 未定・検討中	—				
【理由】国のがいドライインに準じているため。							
⑤-2 主な対象者		1. 高齢者	○ 2. 障害者・児				
		3. 乳幼児	○				
		4. その他	○ 傷病者、難病患者				
		5. 未定・検討中	—				
		【理由】かながわ災害福祉広域支援ネットワーク運営要綱第1条に規定する「要配慮者」に含まれるため。					

⑥対応を想定している「災害」	1. 暴風 <input type="radio"/> 2. 豪雨 <input type="radio"/> 3. 豪雪 <input type="radio"/> 4. 洪水 <input type="radio"/> 5. 高潮 <input type="radio"/> 6. 地震 <input type="radio"/> 7. 津波 <input type="radio"/> 8. 噴火 <input type="radio"/> 9. 原子力災害 <input type="radio"/> 10. その他 <input type="radio"/>
⑦福祉支援体制の担当部署	福祉子どもみらい局福祉部 地域福祉課
※複数部署の 場合の主担当	—
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	・健康医療局所属の保健師を講師としたDWATチーム員対象の研修開催（神奈川DWATスキルアップ研修） ・健康医療局との「保健医療調整本部」を「保健医療福祉調整本部」へと改編する調整 ・くらし安全防災局への市町村からの神奈川DWAT派遣要請手順の相談
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局 都道府県と団体が共に担う。 団体が担う場 合の団体名 (福) 神奈川県社会福祉協議会
⑩事務局 担当者の数	専任 1名 兼任 2名
⑪事務局の運営費用	○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無 確保している。 バックアップ の方法 ハード面について記述します。神奈川DWAT本部は、神奈川県社会福祉センター（以下「センター」という。）内に設置します。ただし、センターが立地する横浜市神奈川区反町地区が被災し、ライフラインの切断等、センターにDWAT本部を設置することが適当ないと認めるときは、神奈川県庁またはその他の施設での設置を検討することとしています。
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2) 団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、 確保している。（※個人を特定している） 協定の締結先 • 協力団体（かながわ災害福祉広域支援ネットワーク構成団体のうち、神奈川DWATの派遣について協力する福祉関係団体） • 協力法人（神奈川DWATへの協力が可能な施設等を所管する法人） 確保した人員 155名 登録条件 • 職種…生活相談員、生活支援員、介護職員、児童指導員、地域包括支援センター職員、手話通訳者等 • 資格…社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、介護職員初任者研修修了者、介護福祉士実務者研修修了者、相談支援専門員、保育士、看護師、理学療法士、臨床心理士、認定心理士 等 • 経験年数…上の資格を有し、又は職種に就いている者もしくは就いていた者であって、当該資格又は職種に係る実務経験が3年以上の者又は県知事が認めた者 • これらの条件を満たした上で、神奈川DWAT登録研修を修了した者
⑯-2 人材層、人材像の育成策	人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。 【人材の層の例】チーム員、チームリーダー、コーディネーター
⑯-3 コーディネーターの配置状況	配置している。 【設置時期・所属・人数・実施業務】令和4年4月、（福）神奈川県社会福祉協議会、1人、【平時】災害医療コーディネーターや保健医療活動チームとの情報共有及び連携方策の検討。【災害発生時】避難所等における福祉ニーズ等の情報収集、神奈川DWATの迅速な派遣

調整等のコーディネート及び保健医療関係者との連携。																															
⑬-4 研修や訓練の実施状況	<p>今年度実施した。</p> <p>(1)「導入研修」を用いて実施した。</p> <table border="1"> <tr> <td>研修1</td><td></td></tr> <tr> <td>1)名称</td><td>神奈川DWATステップアップ研修</td></tr> <tr> <td>2)対象者</td><td>神奈川DWAT登録研修修了者</td></tr> <tr> <td>3)実施時期</td><td>2022年10月</td></tr> <tr> <td>4)内容</td><td>災害時要配慮者支援の変遷、被災者支援の諸制度の基礎、災害の進行と被災者が置かれる状況の理解～災害派遣福祉チームが担う10の機能～、DWATの活動視点の理解、避難所の種類と機能の理解、被災者支援の主体の理解、被災者支援の理解等について講義と演習（避難所におけるラウンド～避難所フォトランゲージ～、グループディスカッション～支援主体・ハイリスク者の分類～等）を通じて学ぶ。</td></tr> <tr> <td>研修2</td><td></td></tr> <tr> <td>1)名称</td><td>神奈川DWATスキルアップ研修</td></tr> <tr> <td>2)対象者</td><td>神奈川DWATステップアップ研修修了者</td></tr> <tr> <td>3)実施時期</td><td>2023年2月</td></tr> <tr> <td>4)内容</td><td>神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川DWAT）チーム員としての活動に必要な他・多職種との連携について学ぶ ・保健師（県職員）による、災害時の活動についての講義 ・かながわ災害福祉広域支援ネットワーク職能団体の平時の取組及び災害時に期待される役割の講義</td></tr> <tr> <td>研修3</td><td></td></tr> <tr> <td>1)名称</td><td>神奈川DWATチーム員派遣調整訓練</td></tr> <tr> <td>2)対象者</td><td>神奈川DWAT全チーム員（協力団体、協力法人、協力施設） 神奈川DWAT本部職員（神奈川県社会福祉協議会職員、県職員）</td></tr> <tr> <td>3)実施時期</td><td>2022年9月・11月</td></tr> <tr> <td>4)内容</td><td>2部構成とした。 ・第1部（9月）情報伝達訓練…神奈川DWAT活動マニュアルで定められた、大規模災害発生から派遣決定までの手続きについて、実際に使用する媒体（電子メール）を用い、神奈川DWAT本部及び神奈川DWATチーム員双方が確認した。 ・第2部（11月）チーム編成訓練…第1部の結果及び派遣可能率3割とした場合のチーム編成を行った。</td></tr> </table>	研修1		1)名称	神奈川DWATステップアップ研修	2)対象者	神奈川DWAT登録研修修了者	3)実施時期	2022年10月	4)内容	災害時要配慮者支援の変遷、被災者支援の諸制度の基礎、災害の進行と被災者が置かれる状況の理解～災害派遣福祉チームが担う10の機能～、DWATの活動視点の理解、避難所の種類と機能の理解、被災者支援の主体の理解、被災者支援の理解等について講義と演習（避難所におけるラウンド～避難所フォトランゲージ～、グループディスカッション～支援主体・ハイリスク者の分類～等）を通じて学ぶ。	研修2		1)名称	神奈川DWATスキルアップ研修	2)対象者	神奈川DWATステップアップ研修修了者	3)実施時期	2023年2月	4)内容	神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川DWAT）チーム員としての活動に必要な他・多職種との連携について学ぶ ・保健師（県職員）による、災害時の活動についての講義 ・かながわ災害福祉広域支援ネットワーク職能団体の平時の取組及び災害時に期待される役割の講義	研修3		1)名称	神奈川DWATチーム員派遣調整訓練	2)対象者	神奈川DWAT全チーム員（協力団体、協力法人、協力施設） 神奈川DWAT本部職員（神奈川県社会福祉協議会職員、県職員）	3)実施時期	2022年9月・11月	4)内容	2部構成とした。 ・第1部（9月）情報伝達訓練…神奈川DWAT活動マニュアルで定められた、大規模災害発生から派遣決定までの手続きについて、実際に使用する媒体（電子メール）を用い、神奈川DWAT本部及び神奈川DWATチーム員双方が確認した。 ・第2部（11月）チーム編成訓練…第1部の結果及び派遣可能率3割とした場合のチーム編成を行った。
研修1																															
1)名称	神奈川DWATステップアップ研修																														
2)対象者	神奈川DWAT登録研修修了者																														
3)実施時期	2022年10月																														
4)内容	災害時要配慮者支援の変遷、被災者支援の諸制度の基礎、災害の進行と被災者が置かれる状況の理解～災害派遣福祉チームが担う10の機能～、DWATの活動視点の理解、避難所の種類と機能の理解、被災者支援の主体の理解、被災者支援の理解等について講義と演習（避難所におけるラウンド～避難所フォトランゲージ～、グループディスカッション～支援主体・ハイリスク者の分類～等）を通じて学ぶ。																														
研修2																															
1)名称	神奈川DWATスキルアップ研修																														
2)対象者	神奈川DWATステップアップ研修修了者																														
3)実施時期	2023年2月																														
4)内容	神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川DWAT）チーム員としての活動に必要な他・多職種との連携について学ぶ ・保健師（県職員）による、災害時の活動についての講義 ・かながわ災害福祉広域支援ネットワーク職能団体の平時の取組及び災害時に期待される役割の講義																														
研修3																															
1)名称	神奈川DWATチーム員派遣調整訓練																														
2)対象者	神奈川DWAT全チーム員（協力団体、協力法人、協力施設） 神奈川DWAT本部職員（神奈川県社会福祉協議会職員、県職員）																														
3)実施時期	2022年9月・11月																														
4)内容	2部構成とした。 ・第1部（9月）情報伝達訓練…神奈川DWAT活動マニュアルで定められた、大規模災害発生から派遣決定までの手続きについて、実際に使用する媒体（電子メール）を用い、神奈川DWAT本部及び神奈川DWATチーム員双方が確認した。 ・第2部（11月）チーム編成訓練…第1部の結果及び派遣可能率3割とした場合のチーム編成を行った。																														
⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。																														
⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況	<input type="radio"/> 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している。																														
⑬-7 平時における都道府県・	<input type="radio"/> 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報																														

事務局とチーム員との関わり		提供等を行っている。
⑭資機材等の確保状況	確保状況	確保している。
	確保済資機材	1. ビブス <input type="radio"/> 2. モバイルパソコン <input type="radio"/> 3. プリンタ <input type="radio"/> 4. 携帯電話 <input type="radio"/> 5. 衛星電話 — 6. トランシーバ — 7. デジタルカメラ <input type="radio"/> 8. 車両 — 9. 自家発電機 — 10. 感染症物品 <input type="radio"/> 11. その他 <input type="radio"/> 地図、文房具等
⑮災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて		
⑯-1 本部の体制や立ち上げ手順		概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。 【その際の課題】人選、構成員、役割分担
⑯-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等		概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。
⑯-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集		概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。
⑯-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法		概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑯-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法		チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】神奈川DWAT活動マニュアル
⑯-6 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況		
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係		大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に災害時の福祉支援の活動も位置づけるべく検討・協議を進めている。
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】保健医療部局と福祉部局が異なること。
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		<input type="radio"/> 保健・医療のチームの活動等を、災害派遣福祉チームのチーム員に紹介する。
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み		特にない。
⑯-5 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられている。
⑯-6 体制に関する各市区町村との関係		市町村への周知について検討中。
⑯-7 住民への啓発等		今後、検討予定。
⑯-8 発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）		想定している 【連携方法】未検討である 【受援時の課題】受入調整は、どこの部署が担うのか決まっていないこと。
⑯-9 他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）		想定している 【派遣手順】検討済である 【派遣時の課題】派遣先の活動環境に関する諸々の情報をいかに収集するかが課題
⑯-10 地域防災計画を想定して実施したこと		他県との情報交換会・意見交換会の実施
⑯-11 災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動		—
⑯-12 その他		—

(15) 新潟県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答	
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
	協議会等名称	新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
	内容	災害福祉支援チームの派遣をはじめとした活動を連携・協力して行い、災害時における要配慮者の安全・安心を確保することを目的として設立されている。
②体制の立ち上げ（予定）時期	平成26年3月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等
		高齢者福祉等 障害児・者等 児童・母子 その他
	③-2.種別協（事業者団体）	県社会福祉協議会 県社会福祉法人経営者協議会 県老人福祉施設協議会 県身体障害者施設協議会、県知的障害者福祉協会 県精神障害者社会福祉施設協議会 県社会就労センター連絡協議会
	③-3.職能団体	なし 県救護施設協議会
	③-4.その他	県社会福祉士会、県介護福祉士会 県精神保健福祉士協会 県医療ソーシャルワーカー協会 県介護支援専門員協会 新潟県リハビリテーション専門職協議会
④今後の参加・連携予定団体	現時点ではなし	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 <input type="radio"/> 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設) <input type="radio"/> 3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外） <input type="radio"/> 4. 公民館等自主避難所 <input type="radio"/> 5. 車中泊 — 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難) — 7. 福祉施設等事業所 <input type="radio"/> 8. その他 — 9. 未定・検討中 —
		【理由】県とネットワーク協議会との協定による。
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 <input type="radio"/> 2. 障害者・児 <input type="radio"/> 3. 乳幼児 — 4. その他 — 5. 未定・検討中 — 【理由】県とネットワーク協議会の協定には、要配慮者を受け入れる施設に対する支援活動を行う必要があるときにチームの派遣が要請できるという記述があるが、具体的な対象を定めたものではなく、構成団体の参加状況から「高齢者」「障害者・児」が主な対象となると考えられるため。
⑥対応を想定している「災害」	1. 暴風 <input type="radio"/> 2. 豪雨 <input type="radio"/> 3. 豪雪 <input type="radio"/> 4. 洪水 — 5. 高潮 <input type="radio"/> 6. 地震 <input type="radio"/> 7. 津波 <input type="radio"/> 8. 噴火 <input type="radio"/> 9. 原子力災害 — 10. その他 —	
⑦福祉支援体制の担当部署	福祉保健総務課	※複数部署の場合の主担当 —

⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		検討未了										
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	団体が担う。										
	団体が担う場合の団体名	新潟県社会福祉協議会										
⑩事務局 担当者の数	専任	一										
	兼任	2名										
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）										
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない。										
	バックアップ の方法	一										
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。										
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）										
	協定の締結先	・構成団体の推薦を受けた個人 ・構成団体に所属している事業所の職員や会員でチーム員として協力することを申し出た個人										
	確保した人員	134名										
	登録条件	原則として福祉・保健・医療関係の資格等を有する者で、次の各号に掲げる者。 (1) 協議会を構成する事業者団体の会員施設・事業所等に勤務する者であって、チーム員として活動することについて、当該会員施設・事業所等の長から承認を受けた者 (2) 協議会を構成する職能団体の会員（施設・事業所等に勤務する会員にあっては、チーム員として活動することについて、当該施設・事業所等の長から承認を受けた者）										
	確保の方法(3)	個人による応募も受け付けている。										
	確保した人員	1名										
	登録条件	原則として、福祉、保健、医療関係の資格等を有する者で、チーム員活動希望申出書により、チーム員として活動することを希望する旨の申出があった場合。										
⑯-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像は設定しているが、育成計画はまだ立てられていない。 【人材層の例】チーム員養成研修は一定程度行えているが、チームリーダー層の養成までできていないためチームリーダー層が必要と考える。 その他、例にある職種の人材育成計画等は立てられていない。										
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置していない。										
⑯-4 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 (1)「導入研修」は用いなかった。 <table border="1"><thead><tr><th>研修1</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>1)名称</td><td>災害福祉支援チーム員基礎研修</td></tr><tr><td>2)対象者</td><td>新潟県災害福祉支援チーム員登録者で基礎研修を未受講の者</td></tr><tr><td>3)実施時期</td><td>2022年9月</td></tr><tr><td>4)内容</td><td>9/5-9/6の2日間にわたって開催。 1日目) 終日講義。チームに求められる役割、被災地での様々な支援活動、被災地でのチーム活動、チーム員の活動マニュアル、支援活動の実際 2日目) 頭上訓練</td></tr></tbody></table>	研修1		1)名称	災害福祉支援チーム員基礎研修	2)対象者	新潟県災害福祉支援チーム員登録者で基礎研修を未受講の者	3)実施時期	2022年9月	4)内容	9/5-9/6の2日間にわたって開催。 1日目) 終日講義。チームに求められる役割、被災地での様々な支援活動、被災地でのチーム活動、チーム員の活動マニュアル、支援活動の実際 2日目) 頭上訓練
研修1												
1)名称	災害福祉支援チーム員基礎研修											
2)対象者	新潟県災害福祉支援チーム員登録者で基礎研修を未受講の者											
3)実施時期	2022年9月											
4)内容	9/5-9/6の2日間にわたって開催。 1日目) 終日講義。チームに求められる役割、被災地での様々な支援活動、被災地でのチーム活動、チーム員の活動マニュアル、支援活動の実際 2日目) 頭上訓練											
⑯-5 チーム員の平時の活動に 対する都道府県の考え方		特に促してはいない。										

⑯-6 平時におけるチーム員としての活動状況	特になし。
⑯-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	○ 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている。
⑯-8 資機材等の確保状況	確保している。
	1. ビブス ○ 2. モバイルパソコン ○ 3. プリンタ — 4. 携帯電話 — 5. 衛星電話 — 6. トランシーバ — 7. デジタルカメラ — 8. 車両 — 9. 自家発電機 — 10. 感染症物品 ○ 11. その他 —
⑯-9 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて	
⑯-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。 【その際の課題】行政とネットワーク事務局の役割分担の明確化、費用負担の明確化、連絡手段の検討等
⑯-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。
⑯-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。
⑯-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑯-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑯-6 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	検討中である。
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携した活動は特に想定していない。 【理由】当該活動について、該当チームとの検討が未了のため。
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	現時点では実施予定はない。
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特になし。
⑯-5 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑯-6 体制に関する各市区町村との関係	避難所運営業務研修での周知、総合防災訓練での広報。
⑯-7 住民への啓発等	総合防災訓練での広報、HPの作成。
⑯-8 発災時に他県チーム受け入れの想定（支援）	想定していない 【理由】現時点では検討未了のため。
⑯-9 他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定していない 【理由】現時点では検討未了のため。
⑯-10 広域派遣を想定して実施したこと	—
⑯-11 災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	現時点ではなし。
⑯-12 その他	—

(16) 富山県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答		
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
	協議会等名称	富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	
	内容	事業者団体や職能団体等と「富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」を設置し、災害発生時にチームを編成・派遣し、高齢者・障害者等の要配慮者に対し、支援を行う。	
②体制の立ち上げ（予定）時期	2019年10月15日に協議会を立ち上げ、開始した。		
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	富山県社会福祉協議会 富山県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	富山県老人福祉施設協議会 富山県地域包括・在宅介護支援センター協議会
		障害児・者等	富山県知的障害者福祉協会 公益社団法人富山県精神保健福祉協会 富山県民間身体障害者施設連絡協議会
		児童・母子	富山県保育連絡協議会 富山県民間保育連盟 富山県保育士会
		その他	—
	③-3.職能団体	専門職の団体	一般社団法人富山県社会福祉士会 一般社団法人富山県介護福祉士会 一般社団法人富山県介護支援専門員協会 富山県医療ソーシャルワーカー協会
	③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、看護師等の団体含)	富山県 富山県市長会 富山県町村会
④今後の参加・連携予定団体	—		
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	○ 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設)
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外）	— 4. 公民館等自主避難所
		5. 車中泊	— 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)
		7. 福祉施設等事業所	— 8. その他
		9. 未定・検討中	—
		【理由】「災害時の福祉支援体制の整備について」（厚生労働省平成30年5月31日 社援発0531第1号）を参考に決定。	
		1. 高齢者	○ 2. 障害者・児
⑥対応を想定している「災害」	⑤-2 主な対象者	3. 乳幼児	○
		4. その他	○ 災害時又は避難所での生活において特別な配慮を必要とする者
		5. 未定・検討中	—
		【理由】「災害時の福祉支援体制の整備について」（厚生労働省平成30年5月31日 社援発0531第1号）を参考に決定。	
		1. 暴風	— 2. 豪雨
		3. 豪雪	— 4. 洪水
		5. 高潮	— 6. 地震
		7. 津波	— 8. 噴火
		9. 原子力災害	—

		10. その他 ○ 災害救助法が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害		
⑦福祉支援体制の担当部署		厚生企画課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		保健師、DMAT、JRATなど、災害時に派遣される他の専門職や支援組織を所管する課との連携を今後検討する必要がある。		
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。		
	団体が担う場合の団体名	社会福祉法人富山県社会福祉協議会		
⑩事務局 担当者の数	専任	—		
	兼任	2名		
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）		
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップの方法	—		
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。		
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）		
	協定の締結先	団体		
	確保した人員	123名		
	登録条件	原則、福祉関係資格を有し、以下の要件を満たす方 ・高齢、障害、児童、保育の各分野の福祉施設等での業務経験が3年以上ある方 ・富山県災害派遣福祉チーム員養成研修を修了した方 ・所属する法人、事業所の長から登録を認められている方		
⑯-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。 【人材の層の例】 1)要配慮者のスクリーニング及びニーズ把握を行い、対象となる要配慮者の各種相談に応じることができる者 2)避難所等の環境の調整又は整備について福祉的な視点で助言等を行うことができる者 3)連絡調整及び情報収集を行い、中長期支援への橋渡しを担うことができる者		
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置していない。		
⑯-4 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 (1)「導入研修」を用いて実施した。		
		研修1		
		1)名称	令和4年度災害福祉広域支援ネットワーク災害派遣福祉チーム員登録研修	
		2)対象者	富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会構成団体から推薦のあった福祉チーム員予定者のうち、チーム員登録を希望する者	
		3)実施時期	2022年9月	
		4)内容	●基礎研修：講義I「ネットワーク協議会の設立経緯等とチーム員への期待」、講義II「災害福祉広域支援ネットワークの仕組みと災害派遣福祉チーム員の派遣方法と活動」、講義III「避難所運営を考える～避難所で発生し得るリスクと支援」	

		<p>●実地研修：説明「富山 DWAT 活動マニュアルについて」、演習「実際の一般避難所におけるスクリーニングと支援方法の検討等」<グループワーク></p>																								
<p>⑯-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方</p>		特に促してはいない。																								
<p>⑯-6 平時におけるチーム員としての活動状況</p>		<p>○ その他 (現在、本県の総合防災訓練への参加を検討している)</p>																								
<p>⑯-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり</p>		特になし。																								
<p>⑯ 資機材等の確保状況</p>	確保状況	確保している。																								
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td><td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td><td>—</td> <td>4. 携帯電話</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td><td>—</td> <td>6. トランシーバ</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td><td>—</td> <td>8. 車両</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td><td>—</td> <td>10. 感染症物品</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>11. その他</td><td>○</td> <td colspan="2" rowspan="2">事務用品は整備。災害用品としては、ヘルメット、防塵眼鏡。</td></tr> </table>		1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	○	11. その他	○	事務用品は整備。災害用品としては、ヘルメット、防塵眼鏡。
1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	○																							
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																							
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																							
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																							
9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	○																							
11. その他	○	事務用品は整備。災害用品としては、ヘルメット、防塵眼鏡。																								
<p>⑯ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて</p>																										
<p>⑯-1 本部の体制や立ち上げ手順</p>		<p>概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。 【その際の課題】活動をしたことのない県においては、本部運営マニュアルのモデルや先進県の例があれば、それをもとに検討できると考えられる。</p>																								
<p>⑯-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等</p>		検討中である。																								
<p>⑯-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集</p>		検討中である。																								
<p>⑯-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法</p>		検討中である。																								
<p>⑯-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法</p>		概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																								
<p>⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況</p>																										
<p>⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係</p>		検討中である。																								
<p>⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動</p>		<p>連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】連携の必要性は想定しているが、具体的な協議の場などが決まっていない。</p>																								
<p>⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動</p>		現時点では実施予定はない。																								
<p>⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み</p>		特にない。																								
<p>⑯ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ</p>		位置付けられている。																								
<p>⑯ 体制に関する各市区町村との関係</p>		現状では、市町村への働きかけは行っていないが、福祉チーム員の活																								

	動展開上、重要なため今後検討していきたい。
⑯住民への啓発等	具体的な市町村、地域住民への働きかけをどのように展開していくか、協議会での検討が必要と考える。
⑰発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	想定している 【連携方法】未検討である。 【受援時の課題】具体的に被災した地域の一般避難所のどこへ派遣するかなどその対象となる避難所数、範囲にもよるので、県外からの応援派遣シミュレーションが必要と考える。
⑱他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】未検討である 【派遣時の課題】現状、派遣実績のある県への依頼があると考える。派遣経験のない県まで協力要請があるか。近隣県では考えられる。
⑲広域派遣を想定して実施したこと	—
⑳災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	—
㉑その他	災害時を想定することも必要であるが、日常的なかかわりや支援があってこそその災害時と考える。身近な地域で、民生委員・自治会・社会福祉法人や事業所、社協などが連携して要配慮者の支援について検討する場が必要であり、DWATの周知や市町村との連携を持ったDWAT活動の充実が必要になると考える。

(17) 石川県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答		
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
	協議会等名称	石川県災害福祉支援ネットワーク会議	
	内容	大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行う。	
②体制の立ち上げ（予定）時期	2019年8月に開始した。		
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	(別添参照)
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等 障害児・者等 児童・母子 その他	(別添参照) (別添参照) (別添参照) (別添参照)
	③-3.職能団体	専門職の団体	(別添参照)
	③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、看護師等の団体含)	(別添参照)
④今後の参加・連携予定団体	—		
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外） 5. 車中泊 7. 福祉施設等事業所 9. 未定・検討中	○ 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設) — 4. 公民館等自主避難所 — 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難) — 8. その他 —
		【理由】「災害時の福祉支援体制の整備について」（厚生労働省平成30年5月31日社援発0531第1号）を参考にしたため。	
		1. 高齢者 3. 乳幼児 4. その他 5. 未定・検討中	○ 2. 障害者・児 ○ ○ 難病等疾患がある方、アレルギーがある方、妊産婦、精神的に不安定な方、その他生活環境の変化により支援が必要な方 —
		【理由】「災害時の福祉支援体制の整備について」（厚生労働省平成30年5月31日社援発0531第1号）及び他県例を参考にしたため。	
		1. 暴風 3. 豪雪 5. 高潮 7. 津波 9. 原子力災害	○ 2. 豪雨 ○ 4. 洪水 ○ 6. 地震 ○ 8. 噴火 — 10. その他 —
⑥対応を想定している「災害」			
⑦福祉支援体制の担当部署	健康福祉部厚生政策課	※複数部署の場合の主担当	—
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	現時点では検討していない。		
⑨災害時の 事務局	都道府県が担う。		

福祉支援体制の事務局	団体が担う場合の団体名	社会福祉法人青森県社会福祉協議会																														
⑩事務局 担当者の数	専任	—																														
	兼任	2名																														
⑪事務局の運営費用	○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）																															
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。																														
	バックアップの方法	—																														
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。																															
⑯-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）																														
	協定の締結先	団体へ周知等を依頼しているが、協定は締結していない。																														
	確保した人員	197名																														
	登録条件	<ul style="list-style-type: none"> 次の業務経験が3年以上の方 介護福祉士、ホームヘルパー、社会福祉士、介護支援専門員、保育士、その他（精神保健福祉士、相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員） 																														
	確保の方法(3)	個人による応募も受け付けている。																														
	確保した人員	0名																														
	登録条件	<ul style="list-style-type: none"> 次の業務経験が3年以上の方 介護福祉士、ホームヘルパー、社会福祉士、介護支援専門員、保育士、その他（精神保健福祉士、相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員） 																														
⑯-2 人材層、人材像の育成策	特に人材の層や人材像は設定していない。																															
⑯-3 コーディネーターの配置状況	配置していない。																															
⑯-4 研修や訓練の実施状況	<p>今年度実施した。</p> <p>(1) 「導入研修」を用いて実施した。</p> <table border="1"> <tr> <td>研修1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>石川県災害派遣福祉チーム員登録研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>福祉施設職員等</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2022年12月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>講義、演習等</td> </tr> <tr> <td>研修2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>第1回石川県災害派遣福祉チーム員フォローアップ研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>登録研修修了者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2023年1月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>講義等</td> </tr> <tr> <td>研修3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>第2回石川県災害派遣福祉チーム員フォローアップ研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>登録研修修了者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2023年1月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>講義、演習等</td> </tr> </table>		研修1		1)名称	石川県災害派遣福祉チーム員登録研修	2)対象者	福祉施設職員等	3)実施時期	2022年12月	4)内容	講義、演習等	研修2		1)名称	第1回石川県災害派遣福祉チーム員フォローアップ研修	2)対象者	登録研修修了者	3)実施時期	2023年1月	4)内容	講義等	研修3		1)名称	第2回石川県災害派遣福祉チーム員フォローアップ研修	2)対象者	登録研修修了者	3)実施時期	2023年1月	4)内容	講義、演習等
研修1																																
1)名称	石川県災害派遣福祉チーム員登録研修																															
2)対象者	福祉施設職員等																															
3)実施時期	2022年12月																															
4)内容	講義、演習等																															
研修2																																
1)名称	第1回石川県災害派遣福祉チーム員フォローアップ研修																															
2)対象者	登録研修修了者																															
3)実施時期	2023年1月																															
4)内容	講義等																															
研修3																																
1)名称	第2回石川県災害派遣福祉チーム員フォローアップ研修																															
2)対象者	登録研修修了者																															
3)実施時期	2023年1月																															
4)内容	講義、演習等																															
⑯-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。																															
⑯-6 平時におけるチーム員としての活動状況	○ 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している。																															
⑯-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし。																															

⑯資機材等の確保状況	確保状況	確保している。
	確保済資機材	1. ビブス ○ 2. モバイルパソコン ○ 3. プリンタ ○ 4. 携帯電話 — 5. 衛星電話 — 6. トランシーバ — 7. デジタルカメラ ○ 8. 車両 — 9. 自家発電機 ○ 10. 感染症物品 ○ 11. その他 —
⑯災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて		
⑯-1 本部の体制や立ち上げ手順		概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。 【その際の課題】現時点で具体的な協議・検討の段階まで至っていない。
⑯-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等		概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。
⑯-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集		概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。
⑯-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法		概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑯-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法		概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑯都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況		
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係		検討中である。
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】現時点で具体的な協議・検討の段階まで至っていない。
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		現時点で実施予定はない。
⑯-4 その他 保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み		特になし。
⑯都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられていないが、今後位置付ける予定。
⑯体制に関する各市区町村との関係		石川県災害福祉支援ネットワーク会議の構成団体として参加してもらっている。
⑯住民への啓発等		パンフレット作成
⑯発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）		想定している 【連携方法】未検討である 【受援時の課題】受入態勢の構築
⑯他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）		想定している 【派遣手順】検討中である 【派遣時の課題】派遣先との調整
⑯広域派遣を想定して実施したこと		特になし
⑯災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動		特になし
⑯その他		特になし

(18) 福井県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答	
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
	協議会等名称	福井県災害福祉支援ネットワーク協議会 構成団体
	内容	ネットワーク協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。 一) 大規模災害時に備えた福井D W A T に関すること。 二) 大規模災害時における受援体制に関すること。 三) 福祉避難所への支援に関すること。 四) その他災害時における福祉支援に関し、必要と認められること。
②体制の立ち上げ（予定）時期	令和3年3月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等 福井県社会福祉協議会・県内市町社会福祉協議会 福井県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等 福井県老人福祉施設協議会 福井県老人保健施設協議会
		障害児・者等 福井県身体障害者（児）援護施設連絡協議会 福井県知的障害者福祉協会 福井県精神障害者福祉サービス事業所連絡協議会
		児童・母子 福井県民間保育連盟 福井県私立幼稚園・認定こども園協会 福井県社会的養護施設協議会
		その他 —
	③-3.職能団体	専門職の団体 福井県社会福祉士会 福井県介護支援専門員協会 福井県介護福祉士会 福井県精神保健福祉士協会 福井県医療ソーシャルワーカー協会
	③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、看護師等の団体含) 福井県 福井市 敦賀市 小浜市 大野市 勝山市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市 永平寺町 池田町 南越前町 越前町 美浜町 高浜町 おおい町 若狭町
④今後の参加・連携予定団体	福井県相談支援専門員協会	

⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	—	2. 福祉避難所 (福祉施設で開設)	—
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外）	—	4. 公民館等自主避難所	—
⑤-2 主な対象者		5. 車中泊	—	6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)	—
		7. 福祉施設等事業所	—	8. その他	<input type="radio"/> 支援先（活動場所）は、一般避難所のほか、被災地の要請に応じて活動場所を追加していくことが必要と考える。
⑥対応を想定している「災害」		9. 未定・検討中	—	【理由】 ・分散避難等が行われている可能性があるため ・被災地のニーズに寄り添うべきと考えるため。	
		1. 高齢者	<input type="radio"/>	2. 障害者・児	<input type="radio"/>
⑦福祉支援体制の担当部署		3. 乳幼児	<input type="radio"/>	4. その他	要配慮者を中心いて、避難生活において福祉支援を必要とする方々に対して、福祉専門職としてそれぞれの特徴を認識し、関係機関と連携して対応する。また、被災状況等によっては避難者すべての方が要配慮者となり、支援の対象となる。
		5. 未定・検討中	—	【理由】”福祉専門職により構成されるチームであるため。被災状況等によってはすべての方が要配慮者となる可能性があるため。	
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		1. 暴風	<input type="radio"/>	2. 豪雨	<input type="radio"/>
		3. 豪雪	<input type="radio"/>	4. 洪水	<input type="radio"/>
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	5. 高潮	<input type="radio"/>	6. 地震	<input type="radio"/>
		7. 津波	<input type="radio"/>	8. 噴火	<input type="radio"/>
⑩事務局 担当者の数	専任	9. 原子力災害	<input type="radio"/>	10. その他	<input type="radio"/> 特に災害の種類は規程していない。（すべて対象となりうる。）
	兼任				
⑪事務局の運営費用					
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無	○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）			
	バックアップ の方法	確保している。			
⑬派遣人員の確保や育成状況		事務局は福井県社会福祉協議会内を想定。社会福祉センターの被災状況により県庁内とする。			
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	開始している。			
		団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）			

	協定の締結先	福井県災害福祉支援ネットワーク協議会の構成団体のうち福祉関係団体（問2-1③の1, 2, 3の団体。）																				
	確保した人員	86名																				
	登録条件	福井県災害福祉支援ネットワーク協議会の構成団体に加盟している法人・施設、構成団体に所属している職員・会員のうち、ビギナー研修（登録研修）を受講した者																				
⑬-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てているが、実行は今後である。 【人材の層の例】 ビギナー研修……チーム員初年度の方 ミドル研修………チーム員2年目以降の方 アドバンス研修…リーダーやコーディネーター																				
⑬-3 コーディネーターの配置状況		配置している。 【設置時期・所属・人数・実施業務】 令和3年度より配置。福井県社会福祉協議会に所属。 1名。実施業務は以下のとおり 【平時の活動】 (ア) 災害時の災害派遣福祉チームの迅速な派遣調整等のコーディネート ・派遣調整フローの検討 ・派遣リストの整備 (イ) 災害医療コーディネーター 等との連携 ・福井県災害医療コーディネーターとの連携 (ウ) 保健医療活動チームとの研修の実施 ・研修の実施 (DMATおよびDHEATからの講師派遣、DPAT研修への講師派遣) 【災害時における取組】 ・避難所等における福祉ニーズ等の情報収集 ・災害派遣福祉チームの迅速な派遣調整等のコーディネート ・災害医療コーディネーター等の保健医療関係者との連携																				
⑬-4 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 (1)「導入研修」を用いて実施した。 <table border="1"><tr> <td>研修1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>福井DWATビギナー研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>始めてチーム員に登録いただく方</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2022年7月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>行政説明・事務局説明 演習I 「一般避難所における福祉・生活ニーズを考える」 演習II 「福祉ニーズの見立てと手立て」 (導入研修内容と同一) ※1回目:2022年7月 2回目:2022年12月</td> </tr> <tr> <td>研修2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>福井DWATミドル研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>チーム員登録2年目以降の方</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2022年9月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>講義①「避難所における保健医療活動・DMATについて」 講義②「避難所における災害派遣福祉チーム活動の実際」 講義③・演習 「災害時避難所活動シミュレーション」</td> </tr> </table>	研修1		1)名称	福井DWATビギナー研修	2)対象者	始めてチーム員に登録いただく方	3)実施時期	2022年7月	4)内容	行政説明・事務局説明 演習I 「一般避難所における福祉・生活ニーズを考える」 演習II 「福祉ニーズの見立てと手立て」 (導入研修内容と同一) ※1回目:2022年7月 2回目:2022年12月	研修2		1)名称	福井DWATミドル研修	2)対象者	チーム員登録2年目以降の方	3)実施時期	2022年9月	4)内容	講義①「避難所における保健医療活動・DMATについて」 講義②「避難所における災害派遣福祉チーム活動の実際」 講義③・演習 「災害時避難所活動シミュレーション」
研修1																						
1)名称	福井DWATビギナー研修																					
2)対象者	始めてチーム員に登録いただく方																					
3)実施時期	2022年7月																					
4)内容	行政説明・事務局説明 演習I 「一般避難所における福祉・生活ニーズを考える」 演習II 「福祉ニーズの見立てと手立て」 (導入研修内容と同一) ※1回目:2022年7月 2回目:2022年12月																					
研修2																						
1)名称	福井DWATミドル研修																					
2)対象者	チーム員登録2年目以降の方																					
3)実施時期	2022年9月																					
4)内容	講義①「避難所における保健医療活動・DMATについて」 講義②「避難所における災害派遣福祉チーム活動の実際」 講義③・演習 「災害時避難所活動シミュレーション」																					

		研修3 1)名称 2)対象者 3)実施時期 4)内容	ン」 避難所支援に係る実地訓練 福井DWATチーム員 2022年10月 ・一般避難所において、市保健師と連携し要配慮者等への生活支援の手立てを調整する。 ・避難所内に相談窓口を設置し、避難者からの声や避難生活の状況を踏まえた支援内容を検討し実地に至るまでの一連の流れを模擬体験する。
⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方		特に促してはいない。	
⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況		○ その他 現状行っていないが、今後実施を検討したい。	
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり		○ 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている。 ○ 都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるような場を設定している。	
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。	
	確保済資機材	1. ピラス 3. プリンタ 5. 衛星電話 7. デジタルカメラ 9. 自家発電機 11. その他	○ 2. モバイルパソコン ○ 4. 携帯電話 — 6. トランシーバ ○ 8. 車両 — 10. 感染症物品 ○ 備品リストを添付します。
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて			
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順		概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。 【その際の課題】保健医療福祉調整本部を含めた整理	
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等		役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【内容】事務局は各団体に福井DWATのチーム員の派遣を要請するとともに、チーム員やチーム員の所属に対し派遣の可否を確認する。派遣可否の報告に基づき、事務局は福井DWATを編成し、避難所等に派遣するとともに、編成および派遣の結果を報告する。なお、県外の被災地にチームを派遣する場合は原則としてチーム員の宿泊場所および移動手段を事務局が確保する。	
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集		実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている。 【その根拠等】福井県災害派遣福祉チーム活動マニュアル	
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法		検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。 【その根拠等】福井県災害派遣福祉チーム活動マニュアル	
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法		チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】福井県災害派遣福祉チーム活動マニュアル	
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況			
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係		検討中である。	

<p>⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動</p>	<p>連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている。</p> <table border="1" data-bbox="571 247 1429 325"> <tr> <td data-bbox="571 247 1429 280">連携方法、活動時の情報共有策について</td></tr> <tr> <td data-bbox="571 280 1429 325">今後の検討である</td></tr> </table>	連携方法、活動時の情報共有策について	今後の検討である
連携方法、活動時の情報共有策について			
今後の検討である			
<p>⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動</p>	<p>【実施している】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健・医療のチームと福祉のチームが意見交換や情報交換等を行う ○ 災害派遣福祉チームの活動を、保健・医療のチーム員等に紹介する ○ 保健・医療のチームの活動等を、災害派遣福祉チームのチーム員に紹介する ○ 各チームの連携した活動に向けて、保健・医療のチームの事務局と福祉のチームの事務局が意見交換等を行う <p>【実施予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健・医療のチームと合同で研修や訓練を行う 		
<p>⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み</p>	<p>ある。</p> <p>【内容】 県庁各担当者間の情報共有</p>		
<p>⑰都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ</p>	<p>位置付けられている。</p>		
<p>⑱体制に関する各市区町村との関係</p>	<p>管内市町が、福井県災害福祉支援ネットワーク協議会の構成団体として参加している。</p>		
<p>⑲住民への啓発等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各地元メディアにおける情報発信 ・防災訓練における住民への周知 		
<p>⑳発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）</p>	<p>想定している</p> <p>【連携方法】 検討中である</p> <p>【受援時の課題】 一</p>		
<p>㉑他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）</p>	<p>想定している</p> <p>【派遣手順】 検討中である</p> <p>【派遣時の課題】 派遣希望の有無の確認や状況把握等の実施手法等</p>		
<p>㉒広域派遣を想定して実施したこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他県との研修や訓練等の共同実施 ○ その他（他県チーム員が当県の研修にファシリテーターとして参加） 		
<p>㉓災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動</p>	<p>検討中</p>		
<p>㉔その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・DMAT のような、国による研修の実施 ・広域派遣における中央センターによる現地状況把握や派遣調整 ・災害福祉支援コーディネーターの継続的な配置（財源の継続的な確保）を希望します。 		

(19) 山梨県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答	
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
	協議会等名称	山梨県災害福祉支援ネットワーク会議
	内容	大規模災害時等に要配慮者への福祉支援を円滑に行い、要配慮者の福祉の向上及び二次被害の防止を図ることを目的とする。
②体制の立ち上げ（予定）時期	2022年4月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉法人山梨県社会福祉協議会 山梨県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等 山梨県老人福祉施設協議会 山梨県老人保健施設協議会
	③-2.種別協(事業者団体)	障害児・者等 山梨県知的障害者支援協会 山梨県身体障害者施設協議会 山梨県精神障がい者地域生活支援ネットワーク
	③-2.種別協(事業者団体)	児童・母子 児童養護施設部会 山梨県保育協議会 日本保育協会山梨県支部
	③-2.種別協(事業者団体)	その他 —
	③-3.職能団体	一般社団法人山梨県社会福祉士会 一般社団法人山梨県介護福祉士会 一般社団法人山梨県介護支援専門員協会 山梨県精神保健福祉士協会
	③-4.その他	専門職の団体 山梨県
④今後の参加・連携予定団体	—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 ○ 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設) —
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外） — 4. 公民館等自主避難所 —
	⑤-2 主な対象者	5. 車中泊 — 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難) —
		7. 福祉施設等事業所 — 8. その他 —
		9. 未定・検討中 —
	【理由】「災害時の福祉支援体制の整備について」（厚生労働省平成30年5月31日社援発0531第1号）により主な支援対象先として一般避難所を想定している。	
	しかし、災害時は派遣要請に基づき支援対象先を判断するため、現段階で具体的にどこまでを支援対象先とするかどうかについて判断していない。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 ○ 2. 障害者・児 ○
		3. 乳幼児 ○
	⑤-2 主な対象者	4. その他 ○ 災害時に特別な配慮を必要とする者
		5. 未定・検討中 —
	【理由】「災害時の福祉支援体制の整備について」（厚生労働省平成30年5月31日社援発0531第1号）に基づくため。	
⑥対応を想定している「災害」	1. 暴風 ○ 2. 豪雨 ○	
	3. 豪雪 ○ 4. 洪水 ○	
	5. 高潮 — 6. 地震 ○	

		7. 津波	—	8. 噴火	○
		9. 原子力災害	—	10. その他	—
⑦福祉支援体制の担当部署		福祉保健部福祉保健総務課	※複数部署の場合の主担当	—	
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		・府内の他の福祉部署（健康長寿推進課、障害福祉課、子育て政策課）に対し災害時の福祉支援体制に関して説明を行っている。 ・防災部署に対し現在D W A T が組成されていないため具体的な連携方法の検討はまだ進んでいない。			
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。			
	団体が担う場合の団体名	社会福祉法人山梨県社会福祉協議会			
⑩事務局 担当者の数	専任	—			
	兼任	5名			
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）			
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない。			
	バックアップ の方法	—			
⑬派遣人員の確保や育成状況		2023年3月に開始予定			
⑭資機材等の 確保状況	確保状況	確保していない。			
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて					
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順		検討中である。 【その際の課題】マニュアル等が未整備のため具体的な内容は決まっていない。			
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等		役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【内容】D W A T 派遣のための職員等の派遣調整等			
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集		概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。			
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法		概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない			
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法		チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】山梨県災害派遣福祉チーム設置運営要領			
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況					
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係		大規模災害時の保健医療活動に係る体制と災害時の福祉支援の活動も連携するものとして整理している。			
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】D W A T 組成前ため協議する段階に至っていない。			
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		【実施している】 ○ 各チームの連携した活動に向けて、保健・医療のチームの事務局と福祉のチームの事務局が意見交換等を行う。 【実施予定】 ○ 保健・医療のチームと合同で研修や訓練を行う。 ○ 災害派遣福祉チームの活動を、保健・医療のチーム員等に紹介する。			
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取		特にない。			

り組み	
⑯都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられていないが、今後位置付ける予定。
⑰体制に関する各市区町村との関係	DWAT組成前のため災害時の福祉支援体制について福祉関係団体と派遣協力について協定を締結した旨を連絡している。
⑯住民への啓発等	DWAT組成前のため災害時の福祉支援体制に対する住民への啓発や周知等を行う段階に至っていない。
⑰発災時に他県チーム受け入れの想定（支援）	想定している 【連携方法】未検討である 【支援時の課題】災害時の支援を想定しているが未検討の段階である。
⑱他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】未検討である 【派遣時の課題】他県への応援派遣を想定しているが、未検討の段階である。
⑲広域派遣を想定して実施したこと	その他 (説明会等の講師として他県DWAT事務局の方に来てもらい、その際に関係性を構築)
⑳災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	特になし。
㉑その他	DWAT派遣費用に関して明確にするために災害救助関係法令に福祉専門職が明記されるようにしていただきたい。

(20) 長野県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答	
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
	協議会等名称	長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
	内容	協議会は、災害派遣福祉チームを養成するなど災害時要配慮者への福祉支援を行うために必要となる支援体制を確保するため、長野県と社会福祉関係団体等が官民共同で取り組むために設置する。
②体制の立ち上げ（予定）時期	2019年2月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等
		一般社団法人長野県高齢者福祉事業協会 長野県老人保健施設協議会 特定非営利活動法人長野県宅老所・グループホーム連絡会
		障害児・者等
		長野県身体障害者施設協議会 一般社団法人長野県知的障がい福祉協会
		児童・母子
		一般財団法人長野県児童福祉施設連盟 一般社団法人長野県保育連盟
		その他
	③-3.職能団体	専門職の団体
		公益社団法人長野県社会福祉士会 公益社団法人長野県介護福祉士会 長野県精神保健福祉士協会
		一般社団法人長野県介護支援専門員協会 一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会 特定非営利活動法人長野県相談支援専門員協会
		公益社団法人長野県看護協会 一般社団法人長野県助産師会 公益社団法人長野県栄養士会
	③-4.その他	他職種の団体他(三師会、保健師、看護師等の団体含)
④今後の参加・連携予定団体	—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 <input type="radio"/> 2. 福祉避難所 <input type="radio"/> (福祉施設で開設)
		3. 福祉避難所(福祉施設で開設するもの以外) <input type="radio"/> 4. 公民館等自主避難所 <input type="radio"/>
		5. 車中泊 <input type="radio"/> 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難) <input type="radio"/>
		7. 福祉施設等事業所 <input type="radio"/> 8. その他 <input type="radio"/>
		9. 未定・検討中 <input type="radio"/>
		【理由】協定に基づき、大規模災害発生時において、避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設に対する支援活動を行う必要があるときにチーム派遣をするものであり、現行では車中泊や在宅避難者は対象外と思われる。
		1. 高齢者 <input type="radio"/> 2. 障害者・児 <input type="radio"/> 3. 乳幼児 <input type="radio"/> 4. その他 <input type="radio"/> 5. 未定・検討中 <input type="radio"/>
	⑤-2 主な対象者	妊産婦、傷病者、難病患者等

		【理由】災害対策基本法の規定により「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（妊産婦、傷病者、難病患者等）」となっているため。
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 <input type="radio"/> 2. 豪雨 <input type="radio"/> 3. 豪雪 <input type="radio"/> 4. 洪水 <input type="radio"/> 5. 高潮 <input type="radio"/> 6. 地震 <input type="radio"/> 7. 津波 <input type="radio"/> 8. 噴火 <input type="radio"/> 9. 原子力災害 <input type="radio"/> 10. その他 <input type="radio"/>
⑦福祉支援体制の担当部署		健康福祉部地域福祉課 ※複数部署の場合は主担当
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		危機管理部、健康福祉部健康福祉政策課
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。
	団体が担う場合の団体名	長野県社会福祉協議会
⑩事務局 担当者の数	専任	—
	兼任	1名
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）
⑫事務局のバックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない。
	バックアップ の方法	—
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。
⑬-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）
	協定の締結先	長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会構成団体
	確保した人員	164名
	登録条件	長野県ふくしチーム員養成研修を修了し、構成団体の推薦を受けた者
⑬-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行している。 【人材の層の例】4圏域に1名ずつチームリーダーを設定
⑬-3 コーディネーターの配置状況		配置している。 【設置時期・所属・人数・実施業務】 県社協に1名配置 【平時】 福祉チーム員の養成、避難所等運営連携体制整備、防災行政と福祉の連携体制の構築等 【災害発生時】 被災市町村の情報収集。場合によっては先遣隊を派遣し現地視察を実施、県の派遣要請に基づき、福祉チーム員の派遣人員の調整、派遣先市町村との福祉チームの活動先の調整、DMAT等の避難所支援団体との要配慮者情報の共有、支援の調整 等
⑬-4 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 (1)「導入研修」を用いて実施した。
	研修1	
	1)名称	長野県ふくしチーム員養成・更新研修
	2)対象者	災福ネット関係者、福祉施設・介護事業所職員、行政防災・福祉担当者、地域包括支援センター職員、市町村社協職員等、ふくしチーム員、BCP策定担当者等
	3)実施時期	2022年6月
	4)内容	■基調講義「災害福祉基礎概論」

		<p>○災福ネットとは、○災害福祉のこれまでのしくみや動向、○今年度、発災した場合の動きについて、○支援と受援について ■講義・演習 I 「平時の取組について」 ○事業所における BCP 作成について、○個別避難計画への福祉専門職のかかわり、○登録制度と今年度の活動予定について”</p>																							
	研修2																								
1)名称	長野県ふくしチーム、技能維持向上研修																								
2)対象者	長野県福祉チーム登録者																								
3)実施時期	2022年9月																								
4)内容	オンラインにて4信地区ごとに開催。 ■フェイスブック、メッセンジャーを活用したチーム員間での災害支援時の情報共有について。 ■各リーダーより令和元年東日本台風災害での活動上状況について説明。 ■活動手引きの内容についての説明。																								
研修3																									
1)名称	長野県ふくしチームリーダー研修																								
2)対象者	長野県福祉チーム登録員で、地区リーダーとしてチーム員のマネジメントを実施できる者																								
3)実施時期	2023年2月																								
4)内容	■「災害時の初動について」 ○災害発生初期の避難所について、○先遣隊の役割について、○関係機関との連携について、○保健医療福祉調整会議について ■「派遣時のチーム運営について」 ○チームビルディング、○避難所管理者や協働活動団体との連携・情報共有について																								
⑬-5チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	積極的に促しており、活動先の紹介や支援等も行っている。																								
⑬-6平時におけるチーム員としての活動状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している。 ○ その他 (地域での防災研修に講師としてチーム員を派遣している県危機管理防災課が進めているTKBプロジェクトにて、避難所の食について考える研修会へ講師としてチーム員を派遣している。) 																								
⑬-7平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている。 ○ 都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるような場を設定している。 ○ 都道府県・事務局やチーム員同士が情報交換等できるような場を設定している (SNS等) 																								
⑭資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table> <tbody> <tr> <td>1. ビデオ</td><td><input type="radio"/></td> <td>2. モバイルパソコン</td><td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td><td><input type="radio"/></td> <td>4. 携帯電話</td><td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td><td>—</td> <td>6. トランシーバ</td><td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td><td>—</td> <td>8. 車両</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td><td>—</td> <td>10. 感染症物品</td><td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>11. その他</td><td><input type="radio"/></td> <td>体温計、血圧計、ホワイトボード</td><td></td> </tr> </tbody> </table>	1. ビデオ	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input type="radio"/>	3. プリンタ	<input type="radio"/>	4. 携帯電話	<input type="radio"/>	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	<input type="radio"/>	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	<input type="radio"/>	11. その他	<input type="radio"/>	体温計、血圧計、ホワイトボード
1. ビデオ	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input type="radio"/>																						
3. プリンタ	<input type="radio"/>	4. 携帯電話	<input type="radio"/>																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	<input type="radio"/>																						
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	<input type="radio"/>																						
11. その他	<input type="radio"/>	体温計、血圧計、ホワイトボード																							

⑯ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて	
⑯-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。 【その際の課題】発災後の動向に即して、県、県社協で密に連絡を取りながら本部設置の有無を検討しており、手順は決まっていないが、課題は感じていない。
⑯-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【内容】行政の派遣依頼に基づき、事務局から各団体に派遣要請を実施し、チーム員を派遣していただいている。
⑯-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。
⑯-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑯-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑰ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
⑰-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制と災害時の福祉支援の活動も連携するものとして整理している。
⑰-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】医療保健福祉連携会議の早急な開催を実現していく。
⑰-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健・医療のチームと合同で研修や訓練を行う。 ○ 保健・医療のチームと福祉のチームが意見交換や情報交換等を行う。 ○ 災害派遣福祉チームの活動を、保健・医療のチーム員等に紹介する。 ○ 各チームの連携した活動に向けて、保健・医療のチームの事務局と福祉のチームの事務局が意見交換等を行う。
⑰-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特ない。
⑰-5 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑰-6 体制に関する各市区町村との関係	行政福祉部署への周知
⑰-7 住民への啓発等	地域の防災講座等の講師依頼があった際はふくしチーム(DWAT)の活動を紹介したり、各種防災イベント等でパンフレットを配布したり、ビデオを着用して周知を図っている。 年1回セミナーを開催し、関係機関へ広く周知を行っている。
⑰-8 発災時に他県チーム受け入れの想定(受援)	想定している 【連携方法】検討中である 【受援時の課題】平成30年西日本豪雨災害での応援派遣時、応援DWATに対し、受援県のチーム員をアテンドとして帯同する仕組みが基本となっている。大規模災害の際、全ての応援チームにチーム員を帯同させることは不可能。DMATのように応援派遣チーム単独でも支援活動ができるような体制づくりが必要。
⑰-9 他県での発生時にチーム派遣の想定(応援)	想定している 【派遣手順】検討中である 【派遣時の課題】福祉事業所は現在人手不足でぎりぎりの状況で経営

	しており、所属長から長期間（5日～7日程度）の派遣に許可が下りない可能性が高く、派遣チームを編成することが難しい。また、コロナ等で県外派遣に難色を示す事業所も多いと思われる。
②②広域派遣を想定して実施したこと	<input type="radio"/> 他県の研修や訓練等の視察 <input type="radio"/> 他県との情報交換会・意見交換会の実施
②③災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	特になし
②④その他	<ul style="list-style-type: none"> ・県外派遣を見据えた福祉チームの機能の標準化。 ・機能の標準化を推進するためのコーディネーターの適切な配置とその財源の確保を、国の責任において確実に実施されたい。

(21) 岐阜県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答							
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。							
	<table border="1"> <tr> <td>協議会等名称</td><td colspan="2">岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会</td></tr> <tr> <td>内容</td><td colspan="2"> 次の事項について協議。 ○災害時要配慮者の大規模災害時における広域支援の調整に関する事項 ○広域支援にかかる派遣人材の養成および派遣団の編成等に関する事項 ○施設における事業継続計画(BCP)および福祉避難所等、災害福祉広域支援に密接に関連する事項 </td></tr> </table>		協議会等名称	岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会		内容	次の事項について協議。 ○災害時要配慮者の大規模災害時における広域支援の調整に関する事項 ○広域支援にかかる派遣人材の養成および派遣団の編成等に関する事項 ○施設における事業継続計画(BCP)および福祉避難所等、災害福祉広域支援に密接に関連する事項	
協議会等名称	岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会							
内容	次の事項について協議。 ○災害時要配慮者の大規模災害時における広域支援の調整に関する事項 ○広域支援にかかる派遣人材の養成および派遣団の編成等に関する事項 ○施設における事業継続計画(BCP)および福祉避難所等、災害福祉広域支援に密接に関連する事項							
②体制の立ち上げ(予定)時期	2014年7月に開始した。							
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	県社会福祉協議会 県社会福祉法人経営者協議会					
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	県老人福祉施設協議会 県デイサービスセンター協議会 県老人保健施設協会					
		障害児・者等	県知的障害者支援協会 県身体障害者福祉施設協議会 県身体障害者福祉協会 県精神保健福祉協会					
		児童・母子	県保育研究協議会 県児童福祉協議会					
		その他	県福祉事業団					
	③-3.職能団体	専門職の団体	県介護福祉士会 県社会福祉士会 県居宅介護支援事業協議会 県精神保健福祉士協会					
	③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、看護師等の団体含)	学識経験者(大学教授) 県市長会 県町村会					
④今後の参加・連携予定団体	—							
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	<input type="radio"/>					
		2. 福祉避難所 (福祉施設で開設)	<input type="radio"/>					
⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 3. 乳幼児 4. その他 5. 未定・検討中	3. 福祉避難所(福祉施設で開設するもの以外)	<input type="radio"/>					
		4. 公民館等自主避難所	—					
		5. 車中泊	—					
		6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)	—					
		7. 福祉施設等事業所	—					
		8. その他	—					
	9. 未定・検討中 【理由】 災害時の福祉的支援ニーズは、地域や要配慮者の状況等により、福祉避難所の方が優先度が高いことも考えられるため、一般避難所に限らず、福祉避難所も対象先としている。							
	1. 高齢者 3. 乳幼児 4. その他 5. 未定・検討中	<input type="radio"/>						
	2. 障害者・児 ○ ○ ○	<input type="radio"/>						
	妊産婦、難病患者等、避難所生活において福祉的な支援が必要な要配慮者は広く支援の対象としている。							

		【理由】避難所においては多様な要配慮者や福祉的ニーズが存在することが想定されるため、支援対象者は限定的ではなく、広く要配慮者を対象としている。			
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風	—	2. 豪雨	—
		3. 豪雪	—	4. 洪水	—
		5. 高潮	—	6. 地震	—
		7. 津波	—	8. 噴火	—
		9. 原子力災害	—		
		10. その他	○	災害救助法が適用され、または適用される可能性があると認められる規模の災害。	
⑦福祉支援体制の担当部署		健康福祉政策課	※複数部署の場合の主担当	—	
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		県災害福祉広域支援ネットワーク協議会に県防災部局が参画しており、適宜必要な情報共有体制等を確保している。			
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。			
	団体が担う場合の団体名	県社会福祉協議会			
⑩事務局 担当者の数	専任	—			
	兼任	2名			
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請） ○ 都道府県による独自予算 ○ その他（県社会福祉協議会による独自予算）			
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	開始している。			
	バックアップの方法	—			
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。			
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）			
	協定の締結先	県社会福祉法人経営者協議会、（一社）県老人福祉施設協議会 （一社）県知的障害者支援協会、県身体障害者福祉施設協議会 県精神保健福祉協会、県保育研究協議会、県児童福祉協議会 県デイサービスセンター協議会、（一社）県社会福祉士会 県老人保健施設協会、（一社）県介護福祉士会			
	確保した人員	251名			
	登録条件	協定締結団体に加盟する施設等の職員又は協定締結団体の会員（職能団体の場合）で、ビギナー研修（登録研修）を受講した者。			
⑯-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行している。 【人材の層の例】チームリーダー、チーム員			
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置していない。			
⑯-4 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 (1)「導入研修」を用いなかった。			
	研修1				
	1)名称	岐阜DWATビギナー研修（登録研修）※オンライン			
	2)対象者	岐阜DWAT隊員に登録する者			
	3)実施時期	2022年9月			
	4)内容	DWATの制度概要や派遣の仕組み、研修・訓練体系等に係る講義及び被災地支援経験者による講義。			

		<p>研修2</p> <p>1)名称 岐阜D W A T ミドル研修 (フォローアップ研修) ※オンライン</p> <p>2)対象者 全隊員</p> <p>3)実施時期 2022年10月</p> <p>4)内容 D W A T の制度概要や派遣の仕組みに関する講義及び活動実績のある他県チームによる講義。</p> <p>研修3</p> <p>1)名称 岐阜D W A T アドバンス研修 (リーダー養成研修) ※オンライン</p> <p>2)対象者 チームリーダー候補者 ※受講は全隊員可能</p> <p>3)実施時期 2023年2月</p> <p>4)内容 被災地支援経験者によるD W A T としての心構え、被災地支援のポイント等に関する講義及び演習。 (本年度は「標準研修 (導入研修プログラム)」の事例を使用。)</p>																							
<p>⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方</p>		特に促してはいない。																							
<p>⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況</p>		特になし。																							
<p>⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり</p>		特になし。																							
<p>⑭ 資機材等の確保状況</p>	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table> <tr><td>1. ビデオ</td><td>○</td><td>2. モバイルパソコン</td><td>—</td></tr> <tr><td>3. プリンタ</td><td>—</td><td>4. 携帯電話</td><td>—</td></tr> <tr><td>5. 衛星電話</td><td>—</td><td>6. トランシーバ</td><td>—</td></tr> <tr><td>7. デジタルカメラ</td><td>—</td><td>8. 車両</td><td>—</td></tr> <tr><td>9. 自家発電機</td><td>—</td><td>10. 感染症物品</td><td>○</td></tr> <tr><td>11. その他</td><td>○</td><td>軍手、懐中電灯、ガソリン缶</td><td></td></tr> </table>	1. ビデオ	○	2. モバイルパソコン	—	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	○	11. その他	○	軍手、懐中電灯、ガソリン缶
1. ビデオ	○	2. モバイルパソコン	—																						
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	○																						
11. その他	○	軍手、懐中電灯、ガソリン缶																							
<p>⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて</p>																									
<p>⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順</p>		本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】岐阜県災害派遣福祉チーム設置運営要綱																							
<p>⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等</p>		役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【内容】団体加盟施設との派遣隊員調整、県社協への報告 (職能団体は会員と調整)																							
<p>⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集</p>		概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。																							
<p>⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法</p>		概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																							
<p>⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法</p>		チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】岐阜県災害派遣福祉チーム設置運営要綱																							
<p>⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況</p>																									
<p>⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係</p>		大規模災害時の保健医療活動に係る体制と災害時の福祉支援の活動も連携するものとして整理している。																							
<p>⑯-2 災害における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動</p>		<p>連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている。</p> <table> <tr><td>連携方法、活動時の情報共有策について</td></tr> <tr><td>今後の検討である</td></tr> </table>	連携方法、活動時の情報共有策について	今後の検討である																					
連携方法、活動時の情報共有策について																									
今後の検討である																									

⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	特にない。
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特にない。
⑰都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑱体制に関する各市区町村との関係	<ul style="list-style-type: none"> 各種会議や市町村の個別ヒアリング等による周知・啓発。 市町村における福祉避難所開設運営訓練と岐阜DWAT実地訓練の合同実施の呼びかけ。
⑲住民への啓発等	—
⑳発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	<p>想定している 【連携方法】未検討である 【受援時の課題】全国的に統一された活動マニュアルがないため、各都道府県でチームの体制や活動内容の詳細が異なる可能性があること。被災時、被災県が自ら他県チームの受入をコーディネートすることは困難であると考えられるため、災害福祉支援ネットワーク中央センター等による派遣調整体制が必要と考える。</p>
㉑他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	<p>想定している 【派遣手順】検討済である 【派遣時の課題】全国的に統一された活動マニュアルがないため、各都道府県でチームの体制や活動内容の詳細が異なる可能性があること。</p>
㉒広域派遣を想定して実施したこと	—
㉓災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	—
㉔その他	—

(22) 静岡県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答																						
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。																						
	<table border="1"> <tr> <td>協議会等名称</td><td colspan="2">静岡県災害福祉広域支援ネットワーク</td></tr> <tr> <td>内容</td><td colspan="2">東日本大震災等の過去の災害での教訓を踏まえ、災害時に避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行うために、静岡県内の福祉分野において構築された公民協働による広域支援体制</td></tr> </table>		協議会等名称	静岡県災害福祉広域支援ネットワーク		内容	東日本大震災等の過去の災害での教訓を踏まえ、災害時に避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行うために、静岡県内の福祉分野において構築された公民協働による広域支援体制																
協議会等名称	静岡県災害福祉広域支援ネットワーク																						
内容	東日本大震災等の過去の災害での教訓を踏まえ、災害時に避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行うために、静岡県内の福祉分野において構築された公民協働による広域支援体制																						
②体制の立ち上げ（予定）時期	2016年11月に開始した。																						
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会	静岡県社会福祉法人経営者協議会																				
		経営者協議会等	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会																				
		高齢者福祉等	静岡県老人福祉施設協議会																				
	③-2.種別協（事業者団体）	障害児・者等	静岡県知的障害者福祉協会 静岡県身体障害児者施設協議会																				
		児童・母子	静岡県乳児院協議会 静岡県母子生活支援施設協議会 静岡県児童養護施設協議会 静岡県保育所連合会																				
	③-3.職能団体	その他	静岡県救護更生施設連絡協議会 一般社団法人静岡県社会就労センター協議会 静岡県福祉医療施設協議会																				
		専門職の団体	一般社団法人静岡県社会福祉士会 一般社団法人静岡県介護福祉士会 特定非営利活動法人静岡県介護支援専門員協会																				
	③-4.その他	他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）	—																				
④今後の参加・連携予定団体	特になし																						
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	<input type="radio"/> 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設)																				
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外）	<input type="radio"/> 4. 公民館等自主避難所																				
		5. 車中泊	<input type="radio"/> 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)																				
		7. 福祉施設等事業所	<input type="radio"/> 8. その他																				
		9. 未定・検討中	<input type="radio"/>																				
		【理由】静岡DWATの主たる活動内容は、避難者のニーズ把握、避難所の環境整備、要配慮者の移送支援、医療チームとの連携であり、福祉的課題の解決により避難所を機能させることを目的としているため。																					
		1. 高齢者	<input type="radio"/> 2. 障害者・児																				
		3. 乳幼児	<input type="radio"/> 4. その他																				
		5. 未定・検討中	<input type="radio"/>																				
	【理由】⑤-1と同じ																						
⑥対応を想定している「災害」	<table> <tr> <td>1. 暴風</td><td><input type="radio"/></td> <td>2. 豪雨</td><td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>3. 豪雪</td><td><input type="radio"/></td> <td>4. 洪水</td><td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>5. 高潮</td><td><input type="radio"/></td> <td>6. 地震</td><td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>7. 津波</td><td><input type="radio"/></td> <td>8. 噴火</td><td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>9. 原子力災害</td><td><input type="radio"/></td> <td>10. その他</td><td><input type="radio"/></td> </tr> </table>			1. 暴風	<input type="radio"/>	2. 豪雨	<input type="radio"/>	3. 豪雪	<input type="radio"/>	4. 洪水	<input type="radio"/>	5. 高潮	<input type="radio"/>	6. 地震	<input type="radio"/>	7. 津波	<input type="radio"/>	8. 噴火	<input type="radio"/>	9. 原子力災害	<input type="radio"/>	10. その他	<input type="radio"/>
1. 暴風	<input type="radio"/>	2. 豪雨	<input type="radio"/>																				
3. 豪雪	<input type="radio"/>	4. 洪水	<input type="radio"/>																				
5. 高潮	<input type="radio"/>	6. 地震	<input type="radio"/>																				
7. 津波	<input type="radio"/>	8. 噴火	<input type="radio"/>																				
9. 原子力災害	<input type="radio"/>	10. その他	<input type="radio"/>																				
⑦福祉支援体制の担当部署	健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課、健康福祉部政策課	※複数部署の場合の主担当	健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課																				

		策管理局企画政策課																																
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		<ul style="list-style-type: none"> ・府内の防災担当部署の担当者会議にて静岡県災害福祉広域支援ネットワークについて説明を行っている。 ・府内の防災訓練において、静岡DWATの派遣要請訓練を実施している。 																																
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局		事務局	団体が担う。																															
		団体が担う場合の団体名	静岡県社会福祉協議会																															
⑩事務局 担当者の数		専任	一																															
		兼任	3名																															
⑪事務局の運営費用		<input checked="" type="radio"/> 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）																																
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保		確保有無	確保していない。																															
		バックアップ の方法	一																															
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。																																
⑯-1 派遣人員 確保の方法		確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）																															
		協定の締結先	静岡DWAT支援協力申出書を提出した事業所																															
		確保した人員	269名																															
		登録条件	医療福祉等の業務経験が概ね3年以上																															
⑯-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。 【人材の層の例】チームリーダー、コーディネーター																																
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置していない。																																
⑯-4 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 (1)「導入研修」を用いて実施した。																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>研修1</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)名称</td> <td>静岡DWAT支部活動検討会（東部・中部・西部）</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>DWAT登録員、県内市町事務局</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>令和4年6月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>昨年度の熱海派遣に参加したDWAT登録員がリレー形式で活動内容を報告。派遣活動に参加できなかつた登録員にも活動内容を共有することができた。また、オブザーバーとして参加いただいた市町事務局については、DWAT派遣要請に係る手続きを確認することができた。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)名称</td> <td>静岡DWAT登録員養成研修（6期フォローアップ研修）</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>DWAT登録員（第6期生）</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>令和4年10月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>静岡県DWAT登録員（第6期）の実技訓練として、避難所の設置・運営支援、要配慮者の移送支援技術について訓練を行った。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修3</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)名称</td> <td>令和4年度静岡DWAT登録員養成研修（第7期）</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>DWAT登録員（第7期生）</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>令和5年1月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>			研修1		1)名称	静岡DWAT支部活動検討会（東部・中部・西部）	2)対象者	DWAT登録員、県内市町事務局	3)実施時期	令和4年6月	4)内容	昨年度の熱海派遣に参加したDWAT登録員がリレー形式で活動内容を報告。派遣活動に参加できなかつた登録員にも活動内容を共有することができた。また、オブザーバーとして参加いただいた市町事務局については、DWAT派遣要請に係る手続きを確認することができた。	研修2		1)名称	静岡DWAT登録員養成研修（6期フォローアップ研修）	2)対象者	DWAT登録員（第6期生）	3)実施時期	令和4年10月	4)内容	静岡県DWAT登録員（第6期）の実技訓練として、避難所の設置・運営支援、要配慮者の移送支援技術について訓練を行った。	研修3		1)名称	令和4年度静岡DWAT登録員養成研修（第7期）	2)対象者	DWAT登録員（第7期生）	3)実施時期	令和5年1月	4)内容	同上
研修1																																		
1)名称	静岡DWAT支部活動検討会（東部・中部・西部）																																	
2)対象者	DWAT登録員、県内市町事務局																																	
3)実施時期	令和4年6月																																	
4)内容	昨年度の熱海派遣に参加したDWAT登録員がリレー形式で活動内容を報告。派遣活動に参加できなかつた登録員にも活動内容を共有することができた。また、オブザーバーとして参加いただいた市町事務局については、DWAT派遣要請に係る手続きを確認することができた。																																	
研修2																																		
1)名称	静岡DWAT登録員養成研修（6期フォローアップ研修）																																	
2)対象者	DWAT登録員（第6期生）																																	
3)実施時期	令和4年10月																																	
4)内容	静岡県DWAT登録員（第6期）の実技訓練として、避難所の設置・運営支援、要配慮者の移送支援技術について訓練を行った。																																	
研修3																																		
1)名称	令和4年度静岡DWAT登録員養成研修（第7期）																																	
2)対象者	DWAT登録員（第7期生）																																	
3)実施時期	令和5年1月																																	
4)内容	同上																																	
		策管理局企画政策課																																
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		<ul style="list-style-type: none"> ・府内の防災担当部署の担当者会議にて静岡県災害福祉広域支援ネットワークについて説明を行っている。 ・府内の防災訓練において、静岡DWATの派遣要請訓練を実施している。 																																
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局		事務局	団体が担う。																															
		団体が担う場合の団体名	静岡県社会福祉協議会																															
⑩事務局 担当者の数		専任	一																															
		兼任	3名																															
⑪事務局の運営費用		<input checked="" type="radio"/> 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）																																
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保		確保有無	確保していない。																															
		バックアップ の方法	一																															
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。																																
⑯-1 派遣人員 確保の方法		確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）																															
		協定の締結先	静岡DWAT支援協力申出書を提出した事業所																															
		確保した人員	269名																															
		登録条件	医療福祉等の業務経験が概ね3年以上																															
⑯-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。 【人材の層の例】チームリーダー、コーディネーター																																
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置していない。																																
⑯-4 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 (1)「導入研修」を用いて実施した。																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>研修1</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)名称</td> <td>静岡DWAT支部活動検討会（東部・中部・西部）</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>DWAT登録員、県内市町事務局</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>令和4年6月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>昨年度の熱海派遣に参加したDWAT登録員がリレー形式で活動内容を報告。派遣活動に参加できなかつた登録員にも活動内容を共有することができた。また、オブザーバーとして参加いただいた市町事務局については、DWAT派遣要請に係る手続きを確認することができた。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)名称</td> <td>静岡DWAT登録員養成研修（6期フォローアップ研修）</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>DWAT登録員（第6期生）</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>令和4年10月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>静岡県DWAT登録員（第6期）の実技訓練として、避難所の設置・運営支援、要配慮者の移送支援技術について訓練を行った。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修3</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)名称</td> <td>令和4年度静岡DWAT登録員養成研修（第7期）</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>DWAT登録員（第7期生）</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>令和5年1月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>			研修1		1)名称	静岡DWAT支部活動検討会（東部・中部・西部）	2)対象者	DWAT登録員、県内市町事務局	3)実施時期	令和4年6月	4)内容	昨年度の熱海派遣に参加したDWAT登録員がリレー形式で活動内容を報告。派遣活動に参加できなかつた登録員にも活動内容を共有することができた。また、オブザーバーとして参加いただいた市町事務局については、DWAT派遣要請に係る手続きを確認することができた。	研修2		1)名称	静岡DWAT登録員養成研修（6期フォローアップ研修）	2)対象者	DWAT登録員（第6期生）	3)実施時期	令和4年10月	4)内容	静岡県DWAT登録員（第6期）の実技訓練として、避難所の設置・運営支援、要配慮者の移送支援技術について訓練を行った。	研修3		1)名称	令和4年度静岡DWAT登録員養成研修（第7期）	2)対象者	DWAT登録員（第7期生）	3)実施時期	令和5年1月	4)内容	同上
研修1																																		
1)名称	静岡DWAT支部活動検討会（東部・中部・西部）																																	
2)対象者	DWAT登録員、県内市町事務局																																	
3)実施時期	令和4年6月																																	
4)内容	昨年度の熱海派遣に参加したDWAT登録員がリレー形式で活動内容を報告。派遣活動に参加できなかつた登録員にも活動内容を共有することができた。また、オブザーバーとして参加いただいた市町事務局については、DWAT派遣要請に係る手続きを確認することができた。																																	
研修2																																		
1)名称	静岡DWAT登録員養成研修（6期フォローアップ研修）																																	
2)対象者	DWAT登録員（第6期生）																																	
3)実施時期	令和4年10月																																	
4)内容	静岡県DWAT登録員（第6期）の実技訓練として、避難所の設置・運営支援、要配慮者の移送支援技術について訓練を行った。																																	
研修3																																		
1)名称	令和4年度静岡DWAT登録員養成研修（第7期）																																	
2)対象者	DWAT登録員（第7期生）																																	
3)実施時期	令和5年1月																																	
4)内容	同上																																	

⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	<input type="radio"/> 積極的に促しており、活動先の紹介や支援等も行っている。																								
⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況	<input type="radio"/> 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している。																								
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	<input type="radio"/> 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている。 <input type="radio"/> 都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるような場を設定している。 <input type="radio"/> 都道府県・事務局やチーム員同士が情報交換等できるような場を設定している（SNS等）。																								
⑭ 資機材等の確保状況	確保している。 <table border="0"> <tr> <td>1. ピラス</td> <td><input type="radio"/></td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td><input type="radio"/></td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td><input type="radio"/></td> <td>8. 車両</td> <td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td>10. 感染症物品</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>11. その他</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. ピラス	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input type="radio"/>	3. プリンタ	<input type="radio"/>	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	<input type="radio"/>	7. デジタルカメラ	<input type="radio"/>	8. 車両	<input type="radio"/>	9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—	11. その他	—		
1. ピラス	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input type="radio"/>																						
3. プリンタ	<input type="radio"/>	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	<input type="radio"/>																						
7. デジタルカメラ	<input type="radio"/>	8. 車両	<input type="radio"/>																						
9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—																						
11. その他	—																								
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】静岡県災害派遣福祉チームマニュアル																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【内容】支援活動のための要員派遣																								
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている。 【その根拠等】静岡県災害福祉広域支援ネットワーク運営要領																								
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。 【その根拠等】静岡県災害派遣福祉活動チーム活動マニュアル																								
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】静岡県災害派遣福祉チーム活動マニュアル																								
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																									
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制と災害時の福祉支援の活動も連携するものとして整理している。																								
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている。 <table border="1"> <tr> <td>連携方法、活動時の情報共有策について</td> </tr> <tr> <td>具体的に決まっており、既に活動要領やマニュアルを整備している。</td> </tr> </table>	連携方法、活動時の情報共有策について	具体的に決まっており、既に活動要領やマニュアルを整備している。																						
連携方法、活動時の情報共有策について																									
具体的に決まっており、既に活動要領やマニュアルを整備している。																									
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	<input type="radio"/> 保健・医療のチームと合同で研修や訓練を行う。 <input type="radio"/> 保健・医療のチームと福祉のチームが意見交換や情報交換等を行う。 <input type="radio"/> 災害派遣福祉チームの活動を、保健・医療のチーム員等に紹介する。 <input type="radio"/> 保健・医療のチームの活動等を、災害派遣福祉チームのチーム員に紹介する。 <input type="radio"/> 各チームの連携した活動に向けて、保健・医療のチームの事務局と福祉のチームの事務局が意見交換等を行う。																								
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特にない。																								

⑯都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑰体制に関する各市区町村との関係	自治会や市町行政への出前講座実施、各地の防災訓練への参加
⑲住民への啓発等	出前講座チラシ、啓発パネルの貸し出し 静岡県社会福祉協議会 URL ⇒ http://shizuoka-wel.jp/accident/network/
⑳発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	想定している 【連携方法】検討中である 【受援時の課題】県災害対策本部（危機管理部）や健康福祉部内での受援に関する検討や、事務局との連携について検討が進んでいない。
㉑他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】検討済である 【派遣時の課題】派遣先事務局との調整方法が不明確
㉒広域派遣を想定して実施したこと	○ 他県の研修や訓練等の視察 ○ 他県との情報交換会・意見交換会の実施
㉓災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	—
㉔その他	・DWATを設立以来、年々新規の登録員が減少している。 また、登録員のモチベーションの維持が課題となっている。 (コロナ禍で集まる場の確保が難しい) ・災害派遣福祉チームについて都道府県の事務局を担っている部署の一覧作成 ・事務局体制の強化

(23) 愛知県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答	
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
	協議会等名称	愛知県災害福祉広域支援推進協議会
	内容	大規模災害時において、高齢者・障害者等特別な支援を必要とするよう配慮者に対する広域支援の仕組みを構築する。
②体制の立ち上げ（予定）時期	2015年3月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会社会福祉施設委員会 社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会社会福祉法人経営者委員会 社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会社会地域社会福祉委員会愛知委員会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等 一般社団法人 愛知県老人福祉施設協議会 一般社団法人 愛知県老人保健施設協会 名古屋市老人福祉施設協議会 障害児・者等 愛知県身体障害者施設協議会 愛知県精神障がい者福祉協会 一般社団法人 愛知県知的障害者福祉協会 児童・母子 一般社団法人 愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会 その他 愛知県ホームヘルパー連絡協議会 名古屋市介護サービス事業者連絡研究会 ③-3.職能団体 専門職の団体 一般社団法人 愛知県介護福祉士会 一般社団法人 愛知県社会福祉士会 ③-4.その他 他職種の団体他 (三師会、保健師、看護師等の団体含) 代表市、代表町村、名古屋市
④今後の参加・連携予定団体	—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 <input type="radio"/> 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設) 3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外） <input type="radio"/> 4. 公民館等自主避難所 — 5. 車中泊 — 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難) 7. 福祉施設等事業所 — 8. その他 — 9. 未定・検討中 — 【理由】避難者の多くは一般避難所又は福祉避難所に避難することが想定されるため。
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 <input type="radio"/> 2. 障害者・児 3. 乳幼児 — 4. その他 <input type="radio"/> 病弱者等 5. 未定・検討中 — 【理由】災害時又は避難所での生活において特別な配慮を必要とされるため。
⑥対応を想定している「災害」	1. 暴風 — 2. 豪雨 — 3. 豪雪 — 4. 洪水 — 5. 高潮 — 6. 地震 —	

	7. 津波 9. 原子力災害 10. その他	— — ○	8. 噴火 — 災害救助法が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の大規模災害																														
⑦福祉支援体制の担当部署	福祉局福祉部地域福祉課	※複数部署の場合の主担当	—																														
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	協議会には県防災安全局災害対策課も参加																																
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局 団体が担う場合の団体名	団体が担う。 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会																															
⑩事務局 担当者の数	専任 兼任	— (災害状況によって異なるため、不明) — (災害状況によって異なるため、不明)																															
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業 (都道府県から申請) ○ 都道府県による独自予算																															
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無 バックアップ の方法	確保している。 愛知県																															
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。																															
⑬-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2) 協定の締結先 確保した人員 登録条件	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、 確保している。 (※個人を特定している) 社会福祉法人等 337名 福祉の資格を有する者等、 3年以上																															
⑬-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行している。 【人材の層の例】 福祉の資格を有する者等、 3年以上																															
⑬-3 コーディネーターの配置状況		配置していない。																															
⑬-4 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 (1) 「導入研修」 を用いて実施した。 <table border="1"><tr><td>研修1</td><td></td></tr><tr><td>1)名称</td><td>愛知県災害派遣福祉チーム (愛知DCAT) 員登録研修</td></tr><tr><td>2)対象者</td><td>初めてチーム員となる者</td></tr><tr><td>3)実施時期</td><td>2022年10月</td></tr><tr><td>4)内容</td><td>基礎的な知識・技術の習得</td></tr><tr><td>研修2</td><td></td></tr><tr><td>1)名称</td><td>愛知県災害派遣福祉チーム (愛知DCAT) 員スキルアップ研修</td></tr><tr><td>2)対象者</td><td>チーム員に登録の者</td></tr><tr><td>3)実施時期</td><td>2023年3月</td></tr><tr><td>4)内容</td><td>2023年3月より実践的なスキルを習得</td></tr><tr><td>研修3</td><td></td></tr><tr><td>1)名称</td><td>愛知県災害派遣福祉チーム (愛知DCAT) 員発展研修</td></tr><tr><td>2)対象者</td><td>スキルアップ研修修了者</td></tr><tr><td>3)実施時期</td><td>2023年2月</td></tr><tr><td>4)内容</td><td>リーダーに必要な知識・技術の習得</td></tr></table>	研修1		1)名称	愛知県災害派遣福祉チーム (愛知DCAT) 員登録研修	2)対象者	初めてチーム員となる者	3)実施時期	2022年10月	4)内容	基礎的な知識・技術の習得	研修2		1)名称	愛知県災害派遣福祉チーム (愛知DCAT) 員スキルアップ研修	2)対象者	チーム員に登録の者	3)実施時期	2023年3月	4)内容	2023年3月より実践的なスキルを習得	研修3		1)名称	愛知県災害派遣福祉チーム (愛知DCAT) 員発展研修	2)対象者	スキルアップ研修修了者	3)実施時期	2023年2月	4)内容	リーダーに必要な知識・技術の習得	
研修1																																	
1)名称	愛知県災害派遣福祉チーム (愛知DCAT) 員登録研修																																
2)対象者	初めてチーム員となる者																																
3)実施時期	2022年10月																																
4)内容	基礎的な知識・技術の習得																																
研修2																																	
1)名称	愛知県災害派遣福祉チーム (愛知DCAT) 員スキルアップ研修																																
2)対象者	チーム員に登録の者																																
3)実施時期	2023年3月																																
4)内容	2023年3月より実践的なスキルを習得																																
研修3																																	
1)名称	愛知県災害派遣福祉チーム (愛知DCAT) 員発展研修																																
2)対象者	スキルアップ研修修了者																																
3)実施時期	2023年2月																																
4)内容	リーダーに必要な知識・技術の習得																																
⑬-5 チーム員の平時の活動に		促してはいるが、各チーム員に任せている。																															

対する都道府県の考え方						
⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況		特になし				
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり		特になし				
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。				
		1. ビブス	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	—	
確保済資機材		3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	
		5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	<input type="radio"/>	
		7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	
		9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	<input type="radio"/>	
		11. その他	—			
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて						
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順		本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】「愛知県災害派遣福祉チーム（愛知 DCAT）活動マニュアル」で整理してある。				
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等		役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【内容】チーム員の派遣、派遣調整等「愛知県災害派遣福祉チーム設置運営要領」で定めている。				
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集		実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている。 【その根拠等】「愛知県災害派遣福祉チーム（愛知 DCAT）活動マニュアル」で整理してある。				
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法		検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。 【その根拠等】「愛知県災害派遣福祉チーム（愛知 DCAT）活動マニュアル」で整理してある。				
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法		チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】「愛知県災害派遣福祉チーム（愛知 DCAT）活動マニュアル」で整理してある。				
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況						
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係		大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に災害時の福祉支援の活動も位置づけるべく検討・協議を進めている。				
⑯-2 災害における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている。 連携方法、活動時の情報共有策について 概要は決まっている				
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		<input type="radio"/> 保健・医療のチームと合同で研修や訓練を行う。				
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み		特になし。				
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられている。				
⑱ 体制に関する各市区町村との関係		会議等で説明				
⑲ 住民への啓発等		研修で説明				
⑳ 発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）		想定していない 【理由】愛知県 DCAT で対応するため。 なお、現時点では他県の災害派遣福祉チームの受け入れまで、想定し				

	ていないが、災害の状況によっては、受入を検討する可能性はある。
②①他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】検討済である 【派遣時の課題】派遣実績がないため実際の動きが不明
②②広域派遣を想定して実施したこと	特になし
②③災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	特になし
②④その他	特になし

(24) 三重県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問	回答	
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
	協議会等名称	災害時福祉支援ネットワーク協議会
	内容	協議会のメンバーは各種別協議会や職能団体、県の関係部署及び県社協事務局で構成され、毎年2回、事業報告や災害関連の情報共有、次年度に向けた事業計画などを行っている。
②体制の立ち上げ（予定）時期	2020年3月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等 三重県 三重県社会福祉協議会 三重県経営者協議会
		高齢者福祉等 三重県老人福祉施設協会 三重県老人保健施設協会 三重県デイサービス協議会 三重県地域密着型サービス協議会 三重県地域包括・在宅介護支援センター協議会
	③-2.種別協(事業者団体)	障害児・者等 三重県身体障害者福祉施設協議会 三重県精神障がい者福事業所連絡協議会 三重県知的障害者福祉協会 三重県救護施設協会
		児童・母子 三重県児童養護施設協議会、 三重県母子生活支援協議会、三重県保育協議会
		その他 三重県就労センター協議会
	③-3.職能団体	専門職の団体 三重県介護福祉士会、三重県社会福祉士会、 三重県介護支援専門員協会 三重県相談支援専門員協会 三重県精神保健福祉士協会 三重県理学療法士会
④今後の参加・連携予定団体	③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、看護師等の団体含) 三重県医療ソーシャルワーカー協会
		三重県聴覚障害者協会
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 <input type="radio"/> 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設) 3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外） 4. 公民館等自主避難所 — 5. 車中泊 — 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難) — 7. 福祉施設等事業所 — 8. その他 — 9. 未定・検討中 —
		【理由】国の「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」が一般避難所を想定しているため。
		1. 高齢者 <input type="radio"/> 2. 障害者・児 <input type="radio"/> 3. 乳幼児 <input type="radio"/> 4. その他 — 5. 未定・検討中 —
		【理由】避難所で想定される災害時要配慮者であるため。
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 <input type="radio"/> 2. 豪雨 <input type="radio"/>

		3. 豪雪	—	4. 洪水	○			
		5. 高潮	○	6. 地震	○			
		7. 津波	○	8. 噴火	—			
		9. 原子力災害	—	10. その他	—			
⑦福祉支援体制の担当部署		三重県子ども福祉部子ども・福祉総務課、三重県社会福祉協議会福祉育成支援課	※複数部署の場合の主担当					
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		検討中						
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	団体が担う。						
	団体が担う場合の団体名	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会						
⑩事務局 担当者の数	専任	1名						
	兼任	—						
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）						
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。						
	バックアップの方法	三重県、三重県社協、関係団体が連携してネットワーク本部を設置する。						
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。						
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(1)	団体との協定や呼びかけ等で、チーム員として活動する人数のみを確保している。（※個人を特定していない）						
	協定の締結先	協議会に参加する団体、協力申出施設						
	確保した人員	98名						
	登録条件	要配慮者とされる高齢者や障がい者等への福祉的支援にあたる専門職（養成研修の修了）						
	確保の方法(3)	個人による応募も受け付けている。						
	確保した人員	17名						
	登録条件	福祉に関わる専門職（実務経験あり）の方						
⑯-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行している。 【人材の層の例】避難所における要配慮者に対するアセスメントや相談、調整などの基本的知識を習得し、現場で活躍できる人材。						
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置している。 【設置時期・所属・人数・実施業務】 【平時】DWAT登録員の情報等管理、災害福祉支援のための研修、訓練の調整及び実施 【災害時】DWAT登録員の派遣や県外からの支援の受け入れ調整など						
⑯-4 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 (1)「導入研修」を用いて実施した。						
		研修1						
			1)名称	DWAT登録員養成研修				
			2)対象者	DWAT協力施設もしくは個人として協力申出を受けて登録した社会福祉施設等の職員				
			3)実施時期	2022年6月				
			4)内容	災害派遣福祉ネットワーク、県広域受援計画、避難所と運営についての講義、DWATの活動内容についての説明及び実際の派遣事例を基にした演習				
		研修2						
			1)名称	三重県DWAT訓練				

		<table border="1"> <tr><td>2) 対象者</td><td>三重県DWAT登録員</td></tr> <tr><td>3) 実施時期</td><td>2022年8月</td></tr> <tr><td>4) 内容</td><td>避難所運営ゲームを基にしたDWATとしての動きを確認する訓練（オンライン）</td></tr> <tr><td colspan="2">研修3</td></tr> <tr><td>1) 名称</td><td>三重県DWAT資質向上研修</td></tr> <tr><td>2) 対象者</td><td>三重県DWAT登録員</td></tr> <tr><td>3) 実施時期</td><td>2023年2月</td></tr> <tr><td>4) 内容</td><td>「保健・医療職との連携」をテーマとした講義、演習</td></tr> </table>	2) 対象者	三重県DWAT登録員	3) 実施時期	2022年8月	4) 内容	避難所運営ゲームを基にしたDWATとしての動きを確認する訓練（オンライン）	研修3		1) 名称	三重県DWAT資質向上研修	2) 対象者	三重県DWAT登録員	3) 実施時期	2023年2月	4) 内容	「保健・医療職との連携」をテーマとした講義、演習							
2) 対象者	三重県DWAT登録員																								
3) 実施時期	2022年8月																								
4) 内容	避難所運営ゲームを基にしたDWATとしての動きを確認する訓練（オンライン）																								
研修3																									
1) 名称	三重県DWAT資質向上研修																								
2) 対象者	三重県DWAT登録員																								
3) 実施時期	2023年2月																								
4) 内容	「保健・医療職との連携」をテーマとした講義、演習																								
⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方		特に促してはいない。																							
⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況		特になし。																							
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり		都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている。																							
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table> <tr><td>1. ビデオ</td><td>○</td><td>2. モバイルパソコン</td><td>○</td></tr> <tr><td>3. プリンタ</td><td>○</td><td>4. 携帯電話</td><td>—</td></tr> <tr><td>5. 衛星電話</td><td>—</td><td>6. トランシーバ</td><td>—</td></tr> <tr><td>7. デジタルカメラ</td><td>○</td><td>8. 車両</td><td>—</td></tr> <tr><td>9. 自家発電機</td><td>○</td><td>10. 感染症物品</td><td>○</td></tr> <tr><td>11. その他</td><td>—</td><td></td><td></td></tr> </table>	1. ビデオ	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—	9. 自家発電機	○	10. 感染症物品	○	11. その他	—	
1. ビデオ	○	2. モバイルパソコン	○																						
3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	○	10. 感染症物品	○																						
11. その他	—																								
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順		本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】 DWAT 活動マニュアル																							
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等		概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。																							
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集		実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている。 【その根拠等】 DWAT 活動マニュアル																							
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法		検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。 【その根拠等】 DWAT 活動マニュアル																							
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法		チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】 DWAT活動マニュアル																							
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																									
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係		検討中である。																							
⑯-2 災害における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】 DWATに対する医療職の認知度向上																							
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害派遣福祉チームの活動を、保健・医療のチーム員等に紹介する。 ○ 保健・医療のチームの活動等を、災害派遣福祉チームのチーム員に紹介する。 																							
⑯-4 その他、保健・医療と連携		ある。																							

して活動するための工夫や取り組み	【内容】 DWATについて、県の保健師の集まりの場で説明。DWAT資質向上研修の時に保健・医療チームの活動について県の保健師より説明を受ける。
⑯都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑰体制に関する各市区町村との関係	県の総合防災訓練で DWAT 派遣を想定した実地訓練を実施した。その時に DWAT の存在を知っていただき、今後の体制整備に向けての一歩にした。
⑯住民への啓発等	各協会等での集まりの際に周知（出前講座の実施）
⑯発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	想定している 【連携方法】 検討中である 【受援時の課題】 他県からの支援を受け入れる際の調整本部員の訓練が十分にできていない。
⑯他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】 検討済である 【派遣時の課題】 派遣経験がこれまでないため、DWAT として実際にうまく動けるのかが不安であること、訓練も十分にできていないこと。
⑯広域派遣を想定して実施したこと	—
⑯災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	—
⑯その他	—

(25) 滋賀県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問	回答	
①協議会、協定などの名称・内容	県域の支援者および当事者が連携し会議を開催。人材確保については県と各団体が別に協定を締結している。	
	協議会等名称	滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議
	内容	災害時における、県域、広域（福祉圏域）、市町域での要配慮者の避難および避難生活について、関係者が連携により支援できるように、平常時から県域の支援者および当事者が連携し、災害時要配慮者支援対策を推進することを目的として、全体会議を年1回以上開催することとしている。なお、要配慮者支援を行う人材確保については、県と各団体が別に協定を締結して、確保している。
②体制の立ち上げ（予定）時期	2014年3月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉法人経営者協議会 滋賀県児童成人福祉施設協議会 滋賀県介護サービス事業者協議会連合会 滋賀県民生委員児童委員協議会連合会 滋賀県救護施設協議会
		高齢者福祉等
		公益財団法人 滋賀県身体障害者福祉協会
		滋賀県児童福祉入所施設協議会 一般社団法人 滋賀県保育協議会 滋賀県母子生活支援施設協議会
		その他
	③-2.種別協(事業者団体)	公益社団法人滋賀県社会福祉士会 一般社団法人滋賀県介護福祉士会 滋賀県医療ソーシャルワーカー協会 滋賀県介護支援専門員連絡協議会 滋賀県精神保健福祉士会 滋賀県理学療法士会
		一般社団法人 滋賀県病院協会 一般社団法人 滋賀県医師会 一般社団法人 滋賀県歯科医師会 一般社団法人 滋賀県薬剤師会 公益社団法人 滋賀県看護協会 滋賀県精神神経科医会 滋賀県市町保健師協議会 公益社団法人滋賀県獣医師会
	③-3.職能団体	NPO法人鍼灸地域支援ネット、日本防災士会、滋賀県支部滋賀県市長会、滋賀県町村会 滋賀県市町社会福祉協議会会长会、 公益社団法人 認知症の人と家族の会 滋賀県支部 一般財団法人 滋賀県老人クラブ連合会 一般社団法人 滋賀県ろうあ協会 特定非営利活動法人 滋賀県脊髄損傷者協会 社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会 公益社団法人 日本オストミー協会滋賀支部
		他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）
	③-4.その他	

		<p>滋賀県肢体障害者の会「みずのわ」 滋賀県中途失聴難聴者協会 特定非営利活動法人 しが盲ろう者友の会 滋賀県障害児者と父母の会連合会 社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を守る会 滋賀県支部 滋賀県盲導犬使用者の会「びわこハーネスの会」 滋賀県障害者自立支援協議会 社会福祉法人 滋賀県母子福祉のぞみ会 公益社団法人 滋賀県手をつなぐ育成会 社会福祉法人 滋賀県視覚障害者福祉協会 滋賀L D等発達障害親の会トムソーヤ 特定非営利活動法人 滋賀県精神障害者家族連合会 「鳩の会」 特定非営利活動法人滋賀県自閉症研究会「たんぽぽ」 滋賀県自閉症協会、滋賀県ことばを育てる親の会 滋賀湖声会 特定非営利活動法人 滋賀県難病連絡協議会 滋賀県がん患者団体連絡協議会 公益社団法人 滋賀県腎臓病患者福祉協会 特定非営利活動法人 滋賀県脳卒中者友の会 淡海の会 NPO法人淡海かいづぶりセンター 災害N G O結 公益社団法人 全日本断酒連盟 滋賀県断酒同友会 特定非営利活動法人 京都スモンの会 滋賀支部 滋賀県健康推進員団体連絡協議会 滋賀県生活協同組合連合会 公益社団法人日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会 日本赤十字社滋賀県支部 淡海フィランソロピーネット、淡海文化振興財団 災害支援市民ネットワークしが、 公益財団法人滋賀県国際協会 社会福祉法人滋賀県共同募金会 滋賀県 総合政策部 防災危機管理局 滋賀県 県民生活部 県民活動生活課 滋賀県 健康医療福祉部 健康福祉政策課 滋賀県 健康医療福祉部 健康医療課 滋賀県 健康医療福祉部 医療福祉推進課 滋賀県 健康医療福祉部 障害福祉課 滋賀県 健康医療福祉部 薬務感染症対策課 滋賀県 健康医療福祉部 子ども・青少年局</p>
④今後の参加・連携予定団体		—
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	<p>1. 一般避難所 <input type="radio"/> 2. 福祉避難所 <input type="radio"/> (福祉施設で開設)</p> <p>3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外） <input type="radio"/> 4. 公民館等自主避難所 <input type="radio"/> —</p> <p>5. 車中泊 <input type="radio"/> 6. 要配慮者の居宅 <input type="radio"/> (在宅避難) <input type="radio"/></p> <p>7. 福祉施設等事業所 <input type="radio"/> 8. その他 <input type="radio"/> —</p> <p>9. 未定・検討中 <input type="radio"/></p> <p>【理由】他職種チームと連携をしながら情報収集や支援を行うため。</p>

	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 3. 乳幼児 4. その他 5. 未定・検討中	○ ○ ○ —	2. 障害者・児 避難所生活で配慮を必要とされているすべての方	○
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 3. 豪雪 5. 高潮 7. 津波 9. 原子力災害 10. その他	— — — — — ○	2. 豪雨 4. 洪水 6. 地震 8. 噴火 個別の「災害」の種類は想定しておらず、派遣基準としては以下の通り (1) 県内で災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合であって、被災状況を鑑みて知事がDWATを派遣する必要があると認めるとき (2) その他特に必要であると知事が認めるとき	— — — — — —
⑦福祉支援体制の担当部署		健康福祉政策課	※複数部署の場合の主担当	—	
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		—			
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。			
	団体が担う場合の団体名	滋賀県社会福祉協議会			
⑩事務局 担当者の数	専任	—			
	兼任	2名			
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）			
⑫事務局のバックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない。			
	バックアップ の方法	—			
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。			
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）			
	協定の締結先	滋賀県児童成人福祉施設協議会、滋賀県介護サービス事業者協議会連合会、滋賀県保育協議会、滋賀県老人福祉施設協議会、滋賀県社会福祉士会、滋賀県介護福祉士会、滋賀県介護支援専門員連絡協議会、滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会、滋賀県介護老人保健施設協会			
	確保した人員	149名			
	登録条件	※上記149名は登録更新が確定した人数であり、更新作業が完了すると確保人数が増える見込み 県と協定を締結した団体から推薦を受けたもののうち、チーム員養成研修を修了した者（職種：社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・保育士・精神保健福祉士・管理栄養士・その他、支援に必要な資格・職種）			
⑯-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行している。 【人材の層の例】チーム員、チームリーダー（先遣隊等の人材養成は今後検討の必要性を感じている。）			

⑬-3 コーディネーターの配置状況	配置していない。																															
⑬-4 研修や訓練の実施状況	<p>今年度実施した。</p> <p>(1)「導入研修」を用いて実施した。</p> <table border="1"> <tr> <td>研修1</td><td></td></tr> <tr> <td>1)名称</td><td>チーム員養成研修</td></tr> <tr> <td>2)対象者</td><td>協定団体から推薦のあった者</td></tr> <tr> <td>3)実施時期</td><td>2022年11月</td></tr> <tr> <td>4)内容</td><td>災害時における要配慮者の状況、DWATの機能と実際の支援展開を学ぶ講義・演習</td></tr> <tr> <td>研修2</td><td></td></tr> <tr> <td>1)名称</td><td>リーダー研修</td></tr> <tr> <td>2)対象者</td><td>チーム員のうち協定団体より推薦のあった者</td></tr> <tr> <td>3)実施時期</td><td>2023年1月</td></tr> <tr> <td>4)内容</td><td>派遣経験のある他県DWATによる実践報告、リーダーの役割を学ぶためのケース検討</td></tr> <tr> <td>研修3</td><td></td></tr> <tr> <td>1)名称</td><td>派遣訓練</td></tr> <tr> <td>2)対象者</td><td>チーム員のうち希望者</td></tr> <tr> <td>3)実施時期</td><td>2023年3月</td></tr> <tr> <td>4)内容</td><td>段ボールベッド等資機材設置訓練、相談対応訓練</td></tr> </table>		研修1		1)名称	チーム員養成研修	2)対象者	協定団体から推薦のあった者	3)実施時期	2022年11月	4)内容	災害時における要配慮者の状況、DWATの機能と実際の支援展開を学ぶ講義・演習	研修2		1)名称	リーダー研修	2)対象者	チーム員のうち協定団体より推薦のあった者	3)実施時期	2023年1月	4)内容	派遣経験のある他県DWATによる実践報告、リーダーの役割を学ぶためのケース検討	研修3		1)名称	派遣訓練	2)対象者	チーム員のうち希望者	3)実施時期	2023年3月	4)内容	段ボールベッド等資機材設置訓練、相談対応訓練
研修1																																
1)名称	チーム員養成研修																															
2)対象者	協定団体から推薦のあった者																															
3)実施時期	2022年11月																															
4)内容	災害時における要配慮者の状況、DWATの機能と実際の支援展開を学ぶ講義・演習																															
研修2																																
1)名称	リーダー研修																															
2)対象者	チーム員のうち協定団体より推薦のあった者																															
3)実施時期	2023年1月																															
4)内容	派遣経験のある他県DWATによる実践報告、リーダーの役割を学ぶためのケース検討																															
研修3																																
1)名称	派遣訓練																															
2)対象者	チーム員のうち希望者																															
3)実施時期	2023年3月																															
4)内容	段ボールベッド等資機材設置訓練、相談対応訓練																															
⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。																															
⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況	<p>○ その他（県総合防災訓練で事務局運営の訓練を実施した際、チーム員にもご参加いただいた。）</p>																															
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし																															
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																														
	確保済資機材	<table> <tr> <td>1. ピラス</td><td>○</td><td>2. モバイルパソコン</td><td>○</td></tr> <tr> <td>3. プリンタ</td><td>○</td><td>4. 携帯電話</td><td>—</td></tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td><td>—</td><td>6. トランシーバ</td><td>—</td></tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td><td>○</td><td>8. 車両</td><td>—</td></tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td><td>—</td><td>10. 感染症物品</td><td>—</td></tr> <tr> <td>11. その他</td><td>—</td><td></td><td></td></tr> </table>	1. ピラス	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—	11. その他	—								
1. ピラス	○	2. モバイルパソコン	○																													
3. プリンタ	○	4. 携帯電話	—																													
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																													
7. デジタルカメラ	○	8. 車両	—																													
9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—																													
11. その他	—																															
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																																
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	<p>概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。</p> <p>【その際の課題】本部員として動く人材の確保</p>																															
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。																															
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。																															
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																															
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																															
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																																
⑯-1 「大規模災害時の保健医療	大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に災害時の福祉支援の活																															

活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	動も位置づけるべく検討・協議を進めている。
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	<p>【実施している】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健・医療のチームの活動等を、災害派遣福祉チームのチーム員に紹介する。 ○ 各チームの連携した活動に向けて、保健・医療のチームの事務局と福祉のチームの事務局が意見交換等を行う。 <p>【実施予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健・医療のチームと合同で研修や訓練を行う。
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特にない。
⑰都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑱体制に関する各市区町村との関係	災害時要配慮者支援にかかる市町担当者会議での説明、圏域で開催されている要配慮者支援の意見交換会へ出席。
⑲住民への啓発等	—
⑳発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	<p>想定している</p> <p>【連携方法】未検討である</p> <p>【受援時の課題】受援を行う際のコーディネーターの配置。</p>
㉑他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	<p>想定している</p> <p>【派遣手順】検討中である</p> <p>【派遣時の課題】実際にどのような手順で派遣依頼があるのか、また、どのくらいの期間で派遣決定の判断を行わないといけないかなどの詳細のイメージができていない。</p>
㉒広域派遣を想定して実施したこと	—
㉓災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	—
㉔その他	—

(26) 京都府

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答		
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
	協議会等名称	京都府災害時要配慮者避難支援センター	
	内容	市町村や府県域を超える大規模・広域災害発災時における病院等の入院患者、社会福祉施設の入所者及び在宅要配慮者等の災害時要配慮者の避難・受入調整、他府県発災時の応援態勢等を円滑に行う。	
②体制の立ち上げ（予定）時期	2013年に開始した。		
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会	(福) 京都府社会福祉協議会
		経営者協議会等	京都府社会福祉法人経営者協議会
		高齢者福祉等	京都府老人福祉施設協議会 京都市老人福祉施設協議会 京都府介護老人保健施設協会
		障害児・者等	京都府障害厚生施設協議会 京都知的障害者福祉施設協議会 京都市身体障害者福祉施設長協議会
		児童・母子	京都府児童福祉施設連絡協議会 京都児童養護施設長会
		その他	—
	③-2.種別協(事業者団体)	専門職の団体	京都府ホームヘルパー連絡協議会 京都府介護支援専門員会 京都社会福祉士会 京都府介護福祉士会
		他職種の団体他(三師会、保健師、看護師等の団体含)	京都府医師会 京都私立病院協会 京都精神科病院協会 京都府病院協会 京都府看護協会 京都透析医会 行政（京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町）
④今後の参加・連携予定団体	—		
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	○ 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設) —
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外）	— 4. 公民館等自主避難所 —
		5. 車中泊	— 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難) —
		7. 福祉施設等事業所	— 8. その他 —
		9. 未定・検討中	—
		【理由】 厚生労働省の通知のもと、一般避難所を支援の対象先と考えている。 平常時に入所者を抱えておらず、場所のみ指定されている場合の福祉避難所等についても、立ち上げ支援として派遣する可能性もある。支援先については、今後検討。	
		1. 高齢者	○ 2. 障害者・児 ○
		3. 乳幼児	○

		4. その他 5. 未定・検討中	<input type="radio"/> 避難所に関するすべての者 —								
<p>【理由】避難所においては、要配慮者と呼ばれる高齢者・障がい者等だけでなく避難所運営者を含むすべての人が支援を必要としているため。</p>											
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 3. 豪雪 5. 高潮 7. 津波 9. 原子力災害 10. その他	<input type="radio"/> 2. 豪雨 <input type="radio"/> 4. 洪水 <input type="radio"/> 6. 地震 <input type="radio"/> 8. 噴火 <input type="radio"/> いづれの災害も大規模・広域災害であること								
⑦福祉支援体制の担当部署		健康福祉部地域福祉推進課	※複数部署の場合の主担当 —								
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		京都府では、大規模災害発災後に災害対策本部が立ち上がるとなつては、保健医療福祉調整本部（本庁）および支部（保健所）が設置され、避難所支援に関する調整を行うこととなつてはいる。									
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。									
	団体が担う場合の団体名	京都府社会福祉協議会									
⑩事務局 担当者の数	専任	—									
	兼任	2名									
⑪事務局の運営費用		<input type="radio"/> 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）									
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。									
	バックアップの方法	—									
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。									
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）									
	協定の締結先	京都府災害時要配慮者避難支援センター構成団体の福祉関係団体									
	確保した人員	173名									
	登録条件	<p>福祉関係資格（資格は問わない）を有し (1) チーム員養成研修を受講した者 (2) 福祉避難サポートリーダー養成研修を受講した者 (3) その他、災害時に福祉的な支援を目的とした顕著な実績がある等センターが適当と認めた者</p>									
⑯-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。 <p>【人材の層の例】チーム員内で人材の層を作ることは想定していないが、チーム員主体での平時活動、災害派遣活動を円滑に実施するため、以下を想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内を12圏域に分けており、各圏域におけるリーダーの選出 									
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置していない。									
⑯-4 研修や訓練の実施状況		<p>今年度実施した。 (1) 「導入研修」を用いて実施した。</p> <table border="1" data-bbox="579 1796 1421 1987"> <tr> <td>研修1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>令和4年度第1回京都府災害派遣福祉チーム養成研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>全チーム員</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2022年6月</td> </tr> </table>		研修1		1)名称	令和4年度第1回京都府災害派遣福祉チーム養成研修	2)対象者	全チーム員	3)実施時期	2022年6月
研修1											
1)名称	令和4年度第1回京都府災害派遣福祉チーム養成研修										
2)対象者	全チーム員										
3)実施時期	2022年6月										

	4)内容	「災害派遣時における時系列ごとの活動について～平成30年西日本豪雨災害における活動から～」(2022/6/28) 講師：華頂短期大学幼児教育学科 学科長 教授 武田 康晴 氏 報告：平成30年西日本豪雨災害派遣 各班長																			
	研修2																				
	1)名称	令和4年度「災害派遣福祉チーム(DWAT)」合同養成研修																			
	2)対象者	新規登録希望者 (大阪府、奈良県、京都府合同)																			
	3)実施時期	2022年7月																			
	4)内容	2022/7/19、8/23開催 ①行政説明「災害派遣福祉チームについての基本事項」 説明：京都府 ②演習I「避難所における福祉ニーズについて考える」 講師：華頂短期大学 武田 康晴 様 ③事務局説明「災害派遣福祉チームの活動」 説明：京都府 ④演習II「一般避難所での災害派遣福祉チームの活動」 講師：華頂短期大学 武田 康晴 様																			
	研修3																				
	1)名称	令和4年度京都府総合防災訓練における避難所運営訓練																			
	2)対象者	開催地(京都府精華町)の圏域チーム																			
	3)実施時期	2022年9月																			
	4)内容	2022/9/4開催 巡回健診(4チーム)による避難所の避難者への健康調査と多職種支援へのつなぎ ※DWATは保健師と合同チーム																			
⑬-5チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	積極的に促しており、活動先の紹介や支援等も行っている。																				
⑬-6平時におけるチーム員としての活動状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している。 ○ 災害派遣福祉チーム員として住民らへの啓発活動や意見交換等を行っている。 ○ 災害派遣福祉チーム員として他の専門職との協議や意見交換等を行っている。 ○ その他(他府県、教育機関等からの講義・講演依頼に講師として参加、協力している。) 																				
⑬-7平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている。 ○ その他(圏域により、年に1~2程度の圏域会議を実施。都道府県事務局ではなく、保健所担当者が場所・日程調整等を実施) 																				
⑭資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																			
	確保済資機材	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. ビデオ</td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td style="width: 50%;">2. モバイルパソコン</td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td>4. 携帯電話</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td>8. 車両</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>10. 感染症物品</td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> </tr> </table>	1. ビデオ	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input type="radio"/>	3. プリンタ	<input type="radio"/>	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	<input type="radio"/>	7. デジタルカメラ	<input type="radio"/>	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. 感染症物品
1. ビデオ	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input type="radio"/>																		
3. プリンタ	<input type="radio"/>	4. 携帯電話	—																		
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	<input type="radio"/>																		
7. デジタルカメラ	<input type="radio"/>	8. 車両	—																		
9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	<input type="radio"/>																		

		11. その他 <input type="radio"/> タブレット・キーボード、SDカード、USBメモリ、筆談ボード、クリップボード、文房具、救急箱		
⑯ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて				
⑯-1 本部の体制や立ち上げ手順		本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】これまでの派遣を通して内部で整理済み。 府地域防災計画の元、災害対策本部及び保健医療福祉調整本部が設置され、(支援チームをもつ)各所管課が本部となり相互に情報共有及び連携しD W A T 派遣の可否等を判断する。		
⑯-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等		役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【内容】これまでの派遣を通して内部で整理済。		
⑯-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集		実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている。 【その根拠等】これまでの派遣を通して内部で整理済		
⑯-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法		検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。 【その根拠等】センター運営規程をもとに、これまでの派遣を通して整理済。※別添資料を参照		
⑯-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法		チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】これまでの派遣を通して内部で整理済		
⑰ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況				
⑰-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係		既に大規模災害時の保健医療福祉活動として整理されている。 【名称・内容】京都府地域防災計画 (https://www.pref.kyoto.jp/kikanri/keikaku.html)		
⑰-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている。 <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 100px;">連携方法、活動時の情報共有策について</td></tr><tr><td>概要は決まっている</td></tr></table>	連携方法、活動時の情報共有策について	概要は決まっている
連携方法、活動時の情報共有策について				
概要は決まっている				
⑰-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		【実施している】 <input type="radio"/> 保健・医療のチームと合同で研修や訓練を行う。 <input type="radio"/> 保健・医療のチームと福祉のチームが意見交換や情報交換等を行う。 <input type="radio"/> 災害派遣福祉チームの活動を、保健・医療のチーム員等に紹介する。 <input type="radio"/> 保健・医療のチームの活動等を、災害派遣福祉チームのチーム員に紹介する。 <input type="radio"/> その他（上記活動は定期的に実施している訳ではないが、研修内容として、「保健師活動の紹介」等を実施しているほか、他専門職チーム研修にてD W A T 活動の紹介、D W A T 研修における他チームの見学の受入等の活動を実施している。） 【実施予定】 <input type="radio"/> 各チームの連携した活動に向けて、保健・医療のチームの事務局と福祉のチームの事務局が意見交換等を行う。		
⑰-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み		ある 【内容】京都府総合防災訓練での合同訓練、互いの研修への講師派遣や見学の受入。		
⑯-5 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられている。		
⑯-6 体制に関する各市区町村との関係		市区町村地域防災計画への反映、市町村担当課長会議での説明		
⑯-7 住民への啓発等		パンフレット作成、防災イベントへの参加、 住民参加型の防災訓練実施		

<p>⑩発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）</p>	<p>想定している 【連携方法】検討済である 【受援時の課題】 • 事務局 必要な情報の収集と要請の判断。人材不足（専任職員がおらず、災害ボランティアセンターの所管もしているため、他チームの受入まで対応が出来るか。） • チーム員 受援経験がない。</p>
<p>⑪他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）</p>	<p>想定している 【派遣手順】検討済である 【派遣時の課題】 • 派遣チーム員の確保。（コロナ禍の影響により、研修の参加も困難なチーム員がいる中、派遣出来るか） • 被災先の情報収集と派遣判断。（被災地の被害状況等やチームの組織状況等）</p>
<p>⑫広域派遣を想定して実施したこと</p>	<p><input type="radio"/> 他県の研修や訓練等の視察 <input type="radio"/> 他県との研修や訓練等の共同実施 <input type="radio"/> 他県との情報交換会・意見交換会の実施</p>
<p>⑬災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動</p>	<p>—</p>
<p>⑭その他</p>	<p>—</p>

(27) 大阪府

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答			
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。			
	協議会等名称	大阪府災害福祉支援ネットワーク		
	内容	災害発生時における被災地の福祉ニーズに円滑に対応するため、府内の福祉関係団体と行政において、災害支援等に関する相互の取組みの情報共有や福祉ニーズへの連携した取組み、調整等を行う官民協働のネットワーク。		
②体制の立ち上げ（予定）時期	2014年5月に開始した。			
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	大阪府社会福祉協議会	
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	公益社団法人大阪介護老人保健施設協会	
		障害児・者等	—	
		児童・母子	—	
		その他	—	
	③-3.職能団体	専門職の団体	特定非営利活動法人大阪医療ソーシャルワーカー協会 公益社団法人大阪介護支援専門員協会 公益社団法人大阪介護福祉士会 公益社団法人大阪社会福祉士会 公益社団法人大阪府理学療法士会 一般社団法人大阪精神保健福祉士協会	
	③-4.その他	他職種の団体他(三師会、保健師、看護師等の団体含)	一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会	
④今後の参加・連携予定団体	—			
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	<input type="radio"/> 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設)	
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外）	<input type="radio"/> 4. 公民館等自主避難所	
		5. 車中泊	<input type="radio"/> 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)	
		7. 福祉施設等事業所	<input type="radio"/>	
		8. その他	<input type="radio"/> 新型コロナウイルスの影響により、分散避難が推奨されていることを鑑み、避難所の管理（責任）者等との連携のもと、一般避難所を拠点として、在宅避難者等（避難所において在宅や車中での避難）への福祉支援を行うことも想定される。	
		9. 未定・検討中	<input type="radio"/>	
		【理由】「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」に準ずる。		
		1. 高齢者	<input type="radio"/> 2. 障害者・児 <input type="radio"/>	
		3. 乳幼児	<input type="radio"/>	
⑤-2 主な対象者		4. その他	傷病者、妊産婦、外国人、アレルギー等の疾患有する者、性的マイノリティ（LGBT含む）	
		5. 未定・検討中	<input type="radio"/>	
		【理由】大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）後方支援マニュアル		

		等に定める者。
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 2. 豪雨 3. 豪雪 4. 洪水 5. 高潮 6. 地震 7. 津波 8. 噴火 9. 原子力災害 10. その他 ○ 災害の種類は特に定めてはいない。
⑦福祉支援体制の担当部署	福祉部地域福祉推進室地域 福祉課	※複数部署の 場合の主担当
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		大規模災害発生時等において、効果的かつ効率的な情報収集・被災地支援を図るため、府災害対策本部（危機管理室）及び府保健医療調整本部（健康医療部）と連携を図る。
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局 団体が担う場 合の団体名	都道府県が担う。 —
⑩事務局 担当者の数	専任 兼任	— 25名
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無 バックアップ の方法	確保している。 災害の規模等を踏まえ「本部支援員」として、ネットワーク構成団体及びDWATチーム員に、大阪DWAT本部に協力をいただく場合がある。
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2) 協定の締結先 確保した人員	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、 確保している。（※個人を特定している） 団体 381名
	登録条件	チーム員は、以下の資格・職種で、府と「大阪府災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」を締結する協力団体等から推薦を受けた、次のいずれかの要件を満たす者とする。 ① 府が指定するチーム員養成研修を修了した者 ② 災害時に福祉的な支援を目的とした顕著な実績がある等、府が適当と認めた者 【資格・職種】 介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、保育士、その他介護職員等
	確保の方法(3)	個人による応募も受け付けている。
	確保した人員	0名
	登録条件	大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱に定める「大阪DWAT協力申出書」を府へ提出し、府と協定を締結した個別協力施設等の長から、「研修受講の推薦者名簿」により推薦があったもの。 【資格・職種】 介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、保育士、その他介護職員等
⑯-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。 【人材の層の例】先遣隊、コーディネーター
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置していない。

⑬-4 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。 (1)「導入研修」を用いて実施した。																								
	研修1																								
	1)名称	チーム員養成研修																							
	2)対象者	新規申込者																							
	3)実施時期	2022年7月																							
	4)内容	大阪DWATのチーム員としての活動の基本方針・DWATの役割・機能などチーム員登録に必要な基礎研修(京都府、奈良県と合同で実施)																							
	研修2																								
	1)名称	ステップアップ研修																							
	2)対象者	養成研修を受講済みのチーム員																							
	3)実施時期	2022年9月																							
	4)内容	養成研修を受講したチーム員を対象とした、知識・技術の向上等を目的とした研修																							
	研修3																								
	1)名称	コーディネーター研修																							
	2)対象者	養成研修、ステップアップ研修を受講済みの者																							
	3)実施時期	2022年12月																							
	4)内容	チーム員を対象とした、被災地への先遣派遣や大阪DWAT派遣先の避難所管理者等との連携・調整を担うチーム員を養成する研修																							
⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	促してはいるが、各チーム員に任せている。																								
⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況	<input checked="" type="radio"/> 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している。																								
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	<input checked="" type="radio"/> その他 DWAT活動に必要な情報があればチーム員等に対し、メール等で不定期に情報提供を行っている。																								
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table> <tr><td>1. ビデオ</td><td><input checked="" type="radio"/></td><td>2. モバイルパソコン</td><td><input checked="" type="radio"/></td></tr> <tr><td>3. プリンタ</td><td><input checked="" type="radio"/></td><td>4. 携帯電話</td><td>—</td></tr> <tr><td>5. 衛星電話</td><td>—</td><td>6. トランシーバ</td><td>—</td></tr> <tr><td>7. デジタルカメラ</td><td><input checked="" type="radio"/></td><td>8. 車両</td><td><input checked="" type="radio"/></td></tr> <tr><td>9. 自家発電機</td><td><input checked="" type="radio"/></td><td>10. 感染症物品</td><td><input checked="" type="radio"/></td></tr> <tr><td>11. その他</td><td><input checked="" type="radio"/></td><td>ポケットワイハイ</td><td></td></tr> </table>	1. ビデオ	<input checked="" type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input checked="" type="radio"/>	3. プリンタ	<input checked="" type="radio"/>	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	<input checked="" type="radio"/>	8. 車両	<input checked="" type="radio"/>	9. 自家発電機	<input checked="" type="radio"/>	10. 感染症物品	<input checked="" type="radio"/>	11. その他	<input checked="" type="radio"/>	ポケットワイハイ
1. ビデオ	<input checked="" type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input checked="" type="radio"/>																						
3. プリンタ	<input checked="" type="radio"/>	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	<input checked="" type="radio"/>	8. 車両	<input checked="" type="radio"/>																						
9. 自家発電機	<input checked="" type="radio"/>	10. 感染症物品	<input checked="" type="radio"/>																						
11. その他	<input checked="" type="radio"/>	ポケットワイハイ																							
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱など																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【内容】ネットワーク会議への出席、被災地の情報収集、DWATへの後方支援など。																								
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている。 【その根拠等】大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱など																								
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。 【その根拠等】大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱など																								
⑮-5 災害が発生した場合の災害	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。																								

派遣福祉チームの組成方法	【その根拠等】大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱など
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制と災害時の福祉支援の活動も連携するものとして整理している。
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】医療・保健と福祉の連携について（情報収集、チーム派遣、派遣先での連携など）
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	現時点では実施予定はない。
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特になし。
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	・災害福祉支援ネットワーク会議へのオブザーバーとしての参加要請 ・市町村の防災訓練への参加
⑲ 住民への啓発等	・DWAT のパンフレットを作成しホームページに掲載
⑳ 発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	想定している 【連携方法】未検討である 【受援時の課題】実際に支援活動を行っていただく、府内市町村の受援計画の策定促進のため、府作成の受援計画策定手引書及びひな型を活用した策定支援研修会の実施や、未策定市町村の訪問を通じて、策定に向けて取り組んでいただくよう働きかけを継続している所だが、市町村の他計画策定の優先順位やマンパワー不足、策定ノウハウの浸透に時間を要しているところ。
㉑ 他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】検討済である 【派遣時の課題】DWAT 派遣を協議するための、被災地の被害状況等がどれだけ入手できるか。
㉒ 広域派遣を想定して実施したこと	他県との研修や訓練等の共同実施
㉓ 災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	・平時の活動において、将来的には DWAT が各圏域ごとで活動してもらえるよう取り組んでいきたい。 ・協力施設等が地域で取り組む避難訓練へ参画することなどを通じて、地域の防災対応力の強化や地元市町村、地域との繋がりを目指している。
㉔ その他	新たに構築された「災害福祉支援ネットワーク中央センター」による実施事業への期待 ◆実施事業の概要（令和4年10月17日付け全社協通知より） 【平 時】・広域的な派遣体制を構築するためのブロック会議 ・DWAT チーム員を養成するための全国研修 など 【災害時】・DWAT 派遣に関する支援・調整事務 など

(28) 兵庫県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答		
①協議会、協定などの名称・内容	その他		
	協議会等名称	①兵庫県災害福祉広域支援ネットワーク ②兵庫県災害派遣福祉チーム	
	内容	①県内で大規模災害が発生した場合に、福祉施設が相互協力すること等を目的とし、各職能団体と県で協定を締結している。 ②各市区町社会福祉法人連絡協議会及び県社協、県で協定締結の上、大規模災害発生時にチームを一般避難所に派遣。	
②体制の立ち上げ（予定）時期	2022年3月に開始した。		
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 市町社協活動推進協議会 兵庫県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会 一般社団法人兵庫県介護老人保健施設協会
		障害児・者等	一般社団法人兵庫県知的障害者施設協会 兵庫県身体障害者支援施設協議会
		児童・母子	一般社団法人兵庫県児童養護連絡協議会 兵庫県乳児院連盟
	③-3.職能団体	その他	—
		専門職の団体	—
	③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、看護師等の団体含)	(協定締結先：各市区町社会福祉法人連絡協議会 (順次協定締結予定))
④今後の参加・連携予定団体	—		
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	○ 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設) —
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外）	— 4. 公民館等自主避難所 —
		5. 車中泊	— 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難) —
		7. 福祉施設等事業所	— 8. その他 —
		9. 未定・検討中	—
		【理由】厚生労働省「災害時の福祉支援体制の整備について」にならって対象先を一般避難所とした。	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者	○ 2. 障害者・児 ○
		3. 乳幼児	○
		4. その他	○ 災害時要配慮者
		5. 未定・検討中	—
	【理由】チーム登録員が高齢者施設や保育施設等の社会福祉法人に所属している職員であるため。		
⑥対応を想定している「災害」	1. 暴風	○ 2. 豪雨	○
	3. 豪雪	○ 4. 洪水	○
	5. 高潮	○ 6. 地震	○
	7. 津波	○ 8. 噴火	○
	9. 原子力災害	— 10. その他	—
⑦福祉支援体制の担当部署	福祉部地域福祉課	※複数部署の場合の主担当	—

⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		訓練、研修への参加										
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。										
	団体が担う場 合の団体名	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会										
⑩事務局 担当者の数	専任	一										
	兼任	3名										
⑪事務局の運営費用		<input type="radio"/> 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請） <input type="radio"/> その他（兵庫県社会福祉協議会（兵庫県経営者協議会）と共同で事務局を運営しており、予算的協力を得ている。）										
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない。										
	バックアップ の方法	一										
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。										
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）										
	協定の締結先	各市区町社会福祉法人連絡協議会 (現在、南あわじ市及び洲本市と協定締結に向け協議中)										
	確保した人員	102名										
	登録条件	<p>(1) ①～③のいずれの要件も満たすこと</p> <p>①健康福祉に関する資格を有すること</p> <p>②健康福祉に関する業務に通算3年以上従事した経験を有すること</p> <p>③災害時の被災者支援について、熱意をもって取り組むことができ、県が実施する研修等に参加すること</p> <p>(2) 社会福祉法人または社会福祉法人により組織される団体のうち、地域の要支援者に対する支援や災害時における要援護者の支援に取り組むものからの推薦があること</p>										
⑯-2 人材層、人材像の育成策		特に人材の層や人材像は設定していない。										
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置していない。										
⑯-4 研修や訓練の実施状況		<p>今年度実施した。</p> <p>(1) 「導入研修」は用いなかった。</p> <table border="1"> <tr> <td>研修1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>兵庫DWAT基礎研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>第1部（講演）：ほっとかへんネット加入法人等 ※ほっとかへんネット＝兵庫県内社会福祉法人連絡協議会 第2部（グループワーク）：兵庫DWAT登録員</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2022年7月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>第1部 行政説明「兵庫DWATについて」 基調講演「ほっとかへんネットの活動を活かした災害支援体制の整備について」 第2部 グループワーク「避難所におけるDWAT活動について」</td> </tr> </table>	研修1		1)名称	兵庫DWAT基礎研修	2)対象者	第1部（講演）：ほっとかへんネット加入法人等 ※ほっとかへんネット＝兵庫県内社会福祉法人連絡協議会 第2部（グループワーク）：兵庫DWAT登録員	3)実施時期	2022年7月	4)内容	第1部 行政説明「兵庫DWATについて」 基調講演「ほっとかへんネットの活動を活かした災害支援体制の整備について」 第2部 グループワーク「避難所におけるDWAT活動について」
研修1												
1)名称	兵庫DWAT基礎研修											
2)対象者	第1部（講演）：ほっとかへんネット加入法人等 ※ほっとかへんネット＝兵庫県内社会福祉法人連絡協議会 第2部（グループワーク）：兵庫DWAT登録員											
3)実施時期	2022年7月											
4)内容	第1部 行政説明「兵庫DWATについて」 基調講演「ほっとかへんネットの活動を活かした災害支援体制の整備について」 第2部 グループワーク「避難所におけるDWAT活動について」											
⑯-5 チーム員の平時の活動に 対する都道府県の考え方		促してはいるが、各チーム員に任せている。										
⑯-6 平時におけるチーム員と しての活動状況		<input type="radio"/> その他（個別に確認していない）										
⑯-7 平時における都道府県・ 事務局とチーム員との関わり		特になし										
⑯資機材等の 確保状況	確保している。											

確保状況	確保済資機材	1. ビブス	○	2. モバイルパソコン	—
		3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—
		5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—
		7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—
		9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—
		11. その他	—		
⑯ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて					
⑯-1 本部の体制や立ち上げ手順		概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。 【その際の課題】 <ul style="list-style-type: none">標準的な手順が示されていないこと協定締結先との調整			
⑯-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等		概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。			
⑯-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集		検討中である			
⑯-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法		検討中である			
⑯-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法		概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。			
⑰ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況					
⑰-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係		検討中である			
⑰-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		連携した活動は特に想定していない。 【理由】DWATを立ち上げてから日が浅く、保健・医療チームとの連携の検討まで至っていない。			
⑰-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		現時点では実施予定はない。			
⑰-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み		特にない。			
⑱ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		未定			
⑲ 体制に関する各市区町村との関係		検討中			
⑳ 住民への啓発等		兵庫県社会福祉協議会主催の地域公益活動推進セミナーにおいて周知している。			
㉑ 発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）		想定している 【連携方法】未検討である 【受援時の課題】 <ul style="list-style-type: none">被災状況を正確に把握し、適切なチーム数を受入できるか関連部署と密に連携を取り対応できるか			
㉒ 他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）		想定している 【派遣手順】検討中である 【派遣時の課題】 <ul style="list-style-type: none">派遣人員を確保できるか			

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に派遣までの流れをスムーズに行えるか ・派遣に伴う費用について（資金前渡の必要性、県費負担の可能性等）
㉙広域派遣を想定して実施したこと	<input type="radio"/> 他県の研修や訓練等の視察 <input type="radio"/> その他（県内派遣を想定し、他県の研修に参加（オンライン））
㉚災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	普段から地域防災を始め、地域福祉活動をチームとして活動している「ほっとかへんネット」の加入団体から兵庫D W A Tへの登録をお願いしている。
㉛その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体ごとに差が生じるため、統一的なマニュアルを示してほしい ・損害保険についても、自治体ごとの差が出ないように統一的な補償内容を示してほしい

(29) 奈良県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答					
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。					
	<table border="1"> <tr> <td>協議会等名称</td><td>奈良県災害福祉支援ネットワーク</td></tr> <tr> <td>内容</td><td>災害時における要配慮者への福祉的支援について協議するとともに、大規模災害時に福祉専門職等が連携し、要配慮者への福祉支援を円滑に行うためのネットワーク</td></tr> </table>		協議会等名称	奈良県災害福祉支援ネットワーク	内容	災害時における要配慮者への福祉的支援について協議するとともに、大規模災害時に福祉専門職等が連携し、要配慮者への福祉支援を円滑に行うためのネットワーク
協議会等名称	奈良県災害福祉支援ネットワーク					
内容	災害時における要配慮者への福祉的支援について協議するとともに、大規模災害時に福祉専門職等が連携し、要配慮者への福祉支援を円滑に行うためのネットワーク					
① 体制の立ち上げ（予定）時期	2019年7月に開始した。					
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 奈良県老人保健施設協議会 奈良県心身障害者施設連盟 小規模多機能型居宅介護奈良県ネットワークの会				
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等 奈良県知的障害者施設協会 障害児・者等 奈良県児童福祉施設連盟、奈良県保育協議会 児童・母子 公益社団法人日本認知症グループホーム協会奈良県支部 その他 青森県社会就労センター協議会				
	③-3.職能団体	NPO法人奈良県介護支援専門員協会 一般社団法人奈良県介護福祉士会 一般社団法人奈良県社会福祉士会 奈良県精神科ソーシャルワーカー協会 公益社団法人日本精神保健福祉士協会奈良県支部 日本ホームヘルパー協会奈良県支部				
	③-4.その他	奈良県障害者福祉連合協議会 奈良県民生児童委員連合会 奈良県				
④今後の参加・連携予定団体	—					
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 <input type="radio"/> 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設) <input type="radio"/> 3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外） <input type="radio"/> 4. 公民館等自主避難所 <input type="radio"/> 5. 車中泊 <input type="radio"/> 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難) <input type="radio"/> 7. 福祉施設等事業所 <input type="radio"/> 8. その他 <input type="radio"/> その他大規模災害時に要配慮者を受け入れる施設等 9. 未定・検討中 <input type="radio"/> 【理由】 大規模災害時における要配慮者の避難場所を想定しているため。				
		1. 高齢者 <input type="radio"/> 2. 障害者・児 <input type="radio"/> 3. 乳幼児 <input type="radio"/> 4. その他 <input type="radio"/> 要配慮者を要綱上、高齢者、障害者、乳幼児その他災害時に特別な配慮を必要とする者と、定義している。 5. 未定・検討中 <input type="radio"/> 【理由】設問にある厚生労働省通知に記載の災害時要配慮者に関する記載が、「避難する高齢者や障害者、子どものほか、傷病者等」とされて				

		おり、それを言い換えた表現としている。										
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 <input type="radio"/> 2. 豪雨 <input type="radio"/> 3. 豪雪 <input type="radio"/> 4. 洪水 <input type="radio"/> 5. 高潮 <input type="radio"/> 6. 地震 <input type="radio"/> 7. 津波 <input type="radio"/> 8. 噴火 <input type="radio"/> 9. 原子力災害 <input type="radio"/> 10. その他 <input type="radio"/>										
⑦福祉支援体制の担当部署	福祉医療部企画管理室 (DWATに関する部分)	※複数部署の 場合の主担当										
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		奈良県災害福祉支援ネットワーク会議の参加者には、県防災統括室、地域福祉課も含まれており、災害時に連携が取りやすくなるよう情報共有を行っている。										
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	その他。 要綱上では、奈良県社会福祉協議会（以下、社協）と奈良県福祉医療部企画管理室（以下、県）の共同事務局となっている。具体的にはいわゆる直接的事務は社協が担い、方針の決定などについては県が行うこととしている。なお、社協には国補助事業（生活困窮者補助金）を活用して県から補助金を交付している。										
	団体が担う場 合の団体名	社会福祉法人青森県社会福祉協議会										
⑩事務局 担当者の数	専任	—										
	兼任	4名										
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）										
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない。										
	バックアップ の方法	—										
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。										
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）										
	協定の締結先	福祉施設関係団体44法人、福祉関係職能団体6団体										
	確保した人員	149名										
	登録条件	資格としては、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士、精神保健福祉士等、職種としては、ホームヘルパー、介護職員、生活支援員、生活相談員、児童指導員等。概ね3年以上の実務経験を有する者。										
⑯-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。 【人材の層の例】チームリーダー、サブリーダー、チーム員										
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置していない。										
⑯-4 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 (1)「導入研修」を用いなかった。 <table border="1"> <tr> <td>研修1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>令和4年度「災害派遣福祉チーム（DWAT）」合同養成研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>DWATチーム員への新規登録希望者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2022年7月、8月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>・講義（行政説明） ・講義（事務局説明） ・演習（避難所における福祉ニーズについて考える）</td> </tr> </table>	研修1		1)名称	令和4年度「災害派遣福祉チーム（DWAT）」合同養成研修	2)対象者	DWATチーム員への新規登録希望者	3)実施時期	2022年7月、8月	4)内容	・講義（行政説明） ・講義（事務局説明） ・演習（避難所における福祉ニーズについて考える）
研修1												
1)名称	令和4年度「災害派遣福祉チーム（DWAT）」合同養成研修											
2)対象者	DWATチーム員への新規登録希望者											
3)実施時期	2022年7月、8月											
4)内容	・講義（行政説明） ・講義（事務局説明） ・演習（避難所における福祉ニーズについて考える）											

		・演習（一般避難所での災害派遣福祉チームの活動）																							
	研修2																								
1)名称	第1回奈良DWAT研修																								
2)対象者	DWATチーム員																								
3)実施時期	2022年11月																								
4)内容	避難所開設・運営訓練 A：避難所開設・運営役、B：避難住民役に分かれて、避難所の開設・運営を体験																								
	研修3																								
1)名称	第2回奈良DWAT研修																								
2)対象者	DWATチーム員																								
3)実施時期	2023年2月																								
4)内容	・講義・演習：災害の進行と被災者が置かれる状況の理解 ・災害時要配慮者支援の変遷 ・講義：被災者の支援とDWATの機能 ・講義：DWATにおける被災者支援 ・演習：避難所における被災者支援 ・講義：DWATにおける被災者支援の視点																								
⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	促してはいるが、各チーム員に任せている。																								
⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況	○ その他 奈良県災害派遣福祉チーム活動マニュアル作成部会、広報部会において、中心的メンバーで年5回程度活動している。他のチーム員は年2回程度のDWAT研修に希望者が参加。																								
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	○ 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている。																								
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table> <tr><td>1. ビデオ</td><td>○</td><td>2. モバイルパソコン</td><td>○</td></tr> <tr><td>3. プリンタ</td><td>—</td><td>4. 携帯電話</td><td>—</td></tr> <tr><td>5. 衛星電話</td><td>—</td><td>6. トランシーバ</td><td>—</td></tr> <tr><td>7. デジタルカメラ</td><td>—</td><td>8. 車両</td><td>—</td></tr> <tr><td>9. 自家発電機</td><td>—</td><td>10. 感染症物品</td><td>—</td></tr> <tr><td>11. その他</td><td>—</td><td></td><td></td></tr> </table>	1. ビデオ	○	2. モバイルパソコン	○	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—	11. その他	—	
1. ビデオ	○	2. モバイルパソコン	○																						
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—																						
11. その他	—																								
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】「奈良県災害派遣福祉チームマニュアル」を作成し整理。																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	検討中である。																								
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	検討中である。																								
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																								
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】「奈良県災害派遣福祉チームマニュアル」を作成し整理。																								

⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制と災害時の福祉支援の活動も連携するものとして整理している。
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】災害時における連携が取りやすいよう、DWATの活動内容等について、保健医療救護班に対し、いかに認知度を高めるかが課題。
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	【実施予定】 ○ 保健・医療のチームと合同で研修や訓練を行う。 ○ 各チームの連携した活動に向けて、保健・医療のチームの事務局と福祉のチームの事務局が意見交換等を行う。
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特にない。
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	DWAT 発足時において、各市町村に向けて、災害発生時に必要に応じて県に DWAT の派遣依頼をするよう周知した。
⑲ 住民への啓発等	特になし。
⑳ 発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	想定している 【連携方法】未検討である 【受援時の課題】他府県との連絡・調整の方法、派遣された災害派遣福祉チームの活動場所の決定方法及び活動時の当該チームとの連携・調整・情報共有の方法等
㉑ 他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】検討済である 【派遣時の課題】派遣のための装備品や移動手段などの検討、他府県との連絡・調整の方法、派遣した災害派遣福祉チームとの連絡・調整・情報共有の方法等
㉒ 広域派遣を想定して実施したこと	他県との研修や訓練等の共同実施
㉓ 災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	—
㉔ その他	—

(30) 和歌山県

(問 1. 2. 現在構築中である)

設問	回答			
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。			
	協議会等名称	検討中		
	内容	現在、DWAT構築の方向性に賛同いただいた団体（主に施設団体）と、DWAT構築に向けて協議中。これらの団体については、追って制定するDWAT設置運営要綱において、運営等に関し必要な協議を行うメンバーとして位置付ける予定である。		
②体制の立ち上げ（予定）時期	2023年1月に開始した。			
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	和歌山県社会福祉協議会、和歌山県社会福祉法人経営者協議会	
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	和歌山県老人福祉施設協議会、和歌山県訪問介護事業所協議会	
		障害児・者等	和歌山県知的障害者福祉協会、和歌山県療護施設連絡協議会	
		児童・母子	和歌山県児童福祉施設連絡協議会	
		その他	—	
	③-3.職能団体	専門職の団体	—	
	③-4.その他	他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）	—	
④今後の参加・連携予定団体	現在は施設団体が中心であるが、将来的には、ネットワークを職能団体に拡大する可能性もあり。			
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	<input type="radio"/> 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設)	
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外）	<input type="radio"/> 4. 公民館等自主避難所	
		5. 車中泊	— 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)	
		7. 福祉施設等事業所	—	
		8. その他	<input type="radio"/> 市町村の指定避難所ではないが、避難者の多数集まっている場所	
		9. 未定・検討中	—	
		【理由】基本的には、市町村の指定する一般避難所に派遣するが、避難の状況に応じ、以下のような場所への派遣にも臨機応変に対応する必要があると考える。（なお、入所型福祉施設で開設される福祉避難所への支援については、県が福祉施設団体と締結している既存の協定に基づき別途対応）		
		・市町村が指定する福祉避難所のうち、入所型福祉施設でないもの（市町村の福祉センター、ホテル等）		
		・市町村の指定避難所ではないが、避難者が多数集まっている場所。		
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者	<input type="radio"/> 2. 障害者・児	
		3. 乳幼児	<input type="radio"/> 4. その他	
⑥対応を想定している「災害」	5. 未定・検討中	—	—	
	【理由】一般避難所における主要な要配慮者として想定されるものであるため。			
	1. 暴風	—	2. 豪雨	—
	3. 豪雪	—	4. 洪水	—

	5. 高潮 7. 津波 9. 原子力災害 10. その他	— — — ○	6. 地震 8. 噴火	— —
⑦福祉支援体制の担当部署	福祉保健総務課	※複数部署の場合の主担当	—	
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	DWAT構築に向けた検討会には、当課のほか、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉の各担当課が参画。また、防災担当課、保健医療担当課とも適宜情報を共有し、必要な調整を行っている。			
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。		
	団体が担う場合の団体名	社会福祉法人青森県社会福祉協議会		
⑩事務局 担当者の数	専任	—		
	兼任	2名		
⑪事務局の運営費用	○	その他（現時点では県費で対応しているが、令和5年度から災害福祉支援ネットワーク構築推進事業を活用する予定。）		
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない。		
	バックアップ の方法	—		
⑬派遣人員の確保や育成状況	2023年中に開始予定			
⑭資機材等の 確保状況	確保状況	確保していない。		
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて				
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	検討中である。 【その際の課題】被災市町村におけるDWATの円滑な受入のため、先遣隊の編成が課題となっているが、本部のマンパワーが限られ、県内の福祉事業所も人員に余裕のないケースが多いことから、何らかの工夫が必要と感じている。			
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参 加する各団体等の役割や協力 の内容等	検討中である。			
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要 否の判断のための災害時の福 祉支援に係る情報の収集	検討中である。			
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可 否に係る判断や意思決定の方法	検討中である。			
⑮-5 災害が発生した場合の災害 派遣福祉チームの組成方法	検討中である。			
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況				
⑯-1 「大規模災害時の保健医療 活動に係る体制」と災害時の 福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に災害時の福祉支援の活動も位置づけるべく検討・協議を進めている。			

<p>⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動</p>	<p>連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。</p> <table border="1" data-bbox="576 287 1433 345"> <tr> <td data-bbox="576 287 1433 321">連携方法、活動時の情報共有策について</td></tr> <tr> <td data-bbox="576 321 1433 345">—</td></tr> </table>	連携方法、活動時の情報共有策について	—
連携方法、活動時の情報共有策について			
—			
<p>⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動</p>	<p>○ 各チームの連携した活動に向けて、保健・医療のチームの事務局と福祉のチームの事務局が意見交換等を実施予定。</p>		
<p>⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み</p>	<p>特にない。</p>		
<p>⑰都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ</p>	<p>位置付けられていないが、今後位置付ける予定</p>		
<p>⑱体制に関する各市区町村との関係</p>	<p>本年度においては、避難所の運営経験のある市町村や、福祉支援を想定したプログラムで防災訓練を実施した経験のある市町村に対し、災害時の福祉支援ニーズ等に係る意見交換を実施。令和5年度以降、災害救助法担当者会議等の機会を利用し、本格的に市町村への周知を図っていく予定。</p>		
<p>⑲住民への啓発等</p>	<p>現時点で未定</p>		
<p>⑳発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）</p>	<p>想定している 【連携方法】検討中である 【受援時の課題】他府県からの応援の受入れは、災害対策本部の体制のもと、県が主体となって調整する想定であるが、調整業務のため一定の人員を新たに割り当てる必要があり、災害対策本部に係る業務の一部見直しが必要と考えている。</p>		
<p>㉑他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）</p>	<p>想定している 【派遣手順】検討中である 【派遣時の課題】広域応援の意義は認識しているものの、DWAT構築の当初から全国派遣を前提とするのはハードルが高いと思われ、当面の派遣先としては、「県内＋近隣府県」という形を考えている。</p>		
<p>㉒広域派遣を想定して実施したこと</p>	<p>—</p>		
<p>㉓災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動</p>	<p>本県の地域福祉支援計画（「和歌山県地域福祉推進計画」）においては、「災害に強い地域づくり」を掲げているところであり、次回の改定に際し、何らかの形でDWATを位置付けられないかと考えている。</p>		
<p>㉔その他</p>	<p>—</p>		

(31) 鳥取県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答								
①協議会、協定などの名称・内容	<p>協議会・機構等は設置しておらず、人材の確保は協定等で実施している。</p> <table border="1"> <tr> <td>協定等名称</td><td>災害時における鳥取県災害派遣福祉チームの派遣等の協力に関する協定</td></tr> <tr> <td>協定締結者</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人鳥取県社会福祉士会（平成29（2017）年1月23日締結） 一般社団法人鳥取県介護福祉士会（同日締結） 鳥取県介護支援専門員連絡協議会（同日締結） 鳥取県老人保健施設協会（平成30（2018）年2月19日締結） 鳥取県老人福祉施設協議会（平成30（2018）年3月27日締結） 鳥取県社会福祉施設経営者協議会（令和3（2021）年1月18日） </td></tr> <tr> <td>内容</td><td> <p>(1)県が指定する場所において、ア～ウのいずれかと、その他要配慮者支援活動に必要な業務を行う。</p> <p>ア.避難所及び在宅の要配慮者及び要配慮者の家族・支援者への生活・福祉サービスに関する相談指導[社会福祉士会]、</p> <p>イ.（ア）避難所等の要配慮者の介護・（イ）避難所及び在宅の要配慮者及び要配慮者の家族・支援者への介護に関する相談指導[介護福祉士会]、</p> <p>ウ.避難所及び在宅の要配慮者及び要配慮者の家族・支援者への介護に関する相談指導[介護支援専門員連絡協議会]、</p> <p>(2)派遣に要する費用は県が負担する。</p> </td></tr> </table>			協定等名称	災害時における鳥取県災害派遣福祉チームの派遣等の協力に関する協定	協定締結者	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人鳥取県社会福祉士会（平成29（2017）年1月23日締結） 一般社団法人鳥取県介護福祉士会（同日締結） 鳥取県介護支援専門員連絡協議会（同日締結） 鳥取県老人保健施設協会（平成30（2018）年2月19日締結） 鳥取県老人福祉施設協議会（平成30（2018）年3月27日締結） 鳥取県社会福祉施設経営者協議会（令和3（2021）年1月18日） 	内容	<p>(1)県が指定する場所において、ア～ウのいずれかと、その他要配慮者支援活動に必要な業務を行う。</p> <p>ア.避難所及び在宅の要配慮者及び要配慮者の家族・支援者への生活・福祉サービスに関する相談指導[社会福祉士会]、</p> <p>イ.（ア）避難所等の要配慮者の介護・（イ）避難所及び在宅の要配慮者及び要配慮者の家族・支援者への介護に関する相談指導[介護福祉士会]、</p> <p>ウ.避難所及び在宅の要配慮者及び要配慮者の家族・支援者への介護に関する相談指導[介護支援専門員連絡協議会]、</p> <p>(2)派遣に要する費用は県が負担する。</p>
協定等名称	災害時における鳥取県災害派遣福祉チームの派遣等の協力に関する協定								
協定締結者	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人鳥取県社会福祉士会（平成29（2017）年1月23日締結） 一般社団法人鳥取県介護福祉士会（同日締結） 鳥取県介護支援専門員連絡協議会（同日締結） 鳥取県老人保健施設協会（平成30（2018）年2月19日締結） 鳥取県老人福祉施設協議会（平成30（2018）年3月27日締結） 鳥取県社会福祉施設経営者協議会（令和3（2021）年1月18日） 								
内容	<p>(1)県が指定する場所において、ア～ウのいずれかと、その他要配慮者支援活動に必要な業務を行う。</p> <p>ア.避難所及び在宅の要配慮者及び要配慮者の家族・支援者への生活・福祉サービスに関する相談指導[社会福祉士会]、</p> <p>イ.（ア）避難所等の要配慮者の介護・（イ）避難所及び在宅の要配慮者及び要配慮者の家族・支援者への介護に関する相談指導[介護福祉士会]、</p> <p>ウ.避難所及び在宅の要配慮者及び要配慮者の家族・支援者への介護に関する相談指導[介護支援専門員連絡協議会]、</p> <p>(2)派遣に要する費用は県が負担する。</p>								
②体制の立ち上げ（予定）時期	2018年3月に開始した。								
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	(社福) 鳥取県社会福祉協議会 (一社) 鳥取県社会福祉施設経営者協議会						
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	(一社) 鳥取県老人福祉施設協議会、鳥取県老人保健施設協会						
		障害児・者等	—						
		児童・母子	—						
		その他	—						
	③-3.職能団体	専門職の団体	(一社) 鳥取県社会福祉士会 (一社) 鳥取県介護福祉士会 鳥取県介護支援専門員連絡協議会						
	③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、看護師等の団体含)	—						
④今後の参加・連携予定団体	—								
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	<input type="radio"/>	2. 福祉避難所 (福祉施設で開設)	<input type="radio"/>				
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外）	—	4. 公民館等自主避難所	—				
	主な対象先	5. 車中泊	—	6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)	<input type="radio"/>				
		7. 福祉施設等事業所	—	8. その他	—				
		9. 未定・検討中	—						

		<p>【理由】避難所を主な支援先として想定しているが、発達障がいなど障がいの特性により避難所での生活が難しく、自宅避難を余儀なくされている災害時要配慮者もあると思われるため。</p>			
⑤-2 主な対象者		1. 高齢者	<input type="radio"/>	2. 障害者・児	<input type="radio"/>
		3. 乳幼児	<input type="radio"/>	4. その他	—
		5. 未定・検討中	—		
		<p>【理由】災害時要配慮者であるため。</p>			
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風	—	2. 豪雨	—
		3. 豪雪	—	4. 洪水	—
		5. 高潮	—	6. 地震	<input type="radio"/>
		7. 津波	<input type="radio"/>	8. 噴火	—
		9. 原子力災害	—	10. その他	—
⑦福祉支援体制の担当部署		福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉保健課	※複数部署の場合の主担当	—	
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		特に行っていない。			
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。			
	団体が担う場合の団体名	(社福) 鳥取県社会福祉協議会			
⑩事務局 担当者の数	専任	2名			
	兼任	2名			
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請） ○ 都道府県による独自予算			
⑫事務局のバックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない。			
	バックアップ の方法	—			
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。			
⑬-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、 確保している。（※個人を特定している）			
	協定の締結先	(一社) 鳥取県社会福祉士会、(一社) 鳥取県介護福祉士会、 鳥取県介護支援専門員連絡協議会、 (一社) 鳥取県社会福祉施設経営者協議会 (一社) 鳥取県老人福祉施設協議会、鳥取県老人保健施設協会			
	確保した人員	43名			
	登録条件	—			
	確保の方法(3)	個人による応募も受け付けている。			
	確保した人員	99名			
	登録条件	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士、 そのほか適当と認める者			
	確保の方法(4)	県社会福祉協議会の会長による主な社会福祉法人を訪問して研修やチ ーム員登録の推進を依頼、市町村社協常務理事・事務局長会議での説 明、社会福祉施設経営者協会総会等での説明			
⑬-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。 【人材の層の例】先遣隊、コーディネーター、支援隊のリーダー、支援隊員			
⑬-3 コーディネーターの配置状況		配置していない。			
⑬-4 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 (1) 「導入研修」は用いなかった。			
	研修1				
	1)名称	第1回基礎研修			

	2) 対象者	社会福祉法人・社会福祉施設職員、DWAT 登録予定者・DWAT チーム員、市町村社会福祉協議会職員、市町村福祉部局/防災部局職員
	3) 実施時期	2022 年 6 月
	4) 内容	(1) 説明：鳥取県災害派遣福祉チーム (DWAT) の概要 (2) 講義：災害の進行と被災者がおかれる状況の理解、災害時要配慮者支援と変遷、被災者の支援と災害派遣福祉チームの機能 (3) 演習：避難所における被災者支援、被災者支援の支援主体の理解、避難所における被災者支援 (4) 講義：災害派遣福祉チーム (DWAT) の被災者支援の視点
	研修2	
	1) 名称	第1回スキルアップ研修
	2) 対象者	鳥取県DWATチーム員
	3) 実施時期	2022年7月
	4) 内容	(1) 基礎研修のふりかえり (2) 実践報告：被災地における災害派遣福祉チームの実践（被災者ニーズの受け止め、ハイリスク者の把握、発見された課題と課題への対応 など） (3) 演習：避難所における災害派遣福祉チームの活動（ケーススタディ） (4) 講義：避難所における災害派遣福祉チーム活動の視点
	研修3	
	1) 名称	先遣隊・コーディネーター研修
	2) 対象者	DWAT先遣隊要員のうち、スキルアップ研修の受講済者、DWAT活動に関わる県・県社協職員 <2022年8月実施>
	3) 実施時期	2022年8月
	4) 内容	(1) チームビルディング (2) 講義：DWAT 先遣チーム・コーディネーターの機能と役割 (3) 実践報告：DWAT 先遣チーム・コーディネーターと DWAT のチーム運営（求められる役割と視点とマインドについて、DWAT のチーム運営の実際、災害発生時 DWAT が円滑に機能するため平時に求められる取組み など） (4) 講義：被災地での先遣・コーディネーター活動について (5) 演習：ディスカッション（先遣隊及びコーディネーターの機能・役割） (6) 講義：避難所開設期間の見極めに必要なアセスメントとは
⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。	
⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況	○ 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している。	
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし。	

⑯資機材等の確保状況	確保状況	確保している。
	確保済資機材	1. ビブス ○ 2. モバイルパソコン ○ 3. プリンタ — 4. 携帯電話 — 5. 衛星電話 — 6. トランシーバ — 7. デジタルカメラ — 8. 車両 — 9. 自家発電機 — 10. 感染症物品 — 11. その他 —
⑯災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて		
⑯-1 本部の体制や立ち上げ手順	本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】鳥取県災害派遣福祉チーム マニュアル	
⑯-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。	
⑯-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている。 【その根拠等】鳥取県D W A T活動マニュアル	
⑯-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。	
⑯-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】鳥取県災害派遣福祉チーム マニュアル	
⑯都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況		
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	検討中である。	
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】医療関係者を始め、関連する団体の関係者に、災害派遣福祉チームが知られていないこと。	
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	現時点では実施予定はない。	
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特にない。	
⑯都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。	
⑯体制に関する各市区町村との関係	市町村防災計画への反映を危機管理担当（危機管理局危機管理政策課）より呼びかけている。町村の合同避難訓練等に災害派遣福祉チームの参加を依頼している。	
⑯住民への啓発等	ちらし、ポスターを作成	
⑯発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	想定している 【連携方法】未検討である 【受援時の課題】受援体制（受け入れ先候補を選定するための被災地の支援の必要性の把握、支援隊と受け入れ市町村（避難所）との調整など）。	
⑯他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】未検討である 【派遣時の課題】検討していない。	
⑯広域派遣を想定して実施した	—	

こと	
㉓災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	なし
㉔その他	新型コロナウイルスに家族が感染し、入院・入所して要支援者が取り残された場合に、児童については県が、高齢者・障がい者・乳児については県が委託した事業者が世話をした（新型コロナウイルス入院患者家族支援事業）が、高齢者の世話をする事業者には、その事業者のサービス提供を受けたことがない要支援者の世話に対して不安感が高かったので、支援者、要支援者の双方に、見知らぬ相手との円滑な関係づくりについての知見・技法の蓄積が必要と考える。

(32) 島根県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答					
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。					
	協議会等名称	しまね災害福祉広域支援ネットワーク				
	内容	事業所団体や職能団体等と人員派遣等も想定した災害時の要配慮者支援のためのネットワークを構築				
②体制の立ち上げ（予定）時期	2015年9月に開始した。					
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	島根県社会福祉法人経営者協議会 島根県社会福祉協議会			
	③-2.種別協 (事業者団体)	高齢者福祉等	島根県老人福祉施設協議会 島根県老人保健施設協会			
		障害児・者等	島根県知的障害者福祉協会 島根県身体障害者施設協議会			
		児童・母子	島根県児童入所施設協議会 島根県保育協議会			
		その他	—			
	③-3.職能団体	専門職の団体	島根県社会福祉士会 島根県介護福祉士会 島根県精神保健福祉士会 島根県介護支援専門員協会 島根県看護協会			
	③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、看護師等の団体含)	—			
④今後の参加・連携予定団体	—					
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	<input type="radio"/>	2. 福祉避難所 (福祉施設で開設)	<input type="radio"/>	
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外）	<input type="radio"/>	4. 公民館等自主避難所	—	
		5. 車中泊	—	6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)	—	
		7. 福祉施設等事業所	<input type="radio"/>	8. その他	—	
		9. 未定・検討中	—	【理由】しまね災害福祉広域支援ネットワーク運営要領において規定している。		
		1. 高齢者	<input type="radio"/>	2. 障害者・児	<input type="radio"/>	
		3. 乳幼児	<input type="radio"/>	4. その他	—	
		5. 未定・検討中	—	【理由】特に除外する対象者はない。		
		1. 暴風	<input type="radio"/>	2. 豪雨	<input type="radio"/>	
⑥対応を想定している「災害」		3. 豪雪	<input type="radio"/>	4. 洪水	<input type="radio"/>	
		5. 高潮	<input type="radio"/>	6. 地震	<input type="radio"/>	
		7. 津波	<input type="radio"/>	8. 噴火	<input type="radio"/>	
		9. 原子力災害	<input type="radio"/>	10. その他	—	
		島根県健康福祉部地域福祉課	※複数部署の場合の主担当	—		
⑦福祉支援体制の担当部署						
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	・『大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について』（令和4年7月22日厚労省通知）により、県内における災害発生時及び県外を含め災害支援のため必要な場合等において、保健医療福祉活動に係る総合的な調整を行うため既存の「島根県保健医療					

		調整本部」を改正し「島根県保健医療福祉調整本部」を設置（予定）。 ・「しまね災害福祉広域支援ネットワーク会議」（事務局：県社会福祉協議会）に福祉担当部署と防災担当部署が参加																				
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	団体が担う。																				
	団体が担う場合の団体名	社会福祉法人島根県社会福祉協議会																				
⑩事務局 担当者の数	位	1名																				
	兼任	1名																				
⑪事務局の運営費用	<input checked="" type="radio"/> 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）																					
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。																				
	バックアップの方法	—																				
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。																					
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）																				
	協定の締結先	協力施設																				
	確保した人員	219名																				
	登録条件	国家資格又は公的資格・職種、その他認めた者																				
⑯-2 人材層、人材像の育成策	人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てているが、実行は今後である。【人材の層の例】チームリーダー																					
⑯-3 コーディネーターの配置状況	<p>配置している。 【設置時期・所属・人数・実施業務】 設置時期：令和3年度 所属：社会福祉法人島根県社会福祉協議会 人数：1名 実施業務：（平時）保健・医療関係者との連携推進、ネットワーク会議の開催、研修の企画・運営、関係機関との連絡調整、（災害発生時）多職種との連携による効果的な支援活動、関係機関等の連絡調整、DWATチーム派遣調整、被災地での活動調整</p>																					
⑯-4 研修や訓練の実施状況	<p>今年度実施した。 (1)「導入研修」を用いて実施した。</p> <table border="1"> <tr> <td>研修1</td><td></td></tr> <tr> <td>1)名称</td><td>しまねDWAT登録研修</td></tr> <tr> <td>2)対象者</td><td>協力施設・法人に従事する福祉専門職</td></tr> <tr> <td>3)実施時期</td><td>2022年12月</td></tr> <tr> <td>4)内容</td><td>講義と演習（富士通総研の標準プログラムを使用）</td></tr> <tr> <td>研修2</td><td></td></tr> <tr> <td>1)名称</td><td>しまねDWAT継続研修</td></tr> <tr> <td>2)対象者</td><td>DWAT登録者</td></tr> <tr> <td>3)実施時期</td><td>2023年2月</td></tr> <tr> <td>4)内容</td><td>華頂短期大学武田先生による講義と演習（DWAT活動の導入期を中心）</td></tr> </table>		研修1		1)名称	しまねDWAT登録研修	2)対象者	協力施設・法人に従事する福祉専門職	3)実施時期	2022年12月	4)内容	講義と演習（富士通総研の標準プログラムを使用）	研修2		1)名称	しまねDWAT継続研修	2)対象者	DWAT登録者	3)実施時期	2023年2月	4)内容	華頂短期大学武田先生による講義と演習（DWAT活動の導入期を中心）
研修1																						
1)名称	しまねDWAT登録研修																					
2)対象者	協力施設・法人に従事する福祉専門職																					
3)実施時期	2022年12月																					
4)内容	講義と演習（富士通総研の標準プログラムを使用）																					
研修2																						
1)名称	しまねDWAT継続研修																					
2)対象者	DWAT登録者																					
3)実施時期	2023年2月																					
4)内容	華頂短期大学武田先生による講義と演習（DWAT活動の導入期を中心）																					
⑯-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	促してはいるが、各チーム員に任せている																					
⑯-6 平時におけるチーム員としての活動状況	<input checked="" type="radio"/> 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している。																					
⑯-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし																					
⑯資機材等の 確保状況	確保状況	確保している。																				
	確保済資機材	1. ビデオ会議システム <input checked="" type="radio"/> 2. モバイルパソコン <input checked="" type="radio"/>																				

		3. プリンタ 5. 衛星電話 7. デジタルカメラ 9. 自家発電機 11. その他	○ — — — ○	4. 携帯電話 6. トランシーバ 8. 車両 10. 感染症物品 非常食、寝袋、ヘルメット、バッテリー、モバイルルーター	○ ○ — ○
--	--	---	-----------------------	---	------------------

⑯ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて

⑯-1 本部の体制や立ち上げ手順	本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】県の動きについては、島根県保健医療調整本部運営要領など（保健医療調整本部運営要領）。災害福祉支援ネットワーク本部及び災害派遣福祉チームについては、活動マニュアル及び運営要領
⑯-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	検討中である
⑯-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている。 【その根拠等】島根県保健医療調整本部運営要領など
⑯-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑯-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑯-6 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	既に大規模災害時の保健医療福祉活動として整理されている。 【名称・内容】島根県保健医療福祉調整本部（予定）
⑯-2 灾害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】具体的な連携方法や活動時の情報共有
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	【実施している】 ○ 保健・医療のチームの活動等を、災害派遣福祉チームのチーム員に紹介する。 【実施予定】 ○ 災害派遣福祉チームの活動を、保健・医療のチーム員等に紹介する。 ○ 各チームの連携した活動に向けて、保健・医療のチームの事務局と福祉のチームの事務局が意見交換等を行う。
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特ない。
⑯-5 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑯-6 体制に関する各市区町村との関係	市区町村地域防災計画への反映
⑯-7 住民への啓発等	DWAT 紹介パンフレットの作成
⑯-8 発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	想定している 【連携方法】検討中である 【受援時の課題】自県のDWATチームとの関係性について未整理
⑯-9 他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】検討中である 【派遣時の課題】協力機関との派遣調整
⑯-10 広域派遣を想定して実施したこと	—
⑯-11 災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	—
⑯-12 その他	—

(33) 岡山県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答	
①協議会、協定などの名称・内容	その他	
	協議会等名称	DWAT推進会議
	内容	岡山県社会福祉協議会が主催するDWAT推進会議が災害派遣福祉チームの体制構築の機能を果たしている。平成30年7月豪雨災害で実際に「岡山DWAT」が活動を行い、県は派遣要請を行ったが、県と団体等との協定締結前の活動となった。令和元年度に県と岡山県社会福祉協議会で協定を締結している。
②体制の立ち上げ（予定）時期	2018年6月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	岡山県社会福祉協議会 岡山県社会福祉法人経営者協議会 岡山県社会福祉法人経営青年会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等 岡山県老人福祉施設協議会 障害児・者等 岡山県障害福祉施設等協議会 児童・母子 岡山県保育協議会 岡山県児童養護施設等協議会 岡山県保護施設協議会 その他 一
	③-3.職能団体	(公社)岡山県社会福祉士会 一社)岡山県介護福祉士会 岡山県精神保健福祉士協会 一社)岡山県介護支援専門員協会 一社)岡山県医療ソーシャルワーカー協会
	③-4.その他	日本赤十字社岡山県支部
④今後の参加・連携予定団体	一	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 <input type="radio"/> 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設) 一 3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外） 一 4. 公民館等自主避難所 一 5. 車中泊 一 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難) 一 7. 福祉施設等事業所 一 8. その他 <input type="radio"/> (活動実績は上記であるが、派遣協定では「避難所等」としており上記に限定している訳ではない。) 9. 未定・検討中 一 【理由】平成30年5月31日社援発0531第1号「災害時の福祉支援体制の整備について」別添の「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインに沿っている。
		1. 高齢者 <input type="radio"/> 2. 障害者・児 <input type="radio"/> 3. 乳幼児 一 4. その他 <input type="radio"/> (被災者（避難者）) 5. 未定・検討中 一 【理由】平成30年5月31日社援発0531第1号「災害時の福祉支援体制の整備について」別添の「災害時の福祉支援体制の整備に向けた
	⑤-2 主な対象者	

		ガイドラインに沿っている。	。
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 <input type="radio"/> 2. 豪雨 <input type="radio"/> 3. 豪雪 <input type="radio"/> 4. 洪水 <input type="radio"/> 5. 高潮 <input type="radio"/> 6. 地震 <input type="radio"/> 7. 津波 <input type="radio"/> 8. 噴火 <input type="radio"/> 9. 原子力災害 <input type="radio"/> 10. その他 <input type="radio"/>	
		(災害救助法が適用される災害)	
⑦福祉支援体制の担当部署		保健福祉部保健福祉課	※複数部署の場合の主担当
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		災害時には、防災部署にて岡山県災害対策本部が設置され、医療救護活動を開始する必要があるときに、同本部の下に県災害保健医療福祉調整本部を設置し、災害医療に関する調整を行う。そして、県災害保健医療調整本部の下に、DMA T県調整本部等を必要に応じて設置し、DMA T等の活動の調整を行う。	
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	団体が担う。	
	団体が担う 場合の団体名	岡山県社会福祉協議会	
⑩事務局 担当者の数	専任	—	
	兼任	2名	
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請） ○ その他（岡山県社会福祉協議会の独自財源）	
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない。	
	バックアップ の方法	—	
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。	
⑬-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）	
	協定の締結先	設問2-1③に記載の団体。	
	確保した人員	233名	
	登録条件	①各種別協議会等を通じて、各社会福祉法人や医療法人・職能団体からの推薦書の提出があった者。 ②チーム員養成研修（基本研修）の受講	
⑬-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行している。 【人材の層の例】チーム員に登録後、DWAT活動の基本を学ぶための「基本研修」と、基本研修受講者を対象とし、チームリーダー層のスキルの向上を目的とした「フォローアップ研修」を実施し、それぞれの養成をおこなっている。	
⑬-3 コーディネーターの配置状況		配置している。 【設置時期】令和3年12月 【所属】事務局（岡山県社会福祉協議会） 【人数】2名 【実施業務】（平時）チーム員の登録管理及び連絡調整システムの整備。チーム員のスキル向上のための研修会の開催。平時における団体・チーム員の取組支援。DWAT推進会議の開催。行政機関が実施する防災訓練、避難所運営訓練等への参画調整。（災害時）被災規模や災害時要配慮者のニーズ、活動場所に係る情報収集・共有。先遣隊やクール毎のチーム編成及び派遣調整。チーム員の活動が円滑におこなわれるための情報報集・各種調整。	

⑬-4 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。 「導入研修」は用いなかった。	
	研修1	
	1)名称	令和4年度岡山県災害派遣福祉チーム（DWAT）員養成研修【基本研修】
	2)対象者	・新規登録チーム員、災害時にDWAT活動経験のないチーム員（※活動経験のあるチーム員も参加可） ・岡山県災害派遣福祉チーム参画団体、活動拠点法人 ・市町村行政、市町村社会福祉協議会 等
	3)実施時期	2022年12月
	4)内容	中央情勢報告、DWATの基本事項・岡山DWATの平時の活動について説明、H30年豪雨災害における岡山DWATの活動に関する講義、岡山県総合防災訓練における避難所設置・運営訓練の参画について報告、日本赤十字社岡山県支部による講義、参加者間での意見交換
	研修2	
	1)名称	令和4年度岡山県災害派遣福祉チーム（DWAT）員養成研修【フォローアップ研修】
	2)対象者	災害派遣福祉チーム員のうち、以下の①②のいずれかに該当する者。①平成30年7月豪雨災害時活動経験者。②DWAT員養成研修（R4基本研修含む）に参加したことがある者。 等
	3)実施時期	2023年3月
	4)内容	中央情勢報告、岡山県保健所による講義、避難所におけるDWAT活動に関する演習
⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	促してはいるが、各チーム員に任せている。	
⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況	<input type="radio"/> 災害派遣福祉チーム員として住民らへの啓発活動や意見交換等を行っている <input type="radio"/> 災害派遣福祉チーム員として他の専門職との協議や意見交換等を行っている <input type="radio"/> その他（県内を5圏域に分類し、それぞれ平時の活動を推進する拠点となる法人を1法人ずつ定め、圏域ごとの活動を推進している。今年度は岡山県と県内一市が共同で実施した総合防災訓練（避難所設置・運営訓練）への参画を調整し、チーム員にも呼びかけを行うことにより参加につながったが、各圏域で自主的に市町村の訓練等への参加・協力は実施されていない。）	
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	その他 (平時・災害時に、事務局とチーム員、チーム員同志相互に連絡ができるシステムを構築はしているが、まだ活用に至っていない。)	
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。
	確保済資機材	1. ビデオ <input type="radio"/> 2. モバイルパソコン <input type="radio"/> 3. プリンタ <input type="radio"/> 4. 携帯電話 <input type="radio"/> 5. 衛星電話 <input type="radio"/> 6. トランシーバ <input type="radio"/> 7. デジタルカメラ <input type="radio"/> 8. 車両 <input type="radio"/> 9. 自家発電機 <input type="radio"/> 10. その他 <input type="radio"/>
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて		
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については	

	<p>決まっていない。 【その際の課題】手順等を明確化させるための協議・検討が実施できていないこと。</p>
⑯-2 災害時の福祉支援体制に参画する各団体等の役割や協力の内容等	<p>概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。</p>
⑯-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	<p>検討中である。</p>
⑯-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	<p>検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。 【その根拠等】岡山県災害派遣福祉チーム設置運営要領</p>
⑯-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	<p>チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】岡山県災害派遣福祉チーム設置運営要領</p>
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	<p>大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に災害時の福祉支援の活動も位置づけるべく検討・協議を進めている。</p>
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	<p>連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている。 連携方法、活動時の情報共有策について 今後の検討である。</p>
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	<p>【実施している】 <input type="radio"/> 保健・医療のチームと合同で研修や訓練を行う。 <input type="radio"/> 保健・医療のチームの活動等を、災害派遣福祉チームのチーム員に紹介する。 【実施予定】 <input type="radio"/> 保健・医療のチームと福祉のチームが意見交換や情報交換等を行う。 <input type="radio"/> 災害派遣福祉チームの活動を、保健・医療のチーム員等に紹介する。</p>
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	<p>ある。 【内容】 研修会の開催において、保健関係者にも参加を呼び掛けている。</p>
⑯ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑯ 体制に関する各市区町村との関係	各市町村防災部局で構成された岡山県災害時相互応援連絡協議会に参加し、DWATについて周知を行った。
⑯ 住民への啓発等	DWATのパンフレット http://www.fukushiokayama.or.jp/files/7416/1838/7300/DWAT.pdf を作成、配布している。
⑯ 発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	<p>想定している 【連携方法】未検討である 【受援時の課題】他県DWATに派遣要請を行う手続き・連絡網の整理</p>
⑯ 他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	<p>想定している 【派遣手順】検討済である 【派遣時の課題】－</p>
⑯ 広域派遣を想定して実施したこと	－
⑯ 災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	－
⑯ その他	－

(34) 広島県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問	回答							
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。							
	<table border="1"> <tr> <td>協議会等名称</td><td colspan="2">広島県災害福祉支援ネットワーク</td></tr> <tr> <td>内容</td><td colspan="2">広島県では、災害時にDWATを組成し、避難所における要配慮者等の福祉ニーズへの対応を迅速かつ適切に行うための支援体制を構築するため、基本協定締結団体等で構成する「広島県災害福祉支援ネットワーク」を設置している。</td></tr> </table>		協議会等名称	広島県災害福祉支援ネットワーク		内容	広島県では、災害時にDWATを組成し、避難所における要配慮者等の福祉ニーズへの対応を迅速かつ適切に行うための支援体制を構築するため、基本協定締結団体等で構成する「広島県災害福祉支援ネットワーク」を設置している。	
協議会等名称	広島県災害福祉支援ネットワーク							
内容	広島県では、災害時にDWATを組成し、避難所における要配慮者等の福祉ニーズへの対応を迅速かつ適切に行うための支援体制を構築するため、基本協定締結団体等で構成する「広島県災害福祉支援ネットワーク」を設置している。							
②体制の立ち上げ（予定）時期	2022年5月に開始した。							
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会	広島県社会福祉協議会、 広島県社会福祉法人経営者協議会 広島県社会福祉法人経営青年会					
		高齢者福祉等	広島県老人福祉施設連盟 広島市老人福祉施設連盟					
		障害児・者等	広島県身体障害者施設協議会 広島県知的障害者福祉協会					
	③-2.種別協(事業者団体)	児童・母子	広島県児童養護施設協議会、広島県母子生活支援施設協議会、広島県乳児院協議会、 広島県保育連盟連合会、広島県私立保育連盟、広島市私立保育協会					
		その他	—					
		③-3.職能団体	専門職の団体 広島県民生委員児童委員協議会、広島市民生委員児童委員協議会 広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会					
	③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、看護師等の団体含)	広島県市長会、広島県町村会					
④今後の参加・連携予定団体	—							
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	<input type="radio"/> 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設)					
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外）	<input type="radio"/> 4. 公民館等自主避難所					
		5. 車中泊	<input type="radio"/> 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)					
		7. 福祉施設等事業所	<input type="radio"/>					
		8. その他	<input type="radio"/> 原則として一般避難所としている					
		9. 未定・検討中	<input type="radio"/>					
		【理由】厚生労働省通知「災害時の福祉支援体制の整備について」では、対象先を一般避難所と記載されているため。						
		1. 高齢者	<input type="radio"/> 2. 障害者・児 <input type="radio"/>					
		3. 乳幼児	<input type="radio"/>					
	⑤-2 主な対象者	4. その他	<input type="radio"/> 高齢者や障害者等の要配慮者に限らず、 平時では健康な住民であっても、避難生活の影響により生活機能の低下や要介護度の重度化などが生じる恐れがある。このため、特に除外する対象者はいない。					
		5. 未定・検討中	<input type="radio"/>					
		【理由】高齢者や障害者等の要配慮者に限らず、平時では健康な住民で						

		あっても、避難生活の影響により生活機能の低下や要介護度の重度化などが生じる恐れがある。このため、特に除外する対象者はいない。																		
⑥対応を想定している「災害」		<p>1. 暴風 <input type="radio"/> 2. 豪雨 <input type="radio"/> 3. 豪雪 <input type="radio"/> 4. 洪水 <input type="radio"/> 5. 高潮 <input type="radio"/> 6. 地震 <input type="radio"/> 7. 津波 <input type="radio"/> 8. 噴火 <input type="radio"/> 9. 原子力災害 <input type="radio"/> 10. その他 <input type="radio"/> いざれの災害も、災害救助法が適用、または適用される可能性がある場合を対象としている。</p>																		
⑦福祉支援体制の担当部署	健康福祉局地域共生社会推進課	※複数部署の場合の主担当																		
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		保健医療福祉調整本部を所管する健康危機管理課と連携し、災害支援の経験豊富な保健師の協力を得て、DWAT活動マニュアルを整備した。また、DMA T関係者の協力を得て、DWAT登録員研修において、実際の支援活動を想定した模擬演習を実施した。																		
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	団体が担う。																		
	団体が担う場合の団体名	広島県社会福祉協議会																		
⑩事務局 担当者の数	専任	—																		
	兼任	3名																		
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）																		
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない。																		
	バックアップ の方法	—																		
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。																		
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）																		
	協定の締結先	社会福祉施設等団体																		
	確保した人員	98名																		
	登録条件	協定締結団体に加盟する施設等の職員																		
⑯-2 人材層、人材像の育成策		特に人材の層や人材像は設定していない。																		
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置していない。																		
⑯-4 研修や訓練の実施状況		<p>今年度実施した。 (1) 「導入研修」は用いなかった。</p> <table border="1"> <tr> <td>研修1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>基本研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>令和4年度の広島DWATチーム員登録者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2022年8月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>講義①災害派遣福祉チーム(DWAT)とは 講義②広島県災害派遣福祉チーム(広島DWAT) 活動の基本方針について 講義③岡山DWATの活動から学ぶ避難所における福祉支援</td> </tr> <tr> <td>研修2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>スキルアップ研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>令和4年度の広島DWATチーム員登録者のうち 基本研修を受講した者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2022年11月</td> </tr> </table>	研修1		1)名称	基本研修	2)対象者	令和4年度の広島DWATチーム員登録者	3)実施時期	2022年8月	4)内容	講義①災害派遣福祉チーム(DWAT)とは 講義②広島県災害派遣福祉チーム(広島DWAT) 活動の基本方針について 講義③岡山DWATの活動から学ぶ避難所における福祉支援	研修2		1)名称	スキルアップ研修	2)対象者	令和4年度の広島DWATチーム員登録者のうち 基本研修を受講した者	3)実施時期	2022年11月
研修1																				
1)名称	基本研修																			
2)対象者	令和4年度の広島DWATチーム員登録者																			
3)実施時期	2022年8月																			
4)内容	講義①災害派遣福祉チーム(DWAT)とは 講義②広島県災害派遣福祉チーム(広島DWAT) 活動の基本方針について 講義③岡山DWATの活動から学ぶ避難所における福祉支援																			
研修2																				
1)名称	スキルアップ研修																			
2)対象者	令和4年度の広島DWATチーム員登録者のうち 基本研修を受講した者																			
3)実施時期	2022年11月																			

	4)内容	講義①広島県公衆衛生チームの活動について 講義②災害派遣医療チーム(DM A T)の役割と活動について 講義③岡山DW A Tの活動から学ぶ避難所における福祉支援(支援活動の成果と課題) 演習①避難所運営演習(グループワーク) 講義④避難所における広島DW A Tの活動について
	研修3	
	1)名称	リーダー養成研修
	2)対象者	令和4年度の広島DW A Tチーム員登録者のうち 基本研修及びスキルアップ研修を受講した者
	3)実施時期	2023年1月
	4)内容	講義①災害派遣福祉チーム(DW A T)のリーダーに求められる役割とは 講義②DW A Tチームリーダーの活動と役割について(岡山DW A Tでの活動実践を通じて) 講義③先遣チームの役割と活動について 演習①(発災～出動～撤収、避難所活動)
	⑬-5チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。
	⑬-6平時におけるチーム員としての活動状況	特になし
	⑬-7平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし
	⑭資機材等の確保状況	確保している。 確保済資機材 1. ピラス <input checked="" type="radio"/> 2. モバイルパソコン — 3. プリンタ — 4. 携帯電話 — 5. 衛星電話 — 6. トランシーバ — 7. デジタルカメラ — 8. 車両 — 9. 自家発電機 — 10. 感染症物品 — 11. その他 —
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて		
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】広島県保健医療福祉調整本部設置要綱、広島県災害派遣福祉チーム活動マニュアル	
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【内容】社会福祉施設等の相互応援協定である「災害時における安心を共に支え合う協定」を締結しており、施設の被災状況等の情報収集・情報発信や、救援物資などの相互支援を行うこととしている。	
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。	
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。	
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】広島県災害派遣福祉チーム活動マニュアル	
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況		
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	既に大規模災害時の保健医療福祉活動として整理されている。 【名称・内容】広島県保健医療福祉調整本部	

⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】—
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	【実施している】 ○ 保健・医療のチームと福祉のチームが意見交換や情報交換等を行う。 ○ 保健・医療のチームの活動等を、災害派遣福祉チームのチーム員に紹介する。 【実施予定】 ○ 各チームの連携した活動に向けて、保健・医療のチームの事務局と福祉のチームの事務局が意見交換等を行う。
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特にない。
⑰都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑱体制に関する各市区町村との関係	災害救助法担当者会議、危機管理担当者会議での説明の実施
⑲住民への啓発等	令和4年度末に、広島DWATの広報用リーフレットを作成予定。今後、市町や関係団体等を通じて、普及啓発活動を実施する。
⑳発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	想定している 【連携方法】未検討である 【受援時の課題】どのようにして受け入れるのか、手順や検討方法が決まっていない。
㉑他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】未検討である 【派遣時の課題】どのようにして派遣するのか、手順や検討方法が決まっていない。
㉒広域派遣を想定して実施したこと	—
㉓災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	—
㉔その他	—

(35) 山口県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問	回答	
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
	協議会等名称	山口県災害福祉支援ネットワーク協議会
	内容	県、県社協及び県内福祉施設関係団体・福祉関係職能団体等13団体の計15団体により構成し、平時には大規模災害時におけるDWATの活動内容や関係者の役割分担等の福祉支援の仕組みづくり等に関する検討や、DWATチーム員の登録・訓練等を実施。災害時においては、DWATのチームの編成、派遣及び調整を実施。
②体制の立ち上げ（予定）時期	2023年2月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等
		山口県老人福祉施設協議会 山口県老人保健施設協議会 山口県デイサービスセンター協議会
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等 障害児・者等 児童・母子 その他
		山口県障害福祉サービス協議会 一般財団法人山口県知的障害者福祉協会 一般財団法人山口県児童入所施設連絡協議会 一般財団法人山口県保育協会
	③-3.職能団体	専門職の団体
	③-4.その他	他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）
④今後の参加・連携予定団体	—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 <input type="radio"/> 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設) <input type="radio"/> 3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外） <input type="radio"/> 4. 公民館等自主避難所 <input type="radio"/> 5. 車中泊 <input type="radio"/> 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難) <input type="radio"/> 7. 福祉施設等事業所 <input type="radio"/> 8. その他 <input type="radio"/> その他災害の発生時に要配慮者を受け入れる施設 9. 未定・検討中 <input type="radio"/>
		【理由】過去の災害の事例などから、国ガイドラインで想定される一般避難所のほか、福祉避難所やその他の要配慮者受入施設についても支援ニーズがあると考えられるため。
		1. 高齢者 <input type="radio"/> 2. 障害者・児 <input type="radio"/> 3. 乳幼児 <input type="radio"/> 4. その他 <input type="radio"/> その他災害時に特別な配慮を必要とする者 5. 未定・検討中 <input type="radio"/>
		【理由】国ガイドラインや他都道府県の事例を参考しながら、災害時に配慮を要する可能性がある方を広く対象者することとしている。
		1. 暴風 <input type="radio"/> 2. 豪雨 <input type="radio"/> 3. 豪雪 <input type="radio"/> 4. 洪水 <input type="radio"/>
⑥対応を想定している「災害」		

	5. 高潮 7. 津波 9. 原子力災害 10. その他	— — — ○ 災害救助法が適用され又は適用される可能性が認められる規模の災害	6. 地震 8. 噴火 —	— — —
⑦福祉支援体制の担当部署	健康福祉部厚政課	※複数部署の場合の主担当	—	
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		現時点では未定だが、今後防災部局や保健・医療担当課との連携が必要であると考えている。		
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局 団体が担う場合の団体名	都道府県と団体が共に担う。 社会福祉法人山口県社会福祉協議会		
⑩事務局 担当者の数	専任 兼任	— 3名		
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）		
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無 バックアップ の方法	確保していない。 —		
⑬派遣人員の確保や育成状況		2023年4月に開始予定		
⑭資機材等の 確保状況	確保状況	確保していない。		
⑮災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて				
⑯-1 本部の体制や立ち上げ手順		検討中である 【その際の課題】現在、ネットワーク会議において協議・検討をいただけるよう、具体的な手順等について事務局において案を作成中。 本部立ち上げに係る意思決定体制や、本部を担う県と県社協との連携の在り方、災害時の本部体制の拡充のあり方などについて、今後検討していく中で課題となると考える。		
⑯-2 災害時の福祉支援体制に参 加する各団体等の役割や協力 の内容等		検討中である		
⑯-3 災害派遣福祉チーム派遣要 否の判断のための災害時の福 祉支援に係る情報の収集		検討中である		
⑯-4 災害派遣福祉チームの派遣の可 否に係る判断や意思決定の方法		検討中である		
⑯-5 災害が発生した場合の災害 派遣福祉チームの組成方法		検討中である		
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況				
⑯-1 「大規模災害時の保健医療 活動に係る体制」と災害時の 福祉支援体制の関係		大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に災害時の福祉支援の活動も位置づけるべく検討・協議を進めている。		
⑯-2 災害時における保健・医療 チームの活動と災害派遣福祉 チームの活動		連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協 議予定である。 【その際の課題】現時点で課題の検討にまで至っていない。		
⑯-3 平時における保健・医療チ ームの活動と災害派遣福祉チ ームの活動		○ その他 各項目について今後検討予定であり、現時点では全くの未定。		
⑯-4 その他、保健・医療と連携 して活動するための工夫や取		特にない。		

り組み	
⑯都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられていないが、今後位置付ける予定。
⑰体制に関する各市区町村との関係	今後、チームの組成が完了した時点で、災害救助法担当者会議等の機会を通じ市町へ説明・周知を実施予定。
⑯住民への啓発等	現時点では未実施（今後検討）。
⑰発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	想定している 【連携方法】未検討である 【受援時の課題】県内の保健・医療・福祉チームや市町、避難所運営者と円滑に連携できるよう、平時より受援の可能性等について関係者へ周知を図るとともに、受け入れたチームを県内の避難所等へ派遣するにあたっての意思決定や連絡調整等のあり方についての検討等が必要。
⑱他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定していない 【理由】現時点では本県の災害派遣福祉チームが未組成であり、ネットワーク構成団体と組成に向けた協議等を実施中であるため。組成完了後は、将来的には他都道府県への派遣も想定しているが、必要なチーム員の募集や研修・訓練等、手順等の検討に一定の時間を要するものと考える。
⑲広域派遣を想定して実施したこと	—
⑳災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	—
㉑その他	—

(36) 徳島県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問	回答	
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
	協議会等名称	徳島県災害福祉支援ネットワーク会議
	内容	大規模災害時における要支援者に対する円滑な福祉支援を行うため、徳島県内の福祉関係団体等と連携を行う会議
②体制の立ち上げ（予定）時期	2019年4月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 徳島県市町村社会福祉協議会職員連絡会 徳島県社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等 徳島県老人福祉施設協議会 徳島県老人保健施設協議会 日本認知症グループホーム協会徳島県支部
		障害児・者等 徳島県知的障害者福祉協会 徳島県身体障害者施設協議会
		児童・母子 徳島県児童養護施設協議会 徳島県保育事業連合会 徳島県私立保育園連盟
	③-3.職能団体	その他 徳島県ホームヘルパー協議会 とくしま住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会
		一般社団法人徳島県社会福祉士会 一般社団法人徳島県介護福祉士会 徳島県精神保健福祉士協会 特定非営利活動法人徳島県介護支援専門員協会 公益社団法人徳島県看護協会 一般財団法人徳島県助産師会
		専門職の団体
		他職種の団体他(三師会、保健師、看護師等の団体含) 徳島県民生委員児童委員協議会 徳島県市長会、徳島県町村会 徳島県（保健福祉部保健福祉政策課、保健福祉部長寿いきがい課、保健福祉部障がい福祉課、保健福祉部健康増進課、危機管理部とくしまゼロ作戦課、防災人材育成センター、県民環境部次世代育成・青少年課、県民環境部次世代育成・青少年課こども未来応援室、南部総合県民局保健福祉環境部、西部総合県民局保健福祉環境部、東部保健福祉局）
④今後の参加・連携予定団体	—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 <input type="radio"/> 2. 福祉避難所 <input type="radio"/> (福祉施設で開設)
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外） <input type="radio"/> 4. 公民館等自主避難所 <input type="radio"/> 5. 車中泊 <input type="radio"/> 6. 要配慮者の居宅 <input type="radio"/> (在宅避難)
		7. 福祉施設等事業所 <input type="radio"/> 8. その他 <input type="radio"/> 9. 未定・検討中 <input type="radio"/>
		【理由】 一般避難所：被災地の福祉人材の手が回りにくく、福祉支援が手薄になる可能性が高いため。 福祉避難所：福祉避難所が人員不足により開設でき無い場合、一般避難所等、要配慮者にとって環境の良くない場所での生活を強いられること

		となるため、福祉避難所の開設・運営支援は不可欠。 福祉施設等事業所：福祉避難所では生活ができない要配慮者の受け皿として、事業継続の必要があるため。										
⑤-2 主な対象者		<p>1. 高齢者 <input type="radio"/> 2. 障害者・児 <input type="radio"/> 3. 乳幼児 <input type="radio"/> 4. その他 <input type="radio"/> 5. 未定・検討中 <input type="radio"/></p> <p>【理由】避難所での生活において特別な配慮を必要とする方を対象としているため。</p>										
⑥対応を想定している「災害」		<p>1. 暴風 <input type="radio"/> 2. 豪雨 <input type="radio"/> 3. 豪雪 <input type="radio"/> 4. 洪水 <input type="radio"/> 5. 高潮 <input type="radio"/> 6. 地震 <input type="radio"/> 7. 津波 <input type="radio"/> 8. 噴火 <input type="radio"/> 9. 原子力災害 <input type="radio"/> 10. その他 <input type="radio"/></p> <p>○ 災害救助法が適用される可能性があると認められる規模の災害としている。</p>										
⑦福祉支援体制の担当部署	保健福祉政策課	※複数部署の場合の主担当 <input type="radio"/>										
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		府内の関係各部署が、災害福祉支援ネットワークに入り、連携しており、現在危機管理部と「災害ケースマネジメント」の体制について検討を行っている。										
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県が担う。										
	団体が担う場合の団体名	社会福祉法人青森県社会福祉協議会										
⑩事務局 担当者の数	専任	<input type="radio"/>										
	兼任	1名										
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）										
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保している。										
	バックアップの方法	県庁の他、南部総合県民局、西部総合県民局等、被災状況に応じて、適切な場所に事務局（本部）を設置し、対応することとしている。										
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。										
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）										
	協定の締結先	現在14団体と協定を締結している										
	確保した人員	一名										
	登録条件	施設と現在協定を締結している団体の両方から推薦をもらうこととしている。理由としては、災害時の派遣について、スムーズに行うため。										
⑯-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。【人材の層の例】災害派遣時のチーム指揮を始め、現場でのコーディネートを率先して行えるリーダーの育成を検討している。										
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置していない。										
⑯-4 研修や訓練の実施状況		<p>今年度実施した。 (1)「導入研修」を用いて実施した。</p> <table border="1"> <tr> <td>研修1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>徳島県災害派遣福祉チーム員研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>徳島県災害派遣福祉チームメンバー、市町村職員、災害時介護福祉コーディネーター等</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2022年12月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>災害派遣福祉チームの全国の最新動向や実際の活動、長野県社協による実例の講義</td> </tr> </table>	研修1		1)名称	徳島県災害派遣福祉チーム員研修	2)対象者	徳島県災害派遣福祉チームメンバー、市町村職員、災害時介護福祉コーディネーター等	3)実施時期	2022年12月	4)内容	災害派遣福祉チームの全国の最新動向や実際の活動、長野県社協による実例の講義
研修1												
1)名称	徳島県災害派遣福祉チーム員研修											
2)対象者	徳島県災害派遣福祉チームメンバー、市町村職員、災害時介護福祉コーディネーター等											
3)実施時期	2022年12月											
4)内容	災害派遣福祉チームの全国の最新動向や実際の活動、長野県社協による実例の講義											

		研修2 1)名称 徳島県災害派遣福祉チーム リーダー研修 2)対象者 徳島県災害派遣福祉チーム チームリーダー 3)実施時期 2022年12月 4)内容 DWATリーダーの基本、役割について講義 福祉避難所を開設する事例とともに要配慮者への支援内容を検討
(13)-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方		促してはいるが、各チーム員に任せている。
(13)-6 平時におけるチーム員としての活動状況		特になし
(13)-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり		特になし
(14) 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。
	確保済資機材	1. ビデオ <input checked="" type="radio"/> 2. モバイルパソコン <input checked="" type="radio"/> 3. プリンタ <input type="radio"/> 4. 携帯電話 <input type="radio"/> 5. 衛星電話 <input type="radio"/> 6. トランシーバ <input type="radio"/> 7. デジタルカメラ <input type="radio"/> 8. 車両 <input type="radio"/> 9. 自家発電機 <input type="radio"/> 10. 感染症物品 <input checked="" type="radio"/> 11. その他 <input type="radio"/>
(15) 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて		
(15)-1 本部の体制や立ち上げ手順		概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。 【その際の課題】現在マニュアルを作成中であり、他県のマニュアルなどがあると参考にしたい。
(15)-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等		役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【内容】協定に基づくチーム員の派遣。
(15)-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集		実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている。 【その根拠等】徳島県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書において、県が設置する災害時コーディネーターが情報収集を行い、派遣の有無を決める。
(15)-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法		概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
(15)-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法		チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】徳島県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書
(16) 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況		
(16)-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係		既に大規模災害時の保健医療福祉活動として整理されている。 【名称・内容】徳島県災害対策本部運営規程
(16)-2 災害における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】特になし
(16)-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		【実施予定】 <input type="radio"/> 保健・医療のチームと合同で研修や訓練を行う <input type="radio"/> 保健・医療のチームと福祉のチームが意見交換や情報交換等を行う <input type="radio"/> 災害派遣福祉チームの活動を、保健・医療のチーム員等に紹介する <input type="radio"/> 保健・医療のチームの活動等を、災害派遣福祉チームのチーム員に紹介する

	<input type="radio"/> 各チームの連携した活動に向けて、保健・医療のチームの事務局と福祉のチームの事務局が意見交換等を行う
⑯-4その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特にない。
⑰都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑱体制に関する各市区町村との関係	災害救助事務担当者会議を毎年実施しており、説明をしている。災害派遣福祉チームの研修についても市町村職員が参加している。
⑲住民への啓発等	今後検討していく予定
⑳発災時に他県チーム受け入れの想定（支援）	想定している 【連携方法】検討中である 【支援時の課題】他県 DWAT の受け入れ体制の整備
㉑他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】検討中である 【派遣時の課題】他県派遣の手順や、チーム員数も少なく、長期的な支援が難しいので、各都道府県と調整しながら支援する体制が必要。
㉒広域派遣を想定して実施したこと	—
㉓災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	各団体からの推薦でチーム員を募集しており、平時から、地域包括ケアシステム等に携わっている方が多くチーム員になっている。 各チーム員の地元でのネットワークなどを活用し連動することを検討している。
㉔その他	—

(37) 香川県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問	回答	
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
	協議会等名称	香川県災害福祉支援ネットワーク協議会(以下、協議会)
	内容	災害時における要配慮者への福祉支援活動を迅速かつ円滑に展開するとともに、災害発生時の広域的な支援及び支援調整を行うため、協議会を設置する。(協議会 設置要綱 第1条(目的))
②体制の立ち上げ(予定)時期	2019年8月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉法人香川県社会福祉協議会 香川県社会福祉法人経営者協議会 香川県内社会福祉協議会連絡協議会
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等 香川県老人福祉施設協議会 香川県老人保健施設協議会 障害児・者等 特定非営利活動法人香川県知的障害者福祉協会 香川県救護・身障施設協議会 児童・母子 香川県保育協議会 香川県児童福祉施設連合会 その他 —
	③-3.職能団体	公益社団法人香川県社会福祉士会 一般社団法人香川県介護福祉士会 一般社団法人香川県介護支援専門員協議会 香川県精神保健福祉士協会 香川県医療ソーシャルワーカー協会
	③-4.その他	社会福祉法人香川県共同募金会 香川県民生委員児童委員協議会連合会 香川大学四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構 香川県健康福祉部健康福祉総務課 高松市健康福祉局健康福祉総務課 高松市総務局危機管理課 香川県精神保健福祉センター
④今後の参加・連携予定団体	香川県臨床心理士会	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 <input type="radio"/> 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設) <input type="radio"/> 3. 福祉避難所(福祉施設で開設するもの以外) <input type="radio"/> 4. 公民館等自主避難所 <input type="radio"/> 5. 車中泊 <input type="radio"/> 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難) <input type="radio"/> 7. 福祉施設等事業所 <input type="radio"/> 8. その他 <input type="radio"/> その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設 9. 未定・検討中 <input type="radio"/> 【理由】要配慮者を支援するため。
		1. 高齢者 <input type="radio"/> 2. 障害者・児 <input type="radio"/> 3. 乳幼児 <input type="radio"/> 4. その他 <input type="radio"/> 5. 未定・検討中 <input type="radio"/> 【理由】高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮

		を必要とするもの（要配慮者）を支援することを目的としているため。																												
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 2. 豪雨 3. 豪雪 4. 洪水 5. 高潮 6. 地震 7. 津波 8. 噴火 9. 原子力災害 10. その他 ○ 県内で大規模災害が発生した場合																												
⑦福祉支援体制の担当部署		健康福祉部健康福祉総務課	※複数部署の場合の主担当	—																										
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		県防災部局が協議会の構成団体となっている。																												
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	団体が担う。																												
	団体が担う場合の団体名	社会福祉法人香川県社会福祉協議会																												
⑩事務局 担当者の数	専任	—																												
	兼任	2名																												
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）																												
⑫事務局のバックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない。																												
	バックアップの方法	—																												
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。																												
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）																												
	協定の締結先	協議会構成団体																												
	確保した人員	70名																												
	登録条件	構成団体からの推薦による協議会																												
⑯-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。【人材の層の例】コーディネーター、先遣隊、支援隊																												
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置している。 【設置時期・所属・人数・実施業務】 令和3年度・外部人材（必要時に活動）・1名・ 【平時】 ・保健医療活動チームとの合同研修、訓練の企画等・社会福祉施設等におけるBCP策定支援 【災害発生時】 ・避難所等における福祉ニーズ等の情報収集・災害派遣福祉チームの派遣調整のコーディネート																												
⑯-4 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 (1)「導入研修」は用いなかった。																												
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #666; color: white; text-align: center; padding: 2px;">研修1</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>香川県災害派遣福祉チーム 支援隊登録研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>協議会の部会に所属する団体から推薦された者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2022年10月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>別添次第のとおり</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #666; color: white; text-align: center; padding: 2px;">研修2</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>香川県災害派遣福祉チーム 先遣隊リーダー研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>香川DWATの先遣隊</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2023年1月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>別添次第のとおり</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #666; color: white; text-align: center; padding: 2px;">研修3</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>香川県災害派遣福祉チーム 活動訓練</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>香川DWATの先遣隊・支援隊</td> </tr> </table>			研修1		1)名称	香川県災害派遣福祉チーム 支援隊登録研修	2)対象者	協議会の部会に所属する団体から推薦された者	3)実施時期	2022年10月	4)内容	別添次第のとおり	研修2		1)名称	香川県災害派遣福祉チーム 先遣隊リーダー研修	2)対象者	香川DWATの先遣隊	3)実施時期	2023年1月	4)内容	別添次第のとおり	研修3		1)名称	香川県災害派遣福祉チーム 活動訓練	2)対象者	香川DWATの先遣隊・支援隊
研修1																														
1)名称	香川県災害派遣福祉チーム 支援隊登録研修																													
2)対象者	協議会の部会に所属する団体から推薦された者																													
3)実施時期	2022年10月																													
4)内容	別添次第のとおり																													
研修2																														
1)名称	香川県災害派遣福祉チーム 先遣隊リーダー研修																													
2)対象者	香川DWATの先遣隊																													
3)実施時期	2023年1月																													
4)内容	別添次第のとおり																													
研修3																														
1)名称	香川県災害派遣福祉チーム 活動訓練																													
2)対象者	香川DWATの先遣隊・支援隊																													

		3)実施時期 2023年1月	4)内容 別添次第のとおり																							
⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方		促してはいるが、各チーム員に任せている。																								
⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況		特になし																								
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり		<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている。 ○ 都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるような場を設定している。 ○ 都道府県・事務局やチーム員同士が情報交換等できるような場を設定している（SNS等）。 ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・研修、訓練、ワーキンググループなどを実施した際、メールやGoogle ドライブを用いてチーム員全員に資料等の共有を行っている。 ・先遣隊のチーム員とは、LINE グループを作成し、情報共有を行っている。 ・一部のチーム員とは、Facebook のグループを作成し、情報共有を行っている。 																								
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																								
	確保済資機材	<table border="0"> <tr> <td>1. ビブス</td><td><input type="radio"/></td> <td>2. モバイルパソコン</td><td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td><td><input type="radio"/></td> <td>4. 携帯電話</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td><td>—</td> <td>6. トランシーバ</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td><td><input type="radio"/></td> <td>8. 車両</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td><td>—</td> <td>10. 感染症物品</td><td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>11. その他</td><td><input type="radio"/></td> <td>ヘルメット、テント、寝袋、毛布、非常用発電機等</td><td></td> </tr> </table>		1. ビブス	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input type="radio"/>	3. プリンタ	<input type="radio"/>	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	<input type="radio"/>	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	<input type="radio"/>	11. その他	<input type="radio"/>	ヘルメット、テント、寝袋、毛布、非常用発電機等
1. ビブス	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input type="radio"/>																							
3. プリンタ	<input type="radio"/>	4. 携帯電話	—																							
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																							
7. デジタルカメラ	<input type="radio"/>	8. 車両	—																							
9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	<input type="radio"/>																							
11. その他	<input type="radio"/>	ヘルメット、テント、寝袋、毛布、非常用発電機等																								
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																										
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順		概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。 【その際の課題】具体的な人員体制や事務分掌など																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等		概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。																								
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集		概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。																								
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法		概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																								
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法		概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																								
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																										
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係		既に大規模災害時の保健医療福祉活動として整理されている。 【名称・内容】保健医療福祉活動本部																								
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている。 連携方法、活動時の情報共有策について 今後の検討である																								
⑯-3 平時における保健・医療チ		<input type="radio"/> 保健・医療のチームの活動等を、災害派遣福祉チームのチーム員																								

ームの活動と災害派遣福祉チ ームの活動	に紹介する。
⑯-4その他、保健・医療と連携 して活動するための工夫や取 り組み	特にない。
⑰都道府県の地域防災計画に対 する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑱体制に関する各市区町村との関係	市町地域防災計画への反映
⑲住民への啓発等	パンフレットの作成、ホームページへの掲載 (https://www.kagawaken-shakyo.or.jp/disastersupport/dwat.html)
⑳発災時に他県チーム受け入れ の想定（支援）	想定している 【連携方法】検討中である 【支援時の課題】自県本部と派遣チーム、派遣元の連絡・指揮系統等。
㉑他県での発生時にチーム派遣 の想定（応援）	想定している 【派遣手順】検討中である 【派遣時の課題】実働経験がないこと。
㉒広域派遣を想定して実施した こと	○ その他（災害福祉NW ブロック（圏域）会議への参加）
㉓災害時の福祉支援体制と平時 の地域包括ケアシステム・地 域共生社会の構築との連動	チーム員が積極的に地域包括ケア学会、日本災害医学会等に参加・発表し、自己研鑽や他機関との連携に取組んでいる。
㉔その他	体制構築が進んでいる県とそうでない県の差が大きいと思われるため、災害福祉支援ネットワーク中央センターの役割に期待する。

(38) 愛媛県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答					
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。					
	協議会等名称	愛媛県災害時福祉支援地域連携協議会				
	内容	<p>災害時福祉支援体制の構築に係る課題の共有や対応策について検討する。</p> <p>施設団体、職能団体等を通じ、各法人から人材派遣を受けることを想定した要配慮者支援のためのネットワークを構築（詳細は別紙のとおり）</p>				
②体制の立ち上げ（予定）時期	2017年8月に開始した。					
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	別添団体一覧のとおり			
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	別添団体一覧のとおり			
		障害児・者等	別添団体一覧のとおり			
		児童・母子	別添団体一覧のとおり			
	③-3.職能団体	その他	別添団体一覧のとおり			
		専門職の団体	別添団体一覧のとおり			
		他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）	別添団体一覧のとおり			
④今後の参加・連携予定団体	—					
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	<input type="radio"/>	2. 福祉避難所	<input type="radio"/>	
		(福祉施設で開設)			—	
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外）	—	4. 公民館等自主避難所	—	
		5. 車中泊	—	6. 要配慮者の居宅（在宅避難）	—	
		7. 福祉施設等事業所	—	8. その他	—	
		9. 未定・検討中	—	【理由】上記厚労省通知も参考に、災害時要配慮者支援チームは主に一般避難所で活動し、災害時福祉人材マッチング制度は主に福祉避難所（福祉避難スペースを含む）で活動する方向性で整理している。		
		【理由】災害時要配慮者支援チームは多職種で構成されており、幅広い支援が可能であるため。			—	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者	<input type="radio"/>	2. 障害者・児	<input type="radio"/>	
		3. 乳幼児	<input type="radio"/>	要支援者全般を対象としている。		
⑥対応を想定している「災害」	⑦福祉支援体制の担当部署	4. その他	<input type="radio"/>	5. 未定・検討中		
⑧担当部署以外との連携・検討状況		—	【理由】災害時要配慮者支援チームは多職種で構成されており、幅広い支援が可能であるため。			
		1. 暴風	<input type="radio"/>	2. 豪雨	<input type="radio"/>	
		3. 豪雪	<input type="radio"/>	4. 洪水	<input type="radio"/>	
		5. 高潮	<input type="radio"/>	6. 地震	<input type="radio"/>	
		7. 津波	<input type="radio"/>	8. 噴火	<input type="radio"/>	
		9. 原子力災害	<input type="radio"/>	10. その他	—	
		保健福祉課			※複数部署の場合の主担当	
		—			—	
		防災関係所管課や医療関係の所管課も協議会に参加いただくようになっている。			—	
⑨災害時の事務局	都道府県と団体が共に担う。					

福祉支援体制の事務局	団体が担う場合の団体名	愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会（愛媛JRAT） 愛媛県社会福祉協議会																														
⑩事務局 担当者の数	専任	一																														
	兼任	3名																														
⑪事務局の運営費用	○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）																															
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。																														
	バックアップの方法	一																														
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。																															
⑯-1 派遣人員確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）																														
	協定の締結先	愛媛JRAT (その他の団体については、協議会のメンバーとして呼びかけ)																														
	確保した人員	197名																														
	登録条件	原則として、別に定める研修を終了し、所属する法人等の長の承認を受けた者																														
	確保の方法(3)	個人による応募も受け付けている。																														
	確保した人員	一名																														
	登録条件	原則として、別に定める研修を終了し、所属する法人等の長の承認を受けた者																														
⑯-2 人材層、人材像の育成策	人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。【人材の層の例】圏域コーディネーター																															
⑯-3 コーディネーターの配置状況	<p>配置している。</p> <p>【設置時期・所属・人数・実施業務】</p> <p>設置時期：令和3年度</p> <p>所属：愛媛県社会福祉協議会</p> <p>人数：1名</p> <p>実施業務：災害時の支援・受援体制の強化、圏域単位での体制構築、関係機関との連携強化</p>																															
⑯-4 研修や訓練の実施状況	<p>今年度実施した。</p> <p>(1)「導入研修」を用いて実施した。</p> <table border="1"> <tr> <td>研修1</td><td></td></tr> <tr> <td>1)名称</td><td>愛媛県災害時要配慮者支援チームWEB研修会</td></tr> <tr> <td>2)対象者</td><td>愛媛県災害時要配慮者支援チーム員登録者</td></tr> <tr> <td>3)実施時期</td><td>2022年10月</td></tr> <tr> <td>4)内容</td><td>別添プログラムのとおり</td></tr> <tr> <td>研修2</td><td></td></tr> <tr> <td>1)名称</td><td>愛媛県災害時福祉人材マッチング制度登録者研修会（WEB研修会）</td></tr> <tr> <td>2)対象者</td><td>愛媛県災害時福祉人材マッチング制度に登録している、もしくは興味のある介護・福祉専門職</td></tr> <tr> <td>3)実施時期</td><td>2023年2月</td></tr> <tr> <td>4)内容</td><td>別添プログラムのとおり</td></tr> <tr> <td>研修3</td><td></td></tr> <tr> <td>1)名称</td><td>県総合防災訓練、市町防災訓練</td></tr> <tr> <td>2)対象者</td><td>愛媛県災害時要配慮者支援チーム員</td></tr> <tr> <td>3)実施時期</td><td>通年</td></tr> <tr> <td>4)内容</td><td>チームとして防災訓練に参加し、避難所での活動、地元保健師との連携等を確認した。</td></tr> </table>		研修1		1)名称	愛媛県災害時要配慮者支援チームWEB研修会	2)対象者	愛媛県災害時要配慮者支援チーム員登録者	3)実施時期	2022年10月	4)内容	別添プログラムのとおり	研修2		1)名称	愛媛県災害時福祉人材マッチング制度登録者研修会（WEB研修会）	2)対象者	愛媛県災害時福祉人材マッチング制度に登録している、もしくは興味のある介護・福祉専門職	3)実施時期	2023年2月	4)内容	別添プログラムのとおり	研修3		1)名称	県総合防災訓練、市町防災訓練	2)対象者	愛媛県災害時要配慮者支援チーム員	3)実施時期	通年	4)内容	チームとして防災訓練に参加し、避難所での活動、地元保健師との連携等を確認した。
研修1																																
1)名称	愛媛県災害時要配慮者支援チームWEB研修会																															
2)対象者	愛媛県災害時要配慮者支援チーム員登録者																															
3)実施時期	2022年10月																															
4)内容	別添プログラムのとおり																															
研修2																																
1)名称	愛媛県災害時福祉人材マッチング制度登録者研修会（WEB研修会）																															
2)対象者	愛媛県災害時福祉人材マッチング制度に登録している、もしくは興味のある介護・福祉専門職																															
3)実施時期	2023年2月																															
4)内容	別添プログラムのとおり																															
研修3																																
1)名称	県総合防災訓練、市町防災訓練																															
2)対象者	愛媛県災害時要配慮者支援チーム員																															
3)実施時期	通年																															
4)内容	チームとして防災訓練に参加し、避難所での活動、地元保健師との連携等を確認した。																															
⑯-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	積極的に促しており、活動先の紹介や支援等も行っている。																															

⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況	○ 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している。
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	○ 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている。 ○ 都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるような場を設定している。
⑭ 資機材等の確保状況	確保している。 1. ビブス ○ 2. モバイルパソコン — 3. プリンタ — 4. 携帯電話 — 5. 衛星電話 — 6. トランシーバ — 7. デジタルカメラ — 8. 車両 — 9. 自家発電機 — 10. 感染症物品 ○ 11. その他 —
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて	
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】活動マニュアル
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。 【その根拠等】活動マニュアル
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】活動マニュアル
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	検討中である。
⑯-2 災害における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている。 連携方法、活動時の情報共有策について 今後の検討である
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	○ その他（チーム自体に、保健・医療の職種が含まれている。）
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	ある。 【内容】福祉職のみではなく、保健・医療の専門職とも合同でチームを構成している。
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑱ 体制に関する各市区町村との関係	市町の防災訓練に参加し、共同で訓練を行うほか、市町職員・住民向けにチーム員が講演を行っている。
⑲ 住民への啓発等	県 HPへの掲載 市町防災訓練へ参加し、市町職員・住民向けにチーム員が講演を行っている。
⑳ 発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	想定している 【連携方法】検討中である

	【受援時の課題】費用負担をどうするか。
②①他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】検討済である 【派遣時の課題】—
②②広域派遣を想定して実施したこと	他県の研修や訓練等の視察
②③災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	特になし
②④その他	特になし

(39) 高知県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答				
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。				
	協議会等名称	高知県災害福祉支援ネットワーク会議			
	内容	社会福祉施設団体や福祉の職能団体などと連携し、大規模災害時の災害派遣福祉チームの編成、派遣、受援等の活動に関することや、チームの周知・啓発について協議を行う。			
②体制の立ち上げ（予定）時期	2020年9月に開始した。				
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	高知県社会福祉協議会 高知県社会福祉法人経営者協議会		
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	高知県老人福祉施設協議会 高知県介護老人保健施設協議会 高知県地域密着型サービス協議会 高知県通所サービス事業所連絡協議会		
		障害児・者等	高知県身体障害者（児）施設協会 高知県知的障害者福祉協会 高知県精神障害者地域生活支援施設協議会		
		児童・母子	高知県児童養護施設協議会 高知県保育所経営管理協議会		
		その他	—		
	③-3.職能団体	専門職の団体	一般社団法人高知県社会福祉士会 高知県介護福祉士会 高知県精神保健福祉士会 高知県介護支援専門員連絡協議会 高知県相談支援専門員協会 高知県医療ソーシャルワーカー協会 一般社団法人高知県訪問看護連絡協議会		
④今後の参加・連携予定団体	—				
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	<input type="radio"/>	2. 福祉避難所 (福祉施設で開設)	—
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外）	—	4. 公民館等自主避難所	—
		5. 車中泊	—	6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)	—
		7. 福祉施設等事業所	—	8. その他	—
		9. 未定・検討中	—	【理由】国の一覧に基づき一般避難所での活動を想定している。	
		1. 高齢者	<input type="radio"/>	2. 障害者・児	<input type="radio"/>
		3. 乳幼児	<input type="radio"/>	4. その他	<input type="radio"/>
		5. 未定・検討中	—	【理由】一定スペースや資機材が整備された中で周囲からの支援があれば生活が出来る程度の方を想定している。	
⑥対応を想定している「災害」	1. 暴風	—	2. 豪雨	<input type="radio"/>	
	3. 豪雪	—	4. 洪水	<input type="radio"/>	
	5. 高潮	—	6. 地震	<input type="radio"/>	
	7. 津波	<input type="radio"/>	8. 噴火	—	

9. 原子力災害			— 10. その他		—											
⑦福祉支援体制の担当部署	子ども・福祉政策部 地域 福祉政策課	※複数部署の 場合の主担当	—	—	—	—										
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	一般の避難所での要配慮者対策については、危機管理部署が担当し、避難される要配慮者の特性や受入時の注意点などをまとめた冊子を作成し、各避難所の運営マニュアルとして備えるよう促している。また、必要となる資機材についても補助制度により支援している。															
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局 団体が担う場 合の団体名	団体が担う。 高知県社会福祉協議会														
⑩事務局 担当者の数	専任 兼任	— 2名														
⑪事務局の運営費用	○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請） ○ 都道府県による独自予算															
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無 バックアップ の方法	確保している。 —														
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。															
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）														
	協定の締結先	団体														
	確保した人員	121名														
	登録条件	・県と派遣に関する協定を締結している団体に所属し、派遣について施設長の承認を受けていること ・介護・福祉の業務経験が3年以上あること ・県の実施する養成研修を修了すること														
⑯-2 人材層、人材像の育成策	人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行している。 【人材の層の例】養成研修→スキルアップ研修→リーダー研修と段階を踏んでいくようチーム員を育成している。															
⑯-3 コーディネーターの配置状況	配置している。 【設置時期・所属・人数・実施業務】 2020年9月・高知県社会福祉協議会・1名・災害時における災害派遣福祉チームの迅速な派遣調整のコーディネート等															
⑯-4 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。 (1)「導入研修」を用いて実施した。 <table border="1" data-bbox="579 1471 1421 2010"> <tr> <th>研修1</th><td></td></tr> <tr> <td>1)名称</td><td>高知県災害派遣福祉チーム（高知県DWAT）第3期 養成研修</td></tr> <tr> <td>2)対象者</td><td>①、②のすべてにあてはまる者 ① 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、相談支援専門員、医療ソーシャルワーカー、介護職員、生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員で、業務経験が3年以上の者 ② 所属する社会福祉施設・事業所等の長の承認を受け、施設・事業所等で構成される事業者団体・職能団体に所属している者</td></tr> <tr> <td>3)実施時期</td><td>2022年11月</td></tr> <tr> <td>4)内容</td><td>行政説明「災害派遣福祉チーム」についての基本事項</td></tr> </table>						研修1		1)名称	高知県災害派遣福祉チーム（高知県DWAT）第3期 養成研修	2)対象者	①、②のすべてにあてはまる者 ① 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、相談支援専門員、医療ソーシャルワーカー、介護職員、生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員で、業務経験が3年以上の者 ② 所属する社会福祉施設・事業所等の長の承認を受け、施設・事業所等で構成される事業者団体・職能団体に所属している者	3)実施時期	2022年11月	4)内容	行政説明「災害派遣福祉チーム」についての基本事項
研修1																
1)名称	高知県災害派遣福祉チーム（高知県DWAT）第3期 養成研修															
2)対象者	①、②のすべてにあてはまる者 ① 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、相談支援専門員、医療ソーシャルワーカー、介護職員、生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員で、業務経験が3年以上の者 ② 所属する社会福祉施設・事業所等の長の承認を受け、施設・事業所等で構成される事業者団体・職能団体に所属している者															
3)実施時期	2022年11月															
4)内容	行政説明「災害派遣福祉チーム」についての基本事項															

		事務局説明「災害派遣福祉チームの活動」 演習Ⅰ「避難所における福祉ニーズを考える」 演習Ⅱ「一般職場での災害派遣福祉チームの活動」 修了式																							
研修2																									
1)名称	高知県災害派遣福祉チーム 令和4年度スキルアップ研修																								
2)対象者	高知県災害派遣福祉チーム登録者																								
3)実施時期	2022年7月（3回開催）																								
4)内容	講義「災害派遣の実際と多職種連携による支援」 講義「災害派遣福祉チームの活動の実際」 メール送受信訓練（派遣依頼→承諾→決定） 演習「高知県DWATの活動について事例から考える」																								
研修3																									
1)名称	高知県災害派遣福祉チーム（高知県DWAT）令和4年度リーダー研修																								
2)対象者	①～③にすべてあてはまる者 ①高知県災害派遣福祉チームのリーダーとなる意欲のある者 ②福祉施設・事業所でリーダーなどの業務経験のある者 ③高知県災害派遣福祉チーム令和3年度又は令和4年度スキルアップ研修を受講した者																								
3)実施時期	2022年12月																								
4)内容	講義「活動記録・スクリーニング用紙について」 図上訓練・シミュレーション訓練（初動） 図上訓練・シミュレーション訓練（スクリーニング・アセスメント） 図上訓練・シミュレーション訓練（カンファレンス等） 図上訓練・シミュレーション訓練（引継ぎ）																								
⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。																								
⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況	<input type="radio"/> 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している。→R3実地訓練開催																								
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	<input type="radio"/> 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている。→各種研修の案内																								
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table> <tbody> <tr> <td>1. ビデオ</td><td><input type="radio"/></td> <td>2. モバイルパソコン</td><td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td><td><input type="radio"/></td> <td>4. 携帯電話</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td><td>—</td> <td>6. トランシーバ</td><td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td><td><input type="radio"/></td> <td>8. 車両</td><td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td><td>—</td> <td>10. 感染症物品</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>11. その他</td><td><input type="radio"/></td> <td>・段ボールベッド・テント・非常用バッテリー</td><td>—</td> </tr> </tbody> </table>	1. ビデオ	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input type="radio"/>	3. プリンタ	<input type="radio"/>	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	<input type="radio"/>	7. デジタルカメラ	<input type="radio"/>	8. 車両	<input type="radio"/>	9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—	11. その他	<input type="radio"/>	・段ボールベッド・テント・非常用バッテリー
1. ビデオ	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input type="radio"/>																						
3. プリンタ	<input type="radio"/>	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	<input type="radio"/>																						
7. デジタルカメラ	<input type="radio"/>	8. 車両	<input type="radio"/>																						
9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—																						
11. その他	<input type="radio"/>	・段ボールベッド・テント・非常用バッテリー	—																						
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】高知県災害派遣福祉チーム活動マニュアル																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【内容】高知県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定を締結しており、団体ご所属するチーム員へ派遣の要請があった場合は、派遣調整に協力することを定めている。																								

⑯-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。
⑯-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑯-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】高知県災害派遣福祉チーム活動マニュアル
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に災害時の福祉支援の活動も位置づけるべく検討・協議を進めている。
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている。 連携方法、活動時の情報共有策について 概要は決まっている
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	【実施している】 ○ 保健・医療のチームの活動等を、災害派遣福祉チームのチーム員に紹介する。 【実施予定】 ○ 保健・医療のチームと合同で研修や訓練を行う。 ○ 各チームの連携した活動に向けて、保健・医療のチームの事務局と福祉のチームの事務局が意見交換等を行う。
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	ある。 【内容】DWATのスキルアップ研修において、保健師の活動を説明
⑯-5 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	○ その他 (地域防災計画にDWATの役割を定めているが、体制は定めていない)
⑯-6 体制に関する各市区町村との関係	災害救助法担当者会議での説明実施
⑯-7 住民への啓発等	実施していない
⑯-8 発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	想定している 【連携方法】検討済である 【受援時の課題】 <ul style="list-style-type: none">・他県チームへの要請手順・他県チームの後方支援体制
⑯-9 他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】検討中である 【派遣時の課題】 <ul style="list-style-type: none">・派遣手順が不明瞭なので、全国的に統一した派遣スキームが必要・活動実績がないため、実践的な訓練の実施が必要
⑯-10 広域振興を想定して実施したこと	○ その他（中央センターが主催する圏域ブロック会議（R5.1））
⑯-11 災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	各市町村において地域共生社会構築に取り組んでおり、本県としても支援しています。行政・社協・ボランティアなど分野を超えた「行政のしくみづくり」と住民同士が気にかけあう「地域づくり」を両輪に取組を進めているところであります、「地域づくり」のきっかけとして、登下校や清掃活動に加え避難訓練などの防災の取組も含まれています。
⑯-12 その他	<ul style="list-style-type: none">・他県への応援受援手順の全国的な統一スキームの確立が必要。・各県から派遣されたDWATが円滑に連携するためには、DWAT活動内容の標準化が必要であるため、中央管理センターにおいて標準マニュアルの作成や研修を実施していただきたい。・避難所で円滑に受け入れていただくため、DWATの知名度を向上させる取組を全国的に行っていただきたい。

(40) 福岡県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答				
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。				
	協議会等名称	福岡県災害福祉支援ネットワーク協議会			
	内容	協議会構成団体の平時及び災害時の役割を定めている。			
②体制の立ち上げ（予定）時期	2020年11月に開始した。				
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	福岡県社会福祉協議会 福岡県社会福祉法人経営者協議会		
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	福岡県老人福祉施設協議会 北九州高齢者福祉事業協会 福岡市老人福祉施設協議会		
		障害児・者等	福岡県身体障害者施設協議会 福岡県知的障がい者福祉協会		
		児童・母子	福岡県乳児院協議会、福岡県児童養護施設協議会、 福岡県母子生活支援施設協議会、福岡県保育協会、		
		その他	福岡県婦人保護・救護施設協議会		
④今後の参加・連携予定団体	③-3.職能団体	専門職の団体	福岡県介護支援専門員協会、福岡県介護福祉士会、 福岡県言語聴覚士会、福岡県作業療法協会、 福岡県社会福祉士会、福岡県手話の会連合会、 福岡県精神保健福祉士協会、 福岡県聴覚障害者協会、福岡県理学療法士会		
	③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、看護師等の団体含)	—		
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外） 5. 車中泊 7. 福祉施設等事業所 9. 未定・検討中	○ ○ — — —	2. 福祉避難所 (福祉施設で開設) 4. 公民館等自主避難所 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難) 8. その他	○ — — — —
		【理由】福祉避難所の確保・運営ガイドラインにおいて想定されている要配慮者の種類のうち、福祉支援が必要だと思われるものを支援対象として想定。			
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 3. 乳幼児 4. その他 5. 未定・検討中	○ ○ ○ —	2. 障害者・児 病弱者、妊産婦、外国人 8. その他	○ — —
	【理由】被災者支援の充実に資するため。				
⑥対応を想定している「災害」	1. 暴風 3. 豪雪 5. 高潮 7. 津波 9. 原子力災害			○ ○ ○ ○ —	○ ○ ○ ○ —
⑦福祉支援体制の担当部署	福祉労働部福祉総務課		※複数部署の場合の主担当	—	

⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		県地域防災計画に保健医療福祉の連携を位置付けるよう保健医療部署と協議中。																		
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。																		
	団体が担う場 合の団体名	福岡県社会福祉協議会																		
⑩事務局 担当者の数	専任	一																		
	兼任	3名																		
⑪事務局の運営費用	○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）																			
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない。																		
	バックアップ の方法	一																		
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。																			
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）																		
	協定の締結先	団体																		
	確保した人員	258名																		
	登録条件	特になし																		
	確保の方法(3)	個人による応募も受け付けている。																		
	確保した人員	0名																		
	登録条件	特になし																		
⑯-2 人材層、人材像の育成策	特に人材の層や人材像は設定していない。																			
⑯-3 コーディネーターの配置状況	<p>配置している。</p> <p>【設置時期・所属・人数・実施業務】</p> <p>設置時期：令和2年 所属：福岡県社会福祉協議会 人数：2名</p> <p>実施業務：</p> <p>【平時】福岡DWATの派遣リストの整備、福岡DWATチーム員研修及び社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）策定支援研修の企画・運営、各地区の社会福祉法人連絡会等との連携強化、保健医療チーム等との連携体制の強化</p> <p>【災害発生時】福岡DWATの迅速な派遣調整、保健医療コーディネーター等の多職種との連携</p>																			
⑯-4 研修や訓練の実施状況	<p>今年度実施した。</p> <p>(1)「導入研修」を用いて実施した。</p> <table border="1"> <tr> <td>研修1</td><td></td></tr> <tr> <td>1)名称</td><td>福岡県災害派遣福祉チーム員養成研修</td></tr> <tr> <td>2)対象者</td><td>福岡県災害派遣福祉チーム員</td></tr> <tr> <td>3)実施時期</td><td>2022年6月（通年でWEB配信も実施）</td></tr> <tr> <td>4)内容</td><td> ①行政説明（40分）災害派遣福祉チームについての基本事項 ②事務局説明（35分）発災から活動までの流れについて ③基調説明（45分）災害時のソーシャルワーク～災害派遣福祉チームの役割～ ④活動事例報告（90分）支援活動の振り返り～支援現場でチーム員に求められること～ </td></tr> <tr> <td>研修2</td><td></td></tr> <tr> <td>1)名称</td><td>福岡県災害派遣福祉チーム員フォローアップ研修</td></tr> <tr> <td>2)対象者</td><td>福岡県災害派遣福祉チーム員</td></tr> <tr> <td>3)実施時期</td><td>2022年12月</td></tr> </table>		研修1		1)名称	福岡県災害派遣福祉チーム員養成研修	2)対象者	福岡県災害派遣福祉チーム員	3)実施時期	2022年6月（通年でWEB配信も実施）	4)内容	①行政説明（40分）災害派遣福祉チームについての基本事項 ②事務局説明（35分）発災から活動までの流れについて ③基調説明（45分）災害時のソーシャルワーク～災害派遣福祉チームの役割～ ④活動事例報告（90分）支援活動の振り返り～支援現場でチーム員に求められること～	研修2		1)名称	福岡県災害派遣福祉チーム員フォローアップ研修	2)対象者	福岡県災害派遣福祉チーム員	3)実施時期	2022年12月
研修1																				
1)名称	福岡県災害派遣福祉チーム員養成研修																			
2)対象者	福岡県災害派遣福祉チーム員																			
3)実施時期	2022年6月（通年でWEB配信も実施）																			
4)内容	①行政説明（40分）災害派遣福祉チームについての基本事項 ②事務局説明（35分）発災から活動までの流れについて ③基調説明（45分）災害時のソーシャルワーク～災害派遣福祉チームの役割～ ④活動事例報告（90分）支援活動の振り返り～支援現場でチーム員に求められること～																			
研修2																				
1)名称	福岡県災害派遣福祉チーム員フォローアップ研修																			
2)対象者	福岡県災害派遣福祉チーム員																			
3)実施時期	2022年12月																			

	4) 内容	①事務局説明（25分）福岡DWATについて ②行政説明（30分）避難所運営について ③講義（60分）DWATにおける被災者支援のあり方について ④実践報告（30分）災害リハビリテーション支援チームの役割について ⑤図上訓練（180分）初動期における避難所支援
	研修3	
	1) 名称	福岡DWAT先遣チーム養成のための勉強会
	2) 対象者	先遣チームとして派遣予定者
	3) 実施時期	2022年6月、2023年3月
	4) 内容	活動事例報告（90分）静岡県熱海市土砂災害における静岡DWATの活動 活動事例報告（90分）静岡県熱海市土砂災害における静岡J R A T の活動
	⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	促してはいるが、各チーム員に任せている
	⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況	<input type="radio"/> 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している。
	⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	<input type="radio"/> 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている。
	⑭ 資機材等の確保状況	確保している。 確保済資機材 1. ビブス <input type="radio"/> 2. モバイルパソコン <input type="radio"/> 3. プリンタ <input type="radio"/> 4. 携帯電話 — 5. 衛星電話 — 6. トランシーバ — 7. デジタルカメラ — 8. 車両 — 9. 自家発電機 — 10. 感染症物品 <input type="radio"/> 11. その他 <input type="radio"/> 11. P C 関係機器、事務用品、衛生用品等
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて		
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】DWAT活動マニュアル（作成中）	
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【内容】 <ul style="list-style-type: none">・会員施設、会員との連絡調整・チーム員の推薦	
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。	
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。 【その根拠等】福岡県災害派遣福祉チーム設置運営要領	
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】DWAT活動マニュアル（作成中）	
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況		
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に災害時の福祉支援の活動も位置づけるべく検討・協議を進めている。	
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】特になし	

⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	<p>【実施予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健・医療のチームと合同で研修や訓練を行う。 ○ 各チームの連携した活動に向けて、保健・医療のチームの事務局と福祉のチームの事務局が意見交換等を行う。
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特はない。
⑰都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑱体制に関する各市区町村との関係	市町村地域防災計画への反映、災害救助法担当者会議での説明の実施、市町村防災訓練への参画
⑲住民への啓発等	市町村防災訓練実施時にチラシを配布
⑳発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	<p>想定している</p> <p>【連携方法】未検討である</p> <p>【受援時の課題】被災地や応援都道府県との調整</p>
㉑他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	<p>想定している</p> <p>【派遣手順】未検討である</p> <p>【派遣時の課題】他県派遣に対応可能な人員の確保</p>
㉒広域派遣を想定して実施したこと	—
㉓災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	特になし
㉔その他	特になし

(41) 佐賀県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問	回答							
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。							
	<table border="1"> <tr> <td>協議会等名称</td><td colspan="2">佐賀県災害福祉支援ネットワーク会議</td></tr> <tr> <td>内容</td><td colspan="2">大規模災害時において福祉避難所等に避難する高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の福祉ニーズに対し、支援することを目的として組成された「佐賀県災害派遣福祉チーム」が、円滑に活動できるように協議し、平時からの協力関係を構築することを目的とする。</td></tr> </table>		協議会等名称	佐賀県災害福祉支援ネットワーク会議		内容	大規模災害時において福祉避難所等に避難する高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の福祉ニーズに対し、支援することを目的として組成された「佐賀県災害派遣福祉チーム」が、円滑に活動できるように協議し、平時からの協力関係を構築することを目的とする。	
協議会等名称	佐賀県災害福祉支援ネットワーク会議							
内容	大規模災害時において福祉避難所等に避難する高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の福祉ニーズに対し、支援することを目的として組成された「佐賀県災害派遣福祉チーム」が、円滑に活動できるように協議し、平時からの協力関係を構築することを目的とする。							
②体制の立ち上げ（予定）時期	2020年7月に開始した。							
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会	佐賀県社会福祉協議会					
		経営者協議会等	佐賀県老人福祉施設協議会 佐賀県介護老人保健施設協会 佐賀県認知症グループホーム協会 日本認知症グループホーム協会佐賀県支部					
		高齢者福祉等	佐賀県知的障害者福祉協会 佐賀県身体障害児者施設協議会 佐賀県社会就労センター協議会					
		障害児・者等	佐賀県児童養護施設協議会 佐賀県保育会					
	③-2.種別協(事業者団体)	児童・母子	—					
		その他	—					
		専門職の団体	—					
	③-3.職能団体	他職種の団体他(三師会、保健師、看護師等の団体含)	佐賀県健康福祉部社会福祉課					
		③-4.その他	—					
④今後の参加・連携予定団体	—							
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	<input type="radio"/>					
		2. 福祉避難所 (福祉施設で開設)	<input type="radio"/>					
		3. 福祉避難所(福祉施設で開設するもの以外)	<input type="radio"/>					
		4. 公民館等自主避難所	—					
		5. 車中泊	—					
		6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)	—					
		7. 福祉施設等事業所	—					
		8. その他	<input type="radio"/>					
		(具体的な活動場所は、市町等災害対策本部の要請や収集した情報に基づき県が決定する。)						
		9. 未定・検討中	—					
	【理由】災害の発生時において、特別な配慮を必要とする者を受け入れる避難所や施設での活動を想定しているため。							
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者	<input type="radio"/>					
		2. 障害者・児	<input type="radio"/>					
		3. 乳幼児	<input type="radio"/>					
		4. その他	—					
		5. 未定・検討中	—					
	【理由】避難所での避難生活が長引くことにより、心身機能が低下するリスクがある者を主な対象者としている。							
⑥対応を想定している「災害」	1. 暴風	<input type="radio"/>	2. 豪雨	<input type="radio"/>				
	3. 豪雪	—	4. 洪水	<input type="radio"/>				
	5. 高潮	<input type="radio"/>	6. 地震	<input type="radio"/>				
	7. 津波	<input type="radio"/>	8. 噴火	—				

		9. 原子力災害	<input type="radio"/>	10. その他	—
⑦福祉支援体制の担当部署		佐賀県健康福祉部社会福祉課	※複数部署の場合の主担当	—	
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		災害対策本部が設置され、災害対策本部会議において、指揮・報告、情報共有等が行われ、他の関係部署との連携を図る。			
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	団体が担う。			
	団体が担う場合の団体名	佐賀県社会福祉協議会			
⑩事務局 担当者の数	専任	1名—			
	兼任	3名			
⑪事務局の運営費用		<input type="radio"/> 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）			
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない。			
	バックアップ の方法	—			
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。			
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）			
	協定の締結先	団体			
	確保した人員	162名			
	登録条件	介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、相談支援員、看護師、保育士、理学療法士、作業療法士など			
⑯-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。 【人材の層の例】チームリーダー、チーム員			
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置している。 【設置時期】令和4年4月 【所 属】佐賀県社会福祉協議会 【人 数】1名 【実施業務】平時においては、ネットワーク会議や研修の企画・実施・運営等、災害時においては、派遣調整や避難所の福祉ニーズの情報収集等			

⑬-4 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。 (1)「導入研修」を用いて実施した。
	研修1
	1)名称 基礎研修（オンライン配信）
	2)対象者 【講義1、2】 必須：新たに佐賀DCATチーム員になられた方、 昨年度基礎研修を受講していないチーム員の方 任意：昨年度基礎研修を受講されたチーム員の方、 チーム員所属施設職員、市町関係職員 【講義3】 必須：すべての佐賀DCATチーム員 任意：チーム員所属施設職員、市町関係職員
	3)実施時期 2022/11/25～2023/1/25
	4)内容 講義1：行政説明 佐賀DCATの概要・マニュアル説明 講義2：災害派遣福祉チームの役割や必要性などについて →講師：株式会社富士通総研 コンサルティング本部 行政経営グループ 名取氏 講義3：災害派遣福祉支援の活動について（他県DCAT（DWAT）活動報告） →講師：岡山県災害派遣福祉チーム 重實氏
	研修2
	1)名称 ステップアップ研修
	2)対象者 必須：佐賀DCATチーム員 任意：チーム員所属施設職員、市町関係職員
	3)実施時期 2023年2月
	4)内容 講義：「DCATにおける被災者支援のあり方について」 図上訓練：「初動期における避難所支援」 →講師：オフィス園崎 代表 園崎氏
⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	促してはいるが、各チーム員に任せている
⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況	<input type="radio"/> 災害派遣福祉チーム員として他の専門職との協議や意見交換等を行っている。 <input type="radio"/> その他（他の専門職との協議や意見交換等については、今年度から実施予定。）
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし。
⑭ 資機材等の確保状況	確保している。
	1. ビデオ <input type="radio"/> 2. モバイルパソコン <input type="radio"/> 3. プリンタ <input type="radio"/> 4. 携帯電話 <input type="radio"/> 5. 衛星電話 <input type="radio"/> 6. トランシーバ <input type="radio"/> 7. デジタルカメラ <input type="radio"/> 8. 車両 <input type="radio"/> 9. 自家発電機 <input type="radio"/> 10. 感染症物品 <input type="radio"/> 11. その他 <input type="radio"/> 腕章（リーダー用）、懐中電灯、事務用品 各種、飲料水、食糧（非常食） <input type="radio"/>
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて	
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】佐賀県災害派遣福祉チーム（佐賀DCAT）運用マニュアル【発災から出動までの流れ】

⑯-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	検討中である。
⑯-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。
⑯-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている。 【その根拠等】 <ul style="list-style-type: none">・佐賀県災害派遣福祉チーム（佐賀 DCAT）活動マニュアル・佐賀県災害派遣福祉チーム（佐賀 DCAT）運用マニュアル【発災から出動までの流れ】
⑯-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】 <ul style="list-style-type: none">・佐賀県災害派遣福祉チーム（佐賀 DCAT）活動マニュアル・佐賀県災害派遣福祉チーム（佐賀 DCAT）運用マニュアル【発災から出動までの流れ】
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	既に大規模災害時の保健医療福祉活動として整理されている。 【名称・内容】佐賀県健康福祉部災害時保健医療活動要領
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】他の保健・医療チームに対する災害派遣福祉チームの認知向上（なにができる、どのような活動を行うのか）
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	【実施予定】 <ul style="list-style-type: none">○ 保健・医療のチームと合同で研修や訓練を行う。○ 保健・医療のチームと福祉のチームが意見交換や情報交換等を行う。○ 災害派遣福祉チームの活動を、保健・医療のチーム員等に紹介する。○ 保健・医療のチームの活動等を、災害派遣福祉チームのチーム員に紹介する。○ 各チームの連携した活動に向けて、保健・医療のチームの事務局と福祉のチームの事務局が意見交換等を行う。
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特ない。
⑯ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑯ 体制に関する各市区町村との関係	・市町地域防災計画への反映 ・災害派遣福祉チームの研修会への参加案内
⑯ 住民への啓発等	佐賀災害派遣福祉チーム発足時（R2.7）に、テレビ、ラジオや県民だよりにて広報を実施。
⑯ 発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	想定している 【連携方法】検討中である 【受援時の課題】－
⑯ 他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】検討中である 【派遣時の課題】－
⑯ 広域派遣を想定して実施したこと	他県の研修や訓練等の視察
⑯ 災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	－
⑯ その他	－

(42) 長崎県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答	
①協議会、協定などの名称・内容	協議会・機構等は設置しておらず、人材の確保は協定等で実施している。	
	協定等名称	長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定
	協定の締結者	長崎県知事と下記12団体 長崎県社会福祉法人経営者協議会 長崎県老人福祉施設協議会 一般社団法人 長崎県老人保健施設協会 長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会 長崎県認知症グループホーム連絡協議会 長崎県社会就労センター協議会 長崎県身体障害児者施設協議会 一般社団法人 長崎県手をつなぐ育成会 一般社団法人 長崎県知的障がい児者福祉協会 長崎県精神障がい者福祉協会 長崎県児童養護施設協議会 一般社団法人 長崎県保育協会
	内容	派遣要請の流れ、業務内容、指揮命令、移動手段、補償、派遣費用の負担（詳細は、添付協定参照）
②体制の立ち上げ（予定）時期	2017年9月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等
		長崎県老人福祉施設協議会 一般社団法人 長崎県老人保健施設協会 長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会 長崎県認知症グループホーム連絡協議会
		長崎県社会就労センター協議会 長崎県身体障害児者施設協議会 一般社団法人 長崎県手をつなぐ育成会 一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会 長崎県精神障がい者福祉協会
		児童・母子
		長崎県児童養護施設協議会 一般社団法人 長崎県保育協会
		その他
④今後の参加・連携予定団体	③-3.職能団体	専門職の団体
	③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、看護師等の団体含)
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 <input type="radio"/> 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設) <input type="radio"/> 3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外） <input type="radio"/> 4. 公民館等自主避難所 <input type="radio"/> 5. 車中泊 <input type="radio"/> 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難) <input type="radio"/> 7. 福祉施設等事業所 <input type="radio"/> 8. その他 <input type="radio"/> 9. 未定・検討中 <input type="radio"/>
		【理由】一般避難所（福祉的支援が必要な人が、一般避難所で適切な支援を受けられずに二次被害を受けることを防止することが最優先であ

		るため)。
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 <input type="radio"/> 2. 障害者・児 <input type="radio"/> 3. 乳幼児 <input type="radio"/> 4. その他 <input type="radio"/> 5. 未定・検討中 <input type="radio"/> 【理由】災害発生時に長期避難が必要となった際に、支援が必要な対象と考えられるため。
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 <input type="radio"/> 2. 豪雨 <input type="radio"/> 3. 豪雪 <input type="radio"/> 4. 洪水 <input type="radio"/> 5. 高潮 <input type="radio"/> 6. 地震 <input type="radio"/> 7. 津波 <input type="radio"/> 8. 噴火 <input type="radio"/> 9. 原子力災害 <input type="radio"/> 10. その他 <input type="radio"/> 地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害（災害救助法対象となり災害）
⑦福祉支援体制の担当部署		福祉保健部福祉保健課 ※複数部署の場合の主担当
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		特になし
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県が担う。
	団体が担う場 合の団体名	—
⑩事務局 担当者の数	専任	—
	兼任	2名
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無	確保している。
	バックアップ の方法	県が事務局を担っており、担当課である福祉保健課は災害対策本部の保健医療福祉調整班の事務局でもあることから、担当班、更には担当課（福祉保健課）でバックアップ体制をとることを想定している。
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(1)	団体との協定や呼びかけ等で、チーム員として派遣できる人数のみを確保している（※個人を特定していない）
	協定の締結先	長崎県社会福祉法人経営者協議会、長崎県老人福祉施設協議会、一般社団法人 長崎県老人保健施設協会、長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会、長崎県認知症グループホーム連絡協議会、長崎県社会就労センター協議会、長崎県身体障害児者施設協議会、一般社団法人 長崎県手をつなぐ育成会、一般社団法人 長崎県知的障がい児者福祉協会、長崎県精神障がい者福祉協会、長崎県児童養護施設協議会、一般社団法人 長崎県保育協会
	確保した人員	658名
	登録条件	先遣隊：介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、 介護支援専門員、相談支援員、看護師、事務職等 支援隊：上記資格者の他、介護職員、保育士、生活支援員、 生活相談員等 (経験年数は設けていない)
	他の方法(4)	協定締結団体に所属していない施設や事業所も申出書を提出することで登録可能。
⑯-2 人材層、人材像の育成策		人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。【人材の層の例】先遣隊、支援隊のチームリーダー、チーム員

⑬-3 コーディネーターの配置状況	配置していない。																								
⑬-4 研修や訓練の実施状況	<p>今年度実施した。</p> <p>(1)「導入研修」を用いて実施した。</p>																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>研修1</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)名称</td><td>令和4年度長崎県災害派遣福祉チーム研修会</td></tr> <tr> <td>2)対象者</td><td>①災害派遣福祉チームに登録している施設・事業所等の職員 ②協定締結団体の施設・事業所で災害派遣福祉チームに関心がある方 ③市町職員（福祉部局、避難所担当部局等）</td></tr> <tr> <td>3)実施時期</td><td>2023年3月</td></tr> <tr> <td>4)内容</td><td> <p>【行政説明】</p> <p>「災害派遣福祉チームの基本事項」 1 災害時の福祉支援が求められた背景 2 災害福祉支援ネットワークと災害派遣福祉チーム 3 県内の体制について</p> <p>「災害救助法の概要と長崎県における適用状況について」</p> <p>グループワーク</p> </td></tr> </tbody> </table>		研修1		1)名称	令和4年度長崎県災害派遣福祉チーム研修会	2)対象者	①災害派遣福祉チームに登録している施設・事業所等の職員 ②協定締結団体の施設・事業所で災害派遣福祉チームに関心がある方 ③市町職員（福祉部局、避難所担当部局等）	3)実施時期	2023年3月	4)内容	<p>【行政説明】</p> <p>「災害派遣福祉チームの基本事項」 1 災害時の福祉支援が求められた背景 2 災害福祉支援ネットワークと災害派遣福祉チーム 3 県内の体制について</p> <p>「災害救助法の概要と長崎県における適用状況について」</p> <p>グループワーク</p>													
研修1																									
1)名称	令和4年度長崎県災害派遣福祉チーム研修会																								
2)対象者	①災害派遣福祉チームに登録している施設・事業所等の職員 ②協定締結団体の施設・事業所で災害派遣福祉チームに関心がある方 ③市町職員（福祉部局、避難所担当部局等）																								
3)実施時期	2023年3月																								
4)内容	<p>【行政説明】</p> <p>「災害派遣福祉チームの基本事項」 1 災害時の福祉支援が求められた背景 2 災害福祉支援ネットワークと災害派遣福祉チーム 3 県内の体制について</p> <p>「災害救助法の概要と長崎県における適用状況について」</p> <p>グループワーク</p>																								
⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。																								
⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況	<input type="radio"/> その他（県主催又は全国社会福祉協議会主催の研修受講）																								
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	特になし																								
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table> <tbody> <tr><td>1. ビデオ</td><td><input type="radio"/></td><td>2. モバイルパソコン</td><td>—</td></tr> <tr><td>3. プリンタ</td><td>—</td><td>4. 携帯電話</td><td>—</td></tr> <tr><td>5. 衛星電話</td><td>—</td><td>6. トランシーバ</td><td>—</td></tr> <tr><td>7. デジタルカメラ</td><td>—</td><td>8. 車両</td><td>—</td></tr> <tr><td>9. 自家発電機</td><td>—</td><td>10. 感染症物品</td><td>—</td></tr> <tr><td>11. その他</td><td><input type="radio"/></td><td>災害対応ラジオ、事務用品等</td><td></td></tr> </tbody> </table>	1. ビデオ	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	—	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—	11. その他	<input type="radio"/>	災害対応ラジオ、事務用品等
1. ビデオ	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	—																						
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—																						
11. その他	<input type="radio"/>	災害対応ラジオ、事務用品等																							
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順	<p>本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。</p> <p>【その根拠等】保健医療福祉調整班設置要領</p>																								
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。																								
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	<p>実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている。</p> <p>【その根拠等】保健医療福祉調整班設置要領</p>																								
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																								
⑮-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	<p>チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。</p> <p>【その根拠等】チーム編成要領</p>																								
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況																									
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	<p>既に大規模災害時の保健医療福祉活動として整理されている。</p> <p>【名称・内容】長崎県災害対策本部福祉保健部 保健医療福祉調整班</p>																								

<p>⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動</p>	<p>連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている。</p> <table border="1" data-bbox="571 235 1429 325"> <tr> <td>連携方法、活動時の情報共有策について</td></tr> <tr> <td>概要は決まっている</td></tr> </table>	連携方法、活動時の情報共有策について	概要は決まっている
連携方法、活動時の情報共有策について			
概要は決まっている			
<p>⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動</p>	<p>【実施している】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健・医療のチームと合同で研修や訓練を行う。 ○ 保健・医療のチームと福祉のチームが意見交換や情報交換等を行う。 ○ 災害派遣福祉チームの活動を、保健・医療のチーム員等に紹介する。 ○ 各チームの連携した活動に向けて、保健・医療のチームの事務局と福祉のチームの事務局が意見交換等を行う。 <p>【実施予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健・医療のチームの活動等を、災害派遣福祉チームのチーム員に紹介する。 		
<p>⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み</p>	<p>ある</p> <p>【内容】令和4年度に保健医療福祉調整班訓練 模擬調整会議に参加。 参加チーム：DMAT、JDAT、JMAT、日本赤十字社救護班、歯科医師チーム、災害時小児周産期リエゾン、薬剤師チーム、災害薬事コーディネーター薬剤師チーム、DPAT、県看護協会災害支援ナース、JRAT、JDA-DAT、DHEAT、医療系活動チームリーダー、副リーダー、各チームリエゾン</p>		
<p>⑰都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ</p>	<p>位置付けられている。</p>		
<p>⑱体制に関する各市区町村との関係</p>	<p>長崎県災害派遣福祉チームの基礎的研修会に市町担当者（福祉部局、防災部局等）の参加を呼びかけ周知・啓発を実施予定</p>		
<p>⑲住民への啓発等</p>	<p>住民等への周知は今後検討</p>		
<p>⑳発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）</p>	<p>想定している</p> <p>【連携方法】未検討である</p> <p>【受援時の課題】派遣先自治体との連絡調整</p>		
<p>㉑他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）</p>	<p>想定している</p> <p>【派遣手順】検討済である</p> <p>【派遣時の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体も派遣する可能性があり、その調整を具体的にどのように行うか ・派遣先の被災状況の把握、情報共有 ・移動手段（移動が可能なのか）、宿泊先が確保できるか 		
<p>㉒広域派遣を想定して実施したこと</p>	<p>—</p>		
<p>㉓災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動</p>	<p>情報共有、周知啓発のため、災害派遣福祉チーム養成研修に市町（福祉部局）からの参加を促し研修会を実施予定</p>		
<p>㉔その他</p>	<p>派遣実績がない中、避難所の運営そのものの理解や知識が十分ではないため、事務局及びチーム員の知識向上、スキルアップが必要。現在、県が事務局となっており、人事異動で担当が変わるために、隨時、都道府県職員向けの研修会・意見交換会を実施して欲しい。</p>		

(43) 熊本県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答				
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。				
	協議会等名称	熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）連絡会			
	内容	熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）の体制整備			
②体制の立ち上げ（予定）時期	2012年（平成24年）12月に開始した。				
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	なし		
	③-2.種別協（事業者団体）	高齢者福祉等	熊本県老人福祉施設協議会 一般社団法人熊本県老人保健施設協会 熊本県療養病床・介護医療院連絡協議会 熊本県地域密着型サービス連絡会		
		障害児・者等	熊本県身体障害児者施設協議会 熊本県知的障がい者施設協会 公益社団法人熊本県精神科協会		
		児童・母子	なし		
		その他	なし		
	③-3.職能団体	専門職の団体	なし		
	③-4.その他	他職種の団体他（三師会、保健師、看護師等の団体含）	なし		
④今後の参加・連携予定団体	熊本県社会福祉法人経営者協議会				
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	<input type="radio"/>	2. 福祉避難所 (福祉施設で開設)	<input type="radio"/>
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外）	<input type="radio"/>	4. 公民館等自主避難所	—
		5. 車中泊	—	6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)	—
		7. 福祉施設等事業所	—	8. その他	—
		9. 未定・検討中	—		
		【理由】 避難者への支援のため、一般避難所及び福祉避難所を対象としている。 活動場所として活動マニュアルの中で規定している。			
		1. 高齢者	<input type="radio"/>	2. 障害者・児	<input type="radio"/>
⑥対応を想定している「災害」	⑤-2 主な対象者	3. 乳幼児	<input type="radio"/>		
		4. その他	<input type="radio"/>	妊産婦、外国人、アレルギー疾患者等	
		5. 未定・検討中	—		
		【理由】支援対象者として活動マニュアルの中で規定している。			
		1. 暴風	<input type="radio"/>	2. 豪雨	<input type="radio"/>
		3. 豪雪	<input type="radio"/>	4. 洪水	<input type="radio"/>
		5. 高潮	<input type="radio"/>	6. 地震	<input type="radio"/>
⑦福祉支援体制の担当部署	熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）調整本部	7. 津波	<input type="radio"/>	8. 噴火	<input type="radio"/>
		9. 原子力災害	<input type="radio"/>	10. その他	—
⑧担当部署以外との連携・検討状況	協定締結団体との連絡会議に府内の他の福祉部署も参加してDCAT体制等について検討を行っている。				
		※複数部署の場合の主担当	健康福祉部 健康福祉政策課		

⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県が担う。																					
	団体が担う場 合の団体名	社会福祉法人青森県社会福祉協議会																					
⑩事務局 担当者の数	専任	—																					
	兼任	1名																					
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）																					
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない。																					
	バックアップ の方法	—																					
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。																					
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、 確保している。（※個人を特定している）																					
	協定の締結先	熊本県老人福祉施設協議会、一般社団法人熊本県老人保健施設協会、 熊本県療養病床・介護医療院連絡協議会、熊本県地域密着型サービス 連絡会、熊本県身体障害児者施設協議会、熊本県知的障がい者施設協 会、公益社団法人熊本県精神科協会																					
	確保した人員	582名																					
	登録条件	なし																					
	他の方法(4)	先遣隊と支援隊でそれぞれ個人を特定して登録しており、先遣隊181 名、支援隊401名の計582名登録（重複あり）。																					
⑯-2 人材層、人材像の育成策		特に人材の層や人材像は設定していない。																					
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置していない。																					
⑯-4 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 (1)「導入研修」を用いて実施した。 <table border="1" data-bbox="579 1089 1421 1583"> <tr> <td>研修1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>初動対応チーム員等事前研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>初動対応チーム員ほか</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2022年6月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>オンラインによる開催 (熊本県災害派遣福祉チームの概要、令和4年度 における派遣体制等、令和2年7月豪雨における 活動報告)等</td> </tr> <tr> <td>研修2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1)名称</td> <td>熊本DCAT隊員研修</td> </tr> <tr> <td>2)対象者</td> <td>全ての登録者</td> </tr> <tr> <td>3)実施時期</td> <td>2023年3月</td> </tr> <tr> <td>4)内容</td> <td>動画配信による自己学習</td> </tr> </table>	研修1		1)名称	初動対応チーム員等事前研修	2)対象者	初動対応チーム員ほか	3)実施時期	2022年6月	4)内容	オンラインによる開催 (熊本県災害派遣福祉チームの概要、令和4年度 における派遣体制等、令和2年7月豪雨における 活動報告)等	研修2		1)名称	熊本DCAT隊員研修	2)対象者	全ての登録者	3)実施時期	2023年3月	4)内容	動画配信による自己学習	
研修1																							
1)名称	初動対応チーム員等事前研修																						
2)対象者	初動対応チーム員ほか																						
3)実施時期	2022年6月																						
4)内容	オンラインによる開催 (熊本県災害派遣福祉チームの概要、令和4年度 における派遣体制等、令和2年7月豪雨における 活動報告)等																						
研修2																							
1)名称	熊本DCAT隊員研修																						
2)対象者	全ての登録者																						
3)実施時期	2023年3月																						
4)内容	動画配信による自己学習																						
⑯-5 チーム員の平時の活動に 対する都道府県の考え方		特に促してはいない。																					
⑯-6 平時におけるチーム員と しての活動状況		特になし																					
⑯-7 平時における都道府県・ 事務局とチーム員との関わり		特になし																					
⑯-8 資機材等の 確保状況	確保状況	確保している。																					
	確保済資機材	<table> <tr> <td>1. ビデオ</td> <td>○</td> <td>2. モバイルパソコン</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td> <td>—</td> <td>4. 携帯電話</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td> <td>—</td> <td>6. トランシーバ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td>8. 車両</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td> <td>—</td> <td>10. 感染症物品</td> <td>—</td> </tr> </table>	1. ビデオ	○	2. モバイルパソコン	—	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—	
1. ビデオ	○	2. モバイルパソコン	—																				
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																				
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																				
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																				
9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—																				

		11. その他	○ 懐中電灯、手袋、マスク 令和2年7月豪雨では、携帯電話、車両（レンタカー）を手配
⑯ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて			
⑯-1 本部の体制や立ち上げ手順			概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。 【その際の課題】—
⑯-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等			概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。
⑯-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集			概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。
⑯-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法			概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑯-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法			概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況			
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係			大規模災害時の保健医療活動に係る体制と災害時の福祉支援の活動も連携するものとして整理している。
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動			連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】—
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動			<input type="radio"/> 保健・医療のチームの活動等を、災害派遣福祉チームのチーム員に紹介する。 <input type="radio"/> 各チームの連携した活動に向けて、保健・医療のチームの事務局と福祉のチームの事務局が意見交換等を行う。
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み			特にない。
⑰ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ			
⑰ 体制に関する各市区町村との関係			
⑰ 住民への啓発等			
⑰ 発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）			想定している 【連携方法】検討中である 【受援時の課題】—
⑰ 他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）			想定している 【派遣手順】検討済である 【派遣時の課題】災害救助法の適用や被災都道府県からの要請など確認要件が多い。
⑰ 広域派遣を想定して実施したこと			他県の研修や訓練等の視察
⑰ 災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動			—
⑰ その他			—

(44) 大分県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答			
①協議会、協定などの名称・内容	協議会・機構等は設置しておらず、人材の確保は協定等で実施している。			
	協定等名称	大分県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定		
	協定の締結者	福祉・介護の専門職等が勤務する社会福祉法人、医療法人等		
	内容	法人内の職員の派遣に関する協定。 なお、協定は平成30年度から締結しているが、令和2年度に関係団体を含めた「災害福祉支援ネットワーク会議」を設置した。		
②体制の立ち上げ（予定）時期	災害派遣福祉チームは2018年12月に稼働開始。 災害福祉支援ネットワーク会議は2021年2月に開始した。			
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	大分県社会福祉協議会	
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	大分県老人福祉施設協議会 大分県老人保健施設協会	
		障害児・者等	大分県身体障害児者施設協議会 大分県知的障がい者施設協議会 大分県精神障がい者社会復帰施設協議会	
		児童・母子	大分県児童養護施設協議会 大分県母子生活支援施設協議会	
		その他	大分県地域包括・総合相談・在宅介護支援センター協議会	
	③-3.職能団体	専門職の団体	大分県介護福祉士会 大分県社会福祉士会 大分県介護支援専門員協会	
	③-4.その他	他職種の団体他(三師会、保健師、看護師等の団体含)	福祉・介護の専門職等が勤務する社会福祉法人、医療法人等（災害派遣福祉チーム協定締結法人）	
④今後の参加・連携予定団体	—			
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	<input type="radio"/> 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設)	
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外）	<input type="radio"/> 4. 公民館等自主避難所	
		5. 車中泊	— 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)	
		7. 福祉施設等事業所	— 8. その他	
		9. 未定・検討中	—	
		【理由】一般避難所における福祉的なスクリーニングや避難者からの相談対応等が、災害派遣福祉チームにおける主な任務と考えているため。ただし、災害時に臨機に対応するために、福祉避難所において支援を行うことを除外しているものではない。		
		1. 高齢者	<input type="radio"/> 2. 障害者・児	
		3. 乳幼児	— 4. その他	
		5. 未定・検討中	—	
⑥対応を想定している「災害」	【理由】大規模災害において避難者が多数となった場合は、市町村の避難所担当職員のみでは対応が困難と考えるため。			
	1. 暴風	<input type="radio"/>	2. 豪雨	<input type="radio"/>
	3. 豪雪	<input type="radio"/>	4. 洪水	<input type="radio"/>

		5. 高潮	<input type="radio"/>	6. 地震	<input type="radio"/>				
		7. 津波	<input type="radio"/>	8. 噴火	<input type="radio"/>				
		9. 原子力災害	<input type="radio"/>	10. その他	<input type="radio"/>	—			
⑦福祉支援体制の担当部署		福祉保健部各所属	※複数部署の場合の主担当			福祉保健部福祉保健企画課			
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況		災害時の総合調整を行う防災対策企画課及び市町村の避難所に関する支援を行う生活環境企画課が、災害福祉支援ネットワーク会議に参加							
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。							
	団体が担う場合の団体名	大分県社会福祉協議会							
⑩事務局 担当者の数	専任	—							
	兼任	2名							
⑪事務局の運営費用		<input checked="" type="radio"/> 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）							
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない。							
	バックアップ の方法	—							
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。							
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）							
	協定の締結先	福祉・介護の専門職等が勤務する社会福祉法人、医療法人等							
	確保した人員	243名							
	登録条件	職種：社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師、薬剤師、その他特に知事が認めた者 経験年数：3年以上							
	確保の方法(3)	個人による応募も受け付けている。							
	確保した人員	0名							
	登録条件	職種：社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師、薬剤師、その他特に知事が認めた者 経験年数：3年以上							
⑯-2 人材層、人材像の育成策		特に人材の層や人材像は設定していない。							
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置している。 【設置時期・所属・人数・実施業務】 大分県社会福祉協議会へ1名配置、 業務：DWAT、災害福祉支援NW会議等の企画調整							
⑯-4 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 (1)「導入研修」を用いて実施した。							
		研修1							
			1)名称	基礎研修					
			2)対象者	新規登録者					
			3)実施時期	2022年11月					
		研修2	4)内容	大分県災害派遣福祉チーム（大分DWAT）活動マニュアルの説明、大分県の災害発生状況					
			研修2						
			1)名称	スキルアップ研修					
			2)対象者	過年度登録者					
		研修3	3)実施時期	2022年11月					
			4)内容	避難所における要配慮者アセスメント					
			研修3						
			1)名称	先遣隊・フォローアップ研修					

		2) 対象者 登録者	
		3) 実施時期 2023年3月	
		4) 内容 福祉のチームビルディング	
(13)-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方		特に促してはいない。	
(13)-6 平時におけるチーム員としての活動状況		<input type="radio"/> 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している。	
(13)-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり		<input type="radio"/> 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている。 <input type="radio"/> 都道府県・事務局やチーム員同士が情報交換等できるような場を設定している (SNS等)	
(14) 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。	
	確保済資機材	1. ビデオ <input type="radio"/> 2. モバイルパソコン <input type="radio"/> 3. プリンタ <input type="radio"/> 4. 携帯電話 <input type="radio"/> 5. 衛星電話 <input type="radio"/> 6. トランシーバ <input type="radio"/> 7. デジタルカメラ <input type="radio"/> 8. 車両 <input type="radio"/> 9. 自家発電機 <input type="radio"/> 10. 感染症物品 <input type="radio"/> 11. その他 <input type="radio"/> 11. 文房具セット、延長コード、ライト等	
(15) 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて			
(15)-1 本部の体制や立ち上げ手順		本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】大分県災害派遣福祉チーム（大分DWAT）活動マニュアル	
(15)-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等		役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【内容】協定締結法人によるチーム員の派遣	
(15)-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集		検討中である	
(15)-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法		検討中である	
(15)-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法		チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】大分県災害派遣福祉チーム（大分DWAT）活動マニュアル	
(16) 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況			
(16)-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係		大規模災害時の保健医療活動に係る体制と災害時の福祉支援の活動も連携するものとして整理している。	
(16)-2 災害における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】保健所と協議が必要だが、新型コロナ対応の関係で時間の確保が難しい。	
(16)-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動		<input type="radio"/> 各チームの連携した活動に向けて、保健・医療のチームの事務局と福祉のチームの事務局が意見交換等を行う。	
(16)-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み		特にない。	
(17) 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ		位置付けられている。	
(18) 体制に関する各市区町村との関係		災害福祉支援NW会議にて周知	

⑯住民への啓発等	特になし
⑰発災時に他県チーム受け入れの想定（支援）	想定している 【連携方法】未検討である 【支援時の課題】—
⑱他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】未検討である 【派遣時の課題】—
⑲広域派遣を想定して実施したこと	—
⑳災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	—
㉑その他	—

(45) 宮崎県

(問 1. 1. 既に構築している)

設問	回答	
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。	
	協議会等名称	宮崎県災害福祉支援ネットワーク協議会
	内容	<p>大規模災害時において、避難所等に避難する高齢者や障がい者、子ども、傷病者等の地域における要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、その避難生活中に予想される生活機能の低下予防あるいは住環境の考慮等への支援を図りつつ、以下の活動を遂行していくことを目的とする。</p> <p>1 平時において要配慮者への福祉的支援について協議すること。</p> <p>2 発災時に福祉専門職等が連携し、要配慮者への福祉支援を円滑に行うこと。</p> <p>3 発災時に協力して活動を行う機会の多いリハビリテーション専門職等、関係機関や団体との平時からの情報共有や模擬訓練などを通して、発災時の円滑な協力関係を構築していくこと。</p>
②体制の立ち上げ（予定）時期	令和2年4月に開始した。	
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	<p>社会福祉協議会</p> <p>○宮崎県社会福祉協議会</p> <p>○宮崎県社会福祉法人経営者協議会</p>
		<p>高齢者福祉等</p> <p>○宮崎県老人福祉サービス協議会</p> <p>○宮崎県老人保健施設協会</p> <p>○宮崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会</p>
	③-2.種別協(事業者団体)	<p>障害児・者等</p> <p>○宮崎県社会就労センター協議会</p> <p>○宮崎県障害者支援施設協議会</p> <p>○宮崎県知的障害者施設協議会</p> <p>○宮崎県障がい者相談支援事業所連絡協議会</p>
		<p>児童・母子</p> <p>○宮崎県児童福祉施設協議会</p> <p>○宮崎県幼稚園連合会</p> <p>○宮崎県保育連盟連合会</p>
		<p>その他</p> <p>—</p>
	③-3.職能団体	<p>専門職の団体</p> <p>○宮崎県介護福祉士会</p> <p>○宮崎県医療ソーシャルワーカー協会</p> <p>○宮崎県介護支援専門員協会</p> <p>○宮崎県精神保健福祉士協会</p> <p>○宮崎県社会福祉士会</p> <p>○宮崎県リハビリテーション専門職協議会</p>
	③-4.その他	<p>他職種の団体他(三師会、保健師、看護師等の団体含)</p> <p>○宮崎大学</p>
④今後の参加・連携予定団体	—	
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	<p>1. 一般避難所 <input checked="" type="radio"/> 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設) —</p> <p>3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外） — 4. 公民館等自主避難所 —</p> <p>5. 車中泊 — 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難) —</p> <p>7. 福祉施設等事業所 — 8. その他 —</p> <p>9. 未定・検討中 —</p>

		【理由】災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインに沿って決定している。									
⑤-2 主な対象者		1. 高齢者 <input type="radio"/> 2. 障害者・児 <input type="radio"/> 3. 乳幼児 <input type="radio"/> 4. その他 <input type="radio"/> 福祉的支援が必要となるもの。 5. 未定・検討中 <input type="radio"/>									
【理由】宮崎県災害福祉支援ネットワーク協議会設置要綱にて規定											
⑥対応を想定している「災害」		1. 暴風 <input type="radio"/> 2. 豪雨 <input type="radio"/> 3. 豪雪 <input type="radio"/> 4. 洪水 <input type="radio"/> 5. 高潮 <input type="radio"/> 6. 地震 <input type="radio"/> 7. 津波 <input type="radio"/> 8. 噴火 <input type="radio"/> 9. 原子力災害 <input type="radio"/> 10. その他 <input type="radio"/> 災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害									
⑦福祉支援体制の担当部署		福祉保健部福祉保健課	※複数部署の場合の主担当								
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	大規模災害時における保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に係る情報の連携・整理及び分析等の総合調整を行う保健医療福祉調整本部が中心になり関係機関と連携を図る。										
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県と団体が共に担う。									
	団体が担う場合の団体名	一般社団法人宮崎県社会福祉士会									
⑩事務局 担当者の数	専任	—									
	兼任	3名									
⑪事務局の運営費用		<input type="radio"/> 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請） <input type="radio"/> 都道府県による独自予算									
⑫事務局のバックアップ機能の確保	確保有無	確保していない。									
	バックアップの方法	—									
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。										
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、確保している。（※個人を特定している）									
	協定の締結先	一般社団法人宮崎県社会福祉士会など 15 団体									
	確保した人員	91名									
	登録条件	・社会福祉士、介護福祉士など要領で定める資格を有すること ・原則として 3 年以上の実務経験があること 等									
	確保の方法(3)	個人による応募も受け付けている。									
	確保した人員	9名									
	登録条件	・社会福祉士、介護福祉士など要領で定める資格を有すること ・原則として 3 年以上の実務経験があること 等									
⑯-2 人材層、人材像の育成策	特に人材の層や人材像は設定していない。										
⑯-3 コーディネーターの配置状況	配置していない。										
⑯-4 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。 (1)「導入研修」を用いて実施した。 <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 20%;">研修1</td><td></td></tr><tr><td>1)名称</td><td>宮崎県災害派遣福祉チーム員養成研修(基礎)</td></tr><tr><td>2)対象者</td><td>今後「宮崎 DWAT」に登録を予定される方</td></tr><tr><td>3)実施時期</td><td>随時（オンライン）</td></tr></table>			研修1		1)名称	宮崎県災害派遣福祉チーム員養成研修(基礎)	2)対象者	今後「宮崎 DWAT」に登録を予定される方	3)実施時期	随時（オンライン）
研修1											
1)名称	宮崎県災害派遣福祉チーム員養成研修(基礎)										
2)対象者	今後「宮崎 DWAT」に登録を予定される方										
3)実施時期	随時（オンライン）										

		<p>4)内容</p> <p>大規模災害時に被災地で活動するにあたり、根幹となる知識を学ぶ内容。</p> <p>※資料は講師が作成しておりますので、提供できません。</p> <p>研修2</p> <p>1)名称 宮崎県災害派遣福祉チーム員 登録研修</p> <p>2)対象者 今後「宮崎 DWAT」に登録を予定される方</p> <p>3)実施時期 2023年1月</p> <p>4)内容 実施時期：令和5年1月17日 宮崎DWAT の一員として活動していただくための基本知識等を学ぶ内容。</p> <p>研修3</p> <p>1)名称 宮崎県災害派遣福祉チーム員 フォローアップ研修</p> <p>2)対象者 「宮崎県災害派遣福祉チーム (DWAT)」に登録されている方</p> <p>3)実施時期 2023年2月</p> <p>4)内容 実施時期：令和5年2月18日 災害派遣福祉チーム員が被災地活動をする上で身につけておくべき心構えや対応について理解を深め、知識や技術を習得することを目的とした内容。</p>																							
⑬-5 チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方		促してはいるが、各チーム員に任せている																							
⑬-6 平時におけるチーム員としての活動状況		<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している。 ○ 灾害派遣福祉チーム員として住民らへの啓発活動や意見交換等を行っている。 ○ 災害派遣福祉チーム員として他の専門職との協議や意見交換等を行っている。 																							
⑬-7 平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり		<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県・事務局やチーム員同士が情報交換等できるような場を設定している (SNS等) 上記について、定期的に検討委員会（訓練・研修）をオンラインで開催している。 																							
⑭ 資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">1. ビデオ</td><td style="width: 33%; text-align: center;"><input type="radio"/></td><td style="width: 33%;">2. モバイルパソコン</td><td style="width: 33%; text-align: center;"><input type="radio"/></td></tr> <tr> <td>3. プリンタ</td><td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td><td>4. 携帯電話</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td><td style="text-align: center;">—</td><td>6. トランシーバ</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td><td style="text-align: center;">—</td><td>8. 車両</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td><td style="text-align: center;">—</td><td>10. 感染症物品</td><td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td></tr> <tr> <td>11. その他</td><td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td><td>USB、文房具等</td><td></td></tr> </table>	1. ビデオ	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input type="radio"/>	3. プリンタ	<input type="radio"/>	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	<input type="radio"/>	11. その他	<input type="radio"/>	USB、文房具等
1. ビデオ	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input type="radio"/>																						
3. プリンタ	<input type="radio"/>	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	<input type="radio"/>																						
11. その他	<input type="radio"/>	USB、文房具等																							
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑮-1 本部の体制や立ち上げ手順		本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている。 【その根拠等】活動マニュアルや設置要領等。																							
⑮-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等		役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している。 【内容】人員派遣等																							
⑮-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集		概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。																							
⑮-4 災害派遣福祉チームの派遣の可		概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。																							

否に係る判断や意思決定の方法	
⑯-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	大規模災害時の保健医療活動に係る体制と災害時の福祉支援の活動も連携するものとして整理している。
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】—
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	【実施している】 ○ 各チームの連携した活動に向けて、保健・医療のチームの事務局と福祉のチームの事務局が意見交換等を行う。 【実施予定】 ○ 保健・医療のチームと合同で研修や訓練を行う。 ○ 保健・医療のチームと福祉のチームが意見交換や情報交換等を行う。
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特はない。
⑯ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑯ 体制に関する各市区町村との関係	市町村（福祉担当部局）職員への説明の実施
⑯ 住民への啓発等	防災訓練等において住民向けのパネルの設置やチラシの配布を行っている。
⑯ 発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	想定している 【連携方法】検討中である 【受援時の課題】費用負担や受け入れ体制など。
⑯ 他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】検討中である 【派遣時の課題】費用負担やチーム編成、体制等。
⑯ 広域派遣を想定して実施したこと	他県の研修や訓練等の視察
⑯ 災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	特になし
⑯ その他	特になし

(46) 鹿児島県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答				
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。				
	協議会等名称	鹿児島県災害福祉広域支援ネットワーク協議会			
	内容	大規模災害時における要配慮者の広域支援に関すること、大樹の災害に備えたチームの組成・編成に関すること、必要と認められることを協議する。 協議会構成団体のうち、8団体と「鹿児島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」を締結している。			
②体制の立ち上げ（予定）時期	2018年8月に開始した。				
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	鹿児島県社会福祉法人経営者協議会		
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	鹿児島県社協老人福祉施設協議会 鹿児島県老人保健施設協会 鹿児島県地域包括・介護支援センター協議会		
		障害児・者等	鹿児島県知的障害者福祉協会		
		児童・母子	鹿児島県保育連合会		
		その他	認知症グループホーム連絡協議会		
	③-3.職能団体	専門職の団体	公益財団法人鹿児島県社会福祉士会		
	③-4.その他	他職種の団体他(三師会、保健師、看護師等の団体含)	—		
④今後の参加・連携予定団体	—				
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所	<input type="radio"/>	2. 福祉避難所 (福祉施設で開設)	<input type="radio"/>
		3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外）	<input type="radio"/>	4. 公民館等自主避難所	—
		5. 車中泊	—	6. 要配慮者の居宅 (在宅避難)	—
		7. 福祉施設等事業所	—	8. その他	—
		9. 未定・検討中	—	【理由】避難所で生活をしている要配慮者を支援することを目的としているため。	
		1. 高齢者	<input type="radio"/>	2. 障害者・児	<input type="radio"/>
		3. 乳幼児	<input type="radio"/>	4. その他 協定上は、他の特に配慮を要する者としている。	
	⑤-2 主な対象者	5. 未定・検討中	—	【理由】高齢者、障害者、乳幼児に限らず、大規模災害発生時に特別な配慮を要する者を支援することを目的としているため。	
		1. 暴風	<input type="radio"/>	2. 豪雨	<input type="radio"/>
⑥対応を想定している「災害」	3. 豪雪	<input type="radio"/>	4. 洪水	<input type="radio"/>	
	5. 高潮	<input type="radio"/>	6. 地震	<input type="radio"/>	
	7. 津波	<input type="radio"/>	8. 噴火	<input type="radio"/>	
	9. 原子力災害	<input type="radio"/>	10. その他	<input type="radio"/>	
⑦福祉支援体制の担当部署	くらし保健福祉部社会福祉課	※複数部署の場合の主担当	—		
⑧担当部署以外との連携・検討状況	協議会メンバーに防災部署が入って、体制構築について連携して取り組んでいる。				

⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	都道府県が担う。																				
	団体が担う場 合の団体名	社会福祉法人青森県社会福祉協議会																				
⑩事務局 担当者の数	専任	一																				
	兼任	2名																				
⑪事務局の運営費用		○ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）																				
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない。																				
	バックアップ の方法	一																				
⑬派遣人員の確保や育成状況		開始している。																				
⑯-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、 確保している。（※個人を特定している）																				
	協定の締結先	経営者協議会、老人福祉施設協議会、知的諸外車福祉協会、保育連合会、地域包括・介護支援センター協議会、老人保健施設協会、認知症グループホーム連絡協議会、社会福祉士会																				
	確保した人員	162名																				
	登録条件	協定締結団体から推薦のあった者を登録しており、職種や経験年数等 は条件としていない（県としては、介護福祉士、社会福祉士、保育士等を構成員の想定として挙げている）。																				
⑯-2 人材層、人材像の育成策		特に人材の層や人材像は設定していない。																				
⑯-3 コーディネーターの配置状況		配置していない。																				
⑯-4 研修や訓練の実施状況		今年度実施した。 (1)「導入研修」は用いなかった。 <table border="1" data-bbox="579 1044 1421 1808"><tr><td colspan="2">研修1</td></tr><tr><td>1)名称</td><td>令和4年度第1回鹿児島県災害派遣福祉チーム員等研修会（基礎研修）</td></tr><tr><td>2)対象者</td><td>1.鹿児島県災害派遣福祉チーム員として各協議会等より推薦を受けた者 2.鹿児島県災害福祉支援ネットワーク関係団体職員</td></tr><tr><td>3)実施時期</td><td>2022年11月</td></tr><tr><td>4)内容</td><td>1 災害派遣福祉チームの基本的事項について 2 京都府災害派遣福祉チームの活動報告</td></tr><tr><td colspan="2">研修2</td></tr><tr><td>1)名称</td><td>令和4年度第2回鹿児島県災害派遣福祉チーム員等研修会（発展研修）</td></tr><tr><td>2)対象者</td><td>1.鹿児島県災害派遣福祉チーム員として各協議会等より推薦を受けた者のうち令和3年度及び4年度に実施した県主催研修に参加いただいた方 2.鹿児島県災害福祉支援ネットワーク関係団体職員</td></tr><tr><td>3)実施時期</td><td>2023年3月</td></tr><tr><td>4)内容</td><td>(予定) 1 災害派遣福祉チームの活動の実際 2.避難所における福祉ニーズを考える</td></tr></table>	研修1		1)名称	令和4年度第1回鹿児島県災害派遣福祉チーム員等研修会（基礎研修）	2)対象者	1.鹿児島県災害派遣福祉チーム員として各協議会等より推薦を受けた者 2.鹿児島県災害福祉支援ネットワーク関係団体職員	3)実施時期	2022年11月	4)内容	1 災害派遣福祉チームの基本的事項について 2 京都府災害派遣福祉チームの活動報告	研修2		1)名称	令和4年度第2回鹿児島県災害派遣福祉チーム員等研修会（発展研修）	2)対象者	1.鹿児島県災害派遣福祉チーム員として各協議会等より推薦を受けた者のうち令和3年度及び4年度に実施した県主催研修に参加いただいた方 2.鹿児島県災害福祉支援ネットワーク関係団体職員	3)実施時期	2023年3月	4)内容	(予定) 1 災害派遣福祉チームの活動の実際 2.避難所における福祉ニーズを考える
研修1																						
1)名称	令和4年度第1回鹿児島県災害派遣福祉チーム員等研修会（基礎研修）																					
2)対象者	1.鹿児島県災害派遣福祉チーム員として各協議会等より推薦を受けた者 2.鹿児島県災害福祉支援ネットワーク関係団体職員																					
3)実施時期	2022年11月																					
4)内容	1 災害派遣福祉チームの基本的事項について 2 京都府災害派遣福祉チームの活動報告																					
研修2																						
1)名称	令和4年度第2回鹿児島県災害派遣福祉チーム員等研修会（発展研修）																					
2)対象者	1.鹿児島県災害派遣福祉チーム員として各協議会等より推薦を受けた者のうち令和3年度及び4年度に実施した県主催研修に参加いただいた方 2.鹿児島県災害福祉支援ネットワーク関係団体職員																					
3)実施時期	2023年3月																					
4)内容	(予定) 1 災害派遣福祉チームの活動の実際 2.避難所における福祉ニーズを考える																					
⑯-5チーム員の平時の活動に 対する都道府県の考え方		促してはいるが、各チーム員に任せている。																				
⑯-6平時におけるチーム員と しての活動状況		特になし																				
⑯-7平時における都道府県・ 事務局とチーム員との関わり		特になし																				

⑯資機材等の確保状況	確保状況	確保している。
	確保済資機材	1. ビブス ○ 2. モバイルパソコン — 3. プリンタ — 4. 携帯電話 — 5. 衛星電話 — 6. トランシーバ — 7. デジタルカメラ ○ 8. 車両 — 9. 自家発電機 ○ 10. 感染症物品 — 11. その他 ○ 11. ポータブル電源
⑯災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて		
⑯-1 本部の体制や立ち上げ手順	概要は定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない。 【その際の課題】事務局（県）の考える手順が、実際に活動するチーム員の方々にとって実効性の高いものになっているかの検証をどのように行っていくべきか。	
⑯-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。	
⑯-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。	
⑯-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。	
⑯-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。	
⑯都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況		
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	検討中である。	
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】災害派遣福祉チームの活動手順が定まっていなければ、保健・医療チームとの連携協議に至ることもできないので、まずは自チームの活動マニュアルのような者を作成することが喫緊の課題であると考えている。	
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	現時点では実施予定はない。	
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特にない。	
⑯都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	未定	
⑯体制に関する各市区町村との関係	県で実施する災害派遣福祉チーム員を対象にした研修については、市町村職員へも開催案内を行い、チーム活動の概要や、県の考えるチーム員派遣までの大まかなスキームを周知する機会としている。	
⑯住民への啓発等	住民への啓発等は特に行えていないところ。	
⑯発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	想定している 【連携方法】検討中である 【受援時の課題】都道府県間での役割分担や費用負担の手続き等に係るルールが明確にできていない。	
⑯他県での発生時にチーム派遣	想定している	

の想定（応援）	【派遣手順】検討中である 【派遣時の課題】都道府県間での役割分担や費用負担の手続き等に係るルールが明確にできていない。
②②広域派遣を想定して実施したこと	他県との情報交換会・意見交換会の実施
②③災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	—
②④その他	—

(47) 沖縄県

(問1. 1. 既に構築している)

設問	回答		
①協議会、協定などの名称・内容	都道府県と関係団体等で協議会・機構等を設けている。		
	協議会等名称	沖縄県災害派遣福祉支援協議会	
	内容	<p>災害派遣福祉チーム (D W A T おきなわ) の派遣体制を整えるため、沖縄県社会福祉協議会や各種別協議会、職能団体、市長会、町村会で構成。</p> <p>平時は、チーム員の募集・研修等を行い、災害時は、被災地の情報収集、派遣の要否判断、チーム員派遣等の役割をそれぞれ担う。</p>	
②体制の立ち上げ（予定）時期	2019年5月に開始した。		
③協議会に参加している団体、もしくは協定の締結先団体	③-1.社会福祉協議会等	社会福祉協議会 経営者協議会等	沖縄県社会福祉協議会 沖縄県社会福祉協議会社会福祉法人経営者協議会
	③-2.種別協(事業者団体)	高齢者福祉等	沖縄県社会福祉協議会老人福祉施設協議会 沖縄県地域包括・在宅介護支援センター協議会
		障害児・者等	沖縄県社会福祉協議会身体障害児者施設協議会 沖縄県社会福祉協議会心身障害児者施設協議会 沖縄県知的障害者福祉協議会
		児童・母子	沖縄県社会福祉協議会児童養護協議会 沖縄県社会福祉協議会保育協議会
		その他	—
	③-3.職能団体	専門職の団体	沖縄県社会福祉士会 沖縄県介護福祉士会 沖縄県精神保健福祉士協会 沖縄県介護支援専門員協会”
	③-4.その他	他職種の団体他 (三師会、保健師、看護師等の団体含)	沖縄県市長会 沖縄県町村会 沖縄県
④今後の参加・連携予定団体	—		
⑤支援の対象	⑤-1 主な対象先	1. 一般避難所 3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外） 5. 車中泊 7. 福祉施設等事業所 9. 未定・検討中	○ 2. 福祉避難所 (福祉施設で開設) — 4. 公民館等自主避難所 — 6. 要配慮者の居宅 (在宅避難) — 8. その他 —
		<p>【理由】大規模災害時に、避難所において、高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児等の支援が必要な「災害時要配慮者」に対し、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害の防止を目的としているため。</p>	
	⑤-2 主な対象者	1. 高齢者 3. 乳幼児 4. その他 5. 未定・検討中	○ 2. 障害者・児 ○ ○ 4. 妊産婦、病弱者等、災害時における避難所生活に特別な配慮を必要とする者 —
	<p>【理由】必ずしも生活環境が十分に整備されたとはいえない避難所での生活によって、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害の防止を図るため。</p>		
⑥対応を想定している「災害」	1. 暴風 3. 豪雪	○ 2. 豪雨 — 4. 洪水	○ ○

		5. 高潮	<input type="radio"/>	6. 地震	<input type="radio"/>											
		7. 津波	<input type="radio"/>	8. 噴火	<input type="radio"/>											
		9. 原子力災害	—	10. その他	—	—										
⑦福祉支援体制の担当部署		子ども生活福祉部	※複数部署の場合の主担当			—										
⑧担当部署以外との連携 ・検討状況	連携は必要を感じているが、具体的な検討はされていない。															
⑨災害時の 福祉支援体制 の事務局	事務局	団体が担う。														
	団体が担う場合の団体名	沖縄県社会福祉協議会														
⑩事務局 担当者の数	専任	—														
	兼任	1名														
⑪事務局の運営費用		<input type="radio"/> 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請） <input type="radio"/> 都道府県による独自予算														
⑫事務局のバ ックアップ 機能の確保	確保有無	確保していない。														
	バックアップ の方法	—														
⑬派遣人員の確保や育成状況	開始している。															
⑬-1 派遣人員 確保の方法	確保の方法(2)	団体との協定等で明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、 確保している。（※個人を特定している）														
	協定の締結先	県内社会福祉施設 計 44 施設														
	確保した人員	136名														
	登録条件	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー等の資格所有者及び相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員、児童指導員等のうち当該業務経験が3年以上の者であって、所属する福祉施設、事業所等の長の承認を受け、原則としてチーム員登録研修を終了した者														
⑬-2 人材層、人材像の育成策	人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない。【人材の層の例】先遣隊、チームリーダー、チーム員等															
⑬-3 コーディネーターの配置状況	配置している。 【設置時期・所属・人数・実施業務】 県社会福祉協議会担当職員 1名 平時：社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定支援 等 災害時：災害派遣福祉チームの派遣調整等のコーディネート 等															
⑬-4 研修や訓練の実施状況	今年度実施した。 (1) 「導入研修」は用いなかった。 <table border="1" data-bbox="579 1504 1421 2010"> <tr> <td>研修1</td><td></td></tr> <tr> <td>1)名称</td><td>沖縄県災害派遣福祉チーム員登録研修</td></tr> <tr> <td>2)対象者</td><td>県災害派遣福祉支援協議会構成団体に所属する社会福祉法人等の役職員</td></tr> <tr> <td>3)実施時期</td><td>2023年1月</td></tr> <tr> <td>4)内容</td><td>被災地における要配慮者支援に携わるDWATおきなわチーム員の新規登録者育成をとし、下記内容の講義を実施。 1. (講義)災害支援福祉チームとは 2. (講義・演習)災害の進行と被災者が置かれている状況の理解 3. (講義)災害滋養配慮者支援の変遷 4. (講義)DWATの成り立ちとチーム員が担う機能</td></tr> </table>						研修1		1)名称	沖縄県災害派遣福祉チーム員登録研修	2)対象者	県災害派遣福祉支援協議会構成団体に所属する社会福祉法人等の役職員	3)実施時期	2023年1月	4)内容	被災地における要配慮者支援に携わるDWATおきなわチーム員の新規登録者育成をとし、下記内容の講義を実施。 1. (講義)災害支援福祉チームとは 2. (講義・演習)災害の進行と被災者が置かれている状況の理解 3. (講義)災害滋養配慮者支援の変遷 4. (講義)DWATの成り立ちとチーム員が担う機能
研修1																
1)名称	沖縄県災害派遣福祉チーム員登録研修															
2)対象者	県災害派遣福祉支援協議会構成団体に所属する社会福祉法人等の役職員															
3)実施時期	2023年1月															
4)内容	被災地における要配慮者支援に携わるDWATおきなわチーム員の新規登録者育成をとし、下記内容の講義を実施。 1. (講義)災害支援福祉チームとは 2. (講義・演習)災害の進行と被災者が置かれている状況の理解 3. (講義)災害滋養配慮者支援の変遷 4. (講義)DWATの成り立ちとチーム員が担う機能															

		<p>5. (演習)被災地を俯瞰する「時系列カードワーク」</p> <p>6. (講義)支援活動の4つの主体の理解とDWATにおける被災者支援の展開</p> <p>7. (講義)DWATにおける被災者支援の視点</p>																							
	研修2																								
1)名称	沖縄県災害派遣福祉チームスキルアップ研修																								
2)対象者	沖縄県災害派遣福祉チーム員登録者																								
3)実施時期	2023年1月																								
4)内容	<p>県災害派遣福祉チーム員登録者を対象に、今後の実戦に備えた知識・スキルの向上を図るとともに、登録者同士の意見交換を通じた交流を図る。</p> <p>1. (実践例)避難所におけるDWATの活動</p> <p>2. (デイシカッショ)専門職としてのお互いを知る</p> <p>3. (演習)DWATってどんなチーム?</p> <p>4. ケーススタディ①、②</p> <p>5. (講義)避難所におけるDWAT活動の視点</p>																								
	研修3																								
1)名称	社会福祉施設等における災害時業務継続計画（BCP）策定推進研修会																								
2)対象者	<p>①社会福祉施設等の経営に携わる方（施設長・管理者など）</p> <p>②BCP策定に関する実務担当者</p>																								
3)実施時期	2023年2月																								
4)内容	<p>災害時に想定されるリスクやBCP策定に向けた基礎的知識を学ぶとともに、厚労省より示された同計画の策定ガイドラインを参考に、計画策定のポイントや具体的な策定プロセスを学ぶ</p> <p>1. (講義)災害時に想定されるリスクと社会福祉士施設に求められる役割～BCP策定の意義と準備のポイント～</p> <p>2. (講義・演習)災害時に活かすことのできるBCP策定に必要な視点～BCP策定ガイドラインを踏まえた策定プロセスのイメージ～</p>																								
⑬-5チーム員の平時の活動に対する都道府県の考え方	特に促してはいない。																								
⑬-6平時におけるチーム員としての活動状況	<input type="radio"/> 災害派遣福祉チーム員として他の専門職との協議や意見交換等を行っている。																								
⑬-7平時における都道府県・事務局とチーム員との関わり	<input type="radio"/> 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている。																								
⑭資機材等の確保状況	確保状況	確保している。																							
	確保済資機材	<table> <tr> <td>1. ビデオ</td><td><input type="radio"/></td> <td>2. モバイルパソコン</td><td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>3. プリンタ</td><td>—</td> <td>4. 携帯電話</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>5. 衛星電話</td><td>—</td> <td>6. トランシーバ</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>7. デジタルカメラ</td><td>—</td> <td>8. 車両</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>9. 自家発電機</td><td>—</td> <td>10. 感染症物品</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>11. その他</td><td>—</td> <td></td><td></td> </tr> </table>	1. ビデオ	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input type="radio"/>	3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—	5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—	7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—	9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—	11. その他	—	
1. ビデオ	<input type="radio"/>	2. モバイルパソコン	<input type="radio"/>																						
3. プリンタ	—	4. 携帯電話	—																						
5. 衛星電話	—	6. トランシーバ	—																						
7. デジタルカメラ	—	8. 車両	—																						
9. 自家発電機	—	10. 感染症物品	—																						
11. その他	—																								
⑮ 災害が発生した際の災害派遣福祉チームの具体的な動きについて																									
⑯-1 本部の体制や立ち上げ手順	<p>検討中である。</p> <p>【その際の課題】県内での大規模災害等の経験がなく、具体的な立ち上げ手順がみえていない。</p>																								

⑯-2 災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等	概要は各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない。
⑯-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集	概要は定めているが、具体的な内容は決まっていない。
⑯-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法	概要は定めているが、具体的な手順等については定まっていない。
⑯-5 災害が発生した場合の災害派遣福祉チームの組成方法	チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている。 【その根拠等】沖縄県災害派遣福祉チーム設置運営要領
⑯ 都道府県における災害時の保健・医療と福祉の連携状況	
⑯-1 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制」と災害時の福祉支援体制の関係	検討中である。
⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である。 【その際の課題】実際に連携を行う一般避難所等における実施訓練や合同のセミナー等の開催が必要と思われ、防災部局等の協力も必要。
⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動	現時点で実施予定はない。
⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組み	特になし。
⑯ 都道府県の地域防災計画に対する体制の位置づけ	位置付けられている。
⑯ 体制に関する各市区町村との関係	年度当初に管内市町村へ「沖縄県災害時福祉支援体制の整備について」説明会を実施している。
⑯ 住民への啓発等	沖縄県災害派遣福祉チーム (DWAT おきなわ) 広報チラシ
⑯ 発災時に他県チーム受け入れの想定（受援）	想定している 【連携方法】未検討である 【受援時の課題】離島県であるため、他県からの移動に時間要する。
⑯ 他県での発生時にチーム派遣の想定（応援）	想定している 【派遣手順】検討中である 【派遣時の課題】DWAT おきなわとしての活動実績がない。
⑯ 広域派遣を想定して実施したこと	○ その他 (他県への派遣実績のある県へ派遣方法等の聞き取りを行った。)
⑯ 災害時の福祉支援体制と平時の地域包括ケアシステム・地域共生社会の構築との連動	特になし
⑯ その他	当県においては、大規模災害等の事例が少なく、活動実績がないため、DWAT や災害ボランティアセンター等の運営・連携等に不安がある。国において、他県の活動実績等の報告や関係部局（府内）と連携した研修等を開催していただきたい。

資料

- ・災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力のお願い（依頼状）
- ・災害時の福祉支援体制の構築についての調査（調査票）

災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力のお願い（依頼状）

令和5年2月13日

令和4年度 災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力のお願い

株式会社 富士通総研

前略 平素より大変お世話になっております。

現在、株式会社富士通総研では、厚生労働省「令和4年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）」により「災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チーム（DWAT）の実態把握、課題分析及び運営の標準化に関する調査研究事業」を実施しており、その一環として表記のアンケート調査を実施させていただきます。

本調査研究は、平成23年度に弊社が実施いたしました「被災時から復興期における高齢者への段階的支援とその体制のあり方の調査研究事業」（老人保健健康増進等事業）を契機とし、災害の多い日本において、災害による二次被害を防ぎ、災害時にも地域包括ケアシステム/地域共生社会を維持させようとする自治体の方々への一助となるべく調査研究を進めております。

平成30年5月に厚生労働省より「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日社援発0531第1号）にて「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」が示され、今年より厚生労働省では「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を社会福祉法人全国社会福祉協議会に委託し、各都道府県の災害福祉支援体制の強化やと都道府県間の連携体制の構築を図っています。そして、新型コロナ禍においても令和2年7月豪雨では熊本県、令和3年熱海市伊豆山土石流災害では静岡県において災害派遣福祉チームの県内派遣による活動が行われたところです。

このように全国で災害派遣福祉チーム員の登録・育成、組成が進む一方、継続して課題となっているのは、発災時の都道府県と事務局（発災後は本部）の運営です。このことは、災害派遣福祉チームの実効性を担保するために不可欠であり、取り組まれている各都道府県においても共通課題と考えます。

本調査研究では、ネットワーク事務局（発災時は本部）の運営、災害時の保健・医療・福祉の連携による支援体制の検討を進めておりますが、そのためには都道府県御担当課及びネットワーク事務局の実態について是非とも教えて頂きたいと思っております。また、以上の内容の取りまとめをさせて頂くことで相互の情報共有にも活用頂ければと思っております。

年度末、また新型コロナ感染症対応等でご多忙の中を恐縮ですが、是非とも本調査へのご協力を賜りたく宜しくお願ひいたします。

以下の【アンケート入力時のお願い】をお読みの上で回答頂き、メールに添付のうえ、返送用アドレス（fri-saigaifukushinw@cs.jp.fujitsu.com）に令和5年3月7日（火）までに返信いただけますよう宜しくお願いします。

◎ご不明の点がございましたら、下記までお問合せください。

御質問がある場合は fri-saigaifukushinw@cs.jp.fujitsu.com までご連絡をお願いします。

※現在テレワーク中のため、申し訳ありませんが御電話でのご要望については折り返しとさせて頂きますので、その旨メールに記載してお知らせください。

【アンケート入力時のお願い】

※エクセルにて調査票を作成しております。質問は令和2年度に実施させていただいた調査と重なる所もありますので、ご回答に際しては当時の貴都道府県の回答内容のご確認、もしくは以下にあります調査報告書のデータ編をご確認頂いて追記修正頂く等して、なるべくお手間を省いて頂ければと思っております。

「令和4年度 災害福祉支援ネットワーク、DWAT の実態把握、活動分析及び運営の標準化に関する調査研究事業」（生活困窮者就労支援事業費等補助金 社会福祉推進事業）

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2020saigaifukushi.html>

※こちらの下の方に報告書(データ版)がありますので、そちらでご自身の都道府県を御確認ください。

- ① 記入は、貴都道府県の災害福祉支援ネットワーク等の災害時の福祉の支援体制の構築等のご担当、もしくは検討の実施や担当等が想定される部署の方がご記入ください。もし事務局を外部に委託されている場合は、必要に応じてご確認をお願いします。
- ② エクセルの調査票は、選択肢についてはプルダウン、文章については当該の枠にご記入をお願いします。
- ③ 回答箇所はブルーの網掛がされております。但し、選択頂いた回答次第で、回答不要な箇所はグレーに網掛がされます。回答箇所以外の場所には文字入力できないよう設定しておりますが、書式変更も行わないようお願いします。
- ④ もし内容が書ききれない、参考資料がある、ご提供いただける資料がある等の場合は、お手数ですが、別ファイル等にてメールに添付し、返送くださるようお願いいたします。また、参考となる資料が公表されている場合には、URLを教えて頂けると助かります。
- ⑤ 調査票を保存する際は、必ずエクセルの保存形式でお願いします。
- ⑥ ファイル名については、次のようにお願いします。

00□□県（調査票）

↑
↑
都道府県コード 都道府県名

- ⑦ 収送メールの件名は、次のようにお願いします。

00□□県（災害福祉広域支援ネットワーク調査回答）

↑
↑
都道府県コード 都道府県名

【ご参考 災害時の福祉について】

令和4年度 災害福祉支援ネットワーク、DWAT の実態把握、活動分析及び運営の標準化に関する調査研究事業
(生活困窮者就労支援事業費等補助金 社会福祉推進事業)

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2020saigaifukushi.html>

令和元年度「災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究事業」

(生活困窮者就労支援事業費等補助金 社会福祉推進事業)

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2019saigaifukushi.html>

令和元年度「地域包括支援センター・ケアマネジャーの災害時支援のあり方に関する調査研究事業」

(老人保健健康増進等事業)

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2019saigajishien.html>

平成29年度「災害時の福祉支援の在り方と標準化に関する調査研究事業」

(生活困窮者就労支援事業費等補助金 社会福祉推進事業)

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2017saigaifukushi.html>

災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査

(別紙)

都道府県コード表

0 1 北海道	2 5 滋賀県
0 2 青森県	2 6 京都府
0 3 岩手県	2 7 大阪府
0 4 宮城県	2 8 兵庫県
0 5 秋田県	2 9 奈良県
0 6 山形県	3 0 和歌山県
0 7 福島県	3 1 鳥取県
0 8 茨城県	3 2 島根県
0 9 栃木県	3 3 岡山県
1 0 群馬県	3 4 広島県
1 1 埼玉県	3 5 山口県
1 2 千葉県	3 6 徳島県
1 3 東京都	3 7 香川県
1 4 神奈川県	3 8 愛媛県
1 5 新潟県	3 9 高知県
1 6 富山県	4 0 福岡県
1 7 石川県	4 1 佐賀県
1 8 福井県	4 2 長崎県
1 9 山梨県	4 3 熊本県
2 0 長野県	4 4 大分県
2 1 岐阜県	4 5 宮崎県
2 2 静岡県	4 6 鹿児島県
2 3 愛知県	4 7 沖縄県
2 4 三重県	

※JIS規格による。

災害時の福祉支援体制の構築についての調査（調査票）

令和4年度 災害時の福祉支援体制の構築についての調査

※ 回答は、時期の指定がない限り、**2023年1月末時点**の内容でお答えください。
※ 回答に際しては、「災害時の福祉支援体制構築についてのアンケート調査へのご協力のお願い」の「アンケート入力時のお願い」をご一読の上、入力をお願いいたします。
※ 入力は、水色 部分のみ可能となっています。選択式の設問は「▼」をクリックし、表示されたリストから選択してください。
※ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制に関する資料で、弊社に提供いただけるものがあれば、調査票の返送時に資料添付もしくはURLを教えていただけると幸いです。

回答していただく方のご連絡先

都道府県名	
部署名	
役職・名前	
電話番号・Fax	
e-mail	

I. 貴都道府県内の災害時の福祉支援の体制の構築状況についてうかがいます。

問1

全ての都道府県にうかがいます。

貴都道府県では、貴都道府県内で災害が発生した場合、要配慮者支援のために被災地で福祉による支援の機能を確保するために人員派遣等を行う体制（以下、「災害時の福祉支援体制」という）を構築されていますか。

※なお、「1.既に構築している」は、「府内調整及び関係団体と協議体を設立している・人員派遣の協定が整う等、既に都道府県内の関係者の合意が得られて活動を開始している状態」、「2.現在構築中である」は、「体制構築に向けて、府内調整の実施、関係団体と協議体設立に向けての検討・人員派遣の協定締結に向けての検討をしている状態」、「3.今後構築の予定だが、まだ取りかかっていない」は、「都道府県としては体制構築を考えているが、関係団体等とは協議体の設立・協定の締結等、具体的な検討には至っていない状態」…とします。

(1つ選択)	
1	既に構築している
2	現在構築中である
3	今後構築の予定だが、まだ取りかかっていない
4	未定
5	予定はない
6	その他

問1

→問2-1へ進む

→問2-1へ進む

→問2-2へ進む

→問2-2へ進む

→問2-3へ進む

→問3へ進む

問2-1

問1で「1.既に構築している」、「2.現在構築中である」と回答した都道府県にうかがいます。

既に貴都道府県内で災害時に福祉支援を行う体制を構築している場合はその内容を、現在構築中の場合で内容が概ね決まりつつある場合は予定している内容を記述し、今後検討する場合は、「未定」と記述してください。

① その体制はどのような内容でしょうか。

(1つ選択)	
1.	都道府県と関係団体等で災害時の福祉に関する協議会・機構等を設け、そこで要配慮者に支援を行う人材の確保を位置づけて進めている → (1)へ記述
2.	都道府県と関係団体等で災害時の福祉に関する協議会自体は行っているが、協議会・機構等は設置しておらず、要配慮者に支援を行う人材の確保は、別途!都道府県と各団体や施設との協定」、「事務局と各団体や施設との協定等」で実施している → (2)へ記述
3.	その他 → (3)へ記述

問2-1①

(1) 設問①で、「1」と回答した方は、その内容を記述お願いします。

0字	協議会等名称
0字	その内容

※協議等提供頂ける資料があれば添付下さい

(2) 設問①で、「2」と回答した方は、その内容を記述お願いします。

0字	協定等名称
0字	協定の締結者
0字	内容

※協定等提供頂ける資料があれば添付下さい

(3) 設問①で、「3」と回答した方は、その内容を記述お願いします。

0字	名称
0字	内容

② 災害時の福祉支援体制の稼動開始時期（協議会や検討会の立ち上げ等）、または予定期間を教えて下さい。

1. 開始した(年度記述)	問2-1 ②
2. 開始予定である(年度記述)	
3. 時期未定	
上の設問で「1」「2」を選択回答した方は、開始時期、予定期間を教えてください。(記入例:2018年4月)	
⇒	

③ 協議会に参加している団体、もしくは協定の継続先の団体を教えてください。（団体名を記述）

※分類が不明な場合は「4.その他」にまとめて記述して頂いても結構です。

※団体リスト等がある場合は、添付頂いても結構です。

1. 社会福祉協議会等	
0字	社会福祉協議会 経営者協議会等
2. 種別協事業者団体	
0字	高齢者福祉
0字	障害児・者
0字	児童・母子
0字	その他
3. 職能団体	
0字	専門職の団体
4. その他	
0字	他職種の団体

④ 現在、体制に未参加で、今後、参加・連携を想定している団体があれば教えてください。（記述）

0字	
----	--

⑤ 災害時の福祉支援体制による支援の主な対象と対象者、理由を教えてください。

※なお、「災害時の福祉支援体制の整備について」（厚生労働省 平成30年5月31日社援発0531第1号）では、対象先については一般避難所（注：指定避難所のうち、福祉避難所を除く一般的な避難所）に福祉支援を行うチームの派遣を想定し、災害時要配慮者について

⑤-1 支援の主な対象が（該当するもの全て「〇」を選択してください）

1. 一般避難所	問2-1(5)-1
2. 福祉避難所（福祉施設で開設）	
3. 福祉避難所（福祉施設で開設するもの以外）	
4. 公民館等自主避難所	
5. 車中泊	
6. 要配慮者の居宅（在宅避難）	
7. 福祉施設等事業所	
8. その他（記述）	
0字	⇒
6. 未定・検討中	

上の設問で、支援の主な対象先としている理由を教えてください。(記述)
0字

⑤-2 支援の主な対象者(該当するもの全て「○」を選択してください)

1. 高齢者	問2-1(5)-2
2. 障害者・児	
3. 乳幼児	
4. その他(記述)	
0字	
5. 未定・検討中	

上の設問で、支援の主な対象者としている理由を教えてください。(記述)
0字

⑥ 災害時の福祉支援体制で想定している「災害」の種類について教えてください。
(該当するもの全て「○」を選択してください)

1. 暴風	問2-1(6)
2. 雨	
3. 雪	
4. 洪水	
5. 高潮	
6. 地震	
7. 津波	
8. 噴火	
9. 原子力災害	
10. その他	
0字	

⇒

⑦ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制の担当部署を教えてください。(記述)

担当部署名	
※複数部署が関わっている場合、主担当の部署名	

⑧ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制の担当部署以外の部署(例: 庁内の他の福祉部署、防災部署等)との間での福祉支援体制に関する連携や検討状況等について教えてください。(記述)
0字

⑨ 災害時の福祉支援体制の事務局を担うのはどちらですか。
(1つ選択)

1. 都道府県が担う	問2-1(9)
2. 都道府県と団体が共に担う	→ (1)へ記述
3. 団体が担う	→ (1)へ記述
4. その他	→ (2)へ進む
5. 未定	

(1) 設問⑨で、「2.都道府県と団体が共に担う」、「3.団体が担う」と回答した方はその団体名を記述お願いします。(記述)
0字

(2) 設問⑨で、「4.その他」と回答した方はその内容をお知らせください。(記述)
0字

⑩ 事務局を担当している人の数を教えてください。(数字記入)

専任	名
兼務	名

⑪ 事務局はどのような費用で運営されていますか？（複数選択可能）

（該当するもの全て「○」を選択してください）

- 1. 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業（都道府県から申請）
- 2. 都道府県による独自予算
- 3. 民間団体による助成等
- 4. その他（記述）

0字

⇒

問2-1⑪

⑫ 災害発生時には「事務局」が「本部」となることが想定されますが、そのバックアップ機能を確保していますか。

（1つ選択）

- 1. 確保している → (1)へ記述
- 2. 確保していない

問2-1⑫

（1） 設問⑫で、「1. 確保している」と回答した方はバックアップの方法を記述をお願いします。（記述）

0字

⑬ 貴都道府県の災害時の福祉支援体制では、災害時に派遣する災害派遣福祉チームの人員確保や育成をされていますか。

（1つ選択）

- 1. 開始している → 設問⑬-1へ進む
- 2. 開始予定【以下、開始予定年月を教えてください（記入例 2011年4月）】 → 設問⑬へ
- 3. 開始していない → 設問⑬へ

問2-1⑬

⑬-1 人員確保の方法と登録条件について教えてください。

以下の設問⑬-1～⑬-3では、「1. はい」「2. いいえ」を選択し、「1. はい」の場合はその詳細を記述をお願いします。

- （1） 団体との協定や呼びかけ等で、チーム員として派遣できる人数のみを確保している
（※個人を指定していない）

問2-1⑬-1(1)

選択肢
1. はい
2. いいえ

協定の締結先
例：団体、施設等

確保した人員数

名

0字

登録条件
(職種・経験年数等)

- （2） 団体との協定や呼びかけ等で確保しているが、明確にチーム員として活動する人を決めて登録し、
確保している（※個人を指定している）

問2-1⑬-1(2)

選択肢
1. はい
2. いいえ

協定の締結先
例：団体、施設、登録者個人等

確保した人員数

名

0字

登録条件
(職種・経験年数等)

- （3） 個人による応募も受け付けている

問2-1⑬-1(3)

選択肢
1. はい
2. いいえ

0字

確保した人員数

名

登録条件
(職種・経験年数等)

0字

- （4） その他の人員確保の方法があれば、教えてください。（記述）

0字

⑩-2 役割や能力を意識した災害派遣福祉チームの人の層や人材像、その育成策について、以下より1つ選択してください。
(人材の層の例：統括リーダー、コーディネーター、チームリーダー、チーム員、ロジスティクス等)

(1つ選択)	
1. 人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てて実行している	→(1)へ進む
2. 人材の層や人材像を設定し、育成計画を立てているが、実行は今後である	→(1)へ進む
3. 人材の層や人材像は設定しているが、育成計画は未だ立てられていない	→(1)へ進む
4. 特に人材の層や人材像は設定していない	→⑩-3へ進む

問2-1⑩-2

(1) その際の人材の層の例を教えてください。(記述)

0字

⑩-3 貴県では災害福祉支援コーディネーターの配置をされていますか。

(1つ選択)	
1. 配置している	→(1)へ進む

問2-1⑩-2

選択肢
1. はい
2. いいえ

(1) 設置時期・所属・人数・実施業務について教えてください。(記述)

0字

⑩-4 令和4年度の研修や訓練の実施状況（今年度の予定含む）について教えてください。

(1)「2」どちらか選択	
1. 今年度実施した(もしくは今年度中に実施予定である)	→ (1)へ進む
2. 今年度は実施していない	→ ⑩-4へ進む

問2-1⑩-3

(1) 令和元年度の社会福祉推進事業の調査研究※において、災害派遣福祉チームのチーム員の基礎研修として「標準研修(調査研究の報告書中では「導入研修プログラム」という名称になっています)」が作成・公表されており、令和元年度下期には全国社会福祉協議会ではその「標準研修(導入研修プログラム)」を使用して都道府県・事務局に向けた研修も行われていますが、貴団体では新規チーム員の登録時等に「導入研修(プログラム)」それらを用いた研修はされていますか。

※参考「災害派遣福祉チームの育成に関する調査研究事業」(株)富士通総研 令和元年度社会福祉推進事業

<https://www.fujitsu.com/jp/group/ri/report/elderly-health/2019saigaifukushi.html>

(1)「2」どちらか選択	
1. 実施している	
2. 実施していない	

選択肢
1. 実施している
2. 実施していない

(2) 今年実施した(または実施予定の)研修・訓練について教えてください(3件まで)

※可能であれば次第を提供ください	
研修1	
1) 研修・訓練の名称	
2) 対象者	
3) 実施時期(西暦年/月)	
0字	
4) 内容	
※可能であれば次第を提供ください	
研修2	
1) 研修・訓練の名称	
2) 対象者	
3) 実施時期(西暦年/月)	
0字	
4) 内容	
※可能であれば次第を提供ください	
研修3	
1) 研修・訓練の名称	
2) 対象者	
3) 実施時期(西暦年/月)	
0字	
4) 内容	

⑩-5 チーム員の平時の活動に対する貴都道府県の考え方について教えてください。

(1つ選択)	
1. 積極的に促しており、活動先の紹介や支援等も行っている	→(1)へ進む
2. 促してはいるが、各チーム員に任せている	
3. 特に促してはいない	

問2-1⑩-4

⑬-6 平時におけるチーム員の活動について教えてください。
(「1.はい」「2.いいえ」を選択してください)

1. 災害派遣福祉チーム員として市町村の訓練等に参加・協力している
2. 災害派遣福祉チーム員として住民への啓発活動や意見交換等を行っている
3. 災害派遣福祉チーム員として他の専門職との協議や意見交換等を行っている
4. その他(以下記述)

0字



問2-1⑬-5

選択肢

1. はい
2. いいえ

⑬-6 平時におけるチーム員との関わりについて教えてください。
(「1.はい」「2.いいえ」を選択してください)

1. 都道府県・事務局からチーム員に対し、メール等で定期的に情報提供等を行っている
2. 都道府県・事務局やチーム員が直接集まって話ができるような場を設定している
3. 都道府県・事務局やチーム員同士が情報交換等できるような場を設定している(SNS等)
4. その他(以下記述)

0字



問2-1⑬-6

選択肢

1. はい
2. いいえ

⑭ 活動に際し、資機材等は確保していますか。

(「1」「2」どちらか選択)

問2-1⑭

選択肢
1. 確保している
2. 確保していない

(1) 設問⑭で、「1.確保している」と回答した方は、次のうち該当するものを全て選択してください。
(該当するもの全て「○」を選択してください)

1. ピラス
2. モバイル/パソコン・タブレット
3. プリンタ
4. 携帯電話
5. 衛星電話
6. トランシーバ
7. デジタルカメラ
8. 車両
9. 自家発電機
10. 感染症物品
11. その他(以下記述)

0字



問2-1⑭-1

⑮ 貴都道府県内に災害が発生した際の、都道府県・事務局(発災時には本部)・災害派遣福祉チームの具体的な動きについての検討状況を教えてください。

⑯-1 災害が発生した場合の本部の体制や立ち上げ手順について教えてください。

(1つ選択)

1. 本部の体制や立ち上げ手順等を具体的に整理して決めている → (1)へ記述
2. 概要是定めているが、具体的な本部体制や立ち上げ手順等については決まっていない → (2)へ記述
3. 検討中である

問2-1⑯-1

(1) 設問⑯-1で、「1.…具体的に整理して決めている」と回答した方にうかがいます。それは何で整理されているのでしょうか。(記述)
(例:本部の運営マニュアル、活動要領等)

0字

(2) 設問⑯-1で、「2.…手順については決まっていない」「3.検討中である」と回答した方にうかがいます。それらを決めていくうえで、どのようなことが課題になっていますか。(記述)
0字

⑯-2 災害が発生した場合の災害時の福祉支援体制に参加する各団体等の役割や協力の内容等について教えてください。

(1つ選択)

- | | |
|---|----------|
| 1. 役割や協力の内容について具体的に決めて各団体等と合意している | → (1)へ記述 |
| 2. 概要是各団体等と合意しているが、具体的な役割や協力の内容については決まっていない | |
| 3. 検討中である | |

問2-1⑯-2

(1) 設問⑯-2で、「1. …具体的に決めて合意している」と回答した方にうかがいます。それは例えばどのような内容でしょうか。(記述)

(例: 本部派遣のための人員派遣等)

0字

⑯-3 災害派遣福祉チーム派遣要否の判断のための災害時の福祉支援に係る情報の収集について教えてください。

(1つ選択)

- | | |
|--------------------------------|----------|
| 1. 実施者、実施手順、収集内容等について具体的に決めている | → (1)へ記述 |
| 2. 概要是定めているが、具体的な内容は決まっていない | |
| 3. 検討中である | |

問2-1⑯-3

(1) 設問⑯-3で、「1. …具体的に決めている」と回答した方にうかがいます。それは何で整理されているのでしょうか。(記述)

(例: 本部の運営マニュアル、活動要領等)

0字

⑯-4 災害派遣福祉チームの派遣の可否に係る判断や意思決定の方法について教えてください。

(1つ選択)

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| 1. 検討のための手順や判断基準、意思決定方法等について具体的に決めている | → (1)へ記述 |
| 2. 概要是定めているが、具体的な手順等については定まっていない | |
| 3. 検討中である | |

問2-1⑯-4

(1) 設問⑯-4で、「1. …具体的に決めている」と回答した方にうかがいます。それは何で整理されているのでしょうか。(記述)

(例: 本部の運営マニュアル、活動要領等)

0字

⑯-5 災害が発生した場合のチームの組成方法について教えてください。

(1つ選択)

- | | |
|----------------------------------|----------|
| 1. チーム組成の方針や方法・手順等について具体的に決めている | → (1)へ記述 |
| 2. 概要是定めているが、具体的な手順等については定まっていない | |
| 3. 検討中である | |

問2-1⑯-5

(1) 設問⑯-5で、「1. …具体的に決めている」と回答した方にうかがいます。それは何で整理されているのでしょうか。(記述)

(例: 本部の運営マニュアル、活動要領等)

0字

⑯ 貴都道府県内における災害時の保健・医療と福祉の連携状況について教えてください。

⑯-1 貴都道府県における「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制※」における災害時の福祉支援の活動について教えてください。

※ご参考「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」(厚生労働省 令和4年7月22日)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-000967738.pdf>

(1つ選択)

- | | |
|--|----------|
| 1. 既に大規模災害時の保健医療福祉活動として整理されている | → (1)へ記述 |
| 2. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に災害時の福祉支援の活動も位置づけるべく検討・協議を進めている | |
| 3. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制と災害時の福祉支援の活動も連携するものとして整理している | |
| 4. 検討中である | |
| 5. 想定していない | |

問2-1⑯-1

(1) 設問⑯-1で、「1. …体制の中に位置づけられている」と回答した方にうかがいます。その体制の名称・内容等を教えてください。

また、宜しければ資料、URLを提供ください。(記述)

0字

⑯-2 災害時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動について教えてください。

(1つ選択)

- 1. 連携して活動することが保健・医療の当該担当部署とも共有されている → (1)に進む
- 2. 連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である → (2)に進む
- 3. 連携した活動は特に想定していない → (3)に進む

問2-1⑯-2

(1) その場合の連携方法、活動時の情報共有策や活動方法は決まっていますか。

(1つ選択)

- 1. 具体的に決まっており、既に活動要領やマニュアルを整備している
- 2. 概要是決まっている
- 3. 今後の検討である

問2-1⑯-2(1)

(2) 協議を進めて行く上での課題があれば教えてください。(記述)

0字

(3) 「連携した活動は特に想定していない」理由を教えてください。(記述)

0字

⑯-3 平時における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動について教えてください。

(「1.実施している」「2.実施予定である」「3.現時点で実施予定はない」を選択してください)

- 1. 保健・医療のチームと合同で研修や訓練を行う
- 2. 保健・医療のチームと福祉のチームが意見交換や情報交換等を行う
- 3. 災害派遣福祉チームの活動を、保健・医療のチーム員等に紹介する
- 4. 保健・医療のチームの活動等を、災害派遣福祉チームのチーム員に紹介する
- 5. 各チームの連携した活動に向け、保健・医療のチームの事務局と福祉のチームの事務局が意見交換等を行う
- 6. その他(以下記述)

問2-1⑯-6

- 選択肢
- 1. 実施している
 - 2. 実施予定である
 - 3. 現時点で実施予定はない

0字

⇒

⑯-4 その他、保健・医療と連携して活動するための工夫や取り組みがあれば教えてください。

問2-1⑯-3

(「1」「2」どちらか選択)

- 選択肢
- 1. ある
 - 2. 特にない

(1) 説問⑯-3で、「1.ある」と回答した方は、詳細を教えてください。(例:互いの研修への講師派遣、訓練の共同実施、意見交換の実施等)(記述)

0字

⑰ 貴都道府県の地域防災計画に、この災害時の福祉支援体制は位置づけをされていますか。

(1つ選択)

- 1. 位置付けられている
- 2. 位置付けられていないが、今後位置付ける予定
- 3. 未定
- 4. その他(以下記述)

問2-1⑰

0字

⇒

⑱ 貴都道府県内の各市区町村に対する災害時の福祉支援体制についての働きかけ等の状況を教えてください。(記述)
例) 市区町村地域防災計画への反映、災害救助法担当者会議での説明の実施、市区町村の検討支援、訓練支援等

0字

※ 宜しければ資料、URLを提供ください。

→問3へ進む

⑲ 災害時の福祉支援に対する住民への啓発や周知等への取組み状況を教えてください。(記述)

例) 住民向けパンフレットやセミナー開催等

0字

※ 宜しければ資料、URLを提供ください。

問2-2 問1で「3.今後構築の予定だが、未だ取りかかっていない」、「4.未定」と回答した都道府県にうかがいます。

① 災害時の福祉支援体制構築検討の開始予定期を教えてください。

(1つ選択)	
1. 開始時期は決定している(年度記述)	問2-2①
2. おおよその開始時期は想定している(年度記述)	
3. 未定	
上の設問で「1」「2」を選択回答した方は、開始予定期を教えてください。(記入例:2021) ⇒	

年度または年頃

② その時期とした理由を教えてください。(記述)

0字

③ 災害時の福祉支援体制の事務局についてはどのように想定されていますか。

(1つ選択)	
1. 都道府県が担う	問2-2③
2. 都道府県と団体が共に担う	
3. 団体が担う	
4. その他が担う	
5. 未定	

(1) 設問③で、「2」、「3」と回答した方は想定する団体名を記述お願いします。(記述)

0字

(2) 設問③で、「4」と回答した方はその内容をお知らせください。(記述)

0字

④ 貴都道府県内における災害時の保健・医療と福祉の連携状況について教えてください。

④-1 「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制※」における災害時の福祉支援の活動について教えてください。

※ご参考「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」(厚生労働省 令和4年7月22日)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-0000967738.pdf>

(1つ選択)	
1. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の中に位置づける予定である	問2-2(4)-1
2. 大規模災害時の保健医療活動に係る体制と連携するものとして整理する予定である	
3. 検討中である	
4. 想定していない	

④-2 災害における保健・医療チームの活動と災害派遣福祉チームの活動として想定していることを教えてください。

(1)「2」どちらか選択

1. 連携して活動することを想定して保健・医療の担当部署と協議中・協議予定である	問2-2(4)-2
2. 連携しての活動は特に想定していない	
3. 未定・わからない	

問2-2(4)-1

問2-2(4)-2

(1) 協議を進めて行くまでの課題があれば教えてください。(記述)

0字

(2) その理由や状況を教えてください。(記述)

0字

⑤ 貴都道府県の地域防災計画に、この災害時の福祉支援体制は位置付ける予定ですか。

(1つ選択)

1. 位置付ける予定である	問2-2(5)
2. 位置付ける予定はない	
3. 未定	

⑥ 現時点で貴都道府県に大規模災害が発生した場合、他都道府県から派遣された災害派遣福祉チームが接続できるような体制はありますか。

問2-2⑥)	1
〔「1」「2」どちらか選択〕	

選択肢
1. ある
2. ない

(1) 設問⑥で、「1.ある」と回答した方は、その体制の名称と担当部門(事務局等)を教えてください。(記述)

体制の名称	
担当部門(事務局等)	

←記述して下さい

←記述して下さい

→問3へ進む

問2-3 問1で「5.予定はない」と回答した都道府県にうかがいます。

① 災害時の福祉支援体制の構築を予定していない理由を教えてください。(記述)

0字

② 現時点で貴都道府県に大規模災害が発生した場合、他都道府県から派遣された災害派遣福祉チームが接続できるような体制はありますか。

問2-3②)	1
〔「1」「2」どちらか選択〕	

選択肢
1. ある
2. ない

(1) 設問②で、「1.ある」と回答した方は、その体制の名称と担当部門(事務局等)を教えてください。(記述)

体制の名称	
担当部門(事務局等)	

→問3へ進む

II. 貴都道府県以外の都道府県との広域的な災害時の福祉支援体制の構築状況についてうかがいます。

東日本大震災では宮内庁内での相互支援も困難となり、都道府県を越えた広域間による支援が必要となりました。また、熊本地震では、熊本県の災害派遣福祉チームと連携して岩手県・京都府の災害派遣福祉チームが、平成30年7月豪雨災害では、岡山県において岡山県災害派遣福祉チームと連携して青森県・岩手県・群馬県・静岡県・京都府の災害派遣福祉チームが避難所で支援活動を行い、あらためて災害時にも福祉支援が提供されることの重要性が確認されたところです。

一般的のガイドライン発出を受け、現在、都道府県内に災害時の福祉支援体制の構築が進んでいますが、同時にそれらが都道府県間等の広域支援時にも機能するよう、体制を構築していくことも重要であると考えられます。

問3 全ての都道府県にうかがいます。貴都道府県内で災害が発生した場合に、他県の災害派遣福祉チームを受け入れる可能性（受援）を想定されていますか。

(1)(2)どちらか選択

- | | |
|----------------|---------|
| 1 想定している----- | →①、②へ進む |
| 2 想定していない----- | →③へ進む |

問3

① 「1.想定している」と回答した方にうかがいます。その場合の連携方法、活動時の情報共有策は決まっていますか。

(1つ選択)

1. 検討済である
2. 検討中である
3. 未検討である

問3①

② 「1.想定している」と回答した方にうかがいます。受け入れる際の課題としてお考えのものがあれば教えてください。（記述）

0字

③ 「2.想定していない」と回答した方にうかがいます。その理由を教えてください。（記述）

0字

問4 全ての都道府県にうかがいます。他県で災害が発生した場合、貴都道府県から災害派遣福祉チームを派遣する可能性（応援）を想定されていますか。

(1)(2)どちらか選択

- | | |
|----------------|---------|
| 1 想定している----- | →①、②へ進む |
| 2 想定していない----- | →③へ進む |

問4

① 「1.想定している」と回答した方にうかがいます。他県への災害派遣福祉チームの派遣に向けた手順等について検討されていますか。

(1つ選択)

1. 検討済である
2. 検討中である
3. 未検討である

問4①

② 「1.想定している」と回答した方にうかがいます。派遣する際の課題としてお考えのものがあれば教えてください。（記述）

0字

③ 「2.想定していない」と回答した方にうかがいます。その理由を教えてください。（記述）

0字

問5 全ての都道府県にうかがいます。広域派遣の可能性を想定し、次を実施されたことはありますか。

(該当するもの全て「○」を選択してください)

- | | | |
|-----------------------------|---|----|
| 1 他県の研修や訓練等の観察 | ⇒ | 問5 |
| 2 他県との研修や訓練等の共同実施 | | |
| 3 他県との情報交換会・意見交換会の実施 | | |
| 4 他県との連携に向けた会議の開催 | | |
| 5 応援・支援等の活動手順の共通化に向けた具体的な検討 | | |
| 6 その他(記述) | | |

III.災害時の福祉支援体制全般についてうかがいます。

問6 全ての都道府県にうかがいます。災害時の福祉支援体制を平時の地域包括ケアシステム/地域共生社会構築の活動と連動させるために心がけている、取り組んでおられることがあれば教えてください。（記述）

0字

問7 その他、災害時の福祉支援体制の構築に向けての意見等があればお書きください。（記述）

0字

災害福祉支援ネットワーク、DWAT の実態把握、課題分析及び運営の標準化に関する調査研究事業

(データ版)

(令和4年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業)

発行月 令和5（2023）年3月

発行者 株式会社 富士通総研

〒144-8588 東京都大田区新蒲田 1-17-25 富士通ソリューションスクエア C 棟 7 階

tel. 03 (6424) 6752

fax. 03 (3730) 6800

<http://jp.fujitsu.com/group/fri/>

禁無断転載